

# 地域における遺跡の総合的マネジメント

— 平成22年度 遺跡整備・活用研究集会(第5回) 報告書 —

2011

独立行政法人 国立文化財機構

奈良文化財研究所

**地域における遺跡の総合的マネジメント**  
— 平成22年度 遺跡整備・活用研究集会(第5回) 報告書 —

## 目次

---

### 凡例

#### I. 研究報告

1. 地域計画における遺跡の役割と機能	004
宗田 好史 (京都府立大学)	
2. 地域文化の育成と遺跡の保存・活用	030
大島 直行 (伊達市噴火湾文化研究所)	
3. 変化をマネジメントする	
—対処療法からの脱却、そして遺産ガバナンスへ—	040
稲葉 信子 (筑波大学大学院)	
4. 熊野古道アクションプログラムから考える遺産のマネジメント	046
平野 昌 (三重県立図書館)	
5. 地域と遺跡・遺産 —「総合的マネジメント」について—	054
平澤 毅 (奈良文化財研究所)	

#### II. 資料

平成22年度遺跡整備・活用研究集会(第5回)の開催成果について(平澤毅)	088
1. 開催概要	090
2. 参加者・事務局名簿	091
3. 開催状況	092
4. 記録	093
5. 遺跡・遺産のマネジメントに関連する用語	125
6. 遺跡整備・活用研究集会の開催概要(第1回～第4回)	126
7. 遺跡整備・活用研究集会の報告等	134
Summary Contents of the Reports of the Research Symposiums on Preservation and Utilization of Historic Sites	135

## 凡 例

- 1 本書は、平成23年(2011)1月21日(金)及び22日(土)に、平城宮跡資料館講堂において開催した「遺跡整備・活用研究集会(第5回)『地域における遺跡の総合的マネジメント』」(以下、「研究集会」という。)の成果を取りまとめた報告書である。
- 2 「研究集会」は、「遺跡の保存・整備・活用に関する一体的な調査・研究」の一環として、奈良文化財研究所の文化遺産部遺跡整備研究室が企画・主催し、小野健吉・平澤毅・青木達司が担当した。参加者は、地方公共団体職員・研究者等、100名余りであった。
- 3 本書において、研究報告については平成23年度に執筆依頼したもので、所属等については平成23年(2011)4月時点のものとしているが、開催記録に該当する部分の所属等については「研究集会」開催当時のままとした。
- 4 本書は「Ⅰ. 研究報告」と「Ⅱ. 資料」の2部構成とした。「Ⅰ. 研究報告」においては、「研究集会」における検討成果を踏まえ新たにとりまとめられた論考を掲載した。「Ⅱ. 資料」においては、「研究集会」開催の記録として、開催概要、参加者名簿のほか、「趣旨説明等(1月21日)」、「講演の総括(1月22日)」、「総合討議(1月22日)」の記録、そして、参考のため、「遺跡・遺産のマネジメントに関連する用語」を掲載し、併せて『遺跡整備・活用研究集会(第1回～第5回)』の開催実績等に関わる総括的な情報を整理して収録した。
- 5 「趣旨説明等(1月21日)」、「講演の総括(1月22日)」、「総合討議(1月22日)」については、録音から音声起こししたものを参照しながら、平澤毅がまとめ、各発言者の校閲を経たものである。各発言における言い回し等については、その趣旨の変更を伴わない範囲で修正を加えた部分がある。
- 6 本書の編集は平澤毅が行った。

## I. 研究報告

---

## 地域計画における遺跡の役割と機能

宗田 好史（京都府立大学）

### 1. はじめに

よく言われるように、歴史は現代人が史実に関心を抱き、そこに解釈を加えることでつくられる。その解釈には、現代人の関心や思想が反映される。歴史が現代の鑑だといわれる所以である。同様に、史跡を含む文化遺産の解釈も変わり、その取扱いも変化する。我が国の文化財保護法制定後の僅か60年間にも、文化財の概念は拡大し、その数も増し、その保存方法も発展してきた。その意味で、遺跡の役割と機能も日々変化している。そして、世紀が変わり、日本が大きな転換期にある現在、現代日本人の意識が大きく転換する中、遺跡のあり方は必然的に変化しようとしている。

長く続いた日本の戦後の都市開発は、国土を盛んに掘り返し、遺跡の発見に繋がった反面、その大部分を破壊してきた。埋蔵文化財は緊急に発掘調査されたが、その多くは記録が残されるだけで、遺物は博物館に納められ、僅かな例外を除き遺跡のほとんどは見ると影もなく破壊された。

21世紀の現在、わが国では人口減少が始まり、市街地の空洞化が進んでいる。開発の必要性は乏しく、公共事業も無駄だと言われるようになった。もはや、遺跡を壊す時代ではない。遺跡があれば、町の一部として尊重していく時代になった。都市計画の上でもその仕組みが考えられなければならない。

2002年の「美しい国づくり政策大綱」が発表され、2004年には景観法、2007年には歴史まちづくり法が次々と制定され、先進的な自治体では歴史風致の維持向上が都市計画の重要課題になってきた。しかし、歴史風致とはいうものの、その中心は町並みであり、町家や近代建築が中心である。景観法では景観重要建造物と景観重要樹木の規定がある。歴史まちづくり法では、もちろん重要伝統的建造物群保存地区だけでなく、まだ極めて少ないが、重要史跡であれば城郭や古墳も計画の中心に置くことができる。それと比べると、遺跡はほとんど注目されていない。

### 2. 近年の都市計画の変化、景観法、歴史まちづくり法

文化財保護法では、学術的に重要で保護すべき遺跡を史跡・特別史跡に指定できる。しかし、その数は少ない。その他の遺跡は開発工事の折に、「埋蔵文化財包蔵地」として届出が義務付けられる（第93条）。その後、遺跡調査が行われれば、報告書が作成・提出されるが、驚くことに遺跡の現状保存に関する規定がない。だから、緊急発掘調査の後によく遺跡保存の声が上る。極めて稀に国や自治体が買上げることもあるが、多くは保存されないのである。

戦後の保存運動は遺跡から始まり、盛んだったにも関わらず、この点を見ても遺跡の保存は町並みや城郭よりも遅れている。それは、建造物と違い、遺構は人々の眼に付きにくいからだろうか。

古代ギリシャやローマの積石造の遺跡は地上に構築物が聳えているが、日本では主に地下にある。だから景観法の埒外にあるとでもいうのだろうか。そうだとすれば、歴史や文化への冒涇、とまでは言わなくとも認識不足ではあるだろう。

遺跡に対する国民の関心は高い。極度の貧困から抜け出した高度経済成長時代とは違う。歴史まちづくり法の時代に、遺跡は町並み同様にまちづくりに生かすべき文化遺産として考える国民は増えつつある。しかし、都市計画は城郭と違い、同じ史跡でも考古学遺跡の取扱いには未熟な部分が多いのではないだろうか。この論では、イタリアなど考古学先進国での遺跡を活かした都市計画を見つつ、日本の歴史まちづくりにおける史跡の取扱いを考えたい。

### 3. イタリアの景観計画に見る遺跡の役割と機能 —エミリア・ロマーニャ州—

西欧諸国では、考古学はすでに景観再生に大きな役割を果たしてきた。例えばイタリアでは、1980年代後半に州単位で景観計画が策定された時に、エミリ

ア・ロマーニャ州が古代ローマ時代の「百人隊地籍<sup>1)</sup>」(centriazio)が広域道路網計画の骨格に定めた。これは我国の条里制に当たる地籍で、長年ロンバルディア平原の風土に溶け込んでいた。古代ローマ街道や地域の道路網は言うまでもない。地籍に沿って集落や都市が形成され、その後2千年間に築かれた鉄道や道路に大きな影響を与えた。地籍に沿わない20世紀の新市街地、住宅団地、工業団地がむしろ異質に見え、地形と風土を疎かにした開発が美しい景観を損ねたことが一目了然である。地籍は地形図上だけでなく、発見された小さな遺跡の数々と相まって、ポー河一帯の農業景観を取戻す道標になり、広くEU諸国にも知れ渡った。

この一見斬新に見える地籍再生の景観計画は、1960年代から70年代にかけて西欧諸国で進んだ歴史的都市の保存政策の延長にある。人口増加と経済成長が鈍化した西欧の中規模都市では、社会コストのかかる郊外開発を止め、すでに社会資本が整備し尽くされている歴史的都心部を再生することによってコンパクトシティを志向する政策に転換した。都市の郊外に厳しい開発規制をかけて、都市と農村の境界を明らかにする。都市を制御された建築デザインで整備し始めた直後には、農山村の大規模公共事業や農業的土地利用にも各国それぞれに規制をかけ始めた。

イタリアではガラッソ法(1985年法律431号)で、取組みが遅れた自治体でも法で定めた景観保護計画を用意しなければ一切の開発許可、建築許可が出させないようにした。西欧諸国の中でも、利権に群がる田舎政治家が多く、規制を嫌ったイタリアには必要不可欠な強硬措置であった。1970年代までのリゾート開発ですでに乱開発されていた海岸沿いを守っただけではない。自然公園や環境保護区を広く定め、海岸から500m、河川からも300m、アルプスとアペニン山脈の一定の標高以上の範囲でも原則的に建築行為の禁止を定め、そして、国土の15%に相当する「考古学地域」を指定した。

水際や高山は低利用地で開発圧力も比較的低い。しかし、大部分の考古学地域は平野部にあり、長年農地・宅地として利用され、圧倒的に私有地が多い。それにも関わらず厳しい開発・建築規制が受け入れられるのは、1960年代からの国民的議論で土地所有権と、土地利用・

開発権を分けて考える「計画行政権限」が確立しているからであり、国民に「計画文化」が普及しているからである。

もちろん、この過程では土地所有者からの強い反論もあった。裁判も数多い。しかし、憲法裁判所を含む度重なる審議の中で、例えば遺跡については、その文化的価値は国民に帰属するもので、個人の土地所有権は国民共有の価値は侵害しないという理解が進んだ。文化財監督局は国民の権利を守るために、土地所有者に利用制限を加え、また適正価格で買取ることができる。1960年代の開発ラッシュが一段落した後では、開発業者にとっても考古学地域を避ければいい話、農業はほぼ継続できる。だから、国民の理解も進んできた。

10年以上かかったとはいうものの、ガラッソ法によって州や県、郡を単位に次々と景観計画が策定されていった。その一つのエミリア・ロマーニャ州の景観計画では、開発が制限された考古学地域に加えて「百人隊地籍地域」として都市計画が定める道路等都市施設、土地利用計画で十分な配慮がされるべき地域を定めた。考古学地域だけでなく、発掘の予定もない広範な地域への規制は、1980年代末のイタリアでも画期的で、もちろん相当な抵抗があった。

この他、ドイツは1976年の連邦自然保護法で自治体に風景計画策定が義務づけられ、1987年連邦建設法典で土地利用計画(Fプラン)と風景計画で土地利用規制を環境重視で決めている。英国は、1990年都市農村景観法で考古・歴史的地区景観の面的保全、建築物保全と広告物規制を、フランスは1977年の土地利用計画(POS)で、公的拘束力をもつ土地利用規制に美的、考古・歴史的、生態学的観点からの保護、景観地区指定を行う。1993年には景観法が制定され、「建築・都市・文化遺産保存地区」が指定された。

こうして1980年代後半以降、他のEU諸国でも同様に景観保護が進み、2000年10月に欧州景観(フィレンツェ)条約が締結されたことはよく知られている。現在の日本の人口増加率、経済成長率は、ようやく1970年代当時の西欧諸国の水準にまで下がってきた。だから、日本でも合理的な計画行政に対する国民の理解がえられる社会経済状況になったと言える。見境なく住宅や工場を急いで造る時代は終わり、土地成金を許す社会でもなくなった。

フィレンツェ条約は、景観に特化した世界初の国際条約で、田園から都市とその周辺にまで、あらゆる景観を対象にしている。また、傑出した景観だけでなく、日常的な景観へも対象を広げることを提唱した。その保護の

1) ローマ時代の兵制では、市民兵を百人隊に組織した。征服した土地に兵士を入植させるため、測量し農地を区画し、分け与えた。ポー河沿いのロンバルディア平原など、イタリアの平野部には同時の矩形の地籍がよく残されており、その後約2千年の間に築かれた街道や集落、市街地などの形状に強い影響を与えている。我国の条里制によく似ている。

ための計画的開発法制度整備と景観管理の持続的管理を締結国に義務付けており、各国議会での検討を経て、その後の政策立案の指針となった。それは、国土・交通・自然・環境・農業・食料などの行政分野に加え、地方行政の制度改革を必要とした。そのため、現在までに27カ国が批准したものの、署名したのは12カ国である。

#### 4. イタリアの考古学遺跡、近代・現代の取組み —ローマ市の都市基本計画—

考古学が盛んなヨーロッパの都市では、その規模に関わらず大小多数の遺跡が保存されている。大は、ローマ市のフォロ・ロマーノやその南に3,400haに渡って広がる古代アッピア街道遺跡公園のように広大な空地のまま保存されている。ナポリ市のように、現代の都市の地下に広がる古代ネアポリスを巡る見学路まで整備されているものもある。小は、近現代建築の一角を建て残して保存されたもの、地下鉄駅構内には工事中に発見された遺構が保存展示されている。世界遺産に登録されたボン・デゥ・ガール（仏）やボンベイ（伊）のように地上に聳えるものだけでなく、アッピア街道など膨大な草地だけが残るものもある。

そもそも、イタリア都市計画法では土地利用計画上で、考古学遺跡地帯は、その保護のため市街化できない地域として、自治体の都市計画に定めることを求めている。景観法でも同様、都市遺跡、集落遺跡、祭祀遺跡はいうまでもなく、製鉄・製塩など産業遺跡、街道や港湾、河岸など交通遺跡、墓地遺跡は地域の由緒を示す貴重な証拠として保存される。ローマ時代の農地も、その条里制の地籍が遺るとして、景観計画では保護の対象になる。

この違いはどこから来るのだろうか。イタリアで遺跡が崇拜されるのは、偉大な古代ローマへの憧れがあるからだろう。確かに、現代に至るヨーロッパの発展を支えたローマ文化からはラテン語、法律、キリスト教、文学、彫刻、建築、庭園芸術が生まれ、遺跡から出た碑文や美術品の重要性はよく理解される。ただ、そればかりが理由でもない。

ローマ市の遺跡の整備が進んだのは1920～30年代、ムッソリーニが地中海の覇権を追い、新ローマ帝国建設の夢を描いた頃である。イタリアの遺跡整備の端緒にはファシズムの影響がある。一方の日本では、神話が歴史として教えられていた時代、科学としての考古学がまだ制限されていた時代のことである。どちらの国の社会状況も、21世紀の現代からみれば異常としか言いようがないが、イタリアでは遺跡の発掘と発見が待たれ、その

成果を壮大に飾り上げた時代だったが、日本では墓を暴くがごとく忌避された時代だったようにも見える。

もちろん、ムッソリーニだけが古代ローマ遺跡に注目したのではない。ルネッサンス時代から多くの建築家が遺跡から古典建築様式を直に学んでいた。膨大な量の当時のスケッチが残されている。19世紀にはヨーロッパでも考古学は未熟だったが、ローマやギリシャの遺跡への関心が高まった時代でもあった。1894年ギリシャ大地震では、被災した遺跡の修復も始まった。その後、論争が起こった「アナスティローシス」と呼ばれる復原もこの時代に起こったものである。オスマン・トルコから独立を回復したばかりの当時のギリシャもナショナリズムの視点から古代遺跡を必要としていた。同時に、返還請求が出ているエルギン・マーブルが大英博物館に収蔵されているように、ヨーロッパ中が古代遺跡に注目した時代でもあった。

そして、ヨーロッパでは20世紀の前半と後半では遺跡に対する考え方は大きく変わった。特に、イタリアでは反ファシズムの視点から、ナショナリズムを廃しつつ、科学的な考古学研究と民主的に開かれた遺跡の整備が検討され続けてきたのである。その代表的な取組み、市民運動が、自然・歴史環境の保存のための国民協会イタリア・ノストラがローマ支部を中心に練り広げられた古代アッピア街道保存運動である。

古代ローマ街道中、最も重要だといわれるアッピア街道は、ローマと半島南端のプリンディシ港を結び、対岸ギリシャのパトラス港に繋がる。ローマ教会にとっては、聖ペテロがキリスト教をもたらした道でもある。19世紀初頭に教皇領ローマを治めたピウス9世が保存を手がけ、イタリア王国成立後も考古学公園整備計画が提案されていた。ローマ市都市計画（1931年）で初めて一切の土地利用を廃した保存区域に定められた。しかし、戦後の混乱期には、住宅不足で街道沿いに違法建築が増加し、市当局も1950年代後半には住宅団地やスポーツ施設建設計画を立てた。これに反対したのが上記の環境保護団体イタリア・ノストラで、この団体の最初の大成果が、一切の建設行為を禁止し、壮大な遺跡公園の整備だった。その後30年を経た1988年に州立公園となり、1998年の新ローマ市都市計画では5大プロジェクトの一つとして、ローマ旧市街を囲む城壁とともに、自然・考古学・環境公園として現在の形になった。

この遺跡の保存が重要であることは論を待たないが、教皇領時代、イタリア王国ファシズム時代、そして戦後の中道左派自治体時代と、ローマの政治情勢は大きく変わったために、保存の意義・役割、保存方法を巡って様々

な議論が重ねられてきた。特に戦後の経済成長期に、人口4百万の大都市都心に隣接する3,400haで一切の建設行為を排するのは、自由が保障された民主主義体制では困難を極めた。その合意を導いたのは、優れたジャーナリストと大勢の市民の協力だった。

公園にあるのは、古代街道の石畳と松並木だけである。所々に小さな墳墓、教会、カタコンベがあるが、クオ・ヴァディス教会等の他は、訪れる人も少ない。草原の地下に未発掘の遺跡が残されている。東西に横断する道路は1本あるが、他に自動車道路はなく、広大な空地として手が付けられていない。遺跡は保存するもの、たまに学者が掘るもの、そして人々はたまに歩きにいく程度という。しかし、公園には古代ローマの風が吹く。古代ローマの闇が広がる。市街地に挟まれて広がる空地の意味は多くの市民が理解しているように見える。

古代アッピア街道公園の例は、その後のイタリアの都市計画に大きな影響を与えた。だから、日本で言う埋蔵文化財包蔵地は保護し一切開発しない。どこを掘っても何らかの遺跡が出そうなイタリアの国土ではあるが、自治体は特にその町の歴史に関わる遺跡については、現在の都市計画の土地利用計画で十分な敬意を払い、緑地以上に厳しい規制をかける。場合によれば、土地収用の手続きも辞さない。各地の文化財・考古学遺跡監督局はそのために設けられた行政機構である。

1985年の国土の景観保護のための臨時措置法「ガラッソ法」で全国の州政府に策定が義務付けられた景観保護計画の対象地域には、リゾート開発防止のための海岸・川岸・山岳地域に加えて、考古学地域が入れられた。考古学地域は国土の15%に相当するという。この計画がないと、一切の開発許可、建築許可は出させない。まず、遺跡の保護ありき、その保全方針が定められ、重要な部分の保護、空地化が図られた後に、開発できる場所が特定できる。

リゾート用地と違い、考古学地域の大部分は平野部にある。長年農地・宅地として利用され、圧倒的に私有地が多い。それにも関わらず厳しい開発・建築規制が受け入れられるのは、1960年代からの国民的議論で土地所有権と、土地利用・開発権を分けて考える「計画行政権限」が確立しているからであり、国民に「計画文化」が普及しているからである。

もちろん、この過程では土地所有者からの強い反論もあった。裁判も数多い。利権に群がる田舎政治家が多く、規制を嫌ったイタリアには必要な強硬措置だった。憲法裁判所でも争われた度重なる審議で、遺跡については、その文化的価値は国民に帰属するもので、個人の土地所

有権は国民共有の価値は侵害しないという判例が出た。文化財・考古学遺跡監督局は、その国民の権利を守るために、土地所有者に利用制限を加え、また適正価格で買取ることができる。1960年代の開発ラッシュが一段落した後では、開発業者にとっても考古学地域を避ければいい話、農業はほぼ継続できる。だから、国民の理解も進んできた。

10年以上かかったが、ガラッソ法で州や県、郡を単位に次々と景観計画が策定された。その一つ、エミリア・ロマーニャ州の景観計画では、開発が制限された考古学地域に加えて「百人隊地籍地域」として都市計画が定める道路等都市施設、土地利用計画で十分な配慮がされるべき地域を定めた。考古学地域だけでなく、発掘の予定もない広範な地域への規制は、1980年代末のイタリアでも画期的で、今でも相当な抵抗がある。

## 5. 日本の遺跡、まちづくりと史跡

一方、日本では遺跡の保存は、どのように取組まれていたのだろうか。1966年の「古都保存法<sup>2)</sup>」は、京都、奈良、鎌倉という3つの古都の歴史的風土の保存に関する特別措置法として制定された。この法律は、古都の歴史的建造物・遺跡が周囲の自然環境と一体となった「歴史的風土」を定義し、後世に引継ぐ国民共有の文化資産として保存措置を定めた。1930年には都市計画法で定めた自然保護のための風致地区では守られない古都の歴史的風土を対象としたものである。また、古都保存法で古都に指定された明日香では、1980年には明日香村特別措置法が加わり、現在の国営飛鳥歴史公園が整備された。

これに先立って、1955年にはいたすけ古墳（堺市）保存運動、1962年平城宮跡保存運動が起こったが、今思えば古都保存法は十分に機能しなかった。まず対象が古都に限られ、次に開発に関しては許可制をとったため現状凍結でしかできない。さらに肝心な点は、規制対象が都市周辺の緑地・丘陵地に限られた点である。法の条文では自然環境と一体となった歴史的風土には建造物同様、遺跡もあるが、緑地が優先されたのだろう。古都で

2) 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法、1966年1月13日公布。現在では、本文中の3都市に、天理市、橿原市、桜井市、斑鳩町、明日香村、逗子市及び大津市が加わった10市町村が同法に基づく古都にも拡大指定され、これらの市町村では、歴史的風土保存区域の指定や歴史的風土特別保存地区の都市計画決定等の措置を講じ、区域内での開発行為を規制すること等により、古都の歴史的風土の保存を図られている。更なる拡大が期待される。

も平らな市街地と周辺農地にある遺跡は、歴史的風土特別保存地区の指定から漏れていた。もちろん、明日香村だけは特別措置法で守られたが、京都・奈良・鎌倉でも全国の他の都市でも、遺跡保存には決して有効な法律ではなかったと言えよう。

1970年代以降の高度経済成長期、開発に伴う埋蔵文化財調査の件数は1996年まで増加の一途をたどった。しかし、保存された遺跡は数えるほどしかない。特別史跡から庭園、城址、古墳を除き、また国分寺跡も遺跡ではあろうが、遺跡として名前が挙がるのは6か所、さらに登呂遺跡（1952年）など古いものを除けば、吉野ヶ里遺跡（佐賀県神埼市、1991）、原の辻遺跡（長崎県壱岐市、2000年）に限られる。あまりにも少ない。

それが漸く歴史まちづくり法ができた今、都市計画では分かりやすい町並み、目立つ城址や古墳でない一般の遺跡を守る取組みを始めなければならない。歴史まちづくり法の目的は「地域固有の歴史と伝統を反映した人々の活動が、その場一体となった風致の維持・向上を図り、個性豊かな地域社会の実現することで、都市の健全な発展と文化の向上を果たすことにある（同法第1条）」という。町並みではなく、埋蔵文化財を包蔵する遺跡こそ歴史的風致そのものではないだろうか。

もちろん、全国の多くの地域では住民・事業者が歴史的風致の維持が、文化を向上させることは理解できても地域を発展させる確信を持っていない。地域発展への確信は多様だろうが、その確信をえた16の自治体（2010年度末現在）が、この法による歴史維持管理計画の認定を受けている。それ以外の少なくとも700の自治体は、景観法（2004年）の適用を進め、歴史的景観の向上を図る努力を続けている。しかし、次の段階に進むことは容易ではない。発展とは建物が建つこと、空地を残すことは衰退だという高度成長期の古い常識に囚われている。しかし、もはやこれ以上に建てることを、多くの国民が望んでいるとは思えない。歴史風致の向上に向かうためには、地域の発展のあり方を根底から考え直す必要があると思う。

我国は今、人口減少・超高齢化時代を迎え、未曾有の大転換期にある。その中で、実は大多数の自治体が地域の発展方向を見失っている。この際、地域の発展には歴史まちづくり以外に有効な手立てがないと私は思うが、未だに過去の大規模インフラによる地域開発の残像に縋り、効果が期待薄の公共投資に発展を見出そうとする高齢の政治家が多い。その反面、国民は高齢化と共に意識が変わり、物質的な豊かさよりも心の豊かさを望むようになった。町並みだけでなく、遺跡のある町を豊かだと

思う国民は増えていると思う。歴史風致の向上以外に国民に魅力を感じさせる地域をつくる術はない。しかし、これが容易に認識されない。地域の歴史的風土に魅力がなければ、農産物を売り、優良な企業を集め、観光に依る交流人口を増やせないことに気付く人は意外にもたいへん少ない。

実際、現在の日本の地方には、景観法や歴史まちづくり法を活用して、日々美しく蘇りつつある少数の元気な町と、町が老朽化し、人口も事業所数も減少した大多数の衰退した町とに二極化しつつあると思う。違いは昔のように開業したての商業施設が賑わう再開発地区や新幹線・空港の有無にはない。その地域に風情と品格を認識した市民・事業者が、歴史と伝統に培われた街の個性を地域の力にできているか否かの違いにある。つまり、町の文化力、創造性の違いであると思う。工業立国時代の地域開発が終わり、文化立国・観光立国時代の日本での地域の発展には歴史まちづくりへの発想転換が求められるだろう。

規制を受けずに開発された都市の郊外では、農地に建てられたパチンコ店、工場、ガソリンスタンドの廃墟が並んでいる。そこに遺跡があるなら残しておけばよかったと思う場所は多い。パチンコ店や工場よりも遺跡がある広大な空地、農地に故郷を感じる国民は多い。故郷には地域固有の食や衣装が欲しい、地域の歴史と伝統が感じられる場所がいいという市民は増えている。この要求が満たされることが文化的な生活であり、それを可能にすることこそが地域の発展だと思う人はこれからも増えるだろう。

これは、市民がその町への愛着を深めることでもあり。市民に愛着をもたれない町は人口減少時代には衰退し、やがて消えるだろう。環境に優れ、市民経済や文化活動が活発な町でも、市民の愛着がえられなければ市民や事業所は離れていく。まして、企業誘致も望めず、観光産業の成長も望めない町にとって、地域の固有性への愛着なくして、未来へつなげるまちづくりなど考えられない。遺跡を含む歴史風致を守らなければ、その町が遺跡になる怖れが感じられるほどの時代なのである。今や、遺跡は決して考古学者の研究のためにだけに保存されているわけではない。国民にとっても貴重な地域の文化遺産であり、その空間を維持することは地域の発展に不可欠である。

## 6. 遺跡整備と都市計画

我国には1964年以降刊行されている「全国遺跡地図」がある。現在までに30万件を超える埋蔵文化財包蔵地

が記録され、文化財保護法で発掘にも開発にも事前の届け出が必要とされている。しかし、多くの自治体でその保護のための都市計画上の配慮がなされているとは言い難い。まして、規制等ないに等しい。前述の古都保存法など限られた法的措置が講じられているだけで、その措置もほとんど取られていない。

それよりも問題なのは、現在も進行する都市計画審議会での議論でも埋蔵文化財が考慮されることが少ないことである。新しく丘陵を切り拓いた市街地造成計画では、せいぜい片隅の公園用地にあてることもあった。一方、すでに開発された市街化区域内に関しては、自治体の都市計画審議会の決定事項で都市計画道路の廃止が増えている。場合によっては、逆線引きといって市街化区域を市街化調整区域に戻す決定も行われている。自動車交通量が減少し、市街地で空き家が目立つ現状では、逆都市化といって市街地を効率的に縮小する都市計画が必要だからである。この縮小の時代だからこそ遺跡に対する配慮がある。開発の時代に顧みることのなかった遺跡を取戻すチャンスなのである。

我国の都市にも奈良公園や平城宮跡など優れた遺跡公園がある。その数を全国に増やしたい。自治体に遺跡地図があるなら、まず都市計画図上に考古学地域を定めたい。規制市街地内では、どちらも直ぐには実現できない。しかし、百年もかからずに千数百年前の遺跡を取戻すことができる。たった半世紀の間に破壊した国土の回復に百年程度を費やすことは当然であろう。

歴史まちづくりには、自治体のみならず、地域の市民・事業者の賛同がある。遺跡を保護し、歴史と伝統を未来の都市づくりに活かすことが、大多数の市民・事業者自身の豊かな暮らしにつながり、その街の市民生活と社会経済を向上させることを説明するのは容易ではないだろう。しかし、時代は大きく変わりつつある。イタリアでも遺跡公園整備や考古学地域の保護が進んだのは、人口増加が緩やかな減少に転じた1970年代中盤のことである。我国が直面しているこの転換期に都市計画の大きな流れを変えるためには、単なる少年・青年考古学ファンでない、地域でまちづくりにおける遺跡の意味を幅広く語れる成熟した市民が要る。

これまでは、遺跡の保護のための史跡整備が課題だった。これからは、都市と地域の再生・振興に向けて遺跡の保存と管理、遺跡を将来の空間計画に活かす考え方が求められる。遺跡は、地域の成り立ちやポテンシャルを把握し、地域の持続可能な発展を継続するための社会的資本であることがすでにEU諸国では明らかにされている。

## 【参考文献】

- 1) 宗田好史(1988): イタリア・ガラッソ法と景観計画: 公害研究, 第18巻1号, 岩波書店
- 2) Simone Velluti Zati (1992): Agroturismo in Toscana: Armando Montanari編 “Il turismo nelle regioni rurali delle CEE: la tutela del patrimonio naturale e cultural”, Edizioni Scientifiche Italiane, Napoli
- 3) G. Ceccacci, V.M. Suzanna (1996): “Agriturismo-Aspetti giuridici, tributari, amministrativi e gestionali-Turismo rurale ed all’aperto”, Edizioni FAG Milano
- 4) ピエーロ・カンポレージ著・中村悦子訳 (1997): 『風景の誕生-イタリアの美しき里』; 筑摩書房
- 5) 宗田好史 (2000): 『にぎわいを呼ぶイタリアのまちづくり-歴史的景観の再生と商業政策』; 学芸出版社
- 6) 宮脇勝 (2000): (4 イタリア) 「ガラッソ法の風景計画と歴史都心の計画」; 西村幸夫+町並み研究会編著 『都市の風景計画』, 学芸出版社
- 7) 宗田好史 (2002): イタリア都市計画における風景の再評価, 計画手法; 日伊文化研究, 第40号, 日伊協会
- 8) 萩原愛一 (2008): イタリアのアグリツーリズム法: 『外国の立法237 (2008.9)』, 海外立法情報調査室

※アッシジ市、マントヴァ市、ローマ市のスライド (写真・図面) は、ローマ大学建築学部パオラ・ファリーニ教授 (Prof. Paola Falini) のご提供によるもので、ここに紹介することを快諾いただき、記して感謝を述べたい。

平成22年度遺跡整備・活用研究集会  
「地域における遺跡の総合的マネジメント」

## 地域計画における遺跡の役割と機能

宗田好史  
(京都市立大学)

## 地域計画における遺跡の役割と機能

1. 近年の都市計画の変化、景観法、歴史まちづくり法
2. イタリアの景観計画に見る遺跡の役割と機能
  - アッシジの世界遺産登録と景観管理計画
  - エミリア・ロマーニャ州の景観計画と地籍
  - マントヴァ市の水辺再生と環境・景観整備
3. イタリアの考古学遺跡、近代・現代の取り組み
  - ローマ市の都市基本計画・古代アッピア街道考古学遺跡公園と城壁沿いの再生計画
4. 日本の遺跡、まちづくりと史跡
5. 遺跡整備と都市計画

## 地域計画における遺跡の役割と機能

1. 近年の都市計画の変化、景観法、歴史まちづくり法
2. イタリアの景観計画に見る遺跡の役割と機能
  - アッシジの世界遺産登録と景観管理計画
  - エミリア・ロマーニャ州の景観計画と地籍
  - マントヴァ市の水辺再生と環境・景観整備
3. イタリアの考古学遺跡、近代・現代の取り組み
  - ローマ市の都市基本計画・古代アッピア街道考古学遺跡公園と城壁沿いの再生計画
4. 日本の遺跡、まちづくりと史跡
5. 遺跡整備と都市計画

## 1. 近年の都市計画の変化：景観法、歴史まちづくり法

— 21世紀の地域の課題はエコ・コンパクトシティへの転換 —

- ①人口減少・高齢化への対応
- ②低炭素化(温暖化ガス、5~8割減少)
- ③経済社会のグローバル化への対応
- ④合併後の地域再編と自治体再生
- ⑤国民が望む都市像を描く？

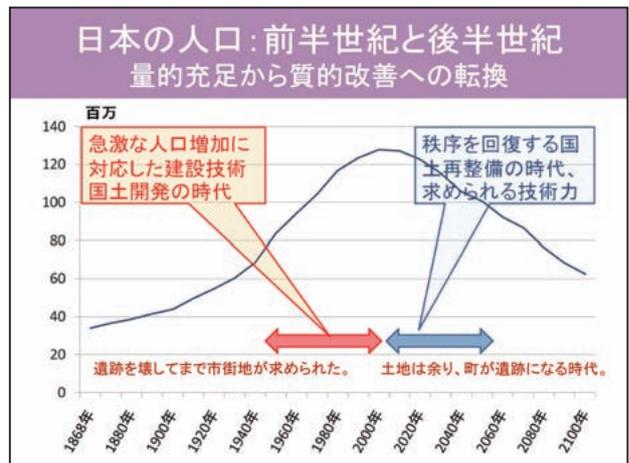
①Walk-ableな街中・町並み居住、②LOHASなエコシティ、③+④小さくとも個性的で美しい(文化と観光)の都市、⑤精神的豊かさの実現

地域で遺跡の役割と機能を考える視点

## 都市と地域の課題①

- ・人口減少・高齢化への対応
  - 2050年に9千万人近くまで減少する人口
  - その4割は高齢者、少子化で労働力減少
  - 農山村、郊外の空洞化による衰退地域
  - 消費の縮小と転換、モノからサービスへ、量から質へ、大量生産からの脱却
  - 2030年までに国内消費は7%減少する

毎年100万人の都市が一つずつ増えた時代が去り、70万人都市が一つずつ消えていく時代になった。



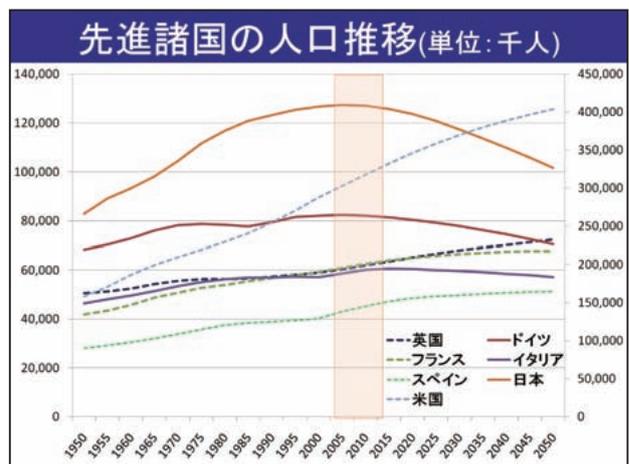
## 世界の人口増加率：世界平均1.43% (EU諸国並み)

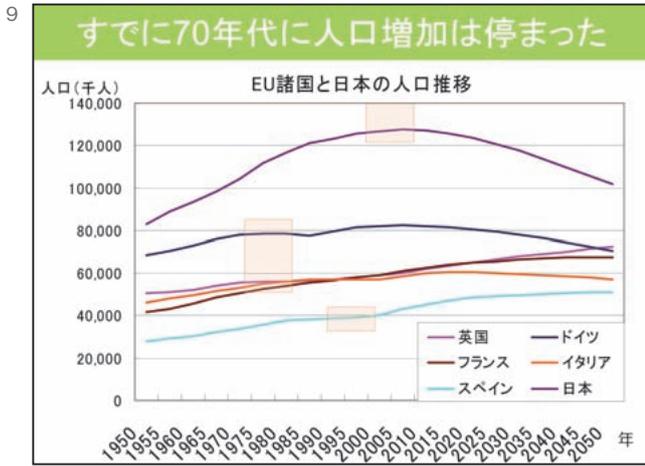
1960年当時の日本が1.43%

順位	国	増加率 (%)
102位	シンガポール	1.42
132位	米国	0.91
164位	オランダ	0.94
192位	EU平均	0.15
198位	オーストリア	0.09
199位	イタリア	0.04
200位	日本	0.02
208位	ドイツ	-0.02
228位	ロシア	-0.37
226~233位	バルト3国	-0.3 ~ -0.6
1位	リベリア	4.91
3位	ガザ地区(パレスチナ)	3.71
11位	コンゴ(旧ザイール)	3.07
80位	フィリピン	1.8
103位	インドネシア	1.41
107位	インド	1.38
154位	中国	0.59

1960年当時からの欧州は150位程度、-0.30~0.75%

【CIAワールドファクトブック2006年度版】(最終更新 2006年9月19日)による





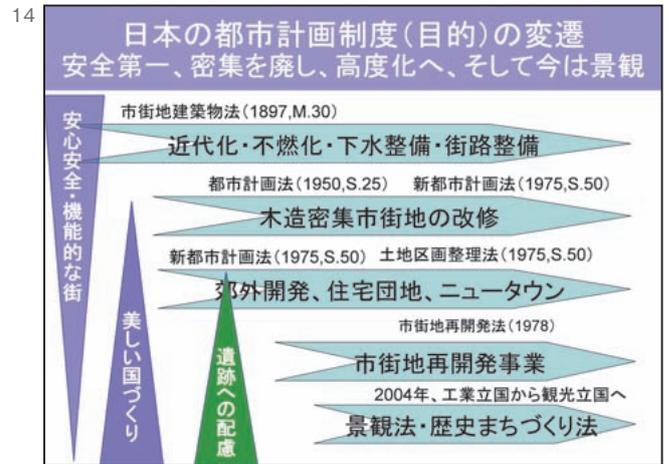
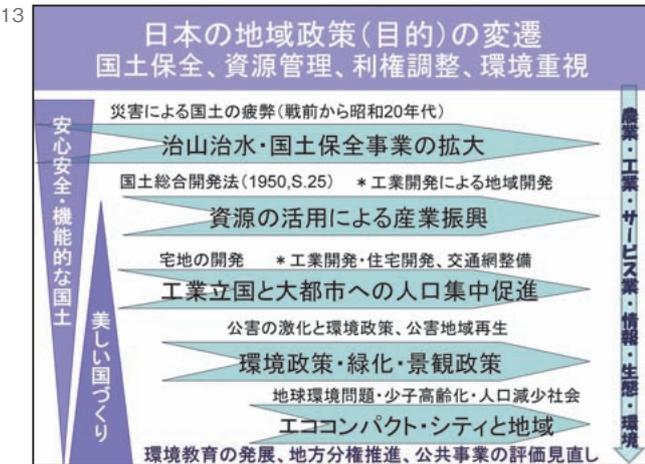
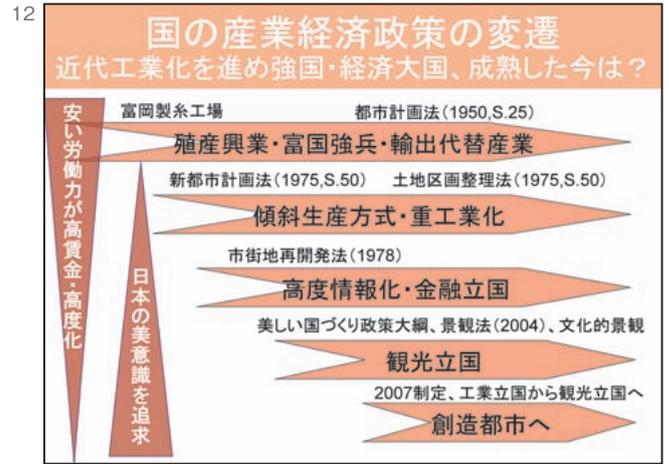
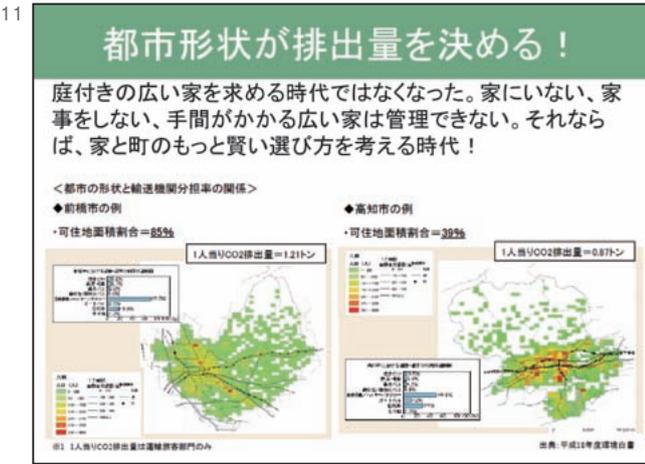
10

地域で遺跡の役割と機能を考える視点

### 都市・地域計画の課題②

- 地球温暖化問題への対応
  - 2050年には現在のCO2排出量を6~8割減少させた低炭素社会に！2020年25%が
  - 低炭素型都市構造とは；
    - ・交通、土地利用などコンパクトな都市構造に
    - ・技術体系が変わり、産業立地が転換、
    - ・ライフスタイルも変わる？大量生産・大量消費・大量廃棄型の時代は終わった

2.4℃上昇の気候変動への対応にも迫られる。  
自然災害が増加し、その復旧に追われる時代がくる。



15

### エコ・コンパクトシティの都市構造のイメージ

- 中心市街地は、交通結節点を都市機能集積拠点(集約拠点)とし、拠点間を公共交通でネットワーク化した「集約型都市構造」
- 拠点は都市機能(行政、教育、医療福祉、商業等)と高度機能(高等教育、医療福祉、業務・産業、非日常的文化・芸術・商業等)
- 拠点は、徒歩・自転車圏内に市街地が形成されている。その市街地は、都市規模、地理、住民ニーズで様々、
  - 大都市では高層住宅や商業・業務・文化施設の集積、
  - 地方都市では、既存コミュニティを活かした住環境を充実、街並み再生、身の丈にあった商業集積で交流機能を強化。
  - 郊外住宅地は、みどり豊かなゆとりある低層中心の住環境を実現。
- 拠点以外は、自然との共生を特に重視し、ゆとりある生活を実現する一方で、まとまりある既存集落を中心に生活環境・活力を維持し、相互に、あるいは拠点の市街地と連携して、効率的に生活を支える。余った土地を自然に戻す、水面に戻す。





25 **イタリアの世界遺産(前半)**

1979年: **ヴァルカモニカ岩石線画** 1995年: ②アルペロベッコのトウルツリ、③ラヴェンナ初期キリスト教会群、④ピエンツァ、

1980年: ①最後の晩餐とサンタ・マリア・デル・グラツィエ教会・修道院、②ローマ歴史地区、教皇庁、他

1982年: フィレンツェ歴史地区

1987年: ①ピサ奇跡の広場、②ヴェネチアとその潟

1990年: サン・ジミニャーノ

1993年: マテラ洞窟とサッシ

1994年: ①ヴィチエンツァとパッラーディオ、②ナポリ、③クレス・ダッタ、④フェッラーラとボーデルタ

1995年: ①カステル・デル・モンテ

1997年: ①カセルタの王宮、**ヴァンヴィテッリの水道橋**、サン・レウチョ建造物群、②サヴォイ王家の住居群、3パドヴァ植物園、④ポルトヴェーネレとチンクエ・テッレ、⑤モデナ大聖堂とチヴィカ塔、ピアッツァ・グランデ、⑥**ボンベイ**、ヘルクラネウム、**トル・アマンツィアータ**、⑦コスティア・アマルフィターナ、⑧**アグリジェント**、⑨**ヴィッラ・ロマーナ・デル・カサーレ**、⑩**スー・ヌラーシ・ディ・バルーミ**

26 **イタリアの世界遺産(後半)**

1998年: ①**アクイレイア遺跡とカテドラル**、②**パエストゥムとヴェリア遺跡**、チレント③ウルビーノ

1999年: ①**ヴィッラ・アドリアーナ**(ティヴォリ)、

2000年: ①エオリア諸島(自然)、②アッシジ、③ヴェローナ

2001年: ヴィラ・デステ(ティヴォリ)

2002年: **ヴァル・ディ・ノート**(シチリア)

2003年: サクリ・モンティ

2004年: ①**チェルヴェテリとタルクィニア(エトルリア墓地)**、②**ヴァル・ドルチャ**

2005年: **シラクサとパンタリカ岩石墓地遺跡**

2006年: ジェノアヴァ

2008年: マントゥヴァとサッピオネータ、アルブラ/ベルニナの景観にあるレーテッシュ鉄道

2009年: ドロミテ山脈(自然)

27 **イタリアの世界遺産の種別**

考古学・遺跡	建築・美術	歴史都市	文化的景観
Ex.ヴァルカモニカ、ボンベイ、アグリジェント、パエストゥム、チェルヴェテリとタルクィニア	Ex.最後の晩餐、パッラーディオ邸宅、カステル・デル・モンテ、カセルタ王宮、ヴィラ・デステ	Ex.ローマ、フィレンツェ、ヴェネチア、サン・ジミニャーノ、マテラ、シエナ、ナポリ、フェッラーラ	Ex.ポー・デルタ、コスティエラ・アマルフィターナ、サクリ・モンティ、ヴァル・ドルチャ
<b>8</b>	<b>14</b>	<b>18</b>	<b>6</b>
最近は、遺跡が多い。再評価が進んだ。		この他、暫定リストに9都市が記載。	文化的景観を熱心に探している？

暫定リストに記載された都市は、パルマノーヴァ、ポローニャ、ヴォルテッラ、ルッカ、バルマ、バヴィーア、オリビエート、パレルモ、ベルガモ、

28 **2. イタリアの景観計画に見る遺跡の役割と機能**

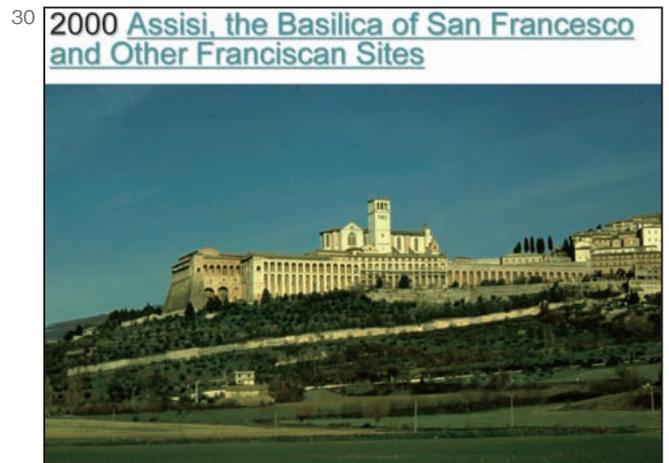
- **アッシジの世界遺産登録と景観管理計画**
  - 古代から近代まで積層した遺跡を保護
- **エミリア・ロマーニャ州の景観計画と地籍**
  - 百人隊地籍を保存する地域計画
  - 河川網と遺跡群が景観計画を示す
- **マントヴァ市の水辺再生と環境・景観整備**
  - マントヴァ湖の水質保全と歴史的景観の再生
  - 歴史的建造物保存から地域景観の総合的再生

29 **Assisi, the Basilica of San Francesco and Other Franciscan Sites**

Surface de bien proposée pour l'inscription et de la Zone Tampon  
 Surface de bien proposée pour l'inscription (No 14.563.250)  
 Surface de la Zone Tampon (No 4.096.798)

Plan à l'échelle  
 La Basilique de Santa Maria degli Angeli et le Palais des Capitains du Perdon (extrait de l'orthophotocarte régionale de l'Umbrie)

2012/1/13



31 **もう一つの巡礼の街・アッシジの世界遺産登録**

丘の上に築かれた中世都市で、聖フランシスコの生地であり、フランシスコ派修道会の建築群で構成される。その中世芸術の傑作に、聖フランシスコ大聖堂と、その内部にチマブーエ、ピエトロ・ロレンツェッティ、シモーネ・マルティーニ及びジョットの壁画があり、イタリアとヨーロッパの美術と建築の発展の基準点となっている。

32 **歴史都市 or 文化的景観**

維持向上計画：ローマ時代の文化遺産(拡大図)

33



維持向上すべき文化遺産

34



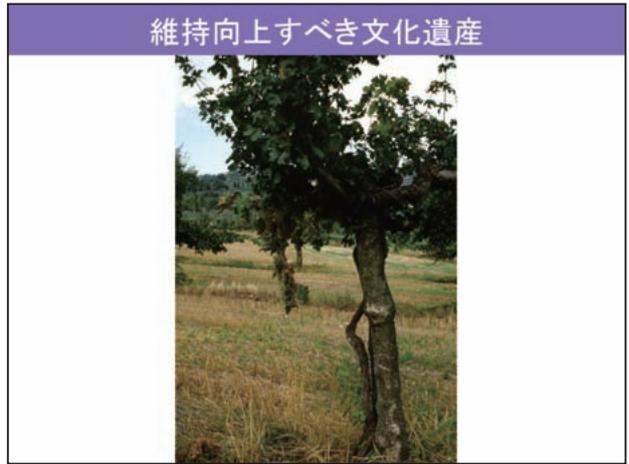
維持向上すべき文化遺産

35



維持向上すべき文化遺産

36



維持向上すべき文化遺産

37



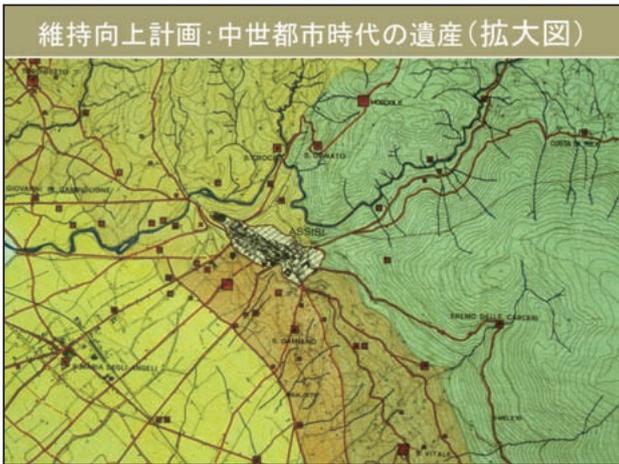
維持向上計画：中世都市時代の遺産

38



維持向上計画：中世都市時代の遺産(拡大図)

39



維持向上すべき文化遺産

40



41

維持向上すべき文化遺産



42

維持向上すべき文化遺産



43

維持向上計画：近世の文化遺産



44

維持向上すべき文化遺産



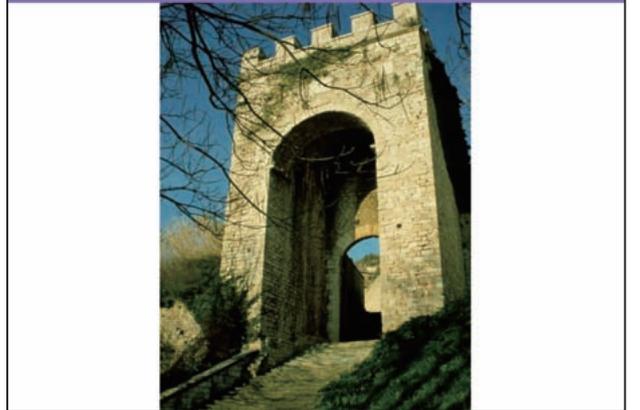
45

維持向上すべき文化遺産



46

維持向上すべき文化遺産



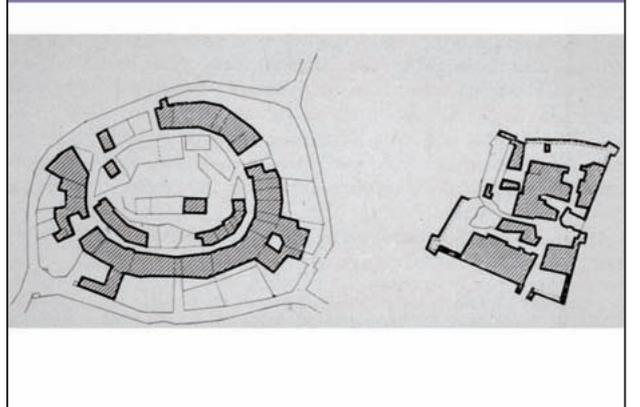
47

維持向上すべき文化遺産



48

維持向上すべき文化遺産



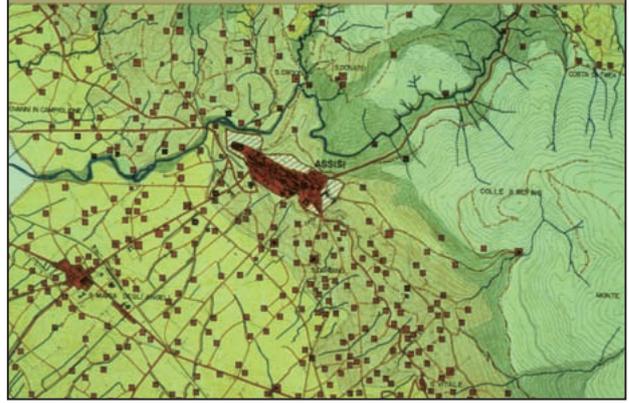
維持向上すべき文化遺産

49



維持向上計画:近世の文化遺産(拡大図)

50



近代の都市改造:自動車交通への対応

51



近代の都市改造:自動車交通への対応

52



維持向上計画:近代拡張市街地の保全

53



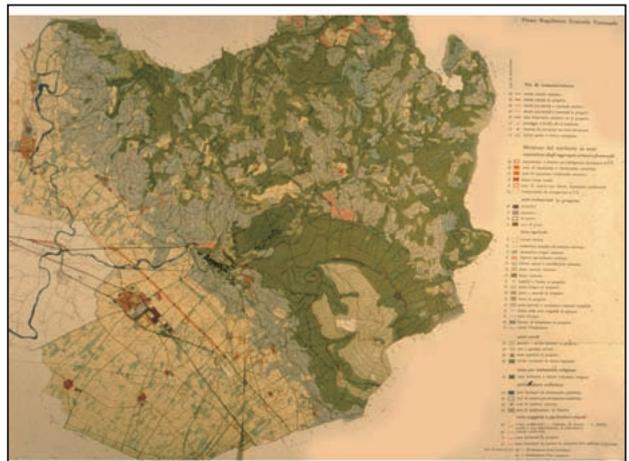
維持向上計画:近代拡張市街地の保全(拡大図)

54

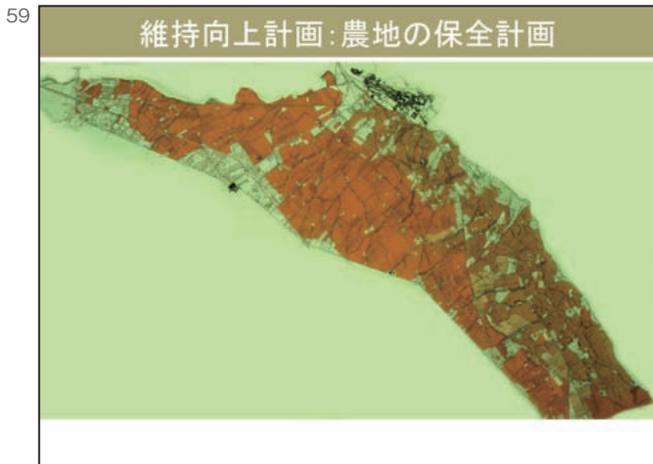
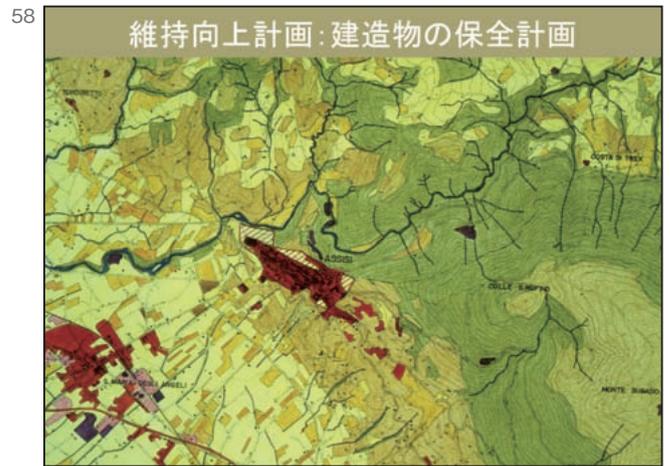


近代農業の振興:土地利用(農業)の変化

55



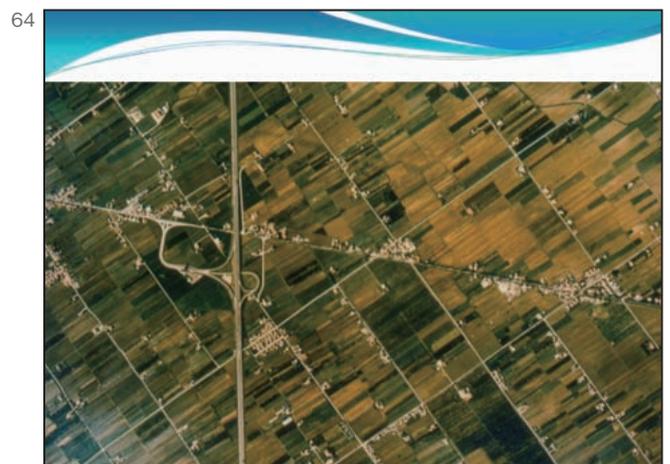
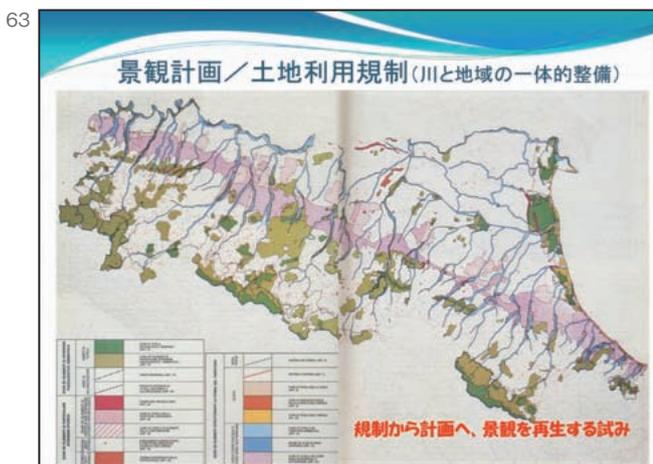
56



- 60 ポー川デルタと世界文化遺産
- フェラーラ: Ferrara, City of the Renaissance, and its Po Delta (1995,1999)
  - ヴェネツィア: Venice and its Lagoon (1987)
  - ヴィツェンツァ: City of Vicenza and the Palladian Villas of the Veneto (1996)
  - ラヴェンナ: Early Christian Monuments of Ravenna (1996)
  - パドヴァ: Botanical Garden, Padua (1997)
  - ヴェローナ: City of Verona (2000)
  - モデナ: Cathedral, Torre Civica and Piazza Grande, Modena (1997)
  - マントヴァ: 2008年には、Mantovaが世界遺産登録。



- 62 ポー川デルタ公園への取組み
- 1970年代、公害都市・ラヴェンナの再生、ヴェネツィアの地盤沈下(水没)、アドリア海の汚染とコマスキオ漁業(内水面)の衰退、
  - 1980年代、ポー川デルタの自然公園が、エミリア・ロマーニャ州景観計画に位置付け(ガラツ法による海岸・川岸の建築規制)
  - 80年代後半、リゾート開発中止、環境共生型地域再生事業、長年の農業振興も中止
  - 1990年代、歴史と文化を活かした＝世界遺産
  - 2000年代、ポー川河川公園の再整備
- 治水～利水～環境～歴史・文化～創造的地域整備



65

景観規制の内容: 自然の再生が課題  
景観形成の取り組みを示す

再評価・保全・保護の使い分け、湿地や海岸線、水源、集落の景観再生を!

自然保護地区	丘陵地区
環境的景観重点地区	海岸地区
州立公園	海岸線保護地区
保全・修復・再評価事業地区	湿地帯回復地区
考古学地区	湿地帯保護地区
百人隊地籍地区	環境保全地区
百人隊地籍整備地区	水環境保護地区
農村集落保護地区	水源保護地区
景観形成地区	

66

百人隊地籍地区の景観規制

67

川の自然らしさと眺める場所  
開発された農地/工場と海岸線の再生

68

湿地帯回復  
安全性と環境

干拓事業を中止し、  
湿地の特性を  
活かした自然公園に復原  
日本の水田も過剰か?

69

ポー河河川公園

70

ポー河

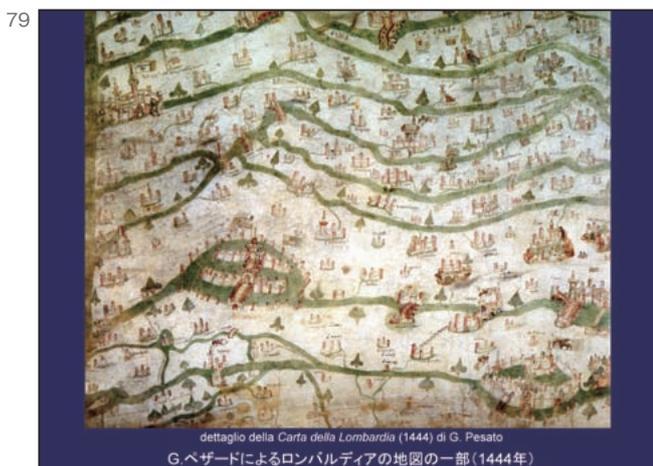
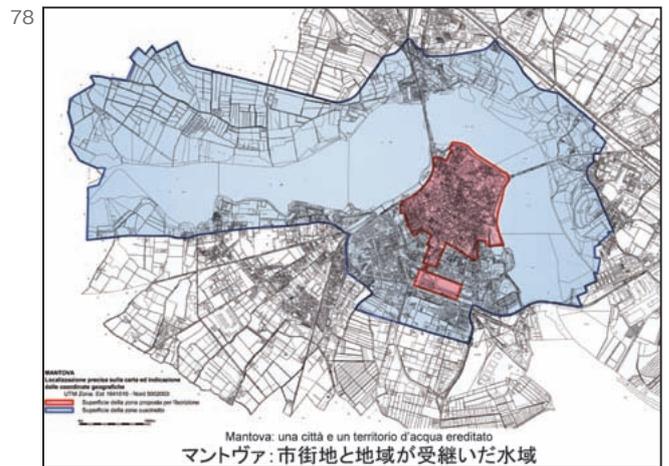
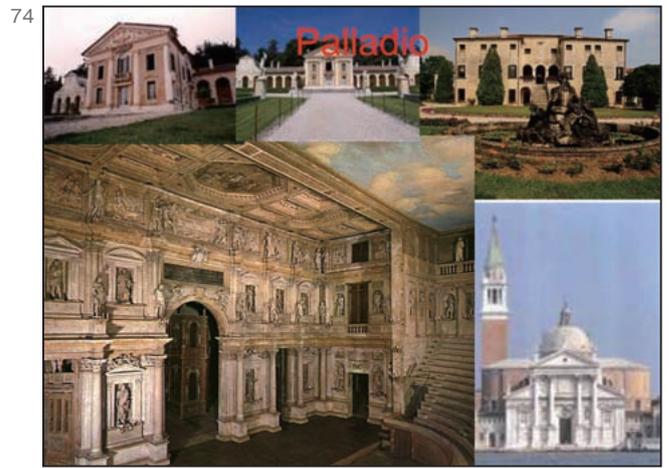
71

ポー河河川公園レンジャー

72

MantovaからPo川へ、そしてVenezia

The Mixcios' Boatmen  
Virtual tour





Il mulino Giannantoni, 1940 小麦倉庫

81



La perdita della relazione con l'acqua: 都市と河川の連続性の喪失、地域性の喪失  
l'interramento del Rio e la realizzazione delle piazze Marini di Belfiore e Cavaliotti (intorno al 1950)

82



83



La riscoperta della relazione con l'acqua: 都市と水辺の関係性の再発見、そして回復へ  
la realizzazione del Lungolago e l'istituzione del Parco del Mincio (1984)

84



ミンチョ州立公園: 総合的な利用、レクリエーションスポーツに関する新しい利用の拡大(淀川河川公園)  
Il Parco Regionale del Mincio: gli usi consolidati e i nuovi usi legati alle attività ricreative-sportive

85



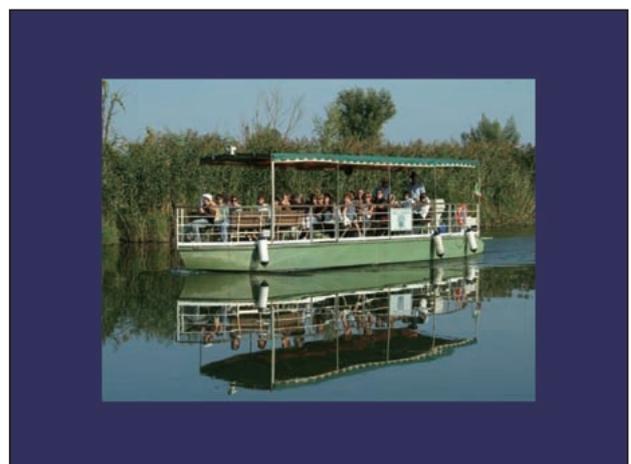
世界遺産の見える公園

86

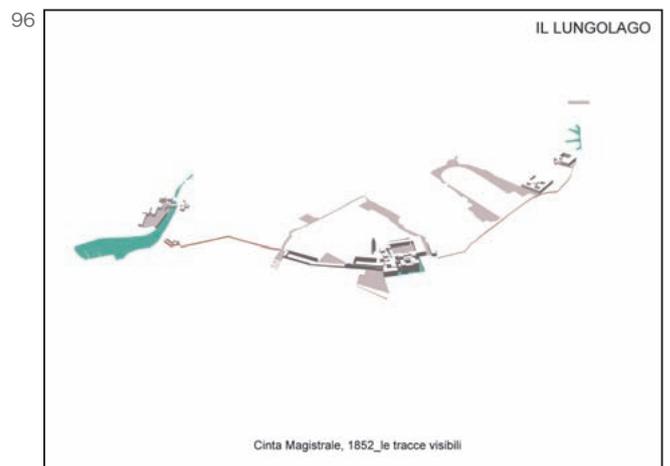
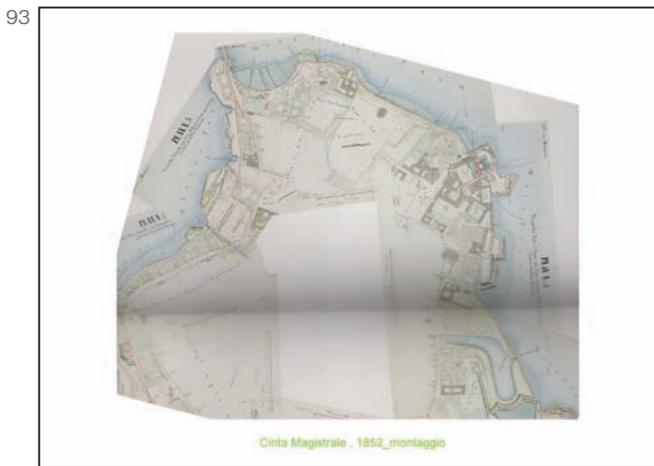
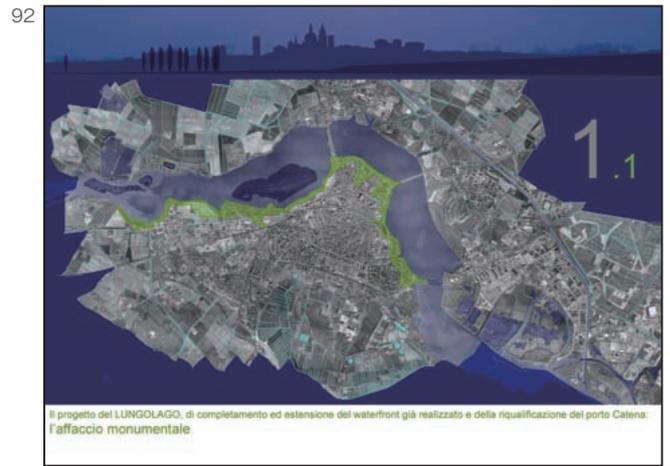
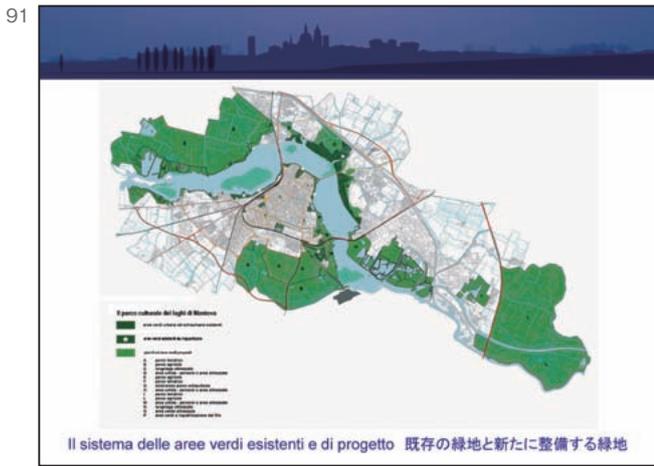


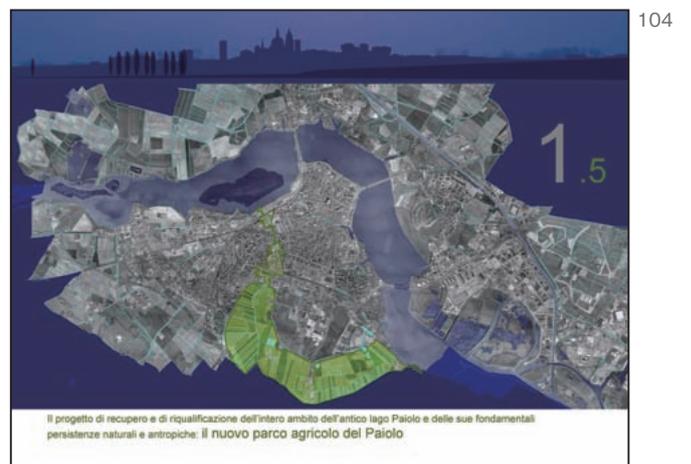
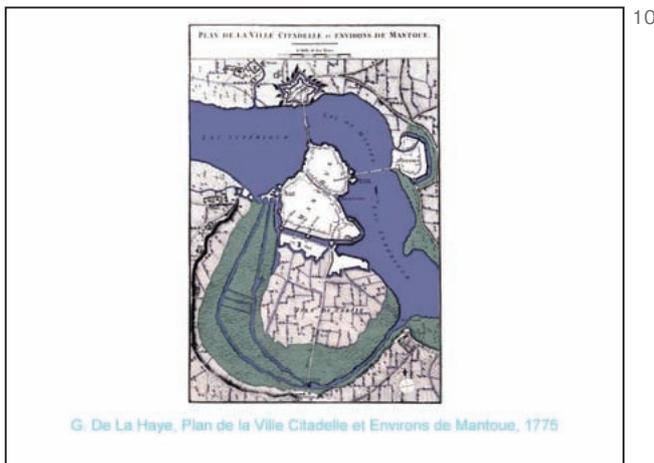
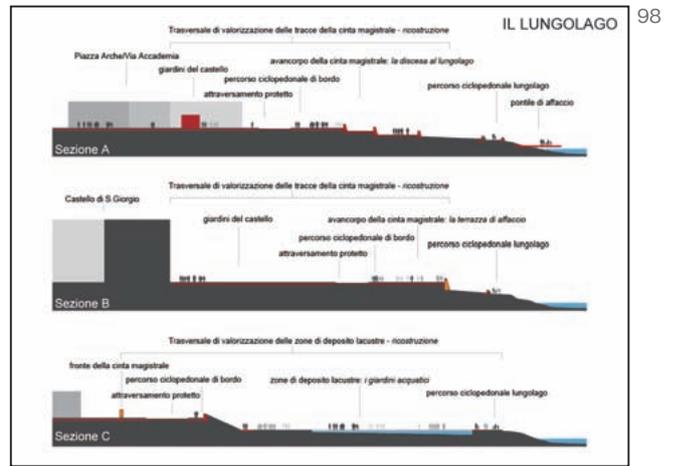
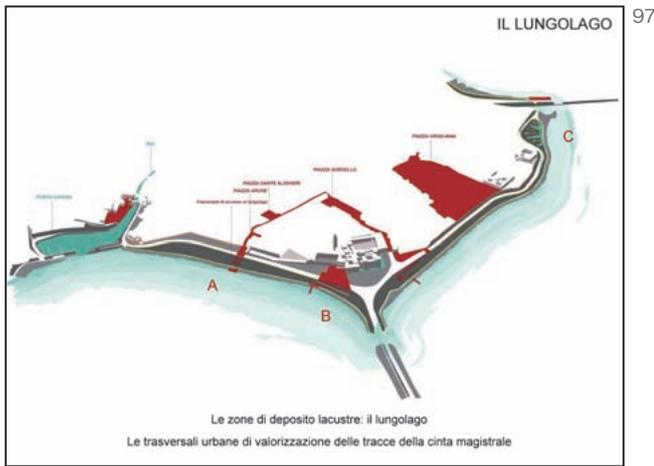
ミンチョ州立公園: 船で回ることのできるネットワークの形成  
Il Parco Regionale del Mincio: la rete dei percorsi navigabili

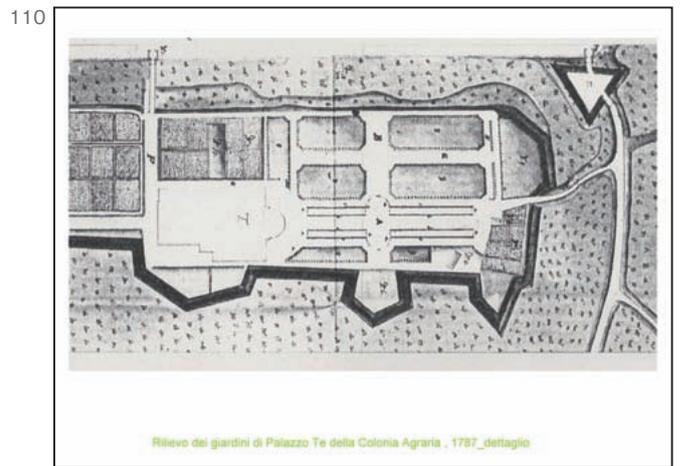
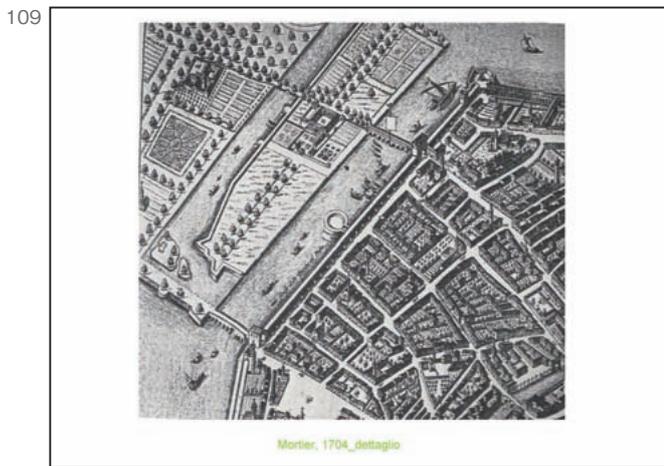
87



88







### 3. ローマ市の新都市計画マスタープラン

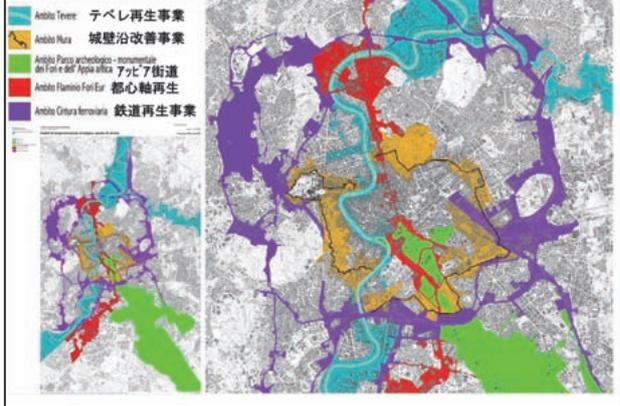
- 1990年代、環境21世紀のために取組まれたエコシティ実現のための計画
- 歴史的都心部から歴史都市へ、都市のイメージの再生、郊外地域の再生



城壁・鉄道・テヴェレ川・考古学地域、そして都市軸の再生、特にテヴェレ川沿を都市公園に活用、川を広場に改造、川を都市の中心に位置付ける

113

### 歴史維持向上計画：5つの戦略事業



114

### 歴史維持向上計画：アッピア街道戦略的的事业（城壁とも関係）



115

### ローマ市の考古学公園、古代アッピア街道



116

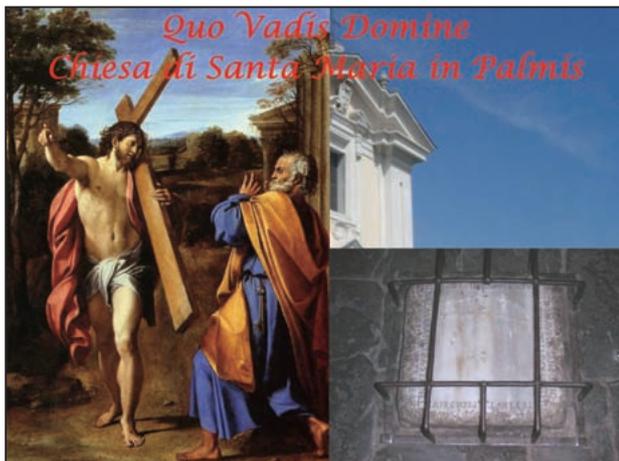
ローマの町の中央に食入る街道



117

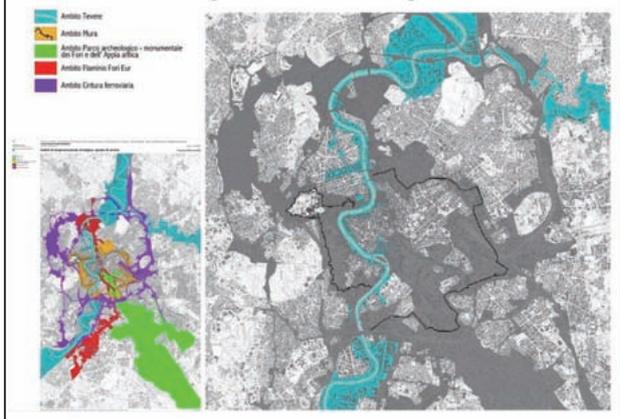


118



119

### Ambito di Programmazione Strategica del Tevere



120

121



122



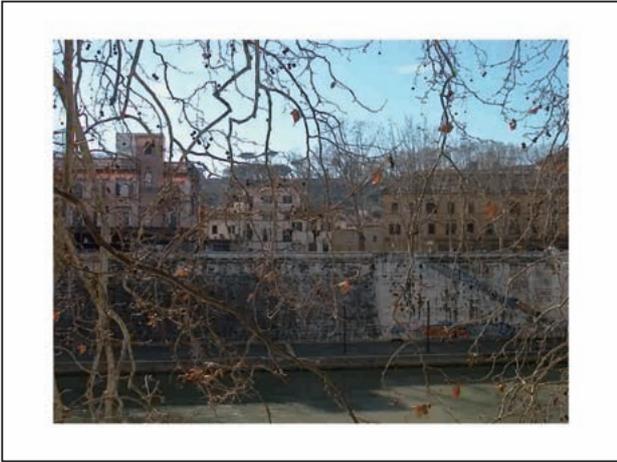
123



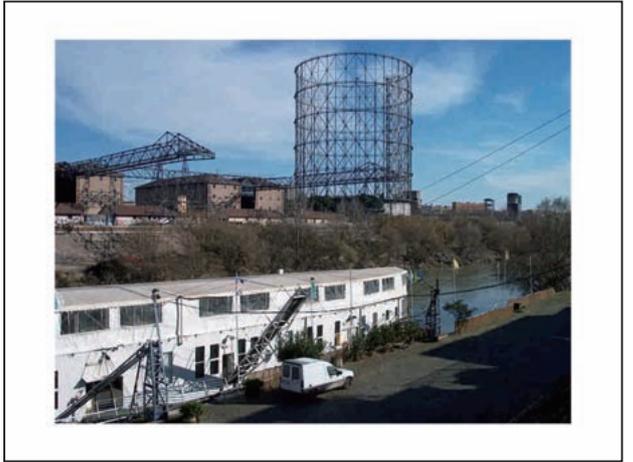
124



125



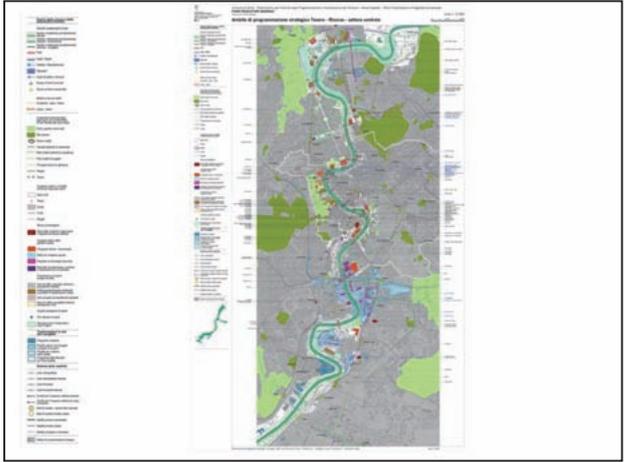
126

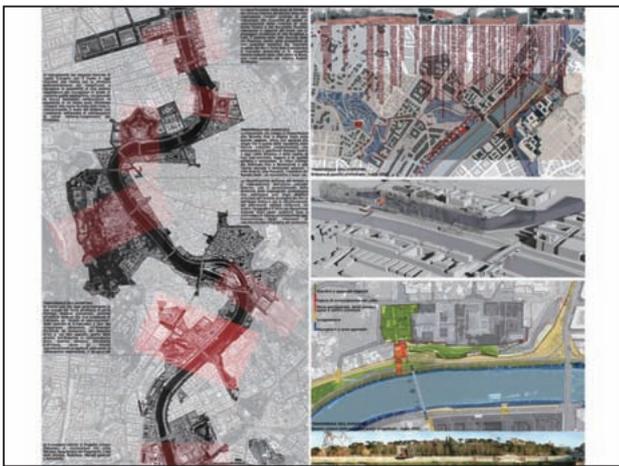


127

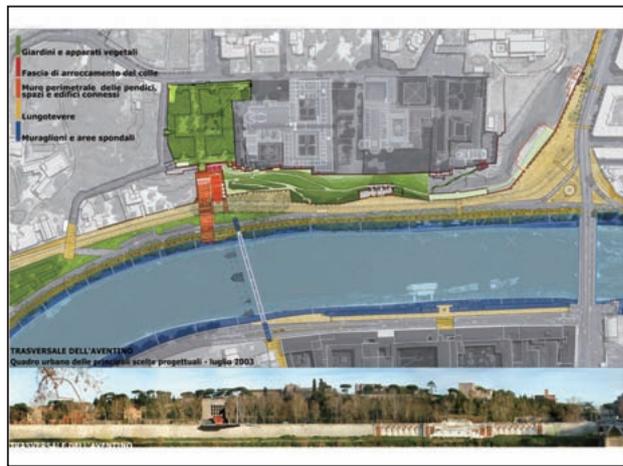


128





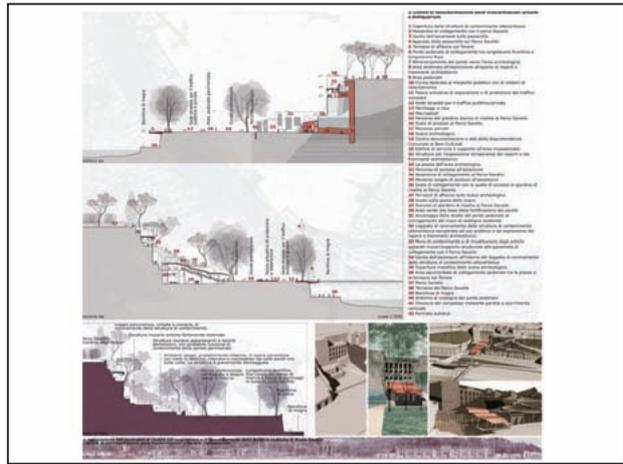
129



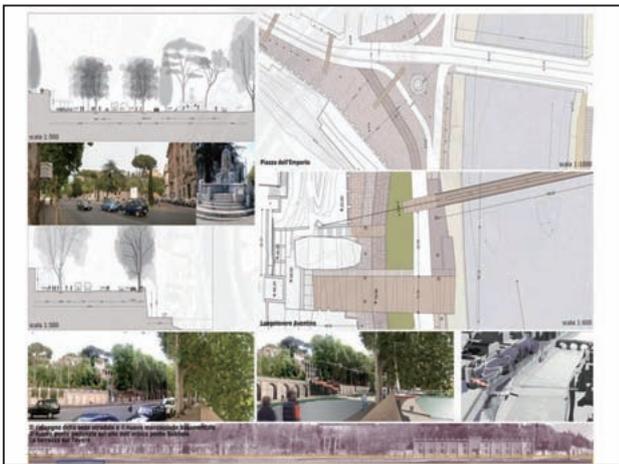
130



131



132



133



134



135



136



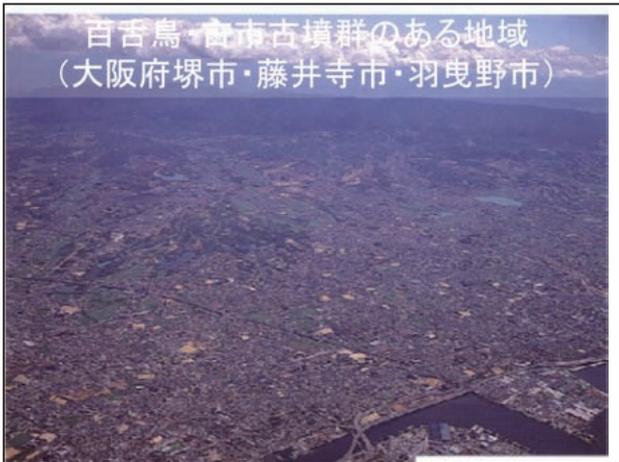


145

## 4. 日本の遺跡、まちづくりと史跡

146

1. 戦後の日本の特殊事情：
  - a. 主に戦後に発展した考古学と遺跡の保護
  - b. 急速な開発と国民所得の向上
  - c. 「文化的アリバイ」としての遺跡保存？
2. 21世紀前半の日本の特殊事情：
  - a. 急速な人口減少、高齢化、宅地・農地の縮退
  - b. 財政の制約、新たな公共、多面的な地域管理
3. 都市と地域の整備方針を変える！
  - 国土の再生に果たす遺跡の役割



147



148



149



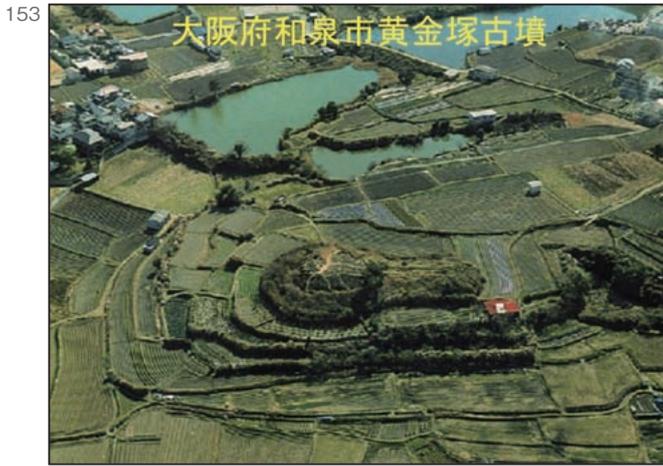
150



151



152



154 5. 遺跡整備と都市計画

- 歴史文化遺産の捉え方の変化
  - 研究のための文化財から市民の創造力を生む地域資源として見るようになった。
- 都市開発のモデル:「東京型」と「京都型」
  - 「東京型」では量的拡大が富を生み、「京都型」では質的向上が富を生む。
  - 地方分権が進めば「京都型」が増える?
- 「保存」から「マネジメント」へ
  - 「維持向上」とは市民・事業者の日常の活動が歴史風致を持続させる仕組みをつくること

155 市民・事業者とともにソフト面から歴史まちづくりを！  
—維持向上すべき京都市の歴史的風致—

1. 祈りと信仰のまち京都
2. ものづくり・商い・もてなしのまち京都
3. 文化・芸術のまち京都
4. 暮らしに行きづくハレとケのまち京都
5. 京郊の歴史的風致
6. 伝統と進取の気風の地

156 6つの主体はその活動で維持向上に貢献

テーマ	主体(組織・人)	役割・機能と市との協働
祈りと信仰	仏教界・神社庁 門前町	観光・景観・交通・環境で協働
職・商・宿	商工会議所etc.	組織的な協力体制
文化・芸術	文化人・家元etc.	主要な政策には深く関与
ハレとケ	祇園祭連合会	山鉾町内景観、巡行路向上
京郊	自治組織が健在	地区計画・里山保全・市民農園
伝統と進取	大手企業	スポンサー、近代化遺産保護

157 金沢市の維持向上すべき歴史的風致

【金沢の歴史的風致】  
金沢の歴史的風致は、その風土と歴史に根ざした都市構造を基盤とする歴史的建造物や歴史的街並みとともに人々の生活、生業として現在も営まれている伝統行事、伝統文化、工芸技術(伝統産業)が一体となって形成される良好な市街地環境です。

● 歴史遺産群 (金沢城跡)  
● 伝統文化・工芸技術 (友禅染し(虎野川) 金箔工芸)

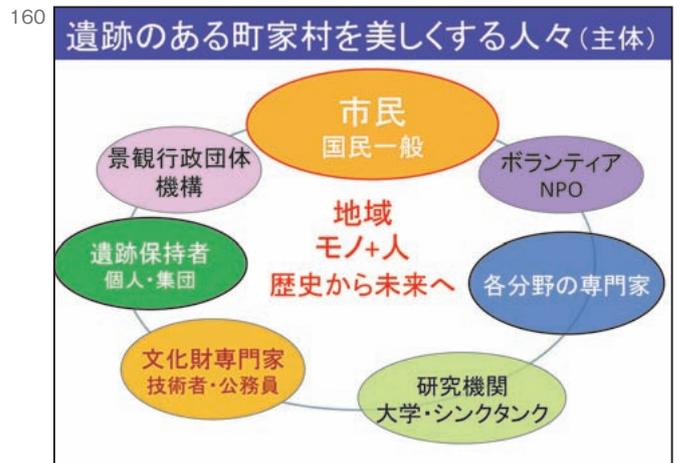
【金沢の歴史的風致の特徴】  
「ふかひの窟」  
工業技術  
伝統文化  
歴史の街並み(東山ひがし)  
歴史遺産群(金沢城跡)  
自然環境、水辺環境、公園

【金沢の重点区域】 特徴が顕著に見られる区域  
金沢城跡・東六面を中心とする旧城下町区域

【計画の基本方針】  
① 歴史的建造物の積極的な保存と活用。  
② 歴史的な街並みを保全し周辺環境の調和を図る。  
③ 伝統行事、伝統文化及び工芸技術の継承、育成。  
④ まちづくりと連動し、文化財とその周囲の環境を一体として保全。

158 まとめ:地域政策の課題、変化する社会と国土行政の課題

- もはや、都市・地域の転換は避けられない。しかし、なかなか意識を変えられない国民も政治家も多い。
- 厳しさを増す社会条件、財源の下で、エココンパクトシティを実現するためには、国民の意識を自然・歴史・文化環境に向け、求めるべき新たな生活空間増を示す必要がある。
- その中で、公共施設の整備と運営を図るには、もちろん新しい知恵が要る。環境再生は、国民の志向に即しつつ、より魅力的なイメージを描かなければならない。



## 地域文化の育成と遺跡の保存・活用

大島 直行（伊達市噴火湾文化研究所）

### 1. はじめに

伊達市はいま、「文化を活かしたまちづくり」に取り組んでいる。きっかけは、2001年にオープンした史跡北黄金貝塚公園の整備だった。全国にはおよそ150ヶ所の縄文時代の史跡が公園として整備されていると聞かすが、残念ながらその多くはほとんど人の訪れることのないただの公園になっているようである。

北黄金貝塚の整備事業の着手を前に、全国にあるいくつかの史跡公園を視察してまわりこうした現状を目の当たりにして「明日はわが身」と感じた私達は、何とか「利用してもらえる史跡公園」、「多くの人が訪れる史跡公園」にしようと知恵を絞った。幸い史跡整備に興味をもった市民が現れ一緒に知恵を絞ることができたのは、今考えると幸いであった。そうした中から生まれてきたのが「文化を活かしたまちづくり」という考え方だった。

全国の多くの史跡公園に閑古鳥が鳴いている原因は、おそらく遺跡や史跡が市民にとっては「歴史」とか「文化財」でしかなく、つまりは、歴史や文化財に興味のない人にとって史跡公園は、訪れても仕方のない無駄な施設でしかないということかも知れない。そこで私達は、遺跡や史跡に対する市民の考え方を「歴史」から「文化」に変えてもらうために知恵を絞ることにした。

市民にとっては「文化」は街のあちこちであって、しかも生活の中に根付いているものである。文化は生活になくしてはならないものである。絵画や音楽、文学、書道、お茶、お華、お香、伝統的な工芸、お寺や神社などの古い建物から近代建築まで、生活の中にはさまざまな文化が溢れている。遺跡や史跡も「文化」のひとつとしてそうした生活の中に位置付けることが必要なのでないかと考えた時、いろいろなアイデアが湧いてきた。史跡をもっと市民にとって身近な存在にするための工夫である。

遺跡や史跡が画家にとって作品の「モチーフ」であったり、土器や石器が芸家にとっての「芸術作品」であったり、古代遺跡から歌や詩や文学が生まれたり、まさに遺跡や史跡が生活の一部になったら素晴らしいと考

えた。先人の叡智や芸術や哲学までもが息づく場所、それが遺跡であり史跡だとしたら。こうした考えに沿って様々な活動を行なって行くうちに、伊達市民にとって史跡公園は文化的な空間になっていったように思う。まさに地域文化としての縄文遺跡が誕生したことになる。

北黄金貝塚という縄文遺跡は、「文化財」ではなく「身近な文化」になっていった。市民の興味もだんだん湧いてきて縄文文化を知りたくなってきた。何度も足を運ぶ市民が現れた。そしてこの「文化」を活用しようと考える者もでてきた。

従来の文化行政の中では、遺跡は「埋蔵文化財」として分類され、重要なものは史跡に指定されるなど手厚く保護されてきた。しかしその結果どうなっただろうか。皮肉なことに遺跡や史跡は市民からだんだん遠い存在になってしまったのではないだろうか。遺跡は国民共有の財産などと言っても誰もピンとこないのではなかったか。そして、遺跡や史跡から国民を遠ざけてきたのは、実は、学芸員など私たち専門職員だったのではないだろうか。

ある自治体では、開発に伴う発掘調査が減少したという理由で、せっかく設立した「埋蔵文化財センター」を閉鎖してしまった。出土した遺物はたくさんあるが、そうした文化財は市民生活には必要のないもので博物館の収蔵庫にしまっておけばいいということかもしれない。はたしてそうだろうか。本当はそうではないはずである。市民生活に必要なものだからこそ巨費を投じて発掘したのである。発掘も大事だが、発掘された出土品も大事なはずである。だとしてもっと積極的に市民生活に活かすべきではないだろうか。この、文化財を市民生活つまり「まちづくり」に活かす仕事こそ、私たちに課せられた使命なのではないだろうか。私たちは、今、真剣にこのことを考える時期にきているように思う。

この講演では、北海道伊達市を例に、史跡や遺跡を文化と捉え、これを活かして豊かな生活環境を作り出そうという「まちづくり」の試みを紹介したい。

## 2. 史跡北黄金貝塚の整備と活用

### (1) 発掘調査の成果

北黄金貝塚は1948年、当時地元の高校教諭であった峰山巖氏によって発見された。地主上坂竹次郎氏の理解もあって、以後約30年にわたって峰山氏および峰山氏が後年籍をおいた札幌医科大学解剖学教室の調査研究がこの貝塚で続けられた。この研究の成果は、貝塚の変遷と円筒土器文化の埋葬様式などの考古学的な知見にとどまらず、北海道縄文人の成り立ちについての人類学的な知見にも及んだ。

上坂台地には、A地点、A'地点、B地点の3ヶ所の、また茶吞場台地にはC地点という規模の大きな貝塚が確認されていた。1984年の分布調査において、上坂台地の南側斜面に新たな貝塚が発見され、これを南斜面貝塚と名づけた。いずれも縄文前期の貝塚であった。貝塚は、地点によって構成員に違いがみられた。このことは、いわゆる縄文海進期の海水の温暖な時から、海退期の寒冷化に向かった時期までの自然環境の変化を示しているとみてよい。

最も古い貝塚はB地点貝塚で、暖海産のハマグリを主体とした貝塚である。次に古いのはC地点貝塚であり、マガキが混じることから海水温の低下、つまり気候の寒冷化が始まったことがわかる。そしてA'貝塚ではほとんどがカキになる。南斜面の貝塚は、おそらくA'貝塚と同じような時期に形成されたものと思われる。最後につくられたと考えられるのが上坂台地の最先端にあるA地点貝塚である。つまり北黄金貝塚の縄文人は、海退現象で遠ざかる海を追いかけるように、貝塚の場所を変えていったことが理解されてくる。

このような貝塚は、縄文時代の墓地でもあった。A'地点貝塚からは、札幌医科大学の12次にわたる発掘調査などにより14体の人骨が発見されている。人骨はすべて縄文時代前期に属するもので、北海道ではもっとも古く、しかも人類学的な研究に耐えうるまとまった資料として重要である。これらの資料から、北海道の縄文人骨にはすでにこうした古い段階からアイヌ的な形質がみられることが明らかにされている。

集落については、十分調査が行なわれていないため全容が明らかになっているわけではないが、A'地点貝塚の貝層下や南斜面には相当な数の住居跡が存在するものと思われる。

史跡整備に伴う遺構の確認調査において、盛土遺構と水場遺構が新たに発見された。

盛土遺構はA'地点貝塚と南斜面貝塚の上に形成され

たもので、平面規模は明らかではないが、それぞれ1m前後の堆積が認められた。盛土中からは、多数の土器や石器が出土した。特に北海道式石冠の出土が目立った。

水場遺構は、上坂台地の北側裾の湧水そばに発見された縄文前期の祭祀場的な性格の遺構である。縄文前期には、右岸に30×15mの範囲に擦石と石皿がほとんど隙間なく敷き詰められていた。供献したと思われる大形土器や装飾的な石が伴っていることから、おそらくアイヌ民族にみられる「物送り場」的な性格の遺構ではないかと考えた。こうした遺構は、小規模ながら左岸にも発見された。時代は縄文中期であった。ここではこのほか、水を使う作業に関連したと考えられる足場状の掘り込みや貯蔵用の土壙も発見された。

### (2) 史跡指定

「北海道の人の成り立ち」を研究テーマとした札幌医科大学の発掘調査の成果が蓄積された1985年ころ、地元伊達市や北海道の行政担当者から、また長くこの遺跡の調査研究に携わってきた研究者などから史跡指定の機運が高まってきた。

1985年から3ヵ年をかけて行なった遺跡の範囲確認調査と土地所有者との協議を経て、1990年12月、貝塚遺跡としては道内4番目の国史跡として、上坂台地を中心とする遺跡の約半分が指定を受けた。その後、新たに所有者の同意を得た南斜面も追加指定することができた。指定面積は、87,539㎡である。

一般に、縄文時代の遺跡の指定は、台地上の平坦面のみに限られる場合が多いが、本遺跡では、可能な限り台地裾の低地部分も取り込んだ。その結果、指定地内には2ヶ所の湧水とそれから流れる小川が存在することとなった。幸い、上坂台地は畑の耕作だけで大きな土地造成が行なわれたことがなかったことから、遠望すると台地の形が際立って見え、土地造成や環境整備などをしなくても十分に縄文の「たたずまい」が感じ取れるきわめて良い景観が保たれていた。

### (3) 整備事業

史跡整備事業に先立ち、1995年から整備検討委員会を設置して整備計画を策定した。委員長には小林達雄国学院大学教授に就任いただいた。小林氏は、持論である「縄文のたたずまいの感じ取れる整備」を主張した。検討委員会もこれに賛同し、北黄金貝塚の整備の基本方針の大きな柱に、「景観に配慮した史跡公園づくり」を据えることにした。

実際の整備にあたっては、この遺跡をもっとも特徴づけるものとして貝塚と墓、そして水場遺構の復元に力を入れた。従来の史跡整備では、どうしても集落景観にこ

だわることから竪穴住居の復元に重点が置かれがちであった。しかし、それぞれの遺跡のもつ特質が、竪穴住居だけでは十分に説明できないのではないかと反省から、ここではあくまでも北黄金貝塚の特質を説明する上で欠かすことのできない前述した3つの遺構が取り上げられた。

貝塚は、A'地点貝塚とB地点貝塚を復元した。復元は、貝塚の分布範囲上に現生貝の殻を敷き詰める方法をとった。貝塚の範囲は、1978年に行なった地下レーダー探査と発掘による範囲確認調査のデータに基づいて推定した。B地点貝塚の範囲は、トレンチ調査によって確認した。

史跡整備における貝塚の明示は、従来は、周囲を植栽や柵で囲む方法が一般的であったが、しかし、これでは地中の貝塚の広がりや堆積の状態がなかなかイメージできなかつた。すでに、20年ほど前に同様の手法をとった宮城県松島町の西の浜貝塚を参考にしながら復元を試みた。貝塚の上面に透水性のアスファルト製桶を造り、これに現生貝を敷き詰めた。両貝塚は構成員が異なることから、それぞれハマグリとカキを主体とする貝塚として復元した。

復元した貝塚は、もともと牧草地の中にあつたものだが、復元に際しては、特に土地造成を行なうことなく、また植栽などもあえて行なわず台地の全体形が遠望できるようにした。その結果、台地と海と貝塚の関係が良く理解できる景観が確保され、縄文海進の様子がイメージできると見学者には非常に好評である。復元した貝塚内は自由に歩くことができるのも、貝塚の理解を助けている。

墓は、かつて札幌医科大学が調査したA'地点貝塚に14ヶ所発見されていた。当初は、貝塚断面と合わせて現地での復元を考えたが、その場合にはかなり大掛かりな施設が必要となり景観を損ねかねないとの判断から断念した。結果的に、墓と貝塚断面は、ガイダンス施設内に復元した。復元は、大学の調査トレンチを利用した。長さ11m、幅約2mの「剥ぎ取り」貝層に囲まれた調査区内に4ヶ所の土壙墓を復元し、これにレプリカの人骨を配置した。見学者はトレンチをのぞき込む形になり、発掘現場における人骨の発見状況がイメージできるように工夫されている。

水場遺構は、貝塚、墓とならんで北黄金貝塚の祭祀的な性格を読み取ることのできる重要な遺構のひとつである。これの復元にも積極的に取り組んだ。およそ400㎡の遺構のうち、最も遺物の集中した中央部の65㎡を露出展示する計画で作業を進めた。しかし、こうした水

場遺構における露出展示方法は、まだ十分に技術が確立されておらず試行錯誤を繰り返すこととなった。結果的に、本物の遺物（擦石と石皿）を出土した状況のまま土壌混じりの樹脂で固化した。ただし、樹脂の厚さが13cmに及んだことから石器の一部が埋没することとなり、当初の出土状態よりも迫力を欠いてしまったことは否めない。しかし、湧水とそこからの小川の流れと水場遺構の関係を、「縄文時代の祭祀」といった視点から来園者に理解してもらうには有効な施設となった。

#### (4)「縄文のたたずまい」へのこだわり

一般的に、史跡整備事業では、利用者への配慮からさまざまな便益施設が造られる。駐車場をはじめトイレや水呑場、あずまや、ベンチ、街灯、ゴミ箱、灰皿などである。また、散策路や誘導路も欠かせない施設となっている。展望台を設けている史跡も少なくない。さらに史跡の理解を深めるために、各種の解説板を設置し、管理のための注意看板も当然必要になる。

北黄金貝塚では「景観に配慮した史跡公園づくり」という整備方針に従い、こうした便益施設についても必要最小限にとどめる方向で実施計画が立てられた。また解説板や注意看板も極力設置せず、その代わりガイダンス施設内の情報を充実させて、これを補うこととした。最終的に、公園内の便益施設は木製のベンチとテーブルを指定地縁辺に設置するにとどめた。遺跡から眺める噴火湾や駒ヶ岳の姿は雄大であり、それらは縄文時代のイメージ作りには欠かせない素材であるとの理解から、指定地縁辺のベンチに腰掛けお弁当を食べながらこの遺跡を含めた雄大な景観を満喫してもらおうと配置したものである。もちろん、ベンチの設置に際しては、それ自体が景観を損なうことのないよう十分に配慮した。

縄文のたたずまいを作り出すことはそれほど難しいことではない。近代的な設備や看板を取り除くことで、かなりその雰囲気をかもし出すことが可能である。北黄金貝塚では、史跡整備の定番中の定番である園路（散策路）の造成も行なわなかつた。

実は、史跡公園の園路は最も縄文遺跡の雰囲気を壊しているもののひとつであり、これを排除できるかどうかで、ずいぶんと史跡公園の景観は変わってくるはずである。もちろん、園路には身障者への誘導路としての機能もあるわけだが、幸い北黄金貝塚では、ボランティアの導入計画があり、こうした関係者の協力があれば園路がなくても身障者が車椅子で台地の上まで上がってゆくことも可能であろうとの考えから決断したものである。公園完成（2001年6月）から9年、幸いこれら便益施設に関するトラブルは起きていない。

### 3. 活用策の創出

#### (1) ガイダンス施設

ガイダンス施設もまた史跡公園には欠かせない施設である。史跡の整備では、遺構の復元だけでその遺跡の歴史的な意義や文化史的な価値を表現することは難しく、出土品や写真、イラストなどを用いた補足説明の場所がどうしても必要である。北黄金貝塚では、「北黄金貝塚情報センター」と名づけたガイダンス施設を建設した。面積は300㎡である。

建築に際しては、従来この種の施設にはないいくつかの特徴をもたせることにつとめた。その一つは展示シナリオに対する工夫である。ここでは同様施設の一般的なシナリオである「時代順に道具を並べる」手法をとらず、北黄金貝塚の特質を表した3つのテーマに沿ってコーナーを構成した。

「貝塚が伝える縄文人の暮らし」、「貝塚はごみ捨て場ではなかった」、「すべての物に命があった」がそれである。「遺跡における道具（技術）の時代的な変遷」といった表現に代表されるように、どうしても画一的になりがちな従来の展示構成からの脱却をはかった。北黄金貝塚の調査研究成果を重視し、そこから読み解くことのできるこの遺跡の本質を伝えることに主眼を置き展示構成を考えることとした。その結果、表記のテーマ設定になり「狩猟採集社会における精神文化の豊か」にスポットをあてるという従来にない独創的な展示となったのではないかと思う。

一方、解説方法にも工夫を凝らした。展示解説を絵画で行なう、言わば「文字のない博物館」を目指した点である。どうしても専門的になりがちな考古遺物の解説を、思い切って絵画による復元図に変えてみたわけだが、見学者の評価は年齢を問わず高い。

資料館の展示においてこれまで取られてきた手法は、より多くの世代に対応するため、かなり専門的な解説文にルビを振るというものであった。しかし結局は、ルビを振っても子供達には内容が理解できず、また大人にとっても難しいのが現状であった。そこで、本館では、最初から展示対象の重点を小学生の高学年に置き、彼らが十分に理解できる内容ということを念頭においた展示を心がけ実践した。

二つ目の特徴は「Hand on」という展示手法を取り入れた点である。ガラスケースから出せる遺物は極力出し、見学者が直接手で触れることもできるようにした。土器と石器（擦石と石皿）、貝殻などの動物骨である。縄文文化をより身近に感じ取るという意味ではこの効果

は極めて大きいということがわかった。一方で、当初懸念された破損などのトラブルはほとんどなかった。

その他にも、この遺跡の研究に携わった峰山巖氏の遺跡保護に対する理念と氏の研究に理解を示し、遺跡を親子4代にわたって守り続けた地主の上坂家を紹介したコーナーも設けた。史跡は行政の力だけで守られてきたのではなく、こうした人々の努力や情熱があって初めて守られることを知らせることも、ガイダンス施設の大きな使命と考えてのことである。

施設は入場無料である。とかく不評な月曜休館も廃止した。ただし、入館者の減少する冬季間（12月～3月）は閉館している。

#### (2) 啓発事業と体験学習

史跡公園や博物館は、ややもすると「つくって終わり」といった風潮がないわけではない。完成後の維持管理が不十分であったり、学芸員の配置がなく情報の発信が乏しいことから、徐々に見学者の足が遠のくといった現象が決してめずらしくないのは、作り手側にこうした意識があるからだと思う。北黄金貝塚では、こうした風潮に対し、計画段階から注意をはらい、完成後の施設の活性化にとっては、多くの人の目を向けさせるための啓発事業が何よりも大切であると考えてきた。

後述する体験学習もその一つであるが、その他、市内小中学校や高校、専門学校、さらには町内会やさまざまな団体に対して積極的に「縄文出前講座」を行ってきた。他市町村へ出張講座にも取り組んでいる。また、開園期間中の毎月末には、「縄文ロビー講座」を開設し、シリーズで講義を行なっている。ガイダンス施設のまさにロビーにイスをならべての講座開設である。

その他、外部講師を招いての考古学や人類学、アイヌ文化に関連した講演会やシンポジウムの開催、さらには学会や研究会なども積極的に招致してきた。民間団体との協働や実行委員会形式で行なっているこうした催し物は、年間20回以上を数えている。おそらく日本一考古学の講座・講演会・シンポジウムの多い町ではないかと自負している。

民間団体である噴火湾考古学研究会が実行委員会を組織して、開園前から支援事業としてはじめた「だて噴火湾縄文まつり」も13回目となった。市民の文化財愛護意識の昂揚に大きな役割を担うまでになった。

#### (3) ボランティアの活躍

史跡公園の管理・運営は伊達市が直接行なっているが、一方ではボランティア団体の支援が、この施設の活性化に一役買っていることも重要である。ボランティア団体は、現在2団体が組織されている。一つは、「縄文

スクスク森づくりの会」で、史跡内の「縄文の森」エリアに、種から育てたドングリの苗を植え、下草刈りなどを定期的に行なっている。また、自然観察会や学習会などの普及啓発事業にも意欲的に取り組んでいる。

「黄金」のアイヌ語地名から名前をとった「オコンシベの会」（昆布のたくさん採れる所の意）は、解説ボランティアの団体で、当初予定していた個人客の対応にとどまらず、現在は団体客の対応や体験学習の指導にも力を発揮している。両団体の活動は非常に積極的で、開園9年目にして、すでに公園運営の核となりつつある。

体験学習は、学習施設としての北黄金貝塚の目玉の一つである。現在、10種類のメニューを用意しており、個人用、団体用、季節限定などバラエティーに富んだ内容になっている。中でも人気なのは模擬体験発掘である。粘土で竪穴住居跡を復元しこれを黒土で埋めた施設で、考古学者が竪穴住居跡をどのように発見するのかをシミュレーションできる仕掛けになっている。折悪しく旧石器遺跡の捏造事件が起こったことから、冷ややかな見方をされる場面もあったが、これは決して宝捜しの場ではなく、あくまでも発掘の方法を学ぶ施設であることを強調してその意義を伝えている。

その他、釣針やナイフ、石斧、弓矢、貝輪、土偶などの物づくり体験や塩づくり、木の実のジャムづくり、火おこしなどの生活体験、さらにワークシートも用意している。開園から9年になるが、模擬体験発掘も含め小中学生を中心に毎年10,000人あまりがこうした体験に取り組んでいる。なお体験学習についても、先述したボランティア団体の「オコンシベの会」の全面的な協力のもとに行なわれている。

#### (4) 「縄文ロビー講座」の継続

縄文ロビー講座は、2001年6月にオープンした史跡北黄金貝塚公園に設置された「貝塚情報センター」の活性化を図るために、その年の9月からスタートした事業である。このような施設はオープン当初は来館者も多いが、数年を経ても減少するのが常である。私たちはこうした状況を迎えないためにいくつかのアイデアを出し、来館者に何度も足を運んでもらえる魅力ある資料館づくりに励んだ。その一つの試みが「ロビー講座」の企画だった。

講座は開園期間中の4月から11月まで、毎月末の休日に開催した。毎回多くの方に参加していただき、延べ受講者数はおよそ2500名に及ぶ。会場は、展示場の空きスペースに椅子を並べただけのわか講演会場である。受講者は伊達市民だけでなく、近隣市町村や遠く札幌などからの参加もある。2010年の11月まで連続73回

実施した。

この講座の特徴の一つは、一貫したテーマで講座を行ったことである。縄文文化の本質がどこにあるかをわかり易く解説したことと、日本全国の最新縄文情報を的確に伝えたことが継続受講者の定着のもつながったようである。また、解説ボランティアの研修の場として機能したことも重要なことであった。

#### (5) インターネットによるライブカメラ中継

2006年7月、かねてより準備してきたインターネットによるライブカメラ中継をスタートさせた。ガイダンス施設に固定カメラを設置し、24時間映像を流し続けている。受信者は、キー操作により遺跡の全体を自由に観ることができる仕掛けになっている。ズームも可能である。来年度には、移動カメラを増設し、体験学習やイベントの実況中継も開始する予定である。

史跡の情報公開の一環として始めたこの試みであるが、一方でHPの充実の力を入れてきた。所管する噴火湾文化研究所のHPからの情報提供とは別に、解説ボランティアの会員が独自のHPを立ち上げ、自主的な取材の基にきめ細かな情報発信を行っている。

## 4. 縄文文化を活かしたまちづくりを目指して

### (1) 「だて噴火湾縄文まつり」の開催

1995年の夏、北黄金貝塚の史跡指定をきっかけに、市民による研究会が発足した。先に紹介した「噴火湾考古学研究会」である。会長は、市内で石材店を営む浪越朗氏である。かねてから町の歴史に関心のあった市民が集ってできた会だったが、一方では「北黄金貝塚の史跡としての価値を一人でも多くの市民に理解してもらいたい」と、裾野を広げる活動の必要性も議論されたことから、そうした熱い思いもあって企画されたのがこの啓発イベント「だて噴火湾縄文まつり」だった。

まつりは当初は研究会の単独開催であったが、徐々に参加団体が増え、現在は8団体に加わり毎回実行委員会が組織されて行われている。遺跡のある黄金地区の自治会も参加したことで、遺跡のある地域への浸透がますます図られることとなった。まつりの内容は、前日にPRを兼ねて「記念講演会」を開催し、当日は、それぞれ参加団体が嗜好を凝らしながら縄文文化をアピールする催し物を披露している。このイベントも回を重ねて13回目となったが、確実に地域に根ざしたイベントになりつつある。

なお、噴火湾考古学研究会の設立がきっかけとなって各地に「縄文会」設立の機運が高まり、現在は11団体を数えるまでになっており、2003年6月には「北海道

縄文ネットワーク」が組織され、情報交換や交流事業行われている。

## (2) 「噴火湾縄文フェスタ」への挑戦

北黄金貝塚の整備事業も佳境に差し掛かった1999年の夏、その前年に設立された「全国縄文都市連絡会」の持ちまわりイベントである「縄文サミット」が富山県の小矢部市で開催された。これに参加した菊谷伊達市長は、翌々年の第四回縄文サミットの誘致を決めた。

史跡北黄金貝塚の公園整備が終わる2001年に照準を合わせた好タイミングの選択だった。早速、噴火湾考古学研究会のメンバーに相談を行なったところ、北黄金貝塚の市民へのPRだけでなく、全道・全国にアピールできる良いチャンスであるから、「縄文サミット」に合わせて、市民参加のイベントを行おうということになった。

結果的に、実行委員会を組織し、ほぼ1年間の準備期間をかけ、2001年7月20日から29日までの10日間、「だて噴火湾縄文フェスタ」を行った。実行委員長は外科医院院長の齊藤実氏。実行委員は実に314人の大所帯であった。企画から実施まですべてが官民協働の作業として行われたもので、伊達市においても初めての本格的な官民協働イベントであった。これ以降の伊達市の官民協働のあり方を決めた重要なイベントであり、成功の意義はきわめて大きかった。

実施されたイベントは、オープニングイベント、縄文大バザール、縄文スタンプラリー、縄文子ども祭り、縄文ミュージカル、縄文コンサート、梅原猛記念講演会、子ども縄文フェスタ、カムイノミ・アイヌ古式舞踏、有珠の遺跡めぐり、人類学シンポジウム、縄文記念トークショー、噴火湾縄文まつり、北の縄文人展、有珠モシリ遺跡展、アイヌ資料展、海を渡る交流展、そして「第4回全国縄文サミット」など26件にもおよんだ。伊達市の縄文文化が、このイベントによって確固たる市民権を得ることができたのは言うまでもない。

## (3) 「縄文を活かしたまちづくり検討会議」の設置

市民と行政が一丸となって取り組んだこのイベントが終了したとき、さらなる市民提案が出された。縄文文化の大切さを理解した今、そして結果的にこの取り組みが「まちづくり」として機能したことを知った今、さらに縄文文化を生かした「まちづくり」を推進するために知恵を出し合おうという機運が高まり、市民会議として「縄文文化を生かしたまちづくり検討会議」が設置されおよそ1年間にわたる議論が行われた。そして最終的に出された「まちづくり」案のひとつが「縄文文化研究所」の構想であった。

市民会議の提案を受けた伊達市は、検討の結果、全国の市町村ではほとんど例のない「文化研究所」の設立を決断した。そもそも、市民が提案した「縄文を理解するための施策」は5項目だった。第一にあげられたのが「北黄金貝塚の活用」だった。恵まれた景観を十分に生かし、縄文の心（精神文化）を学ぶことのできる場として常に情報発信し続けるとともに、体験学習の充実強化に努め、その利用促進を図るというものである。第二には、「研究機関の誘致」があげられた。市民が縄文文化を知るためのもっとも理想的な環境は、発掘調査や出土品の研究が身近で行われていることであるとして、大学研究室による学術調査の誘致・支援や学会・研究会の誘致を積極的に行なおうというものである。第三には、「啓発・情報の発信」をあげた。インターネットの活用である。第四として「教育システムへの組み込み」があげられた。学校教育においては総合的な学習の時間の場で、また社会教育においても縄文遺跡にこだわった学習ができるような新しいシステム構築の必要性が述べられた。そして最後に掲げられた提案が、「噴火湾縄文文化研究所（仮称）構想の推進」であった。

## (4) 伊達市噴火湾文化研究所の設立

市民が提案した「縄文文化研究所構想」は、最終的に「伊達市噴火湾文化研究所」として設立された。それは、市民の提案を無視したのではない。市民がかけがえのないものとして理解し始めた縄文文化を、さらにその理解を確固なものとするために、あえて縄文の名を冠せずに文化研究所としたのである。

これまで日本の文化行政は、歴史文化と芸術文化の分野をそれぞれ細かく分けることで効率的な行政を行ってきた。前者は文化財として保護中心の行政が行われ、後者は芸術として普及啓発中心の行政に力が注がれてきた。

確かに国や都道府県レベルでは、博物館や美術館、音楽ホールなどいわゆる文化施設を中核として施策の展開が行われ、効率的な文化行政として一定の成果をあげてきたことも確かである。しかし多くの市町村では、博物館・資料館の設置がせいぜいであり、美術館や文学館、音楽ホールなど芸術振興にかかわる政策の展開までは無理であった。

こうした中で、伊達市は市民の縄文文化やアイヌ文化への関心の高まりを足がかりとして、従来から関心の高い武家文化財や芸術文化をも取り込んだ総合的な文化行政を展開することを目論んだ。それは、従来の文化行政が、文化財の保護や芸術の普及啓発にとどまっていたのに対し、そうした文化を積極的に「まちづくり」に活か

していこうという新しい発想から生み出された構想であった。

つまり、埋蔵文化財や民俗資料、古文書、建造物、伝統芸能、さらに絵画や彫刻、音楽などといった枠組みは、文化の普及啓発や保護には便利であっても、まちづくりの視点からはかえって邪魔な枠組みであることに気づいたのである。まして縄文文化だけを研究するということでは、まちづくりに資する研究所としての機能を形作することは難しいと考えた。

結局、「噴火湾とそれを取りまく大地と人の関わり」を、文化財や芸術作品といった視点からではなく、自然史・人類史といった広い視点から研究する。そして、そこに留まるのではなくさらに一歩進めて、それをまちづくりにどう反映させていくかも研究する機関の創設を考えたのである。そのためには、多様な「文化」を個別に扱うのではなく、総合的に扱うことが何よりも必要だったのである。

## 5. 縄文を知的観光資源に

### (1) 「北海道縄文のまち連絡会」の設立

平成20年12月、北海道北東北4道県の縄文遺跡群が、ユネスコ世界文化遺産の「国内暫定リスト」に登録が決まった。伊達市の北黄金貝塚もその一つである。この時から、日本の縄文文化はいくつかの大きな課題を背負うことになった。もちろんその第一は、縄文文化の普遍的な価値を明らかにし、それを世界に認めてもらうことである。考古学者や比較文化学者らの力を借り、世界に通ずる確かな理論武装が必要となってくることは言うまでもない。一方、世界遺産の推進には国内で解決してゆかなければならない課題も少なくない。その中で重要な問題と考えられるのは、国民的な盛り上がりの醸成であろう。

世界遺産は、とすれば遺産を保有する地域の経済や観光の問題として片付けられてしまい、遺産のもつ普遍的な価値観や遺跡の保護思想がないがしろにされることが多いように思われる。私たちは、世界遺産の本来の目的に立ち返り、多くの国民がその理念を共有できるような環境づくりをおこなうべきであると考えた。そして始めたのが、先史時代遺跡を保有する北海道の市町村による、縄文文化に関する質の高い情報を共有できる協議会「北海道縄文のまち連絡会」の設立・推進であった。

「観る」観光から「学ぶ」観光にシフトされつつある今日、縄文遺跡や出土品を「知的観光資源」として情報発信し、北海道観光の新しい柱として育て上げようというのが、この協議会の理念である。道内6市町村長の呼

びかけに応じた自治体は現在までに21である。会長には田岡克介石狩市長が就き、事務局はこの協議会の発案者である菊谷秀吉市長の伊達市が担う。将来的には50～80市町村の加入を目指し、学芸員や市民団体が中心となってさまざまな学習活動や啓発活動を全道規模で展開しようというものである。

従来の縄文文化の普及啓発は、どうしても遺跡単位の「一村一品」運動になりがちであり、「一人勝ち」的な印象が強かったようである。こうした都道府県規模での活動は、今後のわが国の文化財普及運動に一石を投じるのではないかと期待している。

### (2) 「北の縄文文化を発信する会」の設立

同様に、北海道北東北の縄文文化が世界遺産の候補になったのを機に、北海道ではこれを推進するための市民団体が立ち上げられた。それが「北の縄文文化を発信する会」である。会長には北海道大学観光学高等研究センター長の石森秀三教授が就いた。道内の企業関係者や行政関係者、学者の集まりで現在会員は123名。

この会の目的は、世界遺産候補としての縄文文化を世界に情報発信することである。すでに英文のホームページを開設しており、国内的には講演会の開催や啓発イベントなどにも力を入れている。去年は、札幌市内において「縄文人はどこから来たか？」をテーマに4回の講演会を開催したが、いずれの回も多くの来場者があった。実は、大都市札幌は道内ではもっとも多い545箇所の遺跡を擁しながら、市民はそうしたことを知らない現状にあるのである。そうしたことから、この会の設立と活動は大きな意味を持っているのであり、今後の活躍が大いに期待される。

### (3) 「地域縄文会」の設立

このように北海道には現在、官と民が設立した二つの縄文文化普及組織がある。両者が申し合わせて設立したわけではないが、今後この両組織が連携を図ることは難しいことではないし、そうなることをおおいに期待したい。そこで、この両者をつなぐ役割を果たすべく存在感を強めているのが、道内各地に設立されているいわゆる「縄文会」である。現在のところ、函館市、森町、洞爺湖町、伊達市、室蘭市、登別市、登別市、恵庭市、石狩市、標茶町、帯広市など11団体が名乗りをあげ、地域の遺跡の学習や普及啓発に力を注いでいる。

古くに設立された団体はすでに10～15年の実績もつなど、地域に根ざした活動が定着しつつある。苫小牧縄文会や伊達市の噴火湾考古学研究会などでは、地元の教育委員会との連携のもとに史跡の環境整備や啓発イベントの開催を行なうまでになっており、地元市民の意識

啓発におおいに役立っている。

私は、10年ほど前からこれら各地の縄文会設立を支援してきた。それは、文化行政を担当する地元学芸員（遺跡調査員）と市民との接点が少なすぎることを憂慮し、それであれば市民団体に行政や学芸員の意識改革の仕掛け役を担ってもらおうと目論んだものである。今後は、これら地域縄文会と官民2団体が連携を深めることで、情報の質の向上や人的な交流などが促進されることを期待したい。また、おそらくこうした都道府県単位の取り組み自体は全国的にもきわめて稀なことから、先進的なモデルケースとしての意義も大きいように思われる。

## 6. 展望と課題－まとめにかえて－

「縄文のたたずまい」にこだわって整備を行なったこの一風変わった雰囲気のある史跡公園北黄金貝塚も開園して9年目を迎えるが、来園者の反応は良く、毎年20,000人を超える人が訪れている。中でも札幌圏からの修学旅行はすっかり定着した感があり、体験学習の参加者は1万人を超えた。明年5月には、ついに本州からの修学旅行生（横浜市の中学校）の第一弾来園が決定しており、将来的に新たな展望が開けそうな雰囲気になってきた。

心配した「縄文のたたずまい」も、多くの来園者に感じていただいているようである。手前味噌ではあるが、この「たたずまい」に誘われて何度も足を運んでくれるリピーター客も少なくない。もちろん、解説や体験学習に積極的にかかわるボランティア団体の活躍もこうした傾向に拍車をかける要因のひとつとしてあげなければならない。今後とも北黄金貝塚が、多くの人に愛される史跡になるためには、便益施設などのハード面の充実よりも、むしろこうした啓発事業や運営スタッフの充実こそが重要であり、今後はその質的な向上と継続が大きな課題となってゆくものと思われる。

「縄文ブーム」が叫ばれる昨今、巨費を投じてテーマパークのような史跡整備を目指す風潮がないわけではない。しかし、縄文遺跡に根拠の乏しい復元施設や近代的な便益施設を持ち込むあまり、縄文人の息吹が聞こえなくなってしまうたり、縄文のたたずまいが感じ取れなくなってしまうのであれば、それは必ずしも史跡整備のあるべき姿ではないように思われる。そうした意味からも、北黄金貝塚の整備は今後の史跡整備の一つの方向性を示しているようにも思われる。

## 【参考文献】

- 1) 大島直行・青野友哉・小島朋夏2001：『北黄金貝塚の縄文人たち』伊達市教育委員会。
- 2) 大島直行・青野友哉・真鍋建男2002：『史跡北黄金貝塚保存整備事業報告書－史跡等活用特別事業－』伊達市教育委員会。
- 3) 大島直行2003：史跡北黄金貝塚の保存と活用。『日本歴史』第660号,吉川弘文館。
- 4) 大島直行2003：北黄金貝塚の史跡整備。『週刊朝日百科』第36号（小林達雄監修「日本の歴史,原始・古代6」）,朝日新聞社。
- 5) 大島直行2004：「北黄金貝塚－縄文の息吹が聞こえる史跡を目指して－」史跡等整備の在り方に関する調査研究会編『史跡等整備のてびき－保存と活用のために－』事例編,文化庁文化財保護部記念物課。
- 6) 青野友哉2004：「北黄金貝塚の保存整備と活用」『日本遺跡学会会報』第2号。
- 7) 青野友哉2007：「北黄金貝塚における史跡の教育的活用」『第一回遺跡整備・活用に関する研究集会資料集』奈良文化財研究所。
- 8) 青野友哉2007：「縄文遺跡を活かしたまちづくり」埋蔵文化財発掘長体制等の整備充実に関する調査研究委員会編『埋蔵文化財の保存と活用（報告）－地域づくり、ひとつづくりをめざす埋蔵文化財保護行政－』文化庁。
- 9) 青野友哉2007：「北黄金貝塚における植生復元と活用」『遺跡学研究』第4号。
- 10) 大島直行2010：「伊達市噴火湾文化研究所の取り組み」『遺跡学研究』第7号。

※写真構成：青野友哉（伊達市噴火湾文化研究所）



史跡北黄金貝塚公園 縄文文化を体感できる史跡公園として整備され、2001年6月に開園した。



縄文文化の精神性の解説 年間約 20,000 人の来園者には貝塚や墓が示す縄文人の精神について解説している。



オコンシベの会の活躍 解説ボランティア「オコンシベの会」が縄文人と現代人との架け橋になっている。



縄文体験学習 まが玉づくりなど、縄文文化を理解するきっかけとしての体験学習メニューを用意している。



縄文の森の復元 縄文スクスク森づくりの会が史跡整備の段階から植樹を続け、林にまで成長している。



[左] 石斧による間伐 10年以上植樹を続けると間伐が必要になる。複製の石斧で伐採を行った。

[中] 森から生まれた釣りゲーム 間伐材を使い、貝塚から出土する動物をかたどった釣りゲームを作った。

[右] だて噴火湾縄文まつり 遺跡による地域おこしとして市民団体「噴火湾考古学研究会」らが毎年8月に行っている。



[左] 発掘体験 噴火湾考古学研究会は、講演会の開催や発掘体験など、研究と教育普及活動を活発に行っている。

[中] 新・縄文ロビー講座 史跡公園を縄文研究の情報発信地とするため、市民向けに月1回開催している。

[右] 縄文キャンプ 「総合的な縄文学習」である縄文キャンプでは自らが作った石器で魚をさばき、それを食べる。



貝塚での送り儀礼 キャンプでは、食べた貝や魚に感謝する儀式を復元貝塚で行い、縄文人の精神に触れる。

共同学術調査 伊達市噴火湾文化研究所の文化財部門では、他の研究機関とともに考古学・文献史学・地質学などの共同研究を行っている。



[左] 写実画の教室 研究所の芸術振興部門では、世界に通用する人材の育成に努めている。絵画教室のほかにピアノマスタークラスを開いている。

[中] 写実絵画の展示 「対象を徹底的に見つめ、その存在を再創造する」という写実画の哲学は、歴史学や他の学芸にも通じる。

[右] 学会の誘致 全国学会を誘致し、大会運営を市民ボランティア「かけはしの会」が行うことで、最新知識の享受と経済効果を得られる。

# 変化をマネジメントする

## —対処療法からの脱却、そして遺産ガバナンスへ—

稲葉 信子（筑波大学大学院世界遺産専攻）

### 1. 議論をはじめるとあって

文化庁から国際機関ICROMを経て独立行政法人文化財研究所東京文化財研究所に赴任して最初に気がついたのは、同じ遺産というキーワードで括られる領域に共存して、そして同じ母国語を有する者同士でありながら、もしかしたら、領域が違う同僚との間で会話は成立していないのではないかという思いであった。

譬え言葉は違って同じ仕事をしてきた仲間の方が話しやすい、それは何故かと考え続けていた。

後掲の文章はその頃、それまで5年間をかけて開催してきた一連の国際会議の締めくくりとして話した言葉である。それから6年を経た2011年に開催される今回の研究集会にとっては意味をなさないかもしれない。

しかし国内外を問わずいろいろな局面で、今なおこの問いかけが様々な意味で生きていと実感することがあり、遺産の総合的マネジメントについて語る場における自らのポジションペーパーとすることとした。

### 2. 世界遺産条約と遺産マネジメント

筆者は世界遺産条約を軸に仕事をしてきた。

賛否両論はあっても世界遺産条約が各国の遺産保護政策に与えた影響は大きい。遺産マネジメントに対する考え方の普及もその成果の一つである。

世界遺産に登録推薦するにはマネジメントプランの添付が求められる。プランニングすなわち土地利用政策／都市農村計画のうちで遺産の管理が行われてきた国なら当たり前のことであろうが（地方計画のうちで遺産管理計画を包含、イギリスなど）、しかしそれ以外の国でも、そうしたプランニングの手法が必要となるマネジメントプランを策定するようになった。

日本もそうであるが、遺産マネジメントプランのための法的根拠を持たない国において、世界遺産の登録推薦のためにだけにマネジメントプランを策定することがどれほど遺産保護の実際に役立つかの疑問は、もっともなこともある。特に開発途上国においては、多くは外国人専門家の手により見事に書き上げられたマネジメン

トプランが、そのまま放置されていることが多い。

実際のところ、世界遺産の登録審査あるいは保全状態審査に際して要求されているものは、世界遺産条約履行ガイドライン上ではマネジメントプランではなくてマネジメントシステムである。同ガイドラインでは、明文化されていない伝統的な管理手法も認めている。マネジメントプランを策定することだけでは実効性が生まれないことを憂える専門家からは、形だけのマネジメントプランの提出を厳しく求める世界遺産委員会の姿勢を批判する声もあがるようになった。

しかしマネジメントプランを策定するようになって、既存の遺産保護の行政の仕組みでは見えてこなかったこと、国内行政の仕分けの問題で踏み込めなかったことも含めて、総合的に遺産保護の問題点を分析できるようになったことも確かである。

### 3. 世界遺産条約の政策効果

世界遺産条約が国連機関のひとつであるユネスコの仕事であることも、遺産マネジメントに対する考え方に大きな影響を及ぼしている。

サステナビリティ、すなわち持続可能性の獲得、地球環境への配慮、地方分権、住民参加が遺産マネジメントの重要な指標となり、行政官の監督による中央集権的な遺産保護政策をとってきた国の遺産保護に影響を与えるようになった。

世界遺産委員会における遺産の保全状態審査、またその延長線上でのマネジメントプラン策定の要求が、文化遺産保護の国内制度に影響を与えつつある例として、筆者は例えばインドに注目している。

インドでは、考古局（あるいは直訳すれば考古調査局。ASI: Archaeological Survey of India）が国指定の文化遺産を管轄している。日本のように国と地方公共団体の連携はなく、国と州の文化財保護行政は切り離されている。全国に分布する国指定文化財を管理するための地方事務所が設置されて職員を配置、考古学研究部門（発掘、考古学的価値評価）を頂点に、エンジニアリング（遺跡の修復、特に構造補強を行うエンジニア）、保

存科学（壁画・彫刻などの保存処理）、造園（遺跡周囲の園地整備）と、徹底的な縦割り行政を敷いてきた。

考古学者が発掘調査を行って価値付けを行った後に、エンジニアが来てコンクリートなどで補強工事を行い、次いで保存科学の専門家が来て壁画や彫刻などの表面処理を行い、最後に造園部門が遺跡周辺の公園整備を行う。そして互いの連絡は全くない。もちろん誇張も混じっていて、インド考古局に勤める友人には申し訳ないが、まさにそうした状況であることを関係者の間では揶揄することもあった。

筆者は、日本からの借款事業からの予算も投入されている世界遺産であるアジャンタとエローラの石窟群の保存修復事業に関わってきたが、まさに上記の状況を現場において経験してきた。

アジャンタでもエローラでも問題になっているのは、石窟が掘りこまれている崖の劣化と浸水、そしてこれらを防止するための土木事業を含む保存修理・整備事業における総合的な方針決定のプロセスであるが、長く続いた縦割り行政は簡単には崩壊そうにない状況が続いている。構造補強を行うエンジニア部門と壁画や彫刻の保存処理を扱う保存科学部門では、例えば石窟の入り口のところの内外で管轄が分かれるなどして、そもそもの協議の場すら存在していないかのようである。

アジャンタ及びエローラでは、世界遺産である同遺産に借款事業の資金を投入する条件に、国内外の専門家による委員会の設置及びマネジメントプランの策定が含まれている。

もちろんのことインド考古局には、マネジメントプランを自前で策定していく制度上の仕組みは整っていない。世界遺産の保全状態の審査に関連して、マネジメントプランの策定を求められるようになった最初の例は、筆者の記憶の限りではハンピの遺跡群である。遺跡近くに建設された橋の工事が問題となってハンピの遺跡群は危機リストに登録されることとなり、またインド考古局はデリーの建築・都市計画系の大学教授に委託してマネジメントプランを策定することとなった。

アジャンタとエローラ石窟群のマネジメントプランも、それぞれムンバイとデリーの設計事務所に委託されて策定がほぼ終了し、インド考古局の認可を待っているところである。インドでは国指定文化遺産の管理はインド考古局の職員により直営で行われている。保存の国際的な動向に詳しい建築家を擁するコンサルタント事務所が策定するマネジメントプランが、保存管理の現場にどのような影響を及ぼしていくか、結果はこれからである。

マネジメントプランはいまなお外注の形式をとって

て、遺産の管理業務とは切り離されているが、世界遺産委員会における議論は、インド考古局の体制にも少しずつ影響を及ぼしはじめている。新しいタイプの遺産をどう扱うかの部門が新たに設置され、そして最も周囲を驚かせたことは、それまで一人も建築家を採用してこなかったインド考古局に、インド政府の行政技官資格を有する建築家が採用されて保存部門の長となったことである。案の定というか、インド考古局の考古学者グループは、これに対して訴訟を起こしたようであるが、現時点において筆者はその結果を聞いていない。

#### 4. 世界遺産の保全状態審査

世界遺産の保全状況に影響を与えている原因が主として開発行為や地域紛争、ツーリズムなどであることも、遺産マネジメントをより広く地域政策のうちでとらえざるを得なくさせている。

毎年の世界遺産委員会で、危機遺産一覧表に記載されている遺産はすべて、そして一般の世界遺産一覧表からは、100件以上の世界遺産の保全状態の審査が行われている。

保全状態審査のためのモニタリング報告の分析から、世界遺産の保全状態に影響を及ぼす主要素として下記が報告されている。

- ・開発とインフラ整備  
建築開発行為 交通インフラ その他のサービス  
インフラ 環境汚染 資源採取
- ・その他の人的行為  
生物資源の利用・変容 遺産の社会的・文化的利用  
種の移動・遺伝子組み換え生物
- ・自然の事象・災害  
材料の保存に影響を与える個別の自然要件 気候・  
厳しい天候 急激な生態的・地質的出来事 種の侵食、外来種問題
- ・マネジメント・制度問題
- ・その他 建物の経年変化による劣化・崩壊、構造的安定性の問題など

そして2005～2009年の保全状態審査案件のうちで、このうち最も報告件数が多かったのが、1番目の開発・インフラ整備と、4番目のマネジメント・制度問題である。

例えば、世界遺産委員会における保全状態の審査において、開発による影響が問題になった世界遺産から、先進国都市部に所在する遺産には以下がある。

- ・ポツダムとベルリンの宮殿群と公園群（ドイツ）
- ・ウィーン歴史地区（オーストリア）
- ・ケルン大聖堂（ドイツ）

- ・ドレスデン・エルベ渓谷（ドイツ）
- ・リバプール海商都市（イギリス）
- ・ボルドー、リュース港（フランス）
- ・サンクト・ペテルブルグ歴史地区と関連建造物群（ロシア）
- ・アントニ・ガウディの作品群（スペイン）

## 5. 遺産マネジメントとは

遺産をマネジメントするとは、遺産の価値に変化を与える要素の管理に関わる利害関係者の合意形成のプロセス、それを合意事項として行政文書にしたものがマネジメントプランであるというのが、筆者による総合的遺産マネジメントの定義である。

遺産マネジメントは、より広くは遺産ガバナンスの枠組みに包含される。変化を与える要素の洗い出し、それに関係する利害関係者の特定と法的枠組みの整備が、総合的な遺産ガバナンスの確立にとって重要な鍵となる。

個々の修復計画、整備計画、公開展示計画、ビクターマネジメントなどは、時限付きの個別アクションプランとして位置づけられる。そしてどのようなプランも、策定、実行、評価、見直しのサイクルが重要となる。

以下に掲出するのは、イギリスの世界遺産からストーンヘンジのマネジメントプランの例であるが、

- ・価値の特定・価値を構成する要素の抽出
- ・法的制度的諸条件・利害関係者の特定と分析
- ・保全に影響を及ぼす要素の抽出・分析
- ・アクションプラン

の各段階を追って明確にまとめられており、マネジメントプランに何が求められているかがよく分かる。

### 2009年世界遺産ストーンヘンジマネジメントプラン目次

- 第1部 ストーンヘンジマネジメントプランと世界遺産としての重要性
1. マネジメントプランの機能  
必要性、法的位置、目的、構成、策定経緯
  2. 2000年マネジメントプランの分析  
評価、公聴結果、その後の政府決定、新たな発見その他
  3. 世界遺産の概要と重要性  
位置と範囲／概要／重要性  
世界遺産としての価値  
顕著な普遍的価値・真実性・完全性  
価値を構成する要素  
その他の文化的・歴史的価値  
景観・自然保護の観点からの価値  
教育・研究上の価値  
社会的、芸術的、精神的価値  
ツーリズム・経済的価値
  4. 法的状況の現在
  5. 管理状況の現在

### 第2部 マネジメントにかかる主要な問題点

6. イントロダクション
7. 計画・政策  
世界遺産の枠組みでの政策・ガイダンス  
イングランド国内法による計画法制度の変更  
開発関連制度ほか
8. 保存  
考古遺跡の保全状態 セッティングとバッファゾーン  
モニュメントマネジメント 農業 その他の歴史環境遺産 自然保護 気候変動 危機管理
9. ビクター、ツーリズム、教育関係
10. 道路・交通
11. 研究
12. マネジメントプランの長期的目的
13. マネジメント・モニタリングシステム の整備

### 第3部 目的と方針

14. ビジョン、目的、方針  
ビジョン、法的枠組み、世界遺産の範囲設定、保存  
持続可能なツーリズムとビクターマネジメント  
持続可能な交通マネジメントと移送手段  
研究  
長期的目的  
マネジメント・モニタリングシステム

### 第4部 計画実施

15. アクションプラン

## 6. 遺産の総合的マネジメントとは

カナダ遺産リソースセンターが、報告書「カナダにおける遺産保全ガバナンスの原則：海外の経験から学ぶ」を2005年に出している。これに先立つものとして、2003年報告書「21世紀におけるよきガバナンスの原則」があり、同じ2003年に開催された第5回国際公園会議「保全地域のためのガバナンスの原則」の成果を反映している。

この報告書は、ガバナンスについて次のように説明している。すなわち、ガバナンスとは、行政制度のことではない。ガバナンスとは、国と国民、行政とコミュニティの伝統的な二項対立の問題でもない。それは、政府やその他社会的機関の相互関係、市民との関係の仕方。社会が重要な決定を下す意志決定のプロセスであると。

最初に述べた筆者の思いに戻ろうと思う。

考古学も、建築史も、美術史も、遺産保護の最初のステップ、すなわち、遺産の価値を特定していく作業を支援する一般研究（外部研究）のひとつにしかすぎない。それ自体が遺産管理のプロフェッションを構成するわけではない。

現在の日本において遺跡の保存に関わる方々の理解がどの辺りにあるか、今回の集まりで確かめてみたいと思っている。

## 有形から無形へ——文化遺産への統合的アプローチ

### (1) 変化するものとしての遺産

#### ——変化にどう向き合うかということについて

まずはここ4年間の会合に参加してきたの雑感からはじめようと思う。文化遺産保護のための制度に関する研究は、何のために文化遺産を保護するのかというさらに大きい命題、文化遺産の社会的使命に対する自らのしっかりした見解を有しない限り意味をなさないであろう。

この発表は、価値観を共有する同分野の仲間に対してというより、むしろ同じ文化遺産という言葉で括られているながら、並列する異分野の、普段は対話がない分野の人々に向けてのメッセージであるのかもしれない。この分野で仕事をしてきて、国籍の違いなどよりは、この隣あう領域の人々との価値観の違いに当惑する場面が多いことを痛感している。

文化遺産の概念の統合ということをここでは問題にしていくことを約束しているながら、出だしから、同じ文化遺産という言葉を使って仕事をする近隣の専門家との対話の欠如の話になってしまった。なぜこうした状態が生じるのであろうか。それはひとえに文化遺産とは何か、何のためにそれに関わっているのかという根本のところ認識が大きく異なっているからであろう。そしてその違いは、それぞれの文化遺産の専門家が所属するそれぞれの領域の成立の歴史的な経緯、そしてその後の社会の中での育ち方の違いから生まれてくる。

文化遺産の領域が、いわゆる優品主義から脱却して先に進み始めたのは建築や景観を扱う建築環境遺産の領域からであったと理解している。絵画や彫刻などの美術品は、例えば売買取引の対象ともなる市場価値にも裏付けられた芸術性、歴史性、希少性から、文化遺産だの保存だのという言葉が生まれる前から、その延命の必要性の証明の必要もなく、保護の対象となってきた。移動が可能なこれら動産である美術工芸品は、博物館という最終の避難場所を持つことから、その保存は、主として物質的なものの保存の側面において保存科学者、修復技術者による、保存修復の理念や技術の発達の歴史、対象となるものの科学的な研究手法の歴史として発達してきた。

一方、建築環境遺産において、その維持管理のために必要な仕事が、保存という枠組みに進むためには、社会との関係において一歩踏み込んだ手続きが必要であった。それは近代になって保存のための保存という社会事象として始まった。屋外にさらされている遺産にとって、劣化は避けられない事象であり、また博物館への移築はそ

の価値を大幅に損なうところから、その望ましい維持のためには、美術品の保存とは根本的に異なり、使い続けることでそれが所属する社会との良好な関係を継続していくことが必要となる。それだからこそ、それを支援するための様々な社会的仕組みが工夫されてきたのである。

建築環境遺産が、点から面へ、記念碑的な建築遺産から例えば歴史町並みなどより身近な遺産へと枠組みを広げ始めたのは特に戦後である。主として先進国において、戦後復興、続く高度成長から都市の環境を守ろうとする運動から始まった。1970年代に最もはっきりした形態をとるようになるその運動は、環境保護の運動とも歩調をとり、急速な開発による生活環境の悪化に対する抵抗運動であった。また進行する農村から都市への人口移動、農村の切捨てに対する抵抗であった。日本の町並み保存運動が、村を捨てて町に出るか、それとも踏みとどまって村を守るかの瀬戸際で始まったことはよく知られている。それは1990年代に入って持続可能性(サステイナビリティ)をキーワードに世界的な動きとなった。

こうした社会との関係のあり方が、同じ文化遺産という言葉で括られているながら、前者、後者それぞれの保護に関係する専門家の自らの仕事に対する価値観を大きく異ならせている。それは前者の美術工芸品が、まずは素材の永遠性を確保するための努力、すなわちどうやって変化を止めるのか言う努力であるのに対し、後者の建築環境遺産の側では使い続けるということによる変化というものを、その変化とは、物質的な素材の劣化という変化から、用途、周辺環境など社会から与えられる与条件の変化までを含み、そうした変化を避けられないものとして受け止め、それをどのように予測し、それにどのように対処していくかということが、保存の仕事の核になるからである。保存管理のためのシステムの構築、保存管理計画の策定がより強く後者に求められる所以である。

文化遺産の社会との関わり方の違いによる扱いを、シェルターの中で手厚く保護される美術工芸品と雨風に打たれ、開発の圧力に抗している市井の建築という対比、動産と不動産の違いで捉えてみたが、それではやはり社会の要請に応じてダイナミックに変化を遂げている動産の分野の専門家からお叱りを受けるかもしれない。不動産遺産のうちにも、用途を失った考古学遺跡など、野外博物館に似て、劣化をとめるという行為、素材の永遠存在を目指す行為が仕事の核となる遺産の種類もあるからである。古典的な枠組みのうちでの動産遺産と不動産遺産の対比はここでは方便でしかない。この議論の先には、無形文化遺産が存在している。

遺産の変化ということについてどう考えるか、それは

後に述べる遺産としての価値についての議論と同様、保存の理念の最も核となる部分に関わっている。文化遺産という一つのキーワードで括られていながら、アプローチが全く異なる専門家集団が存在する所以である。変化を受け入れられない遺産と、変化を前提としてその変化を見守っていくことが保存である遺産、繰り返しとなるが、保存のための社会的制度の整備は特に後者のタイプのための遺産のために整備されてきた。

## (2) さらに議論を進めて

### 「生きている遺産」、遺産の「無形の価値」へ

1994年の奈良会議について、多くの人はこれを石の文化の優位に対する木の文化の復権、ヨーロッパ優先主義への非ヨーロッパ圏からの挑戦であったと理解している。この会議の主催者側機関（文化庁）の職員として、私は、会議の準備、問題点の整理、議論への参加、その後のフォローアップに関わってきた。私は、この会議を通じて、国際社会での文化遺産保存の議論がどのように進んでいくのか、そのダイナミズムを学んだ。

日本の木造建造物については海外からの批判が多い。1992年に世界遺産条約を批准した日本の遺産保護活動が、国際社会において的確に評価されていくためには、まずそれに対処しなければならない。日本がこの会議を招致した最も直接の動機であったと言える。私は同僚とともに日本の文化遺産保存の方法について、この会議の枠組みで整理し、それを会議の公式プログラムの一つとして発表する役割を担った。発表者の役割をいただいたことから、当事者として、国際的な視野から日本の文化財保護の仕組みについて分析する貴重な機会を得ることができた。この時の経験が現在の私の出発点である。

日本の文化遺産保存の理念と手法について論理的に説明する筋立てを用意して会議に臨み、この会議が日本から世界への説明責任などという枠を超えて、そのとき文化遺産の分野で起きていた世界的な大きな動きの、その動きに呼応した会議であったことを知ることとなった。1994年奈良会議の成果が世界にこれだけ知られるようになったのは、この会議がその世界的な波がうねりを大きくし始めるその最も重要な時にその波に乗って開かれた象徴的な会議であったからである。それは、既存の文化遺産の価値観に対する地域を超えた挑戦であった。文化遺産の保存という職業がヨーロッパで始まり、その職業がヨーロッパの文化の中で育てられてきたことは事実であるから、この波をヨーロッパ優先主義への挑戦として説明することは分かりやすいことであるし、当時さらに大きな枠組みで動いていた文化の多様性の尊敬、南北問題の解消という国際的な課題への貢献への期待がそ

の背景にあったことも事実である。

文化の多様性への尊敬とは、国際的な安全保障また経済安定の枠組みの中では確かに南北問題であるが、しかしその本質は、国家や地域の枠組みにしばられるものではなく、地理的にも文化的にもごく近い位置に存在する文化グループの多様性、一つのコミュニティに属するさらに小さな文化グループの文化の多様性も含む。

文化遺産とは、そうした文化グループの多様なアイデンティティを表現するものであるから、その捉え方の形態は多種多様であるし、価値をどこに求めるかも、その価値をどのような形で伝えていくかも多様であるべきである。誰が、誰のために、何を、どのような目的のために保存していくかは、一様ではないからである。とりわけマイノリティ、被支配者層、庶民の文化の表現としての文化遺産は、物質的なものでは測れない。こうして運動は、優品主義への挑戦、物質的なものの保存の手法への象徴的な挑戦という形で始まった。

文化的景観という文化遺産の領域は、上記の動きを反映して生まれてきた。世界遺産条約は、「顕著な普遍的価値」あるものをリストに載せるという排除を前提とする序列化の論理を持ち合わせていたが、序列化の論理とは馴染まない文化的景観を導入することで、新たな展開の時代に入った。

キーワードは、「生きている」である。世界遺産の文化遺産の登録基準の各所に「生きている」という用語、そして「土地利用」という用語が加えられた。古典的、かつ物質的な文化遺産の概念では表現できない文化を扱うための方策である。文化的景観とは何かという解説も、地球の持続可能性獲得への貢献との関係のうちで加えられた。世界遺産条約における文化的景観の最初の例は、ニュージーランドのマオリ族の文化的景観である。こうしたマイノリティの文化は、動産であれ、不動産であれ、無形であれ、いずれもささやかなものである文化表現の組み合わせ、その相互の関係でのみ表現される。

ここから、文化遺産の概念を統合して扱う手法の開発の必要性、物質的なものの保存の手法では継承されない価値、その価値をどのように扱うかについての手法の開発の必要性への認識が生まれてくる。そしてその認識が、世界で共有されるまでそう長くはかからなかった。ICOMOSの2003年総会（於・ジンバブエ）は、「場（Place）－記憶－意味：建造物・記念物の無形の価値を守る」がテーマであった。ICOMの2004年総会（於・韓国）の総合テーマは「博物館と無形遺産」であった。

日本でも地方分権、地域経済振興、国土保全の必要性という強い社会の要求に支えられて、文化財保護法の文

文化遺産の定義と価値付けの論理にしばられてきた文化遺産保護手法の見直しをも考慮に入れた、領域を超えた総合的な保護の手法の開発が必要になっている。私は、伝統的建造物群保存地区の保存、また政権政党からの要求による文化財を活用した地域振興の方策の検討を通して、これらの動きを同時代で経験してきた。

文化遺産の保存は価値の継承ということがその本質となる。価値の信頼性が生命線であるが、その信頼性はオーセンティシティという尺度で測られる。個々の文化グループがそれぞれの尺度で、自らの存在証明としての文化遺産の表現の有りようを模索し、その価値とその信頼性（オーセンティシティ）を伝えて行くための手法を確立すること、それが1994年奈良宣言の骨子である。

1994年奈良会議から10年を経て開かれた2004年奈良会議は有形遺産と無形遺産の統合的アプローチがテーマであった。時宜には適っていたが、しかし記録の収集という民族学的、文化人類学的手法から始まった無形遺産の領域は、ようやくそこから抜け出して保存の理念の構築、実務的な手法の開発に向かいだしたところである。この領域の文化人類学者、民族学者、民俗学者と呼ばれる人々はいても、保存の専門家、ファシリテーターはまだ育っていない。有形遺産の側は不動産遺産が代表し、建築環境遺産の中でも文化的景観の専門家が多く出席した。実務で十分経験を積んできた建築環境遺産の専門家と、学術研究の域を脱してこれから保存の実務を確立しようとしている無形分野の研究者、両者の実務領域における成熟度には差があり過ぎたように思う。二つの領域のコラボレーションはようやく始まったところである。

日本の文化財保護法は自然遺産も含むその領域の広さで、また世界に先駆けて無形遺産の概念を法に導入した国として注目されるが、しかし、芸術的、歴史的な重要性を価値の指標としたいいわゆる優品を対象とする「無形文化財」の無形民俗文化財からの切り離し、生きている遺産の概念の追求に重要な役割を果たす民俗文化財の、独立していることが重要ではあるように見えるが、しかしあくまでも保護法の構造では副次的な取り扱いにあり、この分野での成果を他分野に、とりわけ美術工芸分野である有形文化財の政策に反映しにくくしている構造は、遺産の概念を統合的に扱おうとする世界の潮流を国内の動きとして取り込むための障害となっている。

### (3) 新たな展開に向けてアジアから

文化遺産の価値は芸術的、歴史的な優秀性あるいは代表性だけで語られる必要はない、またその信頼性（オーセンティシティ）の指標は材料のオリジナリティだけで語られる必要はない。私が、ヨーロッパで100年前に始

まった古典的な文化遺産の概念の歴史の一つのステージが幕を下ろし次の展開が始まったと、このセミナーで繰り返してきた所以である。

価値を創出し、それを発見し、それを保護していくのは誰なのか。文化あるいは伝統の創出者とその継承者の関係、すなわち文化遺産のその文化グループにおける存在、価値とオーセンティシティの議論、それを支援する社会体制の仕組み（ガバナンス）、そのいずれの側面においても、文化の多様性の尊重を前提に、社会のあるべき未来像との関係のうちに、様々な議論を地域レベルで、コミュニティレベルで展開するときに来ている。ここで専門家とはそのファシリテーターの役割を受け持つ。

早すぎる変化への抵抗として始まった近代の文化遺産保存運動は、社会が再び安定を取り戻し、持続可能性を実現した時点でその役割を終えるかもしれない。しかしそれまでは環境保護と並ぶ重要な社会的役割を担う義務がある。それはとりわけ経済格差、文化格差の面で弱者にある開発途上国の、またマイノリティの文化の擁護のために重要である。

それらの議論の前提となる私の信ずるところの意思表示として、以前にICCROMが「生きている宗教遺産」というテーマで開催した会議で発表した論文の序文が、文化遺産の概念の統合がどのレベルで最も効果を発揮するかについて私の思うところを率直に述べているので、以下に引用させていただこうと思う。

If we approach the given theme "Living Religious Heritage" only from the aspect of the immovable expression of heritage and its conservation, the confrontation or contradiction of needs between material-oriented conservation and the religious activities utilizing the heritage would be unnecessarily overemphasized and would be contrary to the purpose of this forum. The awareness of the community to which the concerned heritage belongs (in this case the religious communities) as well as the regeneration of structures of heritage value satisfying modern conservation ethics -- these are already under discussion around the world.

The important key word of this forum will be "religious" more than "living" from the words in the title. What does this keyword "religious" mean in the discussion of this forum? The first thing which came up in my mind was peoples' strong faith which is still playing an important role in the community in many developing Asian countries. In some temple compounds in small villages in remote areas of Asia, not only the statues enshrined there but also ornaments and utensils are of heritage value and are still in use for the village residents' rituals and festivals, which are also heritage themselves. Instead of removing these objects from the original place to a modern museum, it is more important to pursue a holistic approach to recognize these properties as a total expression of their host culture, combining tangible (both immovable and movable) and intangible expressions of heritage together with the natural/cultural landscape. This approach has been gaining acceptance also in developed countries, sometimes but not always for the revitalization of rural areas which are suffering from an economic recession.

# 熊野古道アクションプログラムから考える 遺産のマネジメント

平野 昌（三重県立図書館）

## 1. はじめに

「紀伊山地の霊場と参詣道」は、2004年7月に世界遺産リストに登録されました。2001年に暫定リストに記載された当時の英語表記は、Sacred Sites and Pilgrimage Routes in the Kii Mountain Range, and the Cultural Landscapes that Surround Themという長いものでした。正式に登録された際には、後半の部分が省略されましたが、まさに「文化的景観」という新しいカテゴリにより登録された世界文化遺産でした。

2002年に三重県地域振興部（当時）に異動した私の仕事は、世界遺産を活かした地域振興策を立案することでした。恥ずかしい話ですが、世界遺産についても熊野古道についても大して知識を持ち合わせていない不勉強な職員だった私が、地域の人々と専門家の方々に教えていただき学びながら、世界遺産のマネジメントについて考えた8年間を振り返ってみたいと思います。

## 2. 世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」

「紀伊山地の霊場と参詣道」の資産は、紀伊半島の山間部に点在する3つの霊場、吉野・大峯、高野山、熊野三山と、それらを結ぶ3種の信仰の道、大峯奥駈道、高野山町石道、熊野参詣道で構成されています。このうち、熊野参詣道は、大辺路、中辺路、小辺路、伊勢路の4道が世界遺産リストに登録されています。

三重県の主要な資産は、熊野参詣道伊勢路、いわゆる熊野古道伊勢路です。ほかの2県のように、大きな霊場もなく、地元では古からの巡礼道「熊野古道」が世界遺産の候補になったと注目を集めていました。そういうこともあり、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の特徴が、日本人の精神性とわが国特有の信仰の文化にあるということを理解するまで、私自身は少し時間を要してしまいました。

吉野山＝修験道、高野山＝仏教、熊野三山＝神道というわが国を代表する信仰の霊場が道で繋がり、相互に交流しながら存在するという姿。複数の信仰が互いに影響を与えながら共存しているあり方は、ハンティントンの

いう「文明の衝突」の時代に世界平和を考えるうえで、とても重要な示唆だと言えます。わが国の多くの家庭で仏壇と神棚が違和感なくまつられ、除夜の鐘と初詣が一連の流れとして風物詩となっている文化のあり方が、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」につながると気づいたとき、とても誇らしかったことを思い出します。

## 3. 熊野古道アクションプログラム

### (1) 「熊野古道アクションプログラム」とは

三重県地域振興部に所属する私たちのミッションは、熊野古道伊勢路が世界遺産に登録されることを想定して、県の各部局を包括した「活用」のためのアクションプログラムをまとめることでした。ちなみに、世界遺産登録の推薦書や保存計画などは、県教育委員会の文化財保護セクションが担当していました。当時は意思の疎通を密にするため、机を一緒に並べて仕事を進めていましたが、保存と活用の役割分担は明確に行っていました。

しかし、アクションプログラムをまとめる企画書を立案した段階で見えてきたことがありました。それは、世界遺産を活用するプログラムとは、観光や地域振興等の活用方策をまとめるだけではなく、同時に熊野古道をいかに守っていくかを考えていく必要があるということでした。活用のプログラムを策定する際には、同時に保存のプログラムも組み込んでおくべきだということに気づいたのです。

熊野古道アクションプログラム第1期の冒頭に、策定の目的として、「将来に向けて熊野古道の価値を伝えていくとともに、地域におけるかけがえのない資産としてそれぞれの主体が、地域自らが地域づくりに活用していくため」<sup>1)</sup>と書きました。世界遺産に登録されることによって、私たちにはその資産を守っていく責務が生じますが、私たちは法令等の規制だけでなく、地域づくり等で活用しながら、その価値を守り伝えていきたいという宣言でもありました。

### (2) アクションプログラムの策定手法

先にも述べましたように、熊野古道アクションプログラムは、当初、県の各部局を包括した行動計画をまとめ

るものとしていました。しかし、県の組織を対象にするだけでは不十分な計画にしかありません。地元の市町村、国の機関、民間事業者、市民団体など、関係する多様な主体が参加できるプログラムにしようと考え直しました。

そのため、熊野古道に関わりのある多くの関係者が参加して、ワークショップや勉強会を通じてアクションプログラムを策定する手法を採用しました。熊野古道に関わるさまざまな利害関係者が一堂に会して、熊野古道の保存と活用に関するアクションプログラムをまとめることにしたのです。

ワークショップの構成メンバーにも留意して、自主性、多様性、客観性を重視し、実行力のある計画になるように工夫しました。

まず行ったのは、市民プランナーの募集でした。市民プランナーとは、世界遺産サイトに予定されている三重県東紀州地域にお住まいの住民の方を対象に、「世界遺産熊野古道の将来のあり方を一緒になって考えていただける15歳以上の方」としました。地元で開催される4回のワークショップに参加できる方という条件で、地域内に広く参加を呼び掛けました。市役所等でチラシを配布してもらい、地元の報道機関へのプレスリリースにより、わずか2週間の募集期間にも拘わらず60名の方が応募してくれました。

次にサポーターをお願いしました。こちらは世界遺産の対象地域外の県内の有識者から、ご意見と知恵をいただくという工夫です。まちづくりや防災の市民活動を行っているNPOのリーダー、地域の文化誌を発行している出版事業者やエコツーリズムを実践している観光事業者など10人に参加いただき、外から見た意見やそれぞれの成功体験を参考にしようと考えました。

勿論、プログラムの推進母体として欠かせない地元の市町村、県の関係部局、国の地方機関には、正式にこのプロジェクトへの参加依頼を行いました。

最後に事務局です。これが最大の特徴と言えるかも知れません。事務局はアクションプログラムをとりまとめる編集チームだという考えのもと、事務局のスタッフに県職員以外のメンバーにも入ってもらうことにしました。

具体的には、熊野古道の記事を地元文化誌に寄稿していた、当地の文化に造詣の深いライターに参画してもらいました。専門的な知見や現地の人脈を活かすとともに、第三者的なメンバーが入っていることによる計画策定の客観性や透明性の確保も狙いのひとつでした。

このようなメンバーと事務局により、約半年間に、100人の規模のワークショップが4回、その成果発表の

場としてアクションプログラム原案説明会と修正案説明会が開催され、「熊野古道アクションプログラム」（以下、第1期プログラムという。）が2003年3月に誕生しました<sup>2)</sup>。

### (3) アクションプログラム第1期

第1期プログラムは2002年度末に公表されましたが、当初から対象期間を2004年度までと定めていました。2004年7月に「紀伊山地の霊場と参詣道」の登録審査が行われると分かっていたからです。第1期プログラムは、世界遺産の準備期間としてのプログラムだったと言えます。

第1期プログラムの基本的な考え方は、「3つの基本」と「4つの方針」から成ります<sup>3)</sup>。

〈独自性の確立〉〈総合的な環境保全〉〈内発的な地域振興〉を「3つの基本」、〈自主的に行動する〉〈多くの仲間と協働する〉〈じっくり取り組む〉〈あるものを活用する〉を「4つの方針」として、熊野古道をめざすべき姿に向けて、みんなで取り組んでいくこととしました。

具体的には、観光地としてどのような考え方を採用するかという課題に対して、「熊野古道ツーリズム」という新しい観光スタイルをめざそうという方向性を示しています。ワークショップで「これまでのような大量集客型の一過性の観光地にしたくない」等の意見が多々出たこともあり、まだ馴染みのなかった文化観光をめざそうとなりました。

また、「熊野古道ルール」というカントリーコードの普及もめざしました。地元が共有している守りごとを来訪者にも理解してもらい、同じように守っていただくというエコツーリズムの発想です。嬉しいことにこの取り組みは、三重県だけでなく奈良県、和歌山県にも拡大して、「紀伊山地の参詣道ルール」として実現しました。

### (4) 熊野古道協働会議

このワークショップの一番の成果は何かと言えば、熊野古道に関わるすべての人が参加できる「熊野古道協働会議」の発足ではないかと思っています<sup>4)</sup>。

この会議は、ワークショップのメンバーが中心となって構成されており、熊野古道に関心のある方ならどなたでも参加できます。第1期プログラムで話し合われなかったことや想定していないことが起こった場合、どう対応するのかという課題に、またみんなで知恵を絞ろうということになりました。その知恵を絞る場が、熊野古道協働会議です。

不特定多数を対象とするこのような会議を持つことについて当初は「いろんな利害関係の人が参加するから成立しないのでは？」という慎重な意見がありました。し

かし、これを実現しないと熊野古道は包括的に守れないと考え、まずはやってみることにしました。

林業関係、商工活動、市民活動、古道研究、行政関係の各分野から世話人をお願いし、誰もが自由に参加できる画期的な会議を誕生させることができました。会議の事務局は、プログラムの事務局を担当する三重県の私たちが引き受けました。

その後、毎年1回は総会を開催していますが、毎回100人を超える熱心な関係者に参加いただいています。また、心配したようなトラブルもなく、毎回積極的に前向きな話し合いがなされる場として運営されています。

### (5) アクションプログラム第2期

「紀伊山地の霊場と参詣道」は、2004年7月、世界遺産リストに登録されました。そのことから、予定通り第1期プログラムの見直しを進めることにしました。

まず行ったことは、約200人の関係者に「この3年間で改善すべきことや伸ばしたいことは何ですか」などを尋ねるアンケートを送りました。多数の方からの熱心な回答をいただき、それをもとに課題を抽出し、その答えを求めて、地元の担い手や行政の担当者、専門家等とさまざまなやりとりを行いました。

それらを話し合う場としてシンポジウムを開催し、公開で意見交換を行いました。その成果をもとに、熊野古道協議会で改訂原案を話し合い、「熊野古道アクションプログラム2」(以下、第2期プログラムという。)をとりまとめることができました。

第2期プログラムは、第1期の「3つの基本」を発展させた、〈価値に気づく〉〈守り伝える〉〈伊勢路を結ぶ〉という「3つの目標」を定めました<sup>5)</sup>。

〈価値に気づく〉は、私が冒頭で触れました、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の本質についてのことです。この時期になると、世界遺産がどのようなもので、どういう理由で熊野参詣道が世界遺産リストに登録されたかということが認識されていました。

「紀伊山地の霊場と参詣道」の本質的な価値を、地域が一体となってそれぞれの役割に応じて守っていきこうと、取り組みを進めるのが〈守り伝える〉です。アクションプログラムには「人の心の中に芽生えた文化的価値を、熊野古道とその景観を構成する道、山、海、川などに託して守り伝えていかなければなりません」と表現しています。

〈伊勢路を結ぶ〉は、三重県の東紀州地域の関係者が伊勢の地域の関係者と一緒に活動しようという提案でした。これまで熊野古道をそれぞれの峠単位で捉えていたものを、地域を越えひとつの信仰の道として捉え、伊勢

と熊野という2つの聖地を結んでいることを意識しようという、これまでになかった待望の取り組みに発展していきました。

### (6) 古道を守り、まちを活かす

地元市町の景観保全条例の制定、各地の峠の保存会や語り部友の会等の熱心なボランティア活動、熊野古道周辺の林業事業者の理解と協力によって、熊野古道を守る態勢は徐々に整ってきました。

一方、熊野古道の各峠の間にある市街地では、様々なまちづくりプロジェクトが行われました。例えば、古民家を改装してまちづくりカフェにするという活動は、リノベーション活動を行なっているアート系のNPOと地元の若者たちが協働したプロジェクトです。この活動を通して、地元で新しい市民活動が芽生えるなど、副次的な効果も生まれました。

また、ボランティアのイラストレーターが、2年間かけて伊勢から熊野までの熊野古道伊勢路170kmを踏破し、愛情のこもったとても丁寧なルートマップをつくっています。この絵図は、その後、スポンサーの協力も得て1冊の伊勢路ガイドブックとしてまとめられ、内容の充実ぶりから、当地だけでなく全国からお問い合わせをいただくようになりました。

このように、世界遺産サイトでは世界遺産を守る活動が、それ以外の町中では世界遺産を活かす活動が、徐々に展開されていきました。

### (7) アクションプログラム追記編

第2期プログラムの策定から3年が経過した2008年度、世界遺産登録5周年を意識して、プログラムの内容を改めて検証することにしました。その手法は第2期と同様で、関係者へのアンケートとヒアリングを実施し、その結果をもとに熊野古道協議会会議で話し合いました。

その話し合いで、従来からの第2期プログラムは熊野古道が歩むべき指針としてまだ十分通用することが分かりました。しかし、さらにめざすべき姿に近づけるために、第2期プログラムを補完する意味合いで、「熊野古道アクションプログラム追記編」(以下、追記編という。)をとりまとめることにしました。

追記編は、これまでの「3つの目標」はそのまま継続することとし、そのうちの〈価値に気づく〉と〈守り伝える〉という取り組みについて、より充実した取り組みを行えるように、「3つの輪づくり」を進めるよう提言しています<sup>6)</sup>。

3つの輪とは、〈外の輪〉と〈内の輪〉、それに〈保全と活用の輪〉を意味しています。

「外の輪づくり」と「内の輪づくり」では、地域の内

外に効果的なプロモーションを行い、外部の評価から内部を充実させ、より明確に世界遺産としての文化的価値に多くの関係者が気づき、そのことから当地の文化を守り伝えようと考えています。

例えば、東京や大阪のカルチャーセンターの協力を得て、熊野に関する文化講座を開催したり、研究者等とのコラボレーションを大切に考え、現地調査のコーディネートをしたりしてきました。また、国際的な会議やシンポジウムを招聘して、国内外の多くの専門家と地元の関係者との交流の機会を設けました。

「保全と活用の輪づくり」では、世界遺産として守るべき価値を明らかにして、それらが守られてきた仕組みを検証し、その仕組みの現代版を考えながら資産を活用していくべきだとしています。そのため、より本格的な文化観光を進めることなどや先進事例を積極的に学ぶことなどが提案されました。

#### 4. 世界遺産登録5周年記念国際会議

世界遺産登録5周年を控えた2009年2月に、文化庁に協力して日本イタリア2国間フォーラムを開きました。イタリアから文化的景観の専門家が訪れ、伊勢路を現地踏査した後、当地の担い手の方々とも意見交換を行いました。

その際、地域の住民、民間事業者、行政等が参画してつくった「熊野古道アクションプログラム」について、文化財保護の考え方が進んでいるイタリアでも、こうした多様なセクターが参加した保存管理計画の策定は難しく、画期的な取り組みとの高い評価をいただきました。

また、同年10月から11月にかけては、世界18か国から文化の道の専門家が来県して、日本イコモス国内委員会、イコモスCIIC<sup>7)</sup>と三重県の共催で、世界遺産登録5周年を記念した熊野古道国際会議が開催しました。

会議に出席したイコモスのグスタボ・アローズ会長は、美しい森林に囲まれた熊野古道伊勢路を踏査した後、現行の取り組みを高く評価するとともに、あらためて法律等の強化等も取り入れて官民一体で文化的景観を守るべきだとコメントしています。

こうした海外の専門家からの意見や指摘は、地元の関係者にも大きな刺激になり、3つの輪づくりにも拍車がかかったように思います。

#### 5. おわりに

文化財保護の素人である私が、拙い経験から考えた遺産のマネジメントについて述べてみました。在任中の8年間に、熊野古道アクションプログラムの策定と改訂に

3回携わったこととなります。いつも不完全なプログラムになってしまったように思いますが、それだからこそ、毎年みんなで見直そうという気持ちで熊野古道協働会議が開けたようにも思います。プログラムづくりに積極的に参加し、このプログラムを「わが計画」と呼び、実行してくれた地域の関係者の方々にとても感謝しています。

最後に、この世界遺産の仕事を進めるうちに、最も重要だと思ったことについて2つ述べておきます。

1つは、より実行力のある遺産のマネジメントを進めるには、より早い段階から、より多くの利害関係者とプロセスを歩むことです。このことについては、プログラムを策定する際にいつも意識していました。

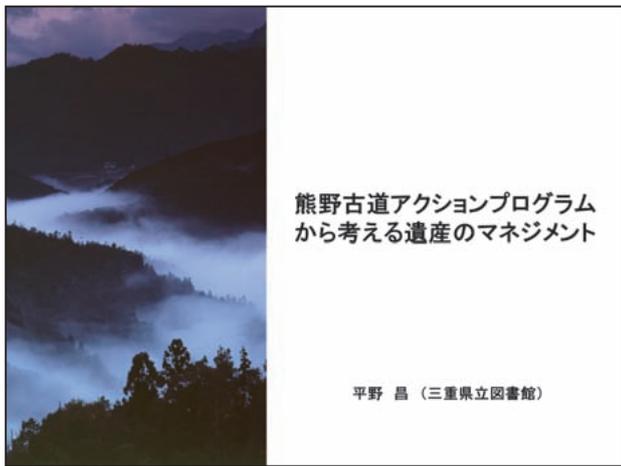
もう1つは、第2期プログラムの3つの目標の第1に掲げた「価値に気づく」ということです。何より対象となるものの価値の本質に、いかに早く気づくかということです。

価値の本質は内側からはなかなか見えにくいものです。逆に外側からは客観視できることから、その本質が分かりやすいように思います。外部の視点や評価からその本質を学びとり、内部で情報共有を図りながら本質を守るような工夫が必要だと思えます。

以上、雑駁な文章になりましたが、この2点が地域で遺産を守り続けるポイントだと思えたので、私の結びの言葉とさせていただきます。

#### 【注および文献】

- 1) 三重県 2003 熊野古道アクションプログラム p.4
- 2) 三重県 2003 熊野古道アクションプログラム p.5
- 3) 三重県 2003 熊野古道アクションプログラム pp.10-11
- 4) 三重県 2003 熊野古道アクションプログラム p.17
- 5) 熊野古道協働会議・三重県 2005 熊野古道アクションプログラム2 p.11
- 6) 熊野古道協働会議 2008 熊野古道アクションプログラム追記編 p.4
- 7) イコモスCIIC (スペイン語表記:Comité Internacional de Itinerarios Culturales、英語表記:International Committee on Cultural Routes、文化の道委員会)は、イコモスの28ある国際学術委員会の1つであり、世界52カ国約80人の「文化の道」の専門家で組織されています。



1



2



3



4



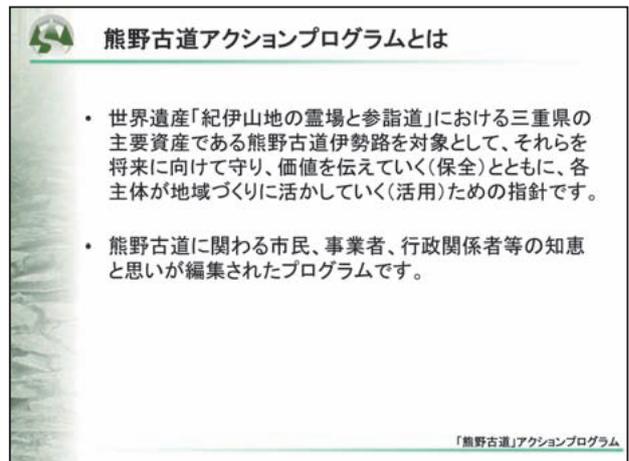
5



6



7



8

9 **第1期アクションプログラム(03年)**

- 第1期のアクションプログラムは、地元担い手、市民、民間事業者、行政担当者等が参加した100人規模のワークショップ、ヒアリング、シンポジウム等を経て、2003年3月に取りまとめられました。
- 「紀伊山地の霊場と参詣道」は、2004年7月の世界遺産会議で世界遺産リストに登録されました。

「熊野古道」アクションプログラム

10 **第1期アクションプログラムの策定体制**

ワークショップ

**市民プランナー**  
一般公募で集まった熊野古道に関心を持つ地元の人たち

**サポーター**  
県内で活躍する専門家(市民活動・出版・観光など)

**行政職員**  
国・県・市町村等の行政関係者

**アドバイザー**  
各分野の専門家

ヒアリング 事務局 文献調査  
行政と市民の協働

行政関係者説明会	2002年8月
第1回ワークショップ 課題事項の抽出	2002年8月22日
第2回ワークショップ あるべき道の討議	9月10日
第3回ワークショップ 解決策の検討①	10月8日
第4回ワークショップ 解決策の検討②/まとめ	10月18日
アクションプログラム草案検討会	12月13日
アクションプログラム修正案説明会	2003年3月13日

「熊野古道」アクションプログラム

11 **第2期アクションプログラムと追記編**

- 第2期のプログラムは、新たに参画された方々も加え、アンケートとヒアリングをもとに、シンポジウムを経て取りまとめられました。(2005年7月)
- プログラム追記編は、アンケートとヒアリングをもとに、協働会議での協議を経て取りまとめられました。(2008年12月)

「熊野古道」アクションプログラム

12 **アクションプログラム策定の流れ**

- 事務局の編成(外部スタッフの参画)
- 専門家等へのヒアリング、文献調査
- 市民プランナーの公募(この指とまれ方式)
- ワークショップ(100人規模)や勉強会の開催
- ワークショップ等の成果によるプログラム素案編集
- シンポジウムの開催(素案の公開)
- アクションプログラムの公表
- 熊野古道協働会議での協議(定期、随時)

「熊野古道」アクションプログラム

13 **伊勢路ワークショップ風景(第1期)**



「熊野古道」アクションプログラム

14 **伊勢路シンポジウム(第1期)**



「熊野古道」アクションプログラム

15 **熊野古道協働会議(04年2月発足)**

熊野古道に関するさまざまな活動をしている関係者が一堂に会し、意見交換や調整をしていく場

- 構成員  
熊野古道にかかわるすべての人が参加できます。
- 組織  
熊野古道に関わる分野を代表する世話人を置きます。(市民活動、森林環境、産業、学術、行政:事務局)
- 総会  
年に一度、総会を開きます。  
また、必要に応じて臨時に会議を開くことができます。

「熊野古道」アクションプログラム

16 **熊野古道協働会議風景**



「熊野古道」アクションプログラム

17

### 第1期の骨子「3つの基本と4つの方針」(03年)

**3つの基本**  
Three Basics

- 独自性の確立  
consolidation of the uniqueness
- 総合的な環境保全  
comprehensive preservation of the environment
- 内発的な地域振興  
endogenous promotion of the community

**4つの方針**  
Four Policies

- 自主的に行動する  
to act at one's own initiative
- 多くの仲間と協働する  
to cooperate with many colleagues
- じっくりと取り組む  
to engage oneself fully, taking plenty of time
- あるものを活用する  
to utilize or recycle what is available

熊野古道のめぐりかた

「熊野古道」アクションプログラム

18

### 第2期の骨子「3つの目標」(05年)

- 価値に気づく
- 守り伝える
- 伊勢路を結ぶ

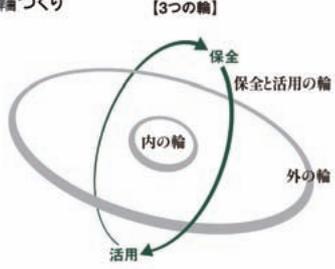


「熊野古道」アクションプログラム

19

### 追記編の骨子「3つの輪づくり」(08年)

- 外の輪づくり
- 内の輪づくり
- 保全と活用の輪づくり



「熊野古道」アクションプログラム

20

### 追記編を編集して分かったこと

- ・ 地域で「価値に気づく」ことは意外と難しいことから、  
 内の輪づくり → 地域の関係者が学ぶ  
 外の輪づくり → 地域外の評価に耳を傾ける
- ・ 価値にもとづき「伊勢路を結ぶ」活動を行いながら、その価値を「守り伝える」ために、  
 保全と活用の輪づくり → 遺産を守る工夫をして活用していく

「熊野古道」アクションプログラム

21

### プロモーション活動の重要性

- ・ 遺産を守る第一人者は、地域の人々
- ・ 地域の人々が、守る価値に気づき、地域が活性化していくには、地域内外の評価がとても重要だと分かった(内の輪づくり、外の輪づくり)
- ・ 特に、外部評価につながるプロモーション活動は、重要だと感じた
- ・ 行政が担う役割として、プロモーション活動の有効性が分かった

「熊野古道」アクションプログラム

22

### 地域内への初期のプロモーション例



「熊野古道」アクションプログラム

23

### 地域内外へのプロモーションツール「伊勢路図絵」




「熊野古道」アクションプログラム

24

### 「伊勢路図絵」より




「熊野古道」アクションプログラム

25 地域内外へのプロモーションツール「天海人」

「熊野古道」アクションプログラム

26 「天海人」より

「熊野古道」アクションプログラム

27 研究者への取材協力

「熊野古道」アクションプログラム

28 共催講座の出版化(プロモーションの連鎖)

「熊野古道」アクションプログラム

29 世界遺産登録5周年記念国際会議(準備編)

「熊野古道」アクションプログラム

30 世界遺産登録5周年記念国際会議(本編)

「熊野古道」アクションプログラム

31 熊野古道センター(07年2月開館)

「熊野古道」アクションプログラム

32 地域の遺産のマネジメントについて

- 地域の遺産は、行政のみならず、地元の担い手や民間事業者等の利害関係者と策定した計画にもとづきマネジメントしていく。
- 行政の役割は事務局を果すこと。その事務局に、外部のスタッフが入ると専門性、透明性、客観性が大きく増す。
- 利害関係者と共有し、関心層に配布する計画は、事務局が編集し、その表現等にも注力する。
- 計画はいつでも見直せるように、関係者との定期的な協議の場を持つように工夫する。
- 守る遺産の本質に早く気づくこと。そのため、外部の評価と内部の学習が必要。内外へのプロモーション活動は重要な行政の仕事である。

「熊野古道」アクションプログラム

## 地域と遺跡・遺産

### —「総合的マネジメント」について—

平澤 毅（奈良文化財研究所）

#### 1. 地域にとって、遺跡とは何か？

その問いかけは、地域において遺跡の保存や活用の実践が有ればこそ、重みをもって感じられることと思う。

遺跡は、その地域における過去の人々の諸活動の痕跡であり、その保護は、地域の自覚とその歴史の記憶を端緒として、その取組の過程を通じて社会に位置付けられるものである。それは過去に属する事象ではなく、極めて現代的なものである。なぜならば、遺跡となった場所で展開していた過去の諸活動は、遺跡となるために意思されたものではなく、結果として、現代に生きる私たちが、それを「遺跡」として理解するからである。その保護は一過性の事業としてではなく、継続的な運動として、地域に固有な文化として、あるいは、その社会と一体不可分な生命として育まれていくものである。

一方で、1世紀以上にわたる遺跡保存の取組が堅固な基礎を成してきた中で、例えば、或る遺跡が、主として学術上の観点から極めて重要であるとの認知が形成されてくる場合に、その遺跡をめぐる諸課題に対応するひとつの模範解答として、今日、誰しもが思い浮かべるのが、文化財保護法に基づく史跡への指定である。あるいは、それが、唯一の解答であるかのように思われる場合もあるといってもよいかも知れない。そして、それは、程度の差こそあれ、地域社会の具体的な現状とは距離が有るところで議論されてきた一面があることは否めない。

そのことを、改めて、地域社会の側から見てみると、その解答によって生じる事態は千差万別である。時として、その地域社会の動向と衝突して、地域社会に様々なストレスをもたらすことすらあったりする。

遺跡を保護して、将来にそれを継承していくことをミッションとする場合、具体的な業務を進めるのにもいつでも顕著に固有なのは、地域の住民であり、地域の社会であり、あるいは、その遺跡が所在する土地が地域においてどのような位置付けに晒されているのかなど、まさに、「地域」そのもののことである。したがって、そのミッションに関わる以上は、問い続けなければならない。

地域にとって、遺跡とは何か？

#### 2. 遺跡の「保存」と「活用」への視線

言うまでも無く、そうした「遺跡」への留意は、破壊や喪失に対する傷心とその反動として繰り返し顕在化してきたものであるから、それが、如何にしてその破壊や喪失を遠ざけ、可能な限り良好な状態で将来へと伝えていくのか、すなわち「保存」という態度を先鋭するかたちで顕れてきたのは当然のことといえる。しかし、日本において遺跡の保存ということが包括的な意味で取り組まれるようになってから1世紀余りを経てきた今日、社会構造や国民意識の変化にも対応しながら、事例を積み重ねてくるうちに、一面では「保存」そのものが目的化してしまっていて、何のための「保存」かを見失ってははいかないかと疑ってみたくなる事例もあるように思われる。

あるいは、近年、しきりに「活用」との観点が強調されてきたが、それは単に観光振興の材料ということとして受け止められていることも多いのではなからうか。それぞれの地域における歴史や文化は固有のもので、他に代わるものなど無いので、地域の観光を発展させようと考えるときに、何か固有の特徴が注目される遺跡が発見されれば、それに外から何かの保証をもらって、名だたる観光地として広く世間に知ってもらおうという発想は、普通に首肯できる。それは、名所旧跡が取り沙汰された近世以来の日本の伝統ともいえるかもしれない。一方、そうしたことは今日ほとんどの人々が発想するので、いまや、自らを「歴史と文化のまち」と標榜しない地方公共団体は存在しないのではないかとさえ思われるほどである。そこには、地域の歴史と文化に対する或る種の安易な理解や気楽な発想が潜んではいないか。観光する側からすれば、一生を通じて訪れる場所は数が知れているので、そのような観光資源の発想は、数が或る程度限られていればこそ効果を発揮できるのだという限界があることは言うまでも無い。すなわち、どこもかしこも歴史と文化を売り物にして、来訪者（観光客）の引っ張り合いをするならば、遺跡は、そのような市場において、総量としての需要の不足に頭を抱え、殊更に特別であることを他との比較によって示さんがために「○

○地方における□□時代◇期の△△としては最大級（最古級、極めて珍しい……etc.）」などという、何とも印象の弱い説明にさえずることになるのではなかろうか。そして、結局、初期の目的達成は極めて困難な、苦しい道を行んで行かざるを得ないようにも思われて、先行きに希望が感じられない、そういう取組は甚だ不安であろう。今日、そうした保証の中でも最強札のひとつとして広く目されている「世界遺産」においてさえ、全世界においてやがて1,000件となるのは、もはや目前のことであるし、すでに国内においてすら16件が登録されているので、私達が1年に1つの割合で自国の世界遺産を訪ねて周ろうと考えたとしても、それは延べ16年の歳月を要するのであるから、その中でもさらに熾烈な競争を繰り広げることになるのは明らかなことといえる。

あるいは、或る遺跡を以て、地域の歴史を国家の歴史の重要な一コマとして位置付けることができる確実な徴証として、その誇りを祭り上げるのも、あまりに時代的に過ぎるのではないかとも思う。なぜならば、地域にそれぞれ固有の文化と歴史が認知されている今日の多くの場面において、個別の遺跡は、他の地域との比較において何らかの圧倒的な優越性を保証するものでもなく、他でもないその地域の掛け替えの無い履歴を理解するのに欠かせないものとして認識されるようになってきているからである。高度経済成長期以降、開発に伴う埋蔵文化財の発掘調査によって、膨大な数の、しかも、種々の様態を示すあらゆる時代に属する遺跡の具体的な存在<sup>1)</sup>が明らかになり、また、様々な価値観の下で種々の遺産<sup>2)</sup>が再発見されてきた今日においては、もはや地域の根源を成す個性は、いくつかの限られた遺跡や遺産によって表現できるほど単純ではないことが広く直感されるようになってきたことも指摘しておかねばならない。

史跡に限らず、この半世紀に取り組まれて来た遺跡の保存、整備、そして活用に係る大小の事例は、すでにその全体を把握することすら不可能なほどに数多く積み上げられている。そのような現状において、保存が担保できた遺跡の整備を検討するときには、「類似の」事例に関する情報にアクセスすることは一般化している。

しかし、場所も、背景も、経緯も、住民も、そして、その取組を進めてきた主体も異なる地域の遺跡において、「類似の」事例などありうるのだろうか。保存であれ、活用であれ、地域における遺跡に関わる諸事は、学校の宿題をこなしていくように進めていくことはできないのは言うまでも無い。たくさんの事例を知れば知るほど、深く認識されるのは、むしろ、予め用意された模範解答は無いというのが、実際のことのように思われる。

### 3. 日本の遺跡をめぐる近現代動向の変遷

特に埋蔵文化財については、遺跡と地域との関係が対立的な顕れから始まることは、いまだ数多く見られるものの、様々な工夫を重ねてそのような葛藤を超え、遺跡に係る取組そのものが、現在の地域に固有な歴史や文化を新たに育んでいることもある。そのような状況は、時代の推移とともに、個別の遺跡と地域との関わり为数多くの事例を重ね、また、遺跡と社会をめぐる様々な検討を通じて、今日の奔流を成しつつあるといえる。

日本において遺跡に係る包括的な取組は、その濫觴を近代初頭に認めることができるが、特にこの半世紀の間に大きく進展し、また、この10年において遺産と地域の密接な関係が広く注目されてきた趨勢を踏まえ、ここでは少し広い視野からその展開を概観し、遺跡とその保護、そして、地域との関係を考えてみたい。

#### (1) 明治時代前半

例えば、そのような諸事の嚆矢としては、明治5年(1872)の大蔵省達第53号において「古來ヨリ声譽ノ名所舊蹟等ハ素ヨリ國人ノ賞翫愛護スヘキモノ」として地租改正の地目に「舊蹟名區」を設けたことのほか、名所旧跡の存置を含んだ明治6年(1873)1月15日の正院達第16号による府県への公園候補地の調査指示<sup>3)</sup>、同年の太政官布告第235号「社寺境内樹木濫伐禁止ノ件」、そして、遺跡保存史においてよく知られた明治7年(1874)の太政官達「古墳發見ノ節届出方」や明治13年(1880)の宮内省達「人民私有地内古墳等發見ノ節届出方」などを挙げるができる。

一方で、大学からの集古館建設の献言などを受けて発せられた明治4年(1871)5月23日の太政官布告第251号「古器舊物保存方<sup>4)</sup>」をはじめとして、社寺の経済的な窮迫を背景として所蔵宝物や堂塔伽藍の荒廃防止のために内務省が明治13年(1880)から明治27年(1894)まで交付した古社寺保存金、宮内省による明治21年(1888)9月27日の臨時全國寶物取調局の設置など、今日言うところの「文化財」に関係する保存措置が次第に講じられてきたことはよく知られている。

#### (2) 明治時代後半

その流れは、明治27年(1894)から翌28年にかけての日清戦争への国内的な対応を通じて興った民族的自覚の高揚のため、また、国家的観念を涵養するための保存法制の確立を推進する機運の醸成を背景とした「古社寺保存法<sup>5)</sup>」[明治30年(1897)6月5日法律第49号]の制定にも繋がるものである。

明治期後半には、全国において、土地の開拓、道路の

新設、鉄道の敷設、工場の建設のほか、都市そのものの開発も大きく取り組まれ、大規模な国土の開発が、それまで日本に固有な自然や風景、遺跡などの危急存亡に関わることを意識させるようになり、また、近代学術分野の発展のほか、郷土顕彰や欧米における記念物の取組に関する知見の普及も相俟って、遺跡保存への機運が高まっていった。その動向は、例えば、明治31年（1898）6月3日付け庶甲第115号廳府縣長官宛内務省庶務局長依命通牒「官有名勝地舊蹟地又ハ古墳地ニ碑表建設出願者アリタル場合ニ關スル件」のほか、明治32年（1899）3月24日法律第87号の「遺失物法」に関連して同年10月26日付けで発出された内務省訓令第985号道庁・府県宛通牒「學術技芸若ハ考古ノ資料トナルベキ埋藏物取扱ニ關スル件」、同34年（1901）4月1日付け内務省訓令第221号「埋藏物中參考トシテ廳府縣ニ保存スル場合ニ於ケル取扱方ニ關スル件」などにも何うことができる。

明治37年（1904）から翌38年にかけての日露戦争の後、明治44年（1911）3月の第27回帝國議會では、貴族院において「史蹟及天然記念物保存ニ關スル建議案」、衆議院において「名所舊蹟古墳墓保護ニ關スル建議案」、「史蹟及天然記念物保存ニ關スル建議案」、「名勝地維持保存ニ關スル建議案」などが可決され、同年12月には史蹟名勝天然記念物保存協會が設立された。また、同議會では、「國設大公園設置ニ關スル建議案」も可決した。さらに、同年には、広告物取締法〔明治44年4月7日法律第70号〕が制定され、美観又は風致を保存するための広告物の規制が定められた<sup>6)</sup>。これらは、国土の文化的／自然的、あるいは美観・風致上の価値への認識の急速な高まりを反映したものと見える。

### （3）大正時代～昭和時代初期

史蹟名勝天然記念物保存協會の諸活動を通じて史蹟等の保存に係る法制化の準備が進められ、大正8年（1919）には「史蹟名勝天然記念物保存法<sup>7)</sup>」〔大正8年4月10日法律第44号；同年6月1日施行〕が制定され、大正9年から天然記念物、大正10年から史蹟、大正11年から名勝の指定が取り組まれ始めた。この史蹟名勝天然記念物の保存こそは、自然と人間とが国土に刻んできた記憶を包括的に把握し、一体の流れの中で将来に継承しようという取組姿勢の顕れであったといえる<sup>8)</sup>。

この大正8年には、旧制の「都市計画法」〔大正8年4月5日法律第36号；翌9年1月1日施行〕及び「市街地建築物法」〔大正8年4月5日法律第37号；翌9年12月1日施行〕が制定され<sup>9)</sup>、「都市計画法」第10条<sup>10)</sup>において「風致地区」、「市街地建築物法」第15条<sup>11)</sup>において「美観地区」に関する規定が設けられた。このよ

うに、文化的資産としての史蹟名勝天然記念物や、都市における風致あるいは美観の問題が同時期に法制化されたことは、今日における景観や居住地に関する制度的検討の起点を成す点で、改めて注目すべきである。

一方、明治44年の「國設大公園設置ニ關スル建議案」に対する反応については、翌45年（1912）に「日光ヲ帝國公園トナスノ請願」が帝國議會において採択されたものの、広大な面積に及ぶ大公園の設置における多くの私権の制限や、財政上の観点から極めて困難であったこと、また、それを自然環境の保存行政の観点から取り組むのか、公衆保健の公園行政の観点から取り組むのかという議論などからすぐには法制化に着手されなかった。

この議論が再燃したのは、大正5年（1916）に設置された内閣附属の經濟調査會通貿易産業聯合部會の「漫遊外客誘致ニ關スル施設」に示された外国人観光客誘致の政策提言であり、これ以後、自然風景地の保存と開発の両面から議論されるようになったのである。その対応は、史蹟名勝天然記念物保存法を所管していた内務省官房地理課を拠点とする史蹟名勝天然記念物保存協會が大正9年（1920）から、そして、これと時をほぼ同じくして、大正10年（1921）から内務省衛生局保健課が、それぞれ調査に着手した。この大正10年3月の第44回帝國議會衆議院請願委員第二分科會では、富士山に関する「明治記念日本大公園國立ノ件」の請願が採択されたほか、「中央大國立公園設立ニ關スル件」、「國立公園設定促進ニ關スル件」などが建議され、以後、この種の請願・建議等は、昭和3年（1928）の第55回帝國議會に至るまで衰えることはなく、昭和5年（1930）12月の第59回帝國議會までに200件余りを数えたという<sup>12)</sup>。

國立公園候補地は、大正9年（1920）頃から本格的に検討されるようになり<sup>13)</sup>、内務省衛生局保健課が「國民ノ衛生保健」の観点から調査をはじめ、大正12年（1923）に16の候補地域が挙げられた。このような動向を反映して、昭和2年（1927）には、鐵道省の後援の下に、東京日日新聞と大阪毎日新聞が、富士山・日光・松島・天橋立・巖島・京都・奈良のほかにも、風景国としての誇りを確かめようと、新たに山岳・溪谷・瀑布・河川・平原・温泉・湖沼・海岸の8部門から成る「日本八景」の国民的投票を企て、実に全国各地から9,300万通にも及ぶ投票を集め、当初「日本百景」と併せて108景に加え、審査委員による「日本二十五勝」の推挙と併せて133景の選定になるほど、諸種の関心の熱狂的な高まりを見せた<sup>14)</sup>。また、同年には、金融恐慌・財政不況の危機を打開するための積極的政策として、田中義一内閣の下に、經濟審議會が設置され、その答申において「外人の渡

来を多からしめるため名勝の保存、ホテルの増設、その他観光視察に便宜となるべき諸般の施設の完備を図ること」を答申し、あるいは、そのような官民間の高まりに応じて、国立公園運動は時期の到来を得て、12月6日には国立公園協会が設立されるに至ったのである。そして、昭和5年(1930)には国立公園調査会が設置され、昭和6年(1931)に「国立公園法」[昭和6年4月1日法律第36号；同年10月1日施行]が制定され<sup>15)</sup>、昭和9年(1934)から国立公園の指定が始まった。

さらに、この間において、今日に繋がる文化財に係る制度的情勢を記せば次の如しである。昭和2年(1927)10月14日の行政制度審議会における決議を受け、昭和3年(1928)11月5日付け勅令第269号によって史蹟名勝天然記念物保存法の主務大臣を内務大臣から文部大臣に改める旨詔勅され、同年12月1日には、史蹟名勝天然記念物保存事務が内務省大臣官房地理課から文部省宗教局に新設された保存課に移管されて古社寺保存事務と合併した<sup>16)</sup>。また、昭和4年(1929)には、30年来古社寺のみを対象としてきた「古社寺保存法」を発展的に解消するかたちで制度体系を改め、国有・公有・私有等にも保存対象を拡大した「國寶保存法<sup>17)</sup>」[昭和4年3月28日法律第17号；同年7月1日施行]が制定された。一方、昭和初期において、円為替の下落に伴い、古美術品等の海外流出が激増しつつも、そのうちに國寶に相当する物件があってもそれを防止すること能わず、それらを早急かつ網羅的に國寶に指定することも困難であった。そのような事態を受けて、それらの古美術品等の海外流出防止を目的として、國寶保存制度の補助的措置を取るために「重要美術品等ノ保存ニ關スル法律」[昭和8年(1933)4月1日法律第43号]が制定された。

そして、これら諸制度の根幹が、密接不可分に関わっているとの認識は、具体的な案件を通じて、広く認識されつつあったのである。

#### (4) 戦時下の対応

昭和12年(1937)7月の盧溝橋事件に始まる日中戦争から、日本の社会はいよいよ戦時色を強め、これら文化的資産の取扱いにも当然影響し、昭和16年(1941)12月8日からの太平洋戦争下においては、昭和20年(1945)9月の集結に至るまで、これらの文化的資産ともいうべき諸事項に関する対応がその本旨に比して低調であったことは言うまでもない。すなわち、國寶保存、重要美術品等保存及び史蹟名勝天然記念物保存の所管については、昭和17年(1942)11月1日に宗教局と社会教育局とを合併して教化局とし、従前において宗教局保存課で処理していた事務を教化局庶務課の一係において

処理することとなり、また、昭和18年(1943)11月1日には教化局の廃止に伴い教学局<sup>18)</sup>文化課の一係において所管されることとなった。

一方、国立公園は、外国人観光客の国内消費額増加に大きな役割を果たしつつあったが、昭和13年(1938)の厚生省設置に伴って、時局に応じた対策として、国民の体力向上のため体力局が設けられて、国立公園についても厚生省体力局施設課において所管することとなり、内務省官房都市計画課と連絡をとって、体力向上施設とレクリエーション運動に尽力することとなった。昭和16年(1941)には、体力局は人口局に改められ、国立公園は体練課の所管となった。昭和19年(1944)には、人口局は健民局と改められ体力課がその所管となり、国立公園協会も国土健民會と改称したが、6月からは国立公園法施行に関する事務は停止することとなった。

#### (5) 終戦後の展開

終戦後において、厚生省の国立公園事務は衛生局保健課の所管となった。昭和20年(1945)11月12日には、連合軍最高司令官総司令部GHQからの覚書により、国立公園を含め、文化的・歴史的・宗教的重要性を一般に認められた施設と地域に関する政策と処置について、保護を要するすべての作品、収集、場所を列記した目録に、軍事行動によってこれらがこうむった損害を詳細に記載して総司令部に提出することが指示された。一方、昭和21年(1946)6月には、運輸省業務局に観光課が施設され、全日本観光連盟が設立された。昭和22年(1947)3月20日には国立公園法施行規則が改正され、国立公園事業に舟遊施設・ゴルフ場・スキー場及び乗馬施設を加えることとなり、同年5月1日勅令第176号により国立公園委員会官制が公布された<sup>19)</sup>。昭和23年(1948)2月14日には、公衆衛生局に国立公園部が設置され、管理課と計画課が置かれた。この国立公園部設置と同時に、所管事務の一つに温泉も加えられた。そして、同年に厚生省所管として、温泉法[昭和23年7月10日法律第120号]のほか、旅館業法[昭和23年7月12日法律第138号]及び公衆浴場法[昭和23年7月12日法律第139号]が制定された。また、昭和22年(1947)には、皇居外苑・新宿御苑・白金御料地・京都御苑の旧皇室苑地が物納財産として大蔵省所管となっていたが、12月には、これらに文化的諸施設を整備して国民大衆の利用のために開放することが閣議決定された<sup>20)</sup>。

文部省所管の國寶・重要美術品等及び史蹟名勝天然記念物に係る保存事務については、経済的、社会的、政治的<sup>21)</sup>な原因から悉く衰滅的な状況であったところ、昭和20年10月の教学局廃止とともに、戦時体制下におい

て昭和17年11月に廃止された社会教育局が復活して所管することとなった。社会教育局では、昭和18年(1943)12月14日の閣議決定に基づき停止していた重要美術品等の認定並びに名勝及び天然記念物の指定に係る事務を昭和20年(1945)10月30日から再開し、重要美術品等の基礎調査の実施、疎開國寶重要美術品の返還事務のほか、前述のGHQ覚書<sup>22)</sup>により示された保護対象目録の作成を含む諸事項の処理、國立博物館へ國寶重要美術品等の調査事務の移管、國寶建造物の応急修理五カ年計画、美術的刀剣類の保存措置、古墳その他の遺跡の濫掘防止、明治天皇聖蹟の指定解除など、戦争終結に伴い処理すべき山積みとなった諸事項への対応に追われた<sup>23)</sup>。

一方、國寶重要美術品をめぐる危機感を中心として昭和21年(1946)6月19日及び7月15日の2回にわたって古美術保存懇談会を開催し、また、昭和23年(1948)1月から4月までの間に、文部省と國立博物館の関係者が8回にわたって行ったと伝えられる非公式会合において、國寶保存法、重要美術品等ノ保存ニ關スル法律、史蹟名勝天然記念物保存法の改正問題について検討を重ねるなど、戦後における文化的資産の包括的な保護制度創設への胎動が重密してきた<sup>24)</sup>。そこに、昭和24年(1949)1月26日の法隆寺金堂壁画焼損の一大痛恨事が生じ、続いて同年2月27日に愛媛県の松山城、6月5日に北海道の福山城が焼損した。法隆寺金堂の火災については、参議院文部委員会が直ちに調査班を派遣して、昭和24年2月2日の参議院文部委員会においてこの問題を審議し、文化小委員会において國寶保存法改正の調査検討をおこなうこととされた。同年4月からは、衆議院においても國寶保存制度の在り方等に関する審議が行われ、新たな法制に関する検討が本格化した。参議院においては5月21日に「文化財保護法案」が発議・可決し、22日に衆議院に付託されたが、翌23日に衆議院文部委員会で保留となり、そのまま審議未了となった。これを受けて、衆参両院では双方連絡協議しつつ法案を作成する方向で検討を重ね、昭和25年(1950)4月25日に文化財保護法案が参議院文部委員会で、翌26日には本会議でも可決し、衆議院文部委員会で25日に予備審査の上、30日に審査が行われ一部修正の上で本会議にて可決して、5月1日には修正部分の参議院での同意を得て、文化財保護法は成立することとなった<sup>25)</sup>。

### (5) 文化財保護法とその改正

文化財保護法〔昭和25年(1950)5月30日法律第214号；同年8月29日施行〕は、新たに「文化財」の概念を掲げ、その「保存」と「活用」を目的とすることを第一条に明らかにした。

文化財保護法第一条 文化財を保存し、かつ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

その基本構成においては、既存の3つの保存法をその素地としつつ、〈有形文化財〉、〈史蹟名勝天然記念物〉に加え、〈民俗資料〉、〈無形文化財〉及び〈埋蔵文化財〉を含めて保護の対象とするとともにそのための制度の統合を図り、文化財保護行政を専管する行政機関(文化財保護委員会)を創設したほか、文化財の重点的保護、保護のための制度充実、文化財の保存・活用と財産権の調整、文化財保護行政における地方公共団体や国民の位置付け、などを明示している。周知のとおり、この文化財保護法は、改正を重ねて現在に至っている。このうち、文化財保護法制の観点からの基本的な方向性は、概ね「保護対象の拡大」、「保護手法の多様化」、「地方公共団体の役割の重点化」とも言うべき観点であり、昭和29年(1954)、昭和43年(1968)、昭和50年(1975)、平成8年(1996)、平成11年(1999)、平成16年(2004)において注目すべき一部法改正が行われている。それらの要点を示せば、次のとおりである。

#### a. 昭和29年(1954)5月29日法律第131号の改正

- \*重要文化財及び重要民俗資料の管理団体制度の創設
- \*重要無形文化財の指定制度の創設等
- \*民俗資料保護制度の有形文化財保護制度からの分離と充実
- \*埋蔵文化財に関する制度の整備(周知の埋蔵文化財包蔵地)
- \*記念物に関する規定の整備(類型としての「記念物」等)
- \*地方公共団体に関する規定の整備(文化財保護の条例等)

#### b. 昭和43年(1968)6月15日法律第99号の改正

- \*文化庁設置
- \*文化財保護委員会の権限の文部大臣及び文化庁長官への移行
- \*文化財保護審議会の設置

#### c. 昭和46年(1971)の改正

- \*環境庁の設置(5月31日法律第88号による改正)
- \*許認可の整理合理化(6月1日法律第96号による改正)

#### d. 昭和50年(1975)7月1日法律第49号の改正

- \*有形文化財の定義の見直し
  - ・建造物・絵画・彫刻等と一体をなして価値を形成している土地その他の物件を含むこととした。
  - ・有形文化財に学術上価値の高い歴史資料を含めることを明記した。
- \*民俗文化財に関する規定の充実
  - ・民俗資料の類型の呼称を「民俗文化財」に改めた。
  - ・民俗芸能を民俗文化財に位置付けた。
  - ・無形の民俗文化財について「重要無形文化財」の指定制度を新設した。
- \*伝統的建造物群保護制度の創設
- \*重要文化財に関する行為規制の拡大
- \*重要文化財又は史蹟名勝天然記念物の現状変更等の制限に伴う損失補償規定の新設
- \*重要無形文化財の保持団体認定制度の導入
- \*埋蔵文化財保護制度の充実
  - ・周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事等の届出制度を整備した。

- ・遺跡の新発見に関する規定を整備した。
- ・国の機関等に係る特例を創設した。
- ・埋蔵文化財包蔵地の周知を徹底することとした。
- ・地方公共団体の発掘調査権限を明確にした。

- \*文化財の保存技術保護のための制度の創設
- \*地方公共団体の文化財保護体制に関する規定の整備
- \*罰則の強化

#### e. 平成8年(1996)6月12日法律第66号の改正

- \*登録文化財(建造物等)制度の創設
- \*指定都市・中核市への権限委任等
- \*重要文化財等の活用の促進

#### f. 平成11年(1999)7月16日法律第87・102号の改正

- \*地方分権の促進
- \*中央省庁等改革
- \*国立博物館及び国立文化財研究所の独立行政法人化

#### g. 平成16年(2004)5月28日法律第61号の改正

- \*文化的景観保護制度の創設
- \*民俗技術の民俗文化財への位置付け
- \*文化財登録制度の拡充

この間、文化庁では、平成4年(1992)4月に文化財保護審議会の下に文化財保護企画特別委員会を設置して、文化財保護の在り方等について中長期的な視点から総合的かつ専門的な調査研究を行うこととし、平成5年4月の審議経過報告を経て、都道府県教育委員会や文化財関係団体から意見聴取の上、平成6年7月15日に、「時代の変化に対応した文化財保護施策の改善充実について」の最終報告を取りまとめた。その要点は次の通り。

- ア. 文化財保護の対象・保護措置の拡大
- イ. 文化財の保存伝承基盤の充実
- ウ. 文化財の活用の推進
- エ. 文化財の国際交流・協力の推進
- オ. 文化財保護行政の体系化と機能の強化

近代の文化遺産については、既に国庫補助事業として都道府県教育委員会が、平成2年(1990)から「近代化遺産(建造物等)総合調査」、そして、平成4年(1992)から「近代和風建築総合調査」の取組を進めていたが、この報告に基づき、特に「近代の文化遺産の保存・活用に関する調査研究協力者会議」を平成6年(1994)9月に設け、〈記念物〉、〈建造物〉、〈美術・歴史資料〉及び〈生活文化・技術〉の4分野について分科会による調査研究を行い、その成果を平成8年(1996)7月8日に「近代の文化遺産の保存・活用について」として総括した<sup>26)</sup>。

一方、文化庁長官の私的諮問機関として平成元年(1989)に設置された文化政策推進会議では、平成7年(1995)7月に「新しい文化立国をめざし」の報告を取り纏め、①芸術創造活動の活性化、②伝統文化の継承・発展、③地域文化・生活文化の振興、④文化を支える人材の養成・確保、⑤文化による国際貢献と文化発信、そして、⑥文化発信のための基盤整備の6項目から成る重

点施策を提言した。さらに、平成10年(1998)3月25日には、行政改革、財政構造改革、教育改革などの諸改革の動向を踏まえつつ、「文化振興マスタープラン－文化立国の実現に向けて－」を提言し、文化庁ではこれを受けて、同年3月31日に「文化振興マスタープラン」を策定した。そこに重視された観点は、質の高い生活の実現、教育、経済、情報化、国際化、地域と、文化の密接な関係であり、そして、文化振興総合計画の検討、地方公共団体との連携協力、社会における多様な資源の活用、教育との連携などが強調された。

#### (6) 高度成長期<sup>27)</sup>を通じた諸制度の展開

明治6年(1873)11月10日の設置以来、日本の国内行政を統括してきた内務省は、「内務省及び内務省の機構に関する勅令等を廃止する法律」[昭和22年(1947)12月26日法律第238号]により昭和22年(1947)12月31日に解体され、国土局の事務は建設院を経て建設省<sup>28)</sup>が所管することとなるなど、旧内務省の機構と所管事務は複数の省庁等に再編された。昭和24年(1949)には、国立公園法が一部改正[昭和24年5月19日法律第84号]されて準国立公園たる国定公園を規定し、また、広告物取締法が発展的に解消されて屋外広告物法[昭和24年6月3日法律第189号]<sup>29)</sup>が制定された。

昭和25年(1950)以降、特に遺跡等について考える上で直接・間接に関わる法制度には次のようなものを挙げることができる。すなわち、建築基準法[昭和25年5月24日法律第201号]<sup>30)</sup>、国土総合開発法[昭和25年5月26日法律第205号]<sup>31)</sup>、森林法[昭和26年6月26日法律第249号]<sup>32)</sup>、都市公園法[昭和31年4月20日法律第70号]<sup>33)</sup>、首都圏整備法[昭和31年4月26日法律第83号]<sup>34)</sup>、自然公園法[昭和32年6月1日法律第60号]<sup>35)</sup>、新産業都市建設促進法[昭和37年5月10日法律第117号]<sup>36)</sup>、都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律[昭和37年5月18日法律第142号]<sup>37)</sup>、狩猟法[大正7年4月4日法律第32号]の改正による「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律」[昭和38年3月22日法律第23号]<sup>38)</sup>、「近畿圏整備法」[昭和38年7月10日法律第129号]<sup>39)</sup>、「工業整備特別地域整備促進法」[昭和39年7月3日法律第146号]<sup>40)</sup>、「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」[昭和41年1月13日法律第1号；以下、適宜、「古都保存法」と略記。]<sup>41)</sup>、「中部圏開発整備法」[昭和41年7月1日法律第102号]<sup>42)</sup>、「公害対策基本法」[昭和42年8月3日法律第132号]<sup>43)</sup>、「都市計画法」[昭和43年6月15日法律第100号]<sup>44)</sup>、などである。

昭和37年(1962)10月5日には、国土の利用、開発

及び保全に関する総合的かつ基本的な計画として、「地域間の均衡ある発展」を掲げた全国総合開発計画が、そして、昭和44年（1969）5月30日には、「豊かな環境の創造」を掲げた新全国総合開発計画が閣議決定された。

昭和46年（1971）7月1日には、公害防止、環境保全等の行政を総合的に推進することを主たる任務とする行政機関として、総理府外局に環境庁<sup>45)</sup>が設置されて、自然環境保全法〔昭和47年6月22日法律第85号〕<sup>46)</sup>が制定され、環境庁設置法に基づき昭和49年（1974）3月には国立公害研究所が設置された。

一方、公園緑地行政の分野においては、都市緑地保全法〔昭和48年9月1日法律72号〕<sup>47)</sup>及び生産緑地法〔昭和49年6月1日法律第68号〕<sup>48)</sup>が制定されるとともに、昭和51年（1976）には都市緑化対策推進要綱（昭和51年6月9日建設事務次官通達）によって「緑のマスタープラン」の策定等が推進された。

また、国土利用計画法〔昭和49年6月25日法律第92号〕<sup>49)</sup>が制定され、昭和49年6月26日に国土庁<sup>50)</sup>が設置された。そして、昭和52年（1977）11月4日には、「人間居住の総合的環境の整備」を掲げた第三次全国総合開発計画が閣議決定された<sup>51)</sup>。

これらの制度は、急速に経済発展を遂げる社会において、国土基盤の整備を推進していくとともに、そこでさまざまな顕在化して来た景観・環境・風土などに関する諸課題に対応して、整備されてきたものである<sup>52)</sup>。

## （7）国際的動向

国際連合では、総会において1945年11月16日に採択された国際連合教育科学文化機関憲章に基づき、経済社会理事会の下に専門機関として国際連合教育科学文化機関〔United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization；以下、UNESCOと表記。〕を1946年11月4日に設置した。1956年の第9回総会においては、「文化財の保存及び修復の研究のための国際センター規程<sup>53)</sup>」を採択し、1958年の規程発効を踏まえて、1959年に、国際的観点からの文化財の保存と修復のための政府間機関（Intergovernmental Organization；IGO）として、国際文化財保存修復センター〔International Centre for the Study of the Preservation and Restoration of Cultural Property (at Rome)；ICCROM〕をローマに設立した。

UNESCOでは、UNESCO憲章に示された国際基準制定事業の一環として、さまざまな条約と勧告を採択してきた<sup>54)</sup>。文化財に関わることとしては、第9回総会で「考古学上の発掘に適用される国際的原則に関する勧告」〔1956年12月5日採択〕<sup>55)</sup>、第11回総会で「博物館をあらゆる人に開放する最も有効な方法に関する勧告」

〔1960年12月4日採択〕<sup>56)</sup>、第12回総会で「風光の美と特性の保護に関する勧告」〔1962年12月11日採択〕<sup>57)</sup>、第13回総会で「文化財の不法な輸出、輸入及び所有権譲渡の禁止及び防止の手段に関する勧告」〔1964年11月19日採択〕<sup>58)</sup>、第15回総会で「公的又は私的の工事によって危険に晒される文化財の保存に関する勧告」〔1968年11月19日採択〕<sup>59)</sup>、第17回総会で「文化遺産及び自然遺産の国内的保護に関する勧告」〔1972年11月16日採択〕<sup>60)</sup>、第19回総会で「文化財の国際交換に関する勧告」<sup>61)</sup>及び「歴史的地区の保全及び現代的役割に関する勧告」<sup>62)</sup>〔いずれも1976年11月26日採択〕、第20回総会で「可動文化財保護のための勧告」〔1978年11月28日採択〕<sup>63)</sup>を採択し、なお、これらの勧告に関連して、「文化財の不法な輸出、輸入及び所有権譲渡の禁止及び防止に関する条約」〔1970年11月14日採択〕<sup>64)</sup>並びに「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」〔1972年11月16日採択；以下、適宜、「世界遺産条約」と略記。〕<sup>65)</sup>も採択された。

一方、1964年にヴェニスで開催された第2回歴史的記念建造物に関わる建築家・技術者国際会議においては、1931年にアテネで開催された第1回歴史的記念建造物に関わる建築家・技術者国際会議で採択されたいわゆる「アテネ憲章」<sup>66)</sup>を踏まえつつ、新たに「記念建造物及び遺跡の保全と修復のための国際憲章（ヴェニス憲章）」<sup>67)</sup>を採択し、これを受けて、翌1965年に国際非政府組織（International Non Governmental Organization；INGO）として、国際記念物遺跡会議〔International Council on Monuments and Sites；以下、ICOMOSと表記。〕が設立された。ICOMOSでは、1976年9月8日及び9日に開催した「現代のツーリズムとヒューマニズムに関する国際セミナー<sup>68)</sup>」における合意に基づき、同年11月に「文化的観光の憲章<sup>69)</sup>」を総会において採択し、さらには、国際造園家連盟〔International Federation of Landscape Architects；1948年設立。以下、IFLAと表記。〕とともに、ICOMOS-IFLA歴史的庭園委員会<sup>70)</sup>を1971年から隔年で開催し、1981年5月21日フィレンツェにおける会合で「フィレンツェ歴史的庭園憲章<sup>71)</sup>」の起草を決定し、ICOMOS総会において1982年12月15日に採択された。

他方、国際自然保護連合〔World Conservation Union／International Union for Conservation of Nature and Natural Resources<sup>72)</sup>；1948年設立。以下、IUCNと表記。〕は、1961年から湿地保全のための取組Project MAR<sup>73)</sup>を開始し、国際水禽・湿地調査局（IWRB）<sup>74)</sup>や国際鳥類保護会議（ICBP）<sup>75)</sup>などとともに、1962年11月12日から16日にかけて第1回湿地保全国際会議を開催し、その

後の国際的・技術的な会合を重ねて、水鳥の生息地として国際的に重要な湿地の保全に関する条約草案を検討した。そして、1971年にラムサールで開催した「湿地及び水鳥の保全のための国際会議<sup>76)</sup>」において、2月2日に「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約<sup>77)</sup>」が採択された。同年には、UNESCOが長期政府間共同事業計画として、「人間と生物圏計画」(MAB)<sup>78)</sup>を発足し、そして、1972年6月5日から16日まで、ストックホルムにおいて国連人間環境会議<sup>79)</sup>が開催され、「人間環境宣言<sup>80)</sup>」と「環境国際行動計画<sup>81)</sup>」が採択されるとともに、同年12月の第27回国際連合総会において、国際連合総会の補助機関として国際連合環境計画 (UNEP)<sup>82)</sup>を設置することが採択された<sup>83)</sup>。

これらの動向に先立つ1954年にエジプト政府がアスワンハイダムの建設計画を決定したことにより、アブシンベル神殿やフィラエ神殿を含むヌビア遺跡群が水没の危機に晒されたことを受け、UNESCOは、これらの遺構を高台に移設する国際的な救済キャンペーンを展開した。その結果、50カ国以上の参画によって、このプロジェクトが達成され、また、ヴェニスやモヘンジョ・ダロ、ボルブドゥールなどの文化遺産にもその取組が展開していった。文化遺産の国際的協力体制の確立が検討され初め、UNESCOはICOMOSとともに、文化遺産の保護に関する国際条約の草案作成作業を進めた<sup>84)</sup>。

このような文化遺産に関する国際的な多国間条約が検討されるのと時期を同じくして、アメリカ合衆国では、世界初の国立公園であるイエローストーン国立公園が1972年に100周年を迎えるにあたり、「世界人類の現在と将来のために素晴らしい自然や風景地、そして史跡<sup>85)</sup>」を保存するための「世界遺産トラスト<sup>86)</sup>」について、1965年頃から検討することとなった。一方、そのような流れにあって、IUCNにおいても自然保護に関する国際条約に関する検討が1968年に示された。

これらの検討については、国際条約の草案作成において既に文化と自然の両方の遺産を視野に入れていたUNESCO事務局長ルネ・マウ<sup>87)</sup>が、フランス政府の強力な支持を得て4月に開催した政府間専門会議において、趣旨を共有するものとの観点から、ひとつの国際条約として起草することが合意された<sup>88)</sup>。そして、先述した1972年6月の国連人間環境会議において報告され、第17回UNESCO総会において、1972年11月16日に、「文化遺産及び自然遺産の国内的保護に関する勧告」とともに、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」(通称「世界遺産条約」)が採択されたのである。

また、国連人間環境会議における勧告を受けて、ア

メリカ合衆国とIUCNが野生動植物の国際取引の規制のための条約草案の策定作業を進め、1973年3月3日には、ワシントンD.C.において、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」[Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora: ワシントン条約又はCITES]も採択された。

1960年代後半から1970年代前半にかけて、このように大きく進展した開発と保全に関する国際的な動向は、1980年代から1990年代<sup>89)</sup>を通じて、日本国土の国内的な保護や保全に関する政策にも大きく影響を及ぼすようになってきたのである<sup>90)</sup>。

## (8) 遺跡の整備

こうした昭和30年代(1960年代後半)以降における国内外の動向は、日本における遺跡の整備に関する取組を進展させることとなる。その胎動に先立って昭和32年(1957)6月11日には、「文化財保護に関する関係官庁間の連絡強化<sup>91)</sup>」が閣議了解され、特に国土開発と史跡名勝天然記念物及び埋蔵文化財の保護に関する闘ぎ合いが先鋭化していくこととなり、また、保存のための土地公有化とその有効利用との観点から遺跡の整備が促進されることとなったのである。その嚆矢となる最重要の事例のひとつが平城宮跡に関する取組である<sup>92)</sup>。

平城宮跡は、既に大正11年(1922)10月12日に、史蹟名勝天然記念物保存法に基づき、内裏及び朝堂院等を中心とする区域が史蹟に指定され、昭和11年(1936)7月14日には、その北辺部分を追加指定され、さらに昭和27年(1952)3月29日には、文化財保護法に基づき、特別史跡に指定され、その重要性に鑑み、昭和30年(1965)からは、文化財保護委員会附属機関の奈良国立文化財研究所による継続的な発掘調査と研究・管理の取組が進められていた。一方、終戦後の復興を遂げて、なお、急速な経済発展の過程にあった日本において、地域の開発が進むに連れて、史跡の指定は、その発展を阻害するものとの意識が高まり、さらには、開発の動向に伴って地価が上昇する中で、指定地の土地所有者を中心として、指定に伴う様々な制限に対する反発運動が展開し、ついに昭和34年(1959)には佐紀町町民大会において史跡指定解除促進の決議に至った。これに追い打ちをかけるように昭和36年(1961)には特別史跡隣接地東南区域に民間鉄道会社による鉄道操車場建設の計画が明らかとなって、国民的な保存運動が興り、国会においてもその保存が審議された。この鉄道操車場建設計画は昭和38年(1963)に中止が決定したが、既指定地の指定解除を求めていたところ未指定地にまで制限を及ぼす国の対応に、地元住民は猛反発し、池田勇人内閣におい

て、この指定地西側の区域をも含めた宮跡地国有化の方針が確立することとなったのである。

このような動向に呼応して、地域の開発と史跡や埋蔵文化財の保護との調整のため、文化財保護委員会事務局長から、昭和39年（1964）2月10日付け文委記第14号で「史跡、名勝、天然記念物および埋蔵文化財包蔵地等の保護について<sup>93)</sup>」が建設省官房長ほか関係各省庁各団体宛て<sup>94)</sup>に発出され、また、昭和39年（1964）5月18日付け文委記第45号で「鉄道建設等に伴う史跡、名勝、天然記念物及び埋蔵文化財包蔵地等の保護について」が日本鉄道建設公団等に発出された<sup>95)</sup>。昭和41年（1966）には、これらの状況への現場の対処を向上させ、発掘調査のよりよい成果を確保するために、『埋蔵文化財発掘調査の手びき』<sup>96)</sup>が刊行された。

また、昭和30年代前半まで（～1960年）は、1万㎡に満たなかった史跡等の公有化国庫補助事業も、平城宮跡国有化<sup>97)</sup>の動向と連動して、昭和40年代後半以降（1970年～）には毎年50万㎡以上の取組となっていた。すなわち、開発圧旺盛なこの時代において、現状変更等の厳しい規制の代償として、土地を時価で公有化する

という手段を持たなければ、遺跡を指定し、保護するという法的措置そのものが極めて難しい段階に至り、そして、前時代的な凍結保存ではなく、公有化した土地の有効利用が社会的に求められるようになったのである。一方、平城宮跡においては、国有化に伴い、昭和39年度（Fiscal1964）から、奈良県が国庫補助を受けて、内裏地区の整備に着手し、昭和40年度（Fiscal1965）からは、文化庁が遺構露出展示覆屋などの整備を始め、昭和45年度（Fiscal1970）からは、平城宮跡全般の整備を奈良国立文化財研究所が実施することとなった<sup>98)</sup>。

このような状況に対し、文化財保護委員会は、昭和40年度（Fiscal1965）予算の概算要求に、「史跡公園造成費」として国庫補助事業を盛り込むことになった。これは、予算協議において、公園行政一般を担当する建設省事業との区別もあって、結果的に「史跡等環境整備費」として査定された<sup>99)</sup>が、今日の遺跡整備事業の全国展開に極めて大きな一歩が踏み出されたのである。また、昭和41年度（Fiscal1966）予算の概算要求には、「都道府県立歴史センター建設費」を盛り込み、各都道府県において、「遺跡の土地を買収すると同時に、そこには歴

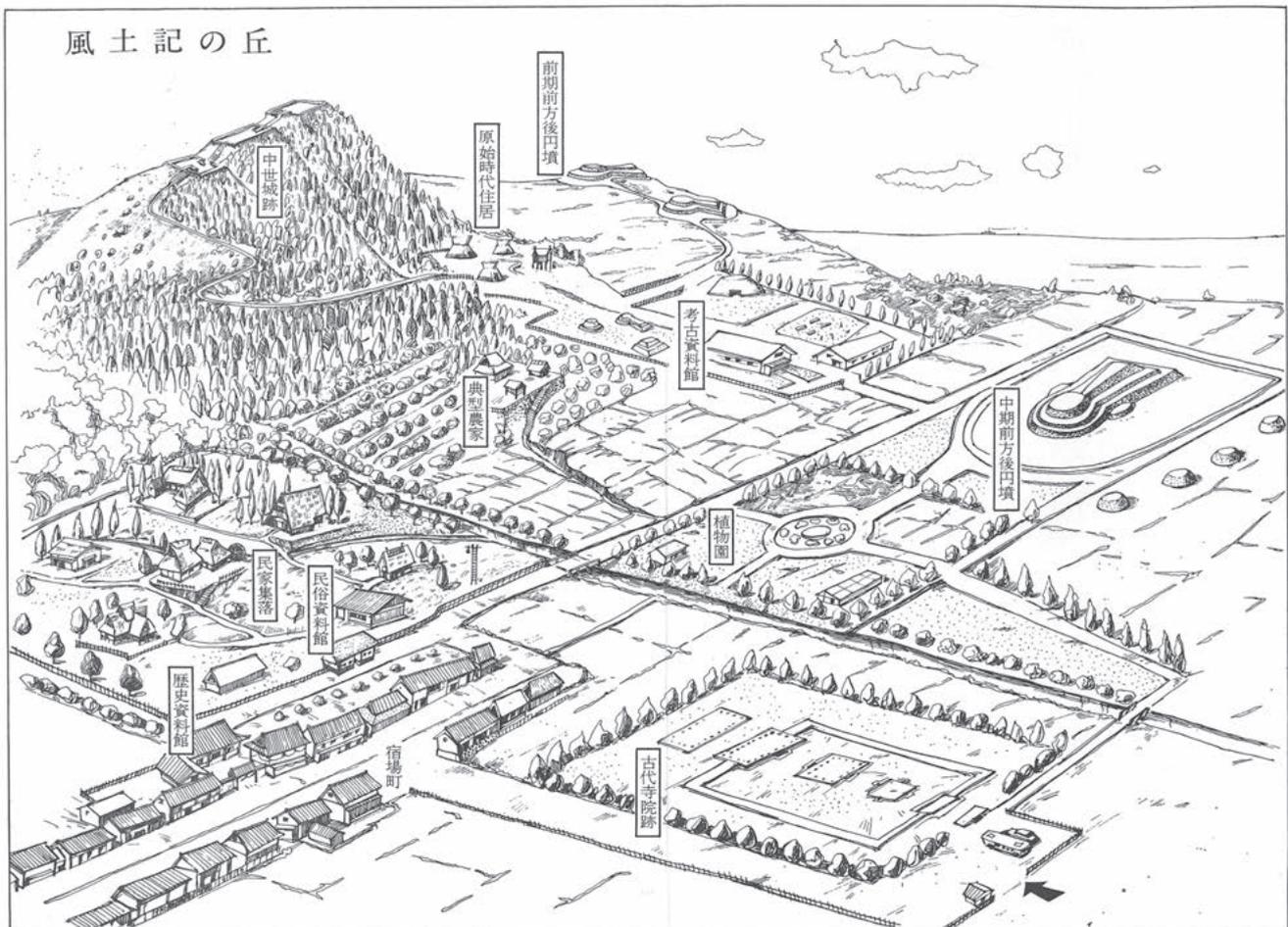


図-1 「風土記の丘」整備イメージ

（文化財保護委員会事務局記念物課の昭和43年度予算要求資料「史跡等の保存整備について」から；1967）

史資料館・民俗資料館、それから考古資料館……を配置する。それでその地方の特色ある文化財を展示する。それと同時に、現物の文化財が親しめる。<sup>100)</sup>」との発想の下に、昭和41年度（Fiscal1966）から「風土記の丘<sup>101)</sup>」事業が取り組まれるようになった。昭和41年（1966）1月には、「全国史跡整備市町村協議会<sup>102)</sup>」（略称：全史協）が結成され、史跡指定地の公有化や整備のための予算拡充運動が本格的に展開され始めた。

一方、古都保存法により、京都・奈良・鎌倉においては、史跡等とそれらを取りまく周辺環境と一体となった歴史的風土というものが意識されるようになったが、同様の問題は、各地においても解決されなければならないとの観点から、城下町、宿駅、町並みなどにおいても、面的な歴史環境保存に関して検討されていた。遺跡とその周辺環境との観点からの対応は、昭和41年（1966）8月1日に「大井川島田宿川越遺跡」、昭和42年（1967）1月10日に「萩上城下町」、昭和45年（1970）12月4日に「越中五箇山相倉集落」と「越中五箇山菅沼集落」がそれぞれ史跡に指定されたことにも表れている。

史跡等整備に関わる国庫補助事業予算は、史跡等環境整備費国庫補助が査定された昭和40年度（Fiscal1965）には、1億円にも到底及ばなかったが、昭和50年度

（Fiscal1975）には5億円を超えた。史跡等整備に関する補助金の国庫補助率は地方公共団体を事業者とする場合において一般に50%であるから、文化庁が補助する事業規模は正味10億円程度であったといえる<sup>103)</sup>。一方、このような事業の拡大により史跡の整備事例においても実績が増加して、昭和50年度（Fiscal1975）からは、「全国遺跡環境整備会議<sup>104)</sup>」が都道府県及び市町村教育委員会の連携により、毎年開催されるようになった。

文化財保護法の制定・施行後、史跡名勝天然記念物（以下、「史跡等」と略記）については、特に高度経済成長期において現状変更等の許可申請が激増してきたことを受け、軽易なもの又は定型的な現状変更等については、昭和37年（1962）7月1日以降、その事務処理権限の都道府県教育委員会への委任<sup>105)</sup>が進められていた。また、1960年代を通じて埋蔵文化財の調査・保存、そして、史跡の適切な保護措置に関わる課題に応じて、昭和50年（1975）の法改正により、埋蔵文化財の保護制度の充実が図られ、また、史跡等の現状変更等の許可を受けられなかったことによる通常生ずべき損失補償に関する規定が設けられたほか、地方公共団体の文化財保護体制に関する規定等が整備された。さらに、一般的な権限委任の範囲を超えた現状変更等許可申請数が極めて多い

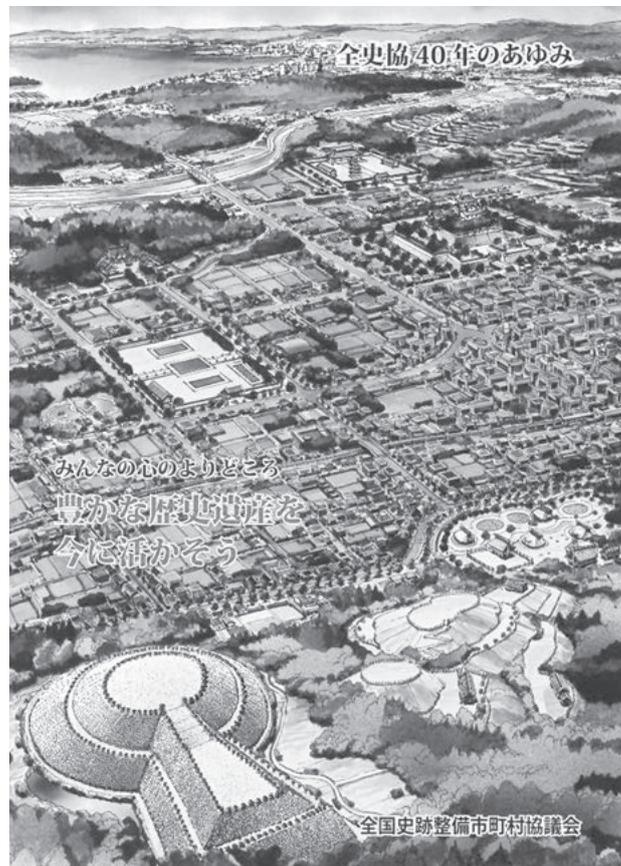


図-2 みんなの心のよりどころ 豊かな歴史遺産を今に活かそう  
 [全国史跡市町村協議会 左：30周年記念冊子表紙（1996） 右：40周年記念冊子表紙（2006）]

個別の物件もあったことを踏まえ、適切な行政運営の現地性・総合性の確保等のため、住民に身近な地方公共団体において処理することが望ましいとの観点から、許可事務の個別的な権限委任が推進されることとなった。それに関連して、昭和48年（1973）5月18日付け文化庁長官裁定・文化財保護審議会決裁「記念物の現状変更に係る審議手続き基準」においては、保存管理計画又はそれに準じるものによって、個別の指定物件の内容・価値等に応じた現状変更の取扱い基準が定められているものについては、これを基準に許可事務を処理することとし、また、そのような保存管理計画策定については、昭和48年度（Fiscal1973）から国庫補助による事業が取り組まれるようになった。

昭和53年度（fiscal1978）からは「歴史の道」の調査・整備も着手され、昭和55年度（fiscal1980）には10億円を超え、さらに平成元年（Fiscal1989）から、活用面にも重点を置いた「史跡等活用特別事業」（通称：「ふるさと歴史の広場」事業）<sup>106</sup>が始まると、平成2年度（Fiscal1990）には20億円を超え、平成9年度（Fiscal1997）「地方拠点史跡等総合整備事業」が創設された頃には史跡等整備関係の国庫補助事業費は40億円を超えた。そして、埋蔵文化財の分野でも活用の動向を踏まえ、平成8年度（Fiscal1996）に「埋蔵文化財セン

ター建設費国庫補助事業」として再編し、「展示」機能などを盛り込むようになった。

文化財保護法に基づき遺跡保護を所管する文化庁文化財保護部記念物課（当時）では、史跡等の整備に関わる事業が拡充されてきたのとともに、諸種の取組が相当程度蓄積されてきたことを踏まえ、また、社会の変化にも対応して、平成10年（1998）7月に「史跡等整備の在り方に関する調査研究会」を設置し、平成15年（2003）12月までに、15回の調査研究会会合と20回余りの予備的会合を開催した。その途上、平成13年（2001）4月19日には、中間報告として『史跡等の保存・整備・活用事業の在り方について（報告）』を「4つの視点」の下に取り纏めた。その「4つの視点」とは、すなわち、

- \* 理念の明確化と内容・手法の充実・向上の必要性
- \* 総合的で多面的な個別事業の展開の必要性
- \* 史跡等の周辺環境を視野に入れた事業展開の必要性
- \* 実施体制の整備の必要性

であり、これらの整理をさらに具体化した手引書の作成することを重要な課題として示し、平成16年（2004）3月31日付けで『史跡等整備のてびき ～保存と活用のために～』を発行した<sup>107</sup>。

一方、文化財以外の行政分野においても、国営公園を始めとして、遺跡に関わる事業が展開されて来た。



図-3 「歴史とふれあい現代に活かすために 記念物の保護のしくみ」より [文化庁文化財保護部記念物課；1999]

飛鳥地域においては、昭和41年（1966）の古都保存法制定を受けて、昭和42年（1967）12月15日に歴史的風土保存区域が指定され、昭和44年2月19日には飛鳥宮跡約55ha及び石舞台地区5haが歴史的風土特別保存地区に指定されたが、開発の波はなお飛鳥の歴史的風土に大きな影響を及ぼしつつあったことから、日本万国博覧会が開催された昭和45年（1970）の12月18日には「飛鳥地方における歴史的風土および文化財の保存等に関する方策について」が閣議決定された。昭和47年（1972）3月には高松塚古墳に極彩色の精緻な装飾壁画が発見され、文化財に関する国民的な関心が非常な高まりをみせた<sup>108</sup>。このようなことを背景として、都市公園法第2条第1項第2号に基づくロ号<sup>109</sup>の国営公園として、国営飛鳥歴史公園<sup>110</sup>の設置事業が開始され、昭和49年（1974）に祝戸地区を開設し、平成6年（1994）4月に概成した<sup>111</sup>。このほかにも、昭和61年11月28日に閣議決定し、平成4年（1992）に開設した国営沖繩記念公園<sup>112</sup>の首里城地区約4.0ha、平成4年（1992）10月27日に閣議決定され、平成13年（2001）4月17日に第I期区域16.3haが開園された国営吉野ヶ里歴史公園<sup>113</sup>がある。明治6年（1873）の正院達第16号以来、城跡や庭園などが都市公園となっていたが、これらの国営公園をはじめ、新たに発見される遺跡なども含めて、公園計画が実施されるようになり、三内丸山遺跡を含む青森県総合運動公園<sup>114</sup>などはその顕著な事例として挙げることができる。このような流れは、昭和40年度（Fiscal1965）概算要求予算項目に「史跡公園造成費」を盛り込んだ文化財保護委員会の考え方にも相応するものといえる。

このような対応は、個別の案件に対してのみならず、国庫補助事業としても展開した。例えば、旧・建設省によるものとして、街路事業としての歴史的街区環境整備街路事業〔昭和57年（1982）から〕のほか、公園事業としての「地域ルネッサンス公園事業」〔平成9年（1997）から〕、まちづくり事業としての「まちづくり総合支援事業」〔平成12年（2000）から〕などがあり、また、農林水産省による「田園空間整備事業」、旧・自治省による「地域文化財・歴史的遺産活用による地域おこし事業」などの事業と一体となって史跡等の整備が進められてきた。

### （9）近年の動向

戦後の経済発展を経て、日本の社会が成熟社会へと向かい、価値観の多様性や地域の格差が顕在化する中で、地方分権推進法〔平成7年（1995）5月19日法律第96号〕<sup>115</sup>が制定されたのに伴い、市町村の合併が推進された<sup>116</sup>のを始めとして、中央省庁再編、地方分権改革、財政投融资改革、規制緩和、そして、情報公開などの改

革推進が取り組まれてきた。中央省庁等改革基本法〔平成10年6月12日法律第103号〕に基づき、中央省庁は、平成13年（2001）1月6日に1府22省庁から1府12省庁へ再編された<sup>117</sup>。また、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律〔平成11年7月16日法律第87号〕<sup>118</sup>により、機関委任事務が廃止され、法定受託事務が推進されることとなった<sup>119</sup>。

前述の文化財保護企画特別委員会による平成6年（1994）7月15日の「時代の変化に対応した文化財保護施策の改善充実について」の最終報告や、平成6年以降の埋蔵文化財保護体制等の整備充実に関する検討<sup>120</sup>も、このような動向に呼応したものである。また、文化庁文化財保護部では、平成10年（1998）3月の『文化振興マスタープラン』を踏まえた検討を進め、平成11年（1999）4月に『伝統文化を活かした地域おこしに向けて』とする手引き、さらに、平成12年（2000）3月には、特に中山間地域等における地域伝統文化を焦点として、『伝統文化を活かした地域おこしの視点と実践』を取り纏めた。そして、このような情勢を踏まえつつ、文化庁長官の諮問機関である文化審議会の文化財分科会企画調査会は、平成13年（2001）11月16日付けで『文化財の保存・活用の新たな展開 - 文化遺産を未来へ生かすために - （審議の報告）』を公表した。この中で企画調査会は、「今日の社会構造や国民の意識の変化を受け、有形・無形を問わず、歴史的な評価を有する文化的な所産を文化財を含む広い意味での文化遺産としてとらえ、後世に伝えたり、現在の生活に生かす観点から、保存・活用が必要とされる文化遺産の範囲が広がっている。」として、総合的な視野に立った文化遺産の保存・活用における新たな課題として、①文化財の周辺環境、②文化的景観、③近代の文化遺産、④総合的な把握、⑤緩やかな保護制度の導入、などの項目を掲げた。そして、同年12月には、「文化芸術振興基本法」〔平成13年（2001）12月7日法律第148号〕<sup>121</sup>が制定され、「文化芸術の振興に関する基本的な方針」（第一次）が平成14年（2002）12月10日に閣議決定された<sup>122</sup>。一方、中央省庁再編に伴って、再編された文化審議会においては、平成13年2月5日の第1回総会から、3月5日の第2回総会の自由討議を経て、4月16日の第3回総会において文部科学大臣より「文化を大切にする社会の構築について<sup>123</sup>」の諮問を受けて審議を重ね、平成14年4月24日の第22回総会において『文化を大切にする社会の構築について～一人一人が心豊かに生きる社会を目指して～<sup>124</sup>』を答申した。なお、これらより先、文化庁文化財保護部記念物課（当時）では、平成12年（2000）10月25日に「農

林水産業に関連する文化的景観の保存・整備・活用に関する検討会」を設置して審議を重ね、平成15年（2003）6月12日に『農林水産業に関連する文化的景観の保護に関する調査研究（報告）』<sup>125)</sup>を取り纏めた。

これらの成果に基づき、特に平成13年（2003）の企画調査会報告における上述の課題のうちの②③⑤への対応を中心として、平成16年（2004）には、「文化財保護法の一部を改正する法律」〔平成16年5月28日法律第61号〕が可決・成立した〔平成17年4月1日施行〕。この時の改正の柱は、〈保護対象の拡大〉として、「文化的景観」保護制度の創設、「民俗技術」の民俗文化財への位置付け、そして、〈保護手法の多様化〉として、登録制度の拡充<sup>126)</sup>であった。一方、国土交通省においても、平成15年（2003）7月11日に「美しい国づくり政策大綱<sup>127)</sup>」を公表し、それに基づいて、平成16年（2004）に平成「景観法<sup>128)</sup>」〔平成16年6月18日法律第110号〕が可決・成立し、同年12月17日に一部施行、平成17年4月1日に全面施行した。このとき、内閣法制局における協議において、文化財保護法の一部改正案に示された文化的景観の保護制度と景観法案については、同じ「景観」を扱う新しい制度として、その密接な関連性が指摘され、文化的景観の保護制度においては、日本における景観行政一般に汎用性の高い基本法としての性格を有する景観法における規定との緊密な連携の仕組みが盛り込まれた。すなわち、それを文化財保護法上の規定に見れば、文化財保護法第2条第1号第5号に規定された「文化的景観」については、その保護制度において重要文化的景観への選定を規定した第134条において、

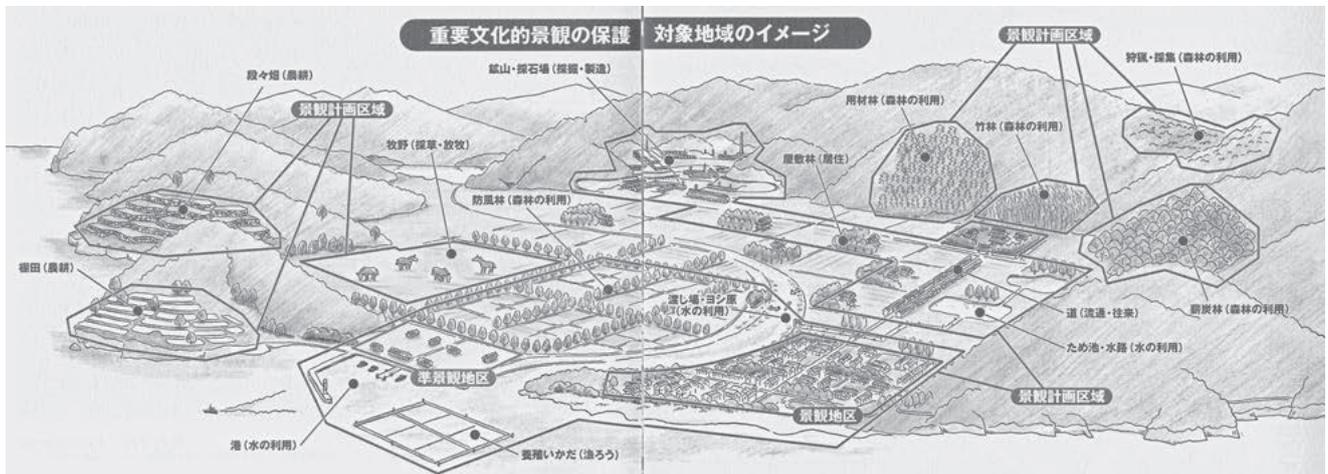
文部科学大臣は、都道府県又は市町村の申出に基づき、当該都道府県又は市町村が定める景観法（平成十六年法律第百十号）第八条第二項第一号に規定する景観計画区域又は同法第六十一条第一項に規定する景観地

区内にある文化的景観であつて、文部科学省令で定める基準に照らして当該都道府県又は市町村がその保存のため必要な措置を講じているもののうち特に重要なものを重要文化的景観として選定することができる。

とあって、重要文化的景観の選定申出は、その手続き上、景観法に基づく条例によって、景観計画が定められた範囲において可能であることとした。また、具体的な行為規制の法的根拠については、景観法が用意した枠組みと道具を用いつつ、文化財保護の観点から文化的景観保存計画を策定するという事になったのである。なお、このことは、「良好な景観は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるもの」として、そこに暮らす人々との関係を十分に踏まえてはじめて地域固有の特性を発揮する認識も謳っている景観法第2条の基本理念<sup>129)</sup>にも合致するものである。

また、第31回UNESCO総会において平成13年（2001）11月2日に「文化多様性に関する世界宣言<sup>130)</sup>」が採択され、更に平成15年（2003）の第32回総会において、平成17年（2005）の総会に向けて文化多様性に関する国際規範<sup>131)</sup>の策定手続きを開始することが決議されたことから、文化庁では、文化審議会文化政策部会において、文化多様性の保護・促進を図り、国際社会に積極的に貢献するため、平成16年（2004）6月8日に「文化多様性に関する作業部会」を設置して、計5回の審議を経て、同年9月9日に『文化審議会文化政策部会文化多様性に関する作業部会報告－文化多様性に関する基本的な考え方について－』を取り纏めた<sup>132)</sup>。

さらに、平成13年（2001）の企画調査会の報告から5年を経過したことを踏まえ、この間における文化財をめぐる社会情勢の変化に対応しつつ、文化財の保存と活用に関する新たな方策について総合的な議論を行うため、平成18年（2006）11月15日に新たに企画調査会を



図－4 「魅力ある風景を未来へ 文化的景観の保護制度」より〔文化庁文化財部記念物課；2005〕

設置して、8回にわたる審議の上、中間まとめを公表し、パブリックコメントを経て、平成19年（2007）10月30日付けで『文化審議会文化財分科会企画調査会報告書』を取り纏めた。その施策内容の骨子は、「Ⅰ. 文化財を総合的に把握するための方策」と「Ⅱ. 社会全体で文化財を継承していくための方策」であった。

特にⅠ. では、「1. 関連する文化財とその周辺的环境を一体としてとらえるための方策」と「2. 文化財の保存・活用を適正化するための方策」、そして、Ⅱ. では、「1. 文化財に対する親しみを深めるための方策」、「2. 文化財保護にかかわる人材を確保するための方策」、「3. 文化財保護に対する支援を充実させるための方策」を示し、『歴史文化基本構想』策定の推進を提言した<sup>133)</sup>。

一方、歴史的風土審議会は、平成10年（1998）に、古都保存法に基づいて規定される古都（京都、奈良、鎌倉その他政令の定める地域）以外の年における歴史的な風土の保存・継承が図られるべき旨の意見を具申し、平成13年（2001）1月の審議会再編後も重要な課題として検討が続けられ、平成17年（2005）には、社会資本整備審議会都市計画・歴史的風土分科会歴史的風土部会の下に「古都保存行政の理念の全国展開小委員会」が設置され、同年8月31日に第1回会合を開催し、平成18年（2006）6月23日の第6回会合には、『古都保存行政

の理念の全国展開小委員会報告』が取り纏められた。また、古都保存法の施行40周年を記念し、歴史的な風土の保存に対する国民意識の啓発と歴史的な風土を有する地域等自らの価値の再認識に資する取組として、国土交通省及び文化庁等の後援の下に古都保存財団等が「美しい日本の歴史的風土100選」事業を主催し、平成18年（2006）10月から12月まで公募による推薦が受け付けられ、平成19年（2007）1月31日の審査を経て、2月16日に100選等が公表された<sup>134)</sup>。また、同年には「歴史的風土の保存・継承小委員会」が設置され、7月4日の第1回会合から平成20年1月25日の第5回会合までの検討の上、報告が取り纏められた。これらの成果を踏まえつつ、文部科学省（文化庁）・農林水産省・国土交通省の三省共管の下に「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」（通称：歴史まちづくり法）〔平成20年（2008）5月23日法律第40号；平成20年11月4日施行<sup>135)</sup>〕が制定された。同法第4条では、主務大臣は、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する基本的な方針（「歴史的風致維持向上基本方針」という。）を定め、第5条では、市町村は歴史的風致維持向上基本方針に基づき、当該市町村の区域における歴史的風致の維持及び向上に関する計画（以下「歴史的風致維持向上計画」という。）を作成し、主務大臣の認定を申請することが



図ー5 「文化財の保護とまちづくり 『歴史文化基本構想』の実現 ～歴史まちづくり法との連携～」より  
[文化庁文化財部；2008]

できる<sup>136)</sup> こととなっており、認定を受ければ、その計画に基づき、法令上の特例措置や各種国庫補助事業による支援<sup>137)</sup> を優先的かつ総合的に受けることができることとなった。

もう一方で、「観光立国推進基本法」〔平成18年(2006)12月20日法律第117号；平成19年(2007)1月1日施行〕<sup>138)</sup> に基づき「観光立国推進基本計画」〔平成19年6月29日閣議決定〕が策定され、平成20年10月1日には、その運用に当たる国土交通省の外局として観光庁が設置された。「観光立国推進基本計画」の第1には、

- ①観光が有する意義を最大のものとするため、国民の国内旅行及び外国人の訪日旅行を拡大させるとともに、国際相互理解の増進や諸外国の期待に応えるため、国民の海外旅行を発展させていく。
- ②将来にわたる豊かな国民生活の実現のため、観光の持続的な発展を推進していく。
- ③観光の発展を通じ、地域住民が誇りと愛着を持つことのできる活力に満ちた地域社会を実現していく。
- ④観光の発展を通じ、国際社会における名誉ある地位の確立を図るため、平和国家日本のソフトパワーの強化に貢献していく。

との「観光立国の実現に関する施策についての基本的な方針」を掲げ、第2に「観光立国の実現に関する目標」第3に「観光立国の実現に関し、政府が総合的かつ計画

的に講ずべき施策<sup>139)</sup>」、第4に「観光立国の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項」を定めている。

さらに、環境省では「エコツーリズム」に関する取組を推進して、平成19年(2007)には、環境省を主務省庁として文部科学省、農林水産省、国土交通省との連携の下に「エコツーリズム推進法」〔平成19年6月27日法律第105号；平成20年4月1日施行〕<sup>140)</sup> が制定され、平成20年(2008)3月5日には、「エコツーリズム推進に関する基本方針検討会」によって『エコツーリズム推進基本方針に対する提言 ～“たび”と創る持続的な地域社会を目指して～』が取り纏められた。

そして、農林水産省では、「農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律」〔平成6年(1994)6月29日法律第46号〕<sup>141)</sup> に基づき、「グリーン・ツーリズム」に関する取組が推進されて来た。今般、農林水産省と観光庁では、観光関係者と農村地域が連携し、新たな旅行ニーズに対応した地域のグリーン・ツーリズムの取組を推進することにより、都市農村交流の拡大と、観光を通じた地域振興を図ることとして、平成21年(2009)10月2日の第1回会合を始めとして「グリーン・ツーリズム推進連絡会議」が開催されている。

地域の産業振興と文化財との関係という意味では、「地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び

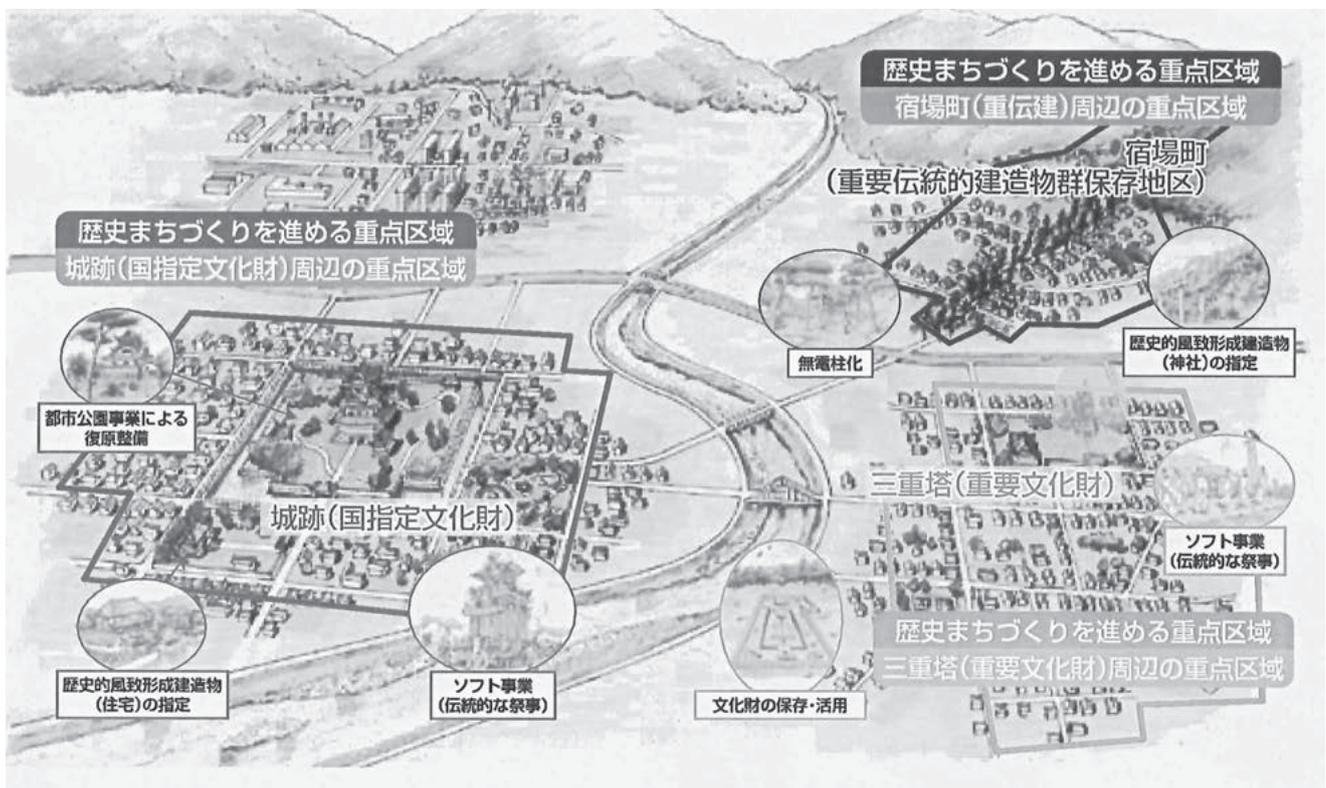


図-6 「歴史まちづくり 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」より  
〔国土交通省都市局公園緑地・景観課景観・歴史文化環境整備室；2011〕

特定地域商工業の振興に関する法律」[平成4年6月26日法律第88号]<sup>142)</sup> などがあるが、なお、特に遺跡ということと関連した遺産の観点からは、経済産業省による「近代化産業遺産<sup>143)</sup>」の取組なども留意すべきものとして挙げる事ができる。経済産業省経済産業政策局地域経済産業グループ地域経済産業政策課では、産業遺産を地域活性化のために有効活用する観点から、2007年4月に産業遺産活用委員会を設置し、日本各地の産業に関する遺産を公募し、その実態と保全・活用の取組状況を調査し、産業遺産の価値の理解を深めるための「近代化産業遺産ストーリー」の作成を行った。そして、平成19年(2007)11月30日には33件の「近代化産業遺産群」とそれぞれに付随する「近代化産業遺産ストーリー」そして近代化産業遺産群を構成する575件の個々の認定遺産を公表し、さらに平成21年(2009)2月6日にも、「近代化産業遺産群・続33」として、新たに33件のストーリーと540件の個々の認定遺産を公表した。さらに、平成21年(2009)2月23日には、「近代化産業遺産群・続33」の認定証授与式とともに「近代化産業遺産保存・活用担い手サミット」を開催し、また、平成22年(2010)3月には、「近代化産業遺産」を活用した地域活性化の促進のため、(財)日本立地センターとの共催で、北海道から九州・沖縄に及ぶ全国8地区において、「近代化産業遺産を活かした街おこしセミナー」を開催した。

#### (10) 遺跡の保護が向かう先

特に地方分権が推進されてきたこの10年間において、このように地域を主眼とした個別具体的な施策は、すべての行政分野にわたって急速に発展しており、ここまで示してきたものの関連を追うとすれば、とても網羅しきれないように思われるほどである。

また、高度経済成長時代以降、それぞれの分野で先鋭してきた諸施策の目標が一定程度達せられ、また、成熟社会に向けての政策検討の中で、袂を分けたそれぞれの流れが再び合流するように、遺産・景観・環境・観光・振興等、諸種の観点から、地域を焦点として複雑で密接な関係が構築されつつあるといえる<sup>144)</sup>。

遺跡の観点からしても、今日、私たちが広く保護・保全の対象として高い関心を寄せている「遺産」や「景観」、「環境」に関わる諸事項は、すべての行政分野における諸施策に、必ずといってよいほど、一般的に盛り込まれるようになってきたのである。

このような傾向は、今後、更に推進される地方分権の諸施策<sup>145)</sup>によって、ますます加速されると考えられる中で、私たちが検討の中心に据えるべきは、地域全体の将来像をも視野に入れた遺跡の在り方である。

## 4. 遺産としての遺跡、そして、遺産と地域

そうした今日の文脈において、地域にとって遺跡とは何かということを改めて考えてみたい。

遺跡は、過去の人々の様々な営みを示す証拠の一部である。それは、土地に定着している遺構と、そこに含まれる遺物、そして、その空間から成るといわれる。

一方、「遺跡」というものの現代的意義の表象は、第一義的には、「現代に繋がる」という観点からの歴史的な「過去」にある。その繋がりは、私たちの心の中にこそ存在するものである。そして、遺跡は、現在の地域において、或る土地的な広がりや占めて顕在し、あるいは潜在している。

こうしたことを考えるとき、遺跡は、現在の地域そのものや、そこに暮らす人々と密接に関わっており、これまでに概観してきた展開からしても、今日、あらゆる分野の諸施策において、地域との連関において把握され、地域の固有性を理解するための履歴を検討する上でも、極めて重要な位置を占めていることが分かる。しかし、遺跡が、空間的にも、時間的にも、そして、暮らしの観点からも、現代の地域の中に位置付き、落ち着く場所になることが無ければ、いまだにそれはただの異物にもなり得るのである。

「遺跡」という用語について、そのまま和英辞典などで見てみると、たいてい ruins や remains などと示されていることも多いが、例えば、ruins は、壊れたり相当程度損傷したりしている構築物<sup>146)</sup>を意味し、また、remains は、過去につくられた物が今日にまで残っていたり今日再発見されたりするもの<sup>147)</sup>を意味するのであって、様々な取組を通じて私たちが今日において理解する「遺跡」を必ずしも包含していないように思う。そこには、現代の地域において場所を成すということが含まれていないように感じるからである。一方、site という言葉は、「まちなどが、過去に存在した、または、現在に存在する、あるいは、将来に存在するであろう場所<sup>148)</sup>」を意味し、もしくは、「何かが起こってきた場所、あるいは、何かのために使われる場所<sup>149)</sup>」を意味する点で、今日的な「遺跡」の理解に近いと考えられる。

この site という文化遺産は、例えば、「世界遺産条約」の適用上において、「人間の営みによる所産、又は、自然と人間の営みの結合による所産であり、そして、考古学的遺跡を含む地域であって、歴史上、審美上、民族学上、又は、人類学上の観点から顕著な普遍的価値を有するもの<sup>150)</sup>」と定義されており、また、世界遺産条約と同時に採択された「文化遺産及び自然遺産の国内的保護

に関する勧告」の適用上においては、「地形学上の区域で、自然と人間の営為の結合による所産であり、その美しさにより、あるいは考古学上、歴史上、民族学上、又は、人類学上の観点から特別の価値を有するもの<sup>151)</sup>」と定義されている。さらに、記念物である遺跡という観点からすると、「記念物」が英語のmonument、ドイツ語のDenkmalからの概念であることを踏まえれば、それは思い出させるもの、考えさせるもの、あるいは、さらに敷衍して、現代において、その場所が何であるかを偲ばせるもの、などと理解することもできる<sup>152)</sup>。

そのような意味において、遺跡は地域の生活の中にあつてこそ、その本来の役割と機能を発揮するものである。開発旺盛な時代において、失わないように、そして、将来に受け継ぐために、区域を限定した文化財として保存し、心のうちにも、その存在の大切さを感じるために文化財として活用するとの取組は、或る意味において、本来、地域の一部を構成していた遺跡を、地域から切り取って、引き離してきた側面もあるが、今日、遺跡を考える上では、その他の有形・無形の遺産と一体のものとして、地域の人々による営みの中に位置付けるのは、もはや常識ともなっていると看做しても過言ではあるまい。

国際社会においても、地域と諸種の遺産との密接な関連については、これまでに相当の検討が重ねられてきたところ、いまやあらゆる課題に関する議論において基本的な前提としてすでに定着しているともいえる。

1972年以来、世界の文化と自然の遺産を保護する取組の規範となってきた世界遺産条約の履行については、世界遺産委員会<sup>153)</sup>が、「世界遺産条約履行のための作業指針<sup>154)</sup>」(以下、単に「作業指針」と表記。)に基づき、様々な事項につき検討し、決議したことに基づいている。その「作業指針」には、世界遺産委員会の当面の戦略として、条約採択30周年の第26回世界遺産委員会(2002)で採択された「ブダペスト宣言」に示された4つの項目を基本としつつ、更に第31回委員会(2007)において、Community、すなわち、地域社会に関する事項を増補して、以下の5つの項目を示している<sup>155)</sup>。

- [1] 世界遺産一覧表の信頼性(Credibility)の強化
- [2] 世界遺産登録資産の効果的な保全(Conservation)の確実な担保
- [3] 締約国における効果的な体制整備(Capacity-building)の促進
- [4] 情報の伝達・交換(Communication)を通じた世界遺産に関する普及啓発、参画及び支援の増大
- [5] 世界遺産条約の履行における地域社会(Communities)の役割の強調

UNESCOでは、この世界遺産条約を含め、この半世紀にわたる取組によって、国際社会における多様な文化を把握し、国際的な協力体制によって共有し、発展すべき理念を、さまざまな条約等の採択において実践してきた。その代表的なものは、以下の6つである。

- \* 武力紛争の際の文化財の保護のための条約<sup>156)</sup>
- \* 文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転を禁止し及び防止する手段に関する条約<sup>157)</sup>
- \* 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約<sup>158)</sup>
- \* 水中文化遺産の保護に関する条約<sup>159)</sup>
- \* 無形文化遺産の保護に関する条約<sup>160)</sup>
- \* 文化的表現の多様性の保護及び促進に関する条約<sup>161)</sup>

近年、UNESCOは、これらの条約の一体的な運用を繰り返し強調しており<sup>162)</sup>、そして、その枢要のこととして、地域社会の役割が注目されて来たのである。そのようなことを反映して、世界遺産条約採択40周年の記念となる2012年の主題は、「持続可能な発展」と「社会の役割」である<sup>163)</sup>。今日ここに言う社会(Community)には、地域社会のほかに、仮想社会のネットワークをも含むものとして理解されていて、その役割を強調することで、私たちはいかにして遺産に「社会生活における役割を与える<sup>164)</sup>」ことができるのか、そして、急速に変化していく社会的、経済的、環境的な文脈の中で、そ

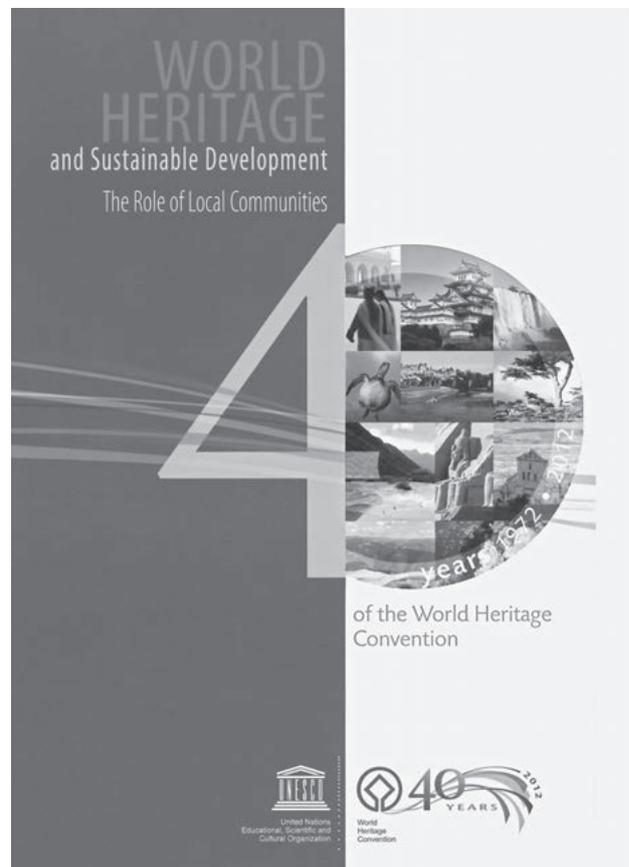


図-7 世界遺産条約採択40周年の公報印刷物表紙

のことは何を意味するのかが問われている。世界遺産委員会では、すでに採択から30周年の2002年以来、世界遺産をめぐる利害に関わるすべての人々の持続可能な共同・協力関係構築の促進<sup>165)</sup>に取り組むことが合意され、様々な取組が進められてきた。

このように、もはや、遺跡を遺跡のみで考えるのではなく、有形・無形、動産・不動産、文化・自然のあらゆる観点から包括的に「遺産」というものを理解し、現代の地域社会において統合的に取り扱うことが、中心的な検討課題となる時代を迎えているといえる。

一方、遺産保護の立場を第一の軸とし、他の分野の観点から地域を考えると、遺産というものの関わりが浮かび上がってきている。

例えば、「欧州景観条約」[European Landscape Convention; 2000]では、その第1条(定義)において、この条約の目的に照らした各種概念の定義6つ<sup>166)</sup>が示されているが、その筆頭にあげられた“landscape”という用語について、「人間の営みや自然の営み、あるいはそれらの相互作用の結果を特質とし、人々がその特質を通じて認識する空間的広がりを意味する。<sup>167)</sup>」としている。これは、先に挙げたsiteの定義によく通じる場所があって、本質的には、遺産の保護が、景観の保全にも組み込まれていることを感得することができる<sup>168)</sup>。そして、そこには、「文化」としての地域景観形成の理念まで示されているともいえる。また、この条約第1条において、対象とする景観の概念と評価、そしてその取扱いの方向性と方法を、一体のものとして示していることが、さらにこの条約の重要性を高めているといえる。

さらに最近よく耳にするようになった「世界ジオパークネットワーク」[Global Geopark Network: GGN]<sup>164)</sup>では、地球活動の遺産を主な見所とする自然の中の公園である「ジオパーク」を通じた諸活動が行われている。ここにある「ジオパーク」とは地域社会を主体としており、次のような要件を備えることが求められている<sup>170)</sup>。

- \* 地域の地史や地質現象がよくわかる地質遺産を多数含むだけでなく、考古学的・生態学的もしくは文化的な価値のあるサイト<sup>171)</sup>も含む、明瞭に境界を定められた地域である。
- \* 公的機関・地域社会ならびに民間団体によるしっかりした運営組織と運営・財政計画を持つ。
- \* ジオツーリズムなどを通じて、地域の持続可能な社会・経済発展を育成する。
- \* 博物館、自然観察路、ガイド付きツアーなどにより、地球科学や環境問題に関する教育・普及活動を行う。
- \* それぞれの地域の伝統と法に基づき地質遺産を確実に

に保護する。

- \* 世界的ネットワークの一員として、相互に情報交換を行い、会議に参加し、ネットワークを積極的に活性化させる。

すなわち、ジオパークは、地質遺産等を評価するというよりも、むしろ、それを支えながら活かす地域社会の活動を評価し、国際的な連携・協力の下に、さらにそれらの活動を活発化して、地域社会の振興を持続可能なたちで実現するための取組であると理解できる。

一方、このジオパークのような検討の動向は、文化や自然の在り方を検討する国際的な動向にもよく表れている。近年において、こうした地域における文化と自然の多様性との密接な関係はよく認識されつつあり<sup>172)</sup>、世界にさまざまなかたちで所在する地域やその社会の多様性を前提とする傾向は顕著になってきている。

こうした流れにおいて、国連食糧農業機関 [Food and Agriculture Organization of the United Nations: FAO] が2002年にプログラムを開始し、個別事例の認定を進めている「世界重要農業資産システム」[Globally Important Agricultural Heritage System: GIAHS]<sup>173)</sup>などは注目すべき取組であるといえる。世界中には、地域に順応した慣行の下に、多様な自然資源を基礎とした農業と牧畜業が世代を超えて営まれて来たことによって、或る特定の農耕体系と景観が創造され、形成され、維持されている地域があり、それらが人類の進化と知識の多様性、そして自然との深い関係を反映している。FAOでは、そのようなシステムが、農業を持続可能なものとするために重要な生物多様性のほか、顕著な景観や郷土の知識体系、弾力性のある生態系を生み出しているのみならず、その結果、複合的な商品と恩恵、食品と生活の安全と豊かな人生をもたらしているとの認識の下に、この取組を進めている。それは、伝統的に継承されて来た地域そのものの在り方を捉え、多様な観点からの地域社会の安全保障を図るとともに、過去から現代、そして、現代から将来における生物多様性と文化多様性との統合的な保全を支持する重要な観点を示している。

このような取組を概観してみると、「遺産」Heritageとは、地域そのもののこと、あるいは、その現在と将来そのもののことを考える取組であるとの認識が国内外のさまざまな分野において普通になってきたことを感じる。すなわち、遺産の保護に関する検討を付き詰めていくと、地域や社会の課題であることが浮かび上がり、また、地域の在り方に関する検討を付き詰めていくと、地域の成り立ちと特質を支える遺産の存在が浮かび上がってきた、というように理解できるのではないかと。

## 5. 総合的マネジメントに向けて

この半世紀余り、日本国土全体の開発が急速かつ大規模に進展する中で、遺跡ということが広く国民一般に普及してきた。それは、保存という観点からは危機として、開発という立場からは障害として、さまざまに顕在化してきた。多くの地域において、先進的な豊かさと快適な生活を求める時代には、それらは、相克の中で対立的な関係を如何にして調整するべきかという文脈にあった。

しかし、特にこの10年余りの国内外の動向は、遺跡を広い意味での遺産という中で理解し、さらには、遺産を育ててきた地域と一体のものとして把握する方向へと進んできた。また、国際的にも先鋭化してきたさまざまな問題に関する議論が重ねられてきた現在において、世界各地域における文化の多様性を基礎とした遺産の保護と、自然の多様性を基礎とした環境の保全とが、密接に関連するとの認識は、いまや確信にまで至っている。

今日、遺跡は、単に過去の人々の生活とともに在った遺構や遺物、そして、それらを包含する空間の痕跡として保護するみならず、将来にわたって継続していく地域の中に在り、いまに生きる地域の人々の生活とともにある場所として認識されつつある。そして、さらに、そのような遺跡は、地域における有形・無形、動産・不動産、そして文化と自然など、あらゆる観点から認識される遺産との密接な関連の中で理解されるべきことが、一般化しつつあるといってもよいであろう。

遺産とは、将来へ継承するという意味で「遺産」なのであるから、そこには継承するということを意志する人々の存在が所与のこととして含まれていると理解できる。そのような観点からすれば、「遺跡」という理解は、紛れも無く、社会的なものである。しかし、その存在が意識されるまで、それは空気のようなものであるといえるかも知れない。わたしたちは、空気が無ければ、たった一日も生きていくことはできないが、それが欠乏や異変を生じたりしない限りにおいて、日々の暮らしの中にあって、それを意識する機会は決して多くはない。そこで改めて思うのは、遺産は所与のものとして「遺産」ではないということである。

例えば、私たちが包摂する環境は、その実態に障害を生じれば、私たちの生存に影響を及ぼす。また、景観は、私たちが生きる世界を把握し、その中で行動する上で不可欠な体系を与えるものであり、その様態に異常が生じれば、私たちの生活の質量に大きな影響を及ぼす。それらのことは、今日までに、アセスメントの枠組みの下に、さまざまな評価と指針が構築されてきた。一方、その環

境や景観の保全を具体的に検討する中で、それらが地域の内外に見られる大小の多様性によって支えられていることが明らかにされ、それらを特徴づける種々の固有な遺産の在り方も認識されて来たという側面がある。

しかし、それら遺産の存在が、包括的な意味で、私たちにどのような影響を与え、また、私たちがどのように関わっているのかについては、いまだあまり明らかではないかもしれない。すなわち、それらが傷つき、あるいは、失われたときに、私たちに如何なる影響が及ぼされるのかということについて、私たちはそれを具体的に想像する手段をいまだ持つに至っていないのではないかと。その意味で、地域における遺産のアセスメントが如何なるものであるかは、いまだ模索の段階にあるともいえる。

一方、環境も景観も遺産も、一回性という点でその特質を共通するものであるが、今日、私たちがそれらの保護や保全を考える姿勢は同様ではない。そこには、それらの遺産に対して、私たちが、現在の生活の中で、どのように理解し、如何なる継承の意志を持つのかということが、遺産というもののそのものの存否に関わるということがある。それは、第一に、固有な地域への自覚によって検討されるものであることは、近年のさまざまな動向と取組にもよく明らかにされてきている。

遺跡の積極的な保護を検討する過程で、地域における保存と活用との調和を求めて整備するという取組が進められてきたが、一方で、それは地域における遺跡の存在を特別のものとして、却って地域から分離するように作用してきた側面もあったとも思う。しかし、今日において、遺跡の保護は、そのような保存と活用を超えて、持続可能な地域の継承と創造の文脈の下で目指すべきであり、その方向性は、法制度や国庫補助事業の枠組みとしてではなく、地域における個別具体的な計画と実践を出発点として検討されるべき課題である。

その意味で、遺跡の保護は、その地域におけるあらゆる場面にわたって、将来のどのような全体像に繋がるのかという観点とそれがどのようにしていくのかという姿勢についての検討は欠かせないものである。特に遺産の中でも空間的広がりを持つことが多い遺跡というものが地域において果たすべき役割は、その地域の過去と現在を結び付けるのみならず、継承という意志を付加され、現在から未来へ向けて、地域における人々の営みを蓄積していく場所として生き続けることである。

いま、その遺跡を保護し、将来へ継承するというこの意味を、地域のあるべき将来像とともに考えること。

それを深めていくことこそ地域における遺跡の総合的マネジメントに繋がっていくのである。

## 【註】

- 1) 奈良文化財研究所が管理している遺跡データベースには45万件余りの遺跡地点情報が登録されている。
- 2) 例えば、民家であり、町並み・集落であり、近代の遺産、そして地域に育まれてきた文化的景観などである。
- 3) 太政官が明治6年(1873)1月15日付けで府県に布達したもので、その正文は次のとおり[なお、( )部分は、例示で2行書き]。

三府ヲ始人民輻輳ノ地ニシテ古来ノ勝區名人ノ舊蹟等是迄群集遊観ノ場所(東京ニ於テハ金龍山淺草寺東叡山寛永寺境内ノ類京都ニ於テハ八坂清水ノ境内嵐山ノ類總テ社寺境内除地或ハ公有地ノ類)従前高外除地ニ屬セル分ハ永ク萬人偕樂ノ地トシ公園ト可被相定ニ付府縣ニ於テ右地所ヲ擇ヒ其景況巨細取調圖面相添大藏省ヘ可伺出申

- 4) 明治4年(1871)5月23日太政官布告第251号。別紙を除き、その布告の正文を示せば次のとおり。

古器舊物ノ類ハ古今時勢ノ變遷制度風俗ノ沿革ヲ考證シ候爲メ其裨益不少候處自然歴舊競新候流弊ヨリ追々遺失毀壞ニ及ヒ候テハ實ニ可愛惜事ニ候條各地方ニ於テ歴世藏貯致シ居候古器舊物類別紙品目ノ通細大ヲ不論厚ク保全可致事  
但品目並ニ所藏人名委詳記載シ其官廳ヨリ可差出申
- 5) 制定時の古社寺保存法は、全20条から成るもので、その対象の特定に係る冒頭4条を示せば、次のとおりである(下線は引用者による)。

第一條 古社寺ニシテ其ノ建造物及寶物類ヲ維持修理スルコト能ハサルモノハ保存金ノ下付ヲ内務大臣ニ出願スルコトヲ得

第二條 国費ヲ以テ補助保存スヘキ社寺ノ建造物及寶物類ハ歴史ノ証徴、由緒ノ特殊又ハ製作ノ優秀ニ就キ古社寺保存会ニ諮詢シテ内務大臣之ヲ定ム

第三條 前條ノ建造物及寶物類ノ修理ハ地方長官之ヲ指揮監督ス

第四條 社寺ノ建造物及寶物類ニシテ特ニ歴史ノ証徴又ハ美術ノ模範トナルヘキモノハ古社寺保存会ニ諮詢シ内務大臣ニ於テ特別保護建造物又ハ國寶ノ資格アルモノト定ムルコトヲ得

2 内務大臣ニ於テ前項ノ資格ヲ付シタル物件ハ官報ヲ以テ之ヲ告示ス

また、古社寺保存法では、今日の史跡や名勝などに相当する名所旧跡についても、その第19条に「名所舊蹟ニ關シテハ社寺ニ屬セサルト雖乃本法ヲ準用スルコトヲ得」との規定を設けていた[大正8年(1919)の史蹟名勝天然記念物保存法により廃止]。この規定は、法律名称の示す主旨と異なることの批判のあったことや、その措置に係る経費の問題などがあって、実態上適用されたことはなかったと伝えられるが、その観点は注目すべきものと評価されている。この古社寺保存法は、当初、内務省社寺局が所管していたが、明治33年(1900)に社寺局を廃して、神社局と宗教局を設置し、保存行政は宗教局で所管することとなった。大正2年(1913)に宗教局を文部省に設置したのに伴って、古社寺保存事務は文部省宗教局に移管され、同局の第一課及び第二課のうち、第二課において所掌した。大正13年(1924)には、このふたつの課をそれぞれ、宗務課と古社寺保存課と改称した。そして、昭和3年(1928)に史蹟名勝天然記念物保存事務が内務省から文部省に移管されるのに合わせて保存課とし、今日に至る文化財保護行政事務体系の基礎を成したものと理解できる。なお、この古社寺保存法に係る諮問機関は古社寺保存会であった。[文化財保護委員会(1960)『文化財保護のあゆみ』734ppの古社寺保存法に係る記載の内のp34などによる。]

- 6) 広告物取締法第1条には、「行政官庁ハ美観又ハ風致ヲ保存スル為必要ナリト認ムルキハ命令ヲ以テ広告物ノ表示其ノ他之ニ關スル物件ノ設置ヲ禁止若ハ制限スルコトヲ得」とある。
- 7) 史蹟名勝天然記念物保存法は、僅か全6条から成る法律で、古社寺保存法が「特ニ歴史ノ証徴又ハ美術ノ模範トナルヘキ」としたような意味では、主務大臣が指定する対象の特質等についての説明は含まれず、その第1条に「本法ヲ適用スヘキ史蹟名勝天然記念物ハ内務大臣之ヲ指定ス」とあるだけで、その選択における規定態度には若干の相違が認められる。

史蹟名勝天然記念物制定当初、この法律に関する行政事務

は、内務省大臣官房地理課に置くこととされ、大正8年(1919)5月31日勅令第258号「史蹟名勝天然記念物調査会官制」(同年6月1日施行)により、史蹟名勝天然記念物調査会が設置された。後掲の荻野(1926)によれば、「同調査会は史蹟名勝天然記念物の保存に関する事項を調査審議し、保存に關し内務大臣の諮問に応じて意見を開申し、又は内務大臣に建議し得るものとして内務大臣監督の下に會長一人及び委員二十人以内を以て組織し、定員以外臨時委員も置かれ關係各廳高等官學識經驗ある者の中より内務大臣の奏請に依り内閣に於て之を命じ、別に感じ並考査員及書記若干名を置くことになつた。」とあるから、単なる諮問機関では無かったが、同年12月勅令第499号「史蹟名勝天然記念物保存法施行令」において史蹟名勝天然記念物の指定等に関しては同調査会に諮問すべきことが規定され、諮問機関としても位置付けられた。一方、行政整理の結果、中央官庁が所管する他の調査会とともに大正13年(1924)12月には史蹟名勝天然記念物調査会官制が廃止され、それ以後は僅かに十余名の専門家の調査囑託によって調査が進められていたところ、昭和8年(1933)4月21日文部省訓令「史蹟名勝天然記念物調査會規程」及び昭和11年(1936)11月12日勅令第397号「史蹟名勝天然記念物調査會官制」によって、諮問機関としての史蹟名勝天然記念物調査会が設置されることとなった。調査の職員については、囑託制で本官は無かったところ、昭和12年(1937)に史蹟名勝天然記念物 第一集第六號(大正15年6月25日發行) p.p.1-6の荻野仲三郎(1926)「古社寺保存と史蹟保存(中)」、第十一集第十一號(昭和11年11月1日發行) p.p.80-81(通集 p.p.934-935)の雜錄「史蹟名勝天然記念物調査會官制の公布」、第十一集第十二號(昭和11年12月1日發行) p.p.64-69(通集 p.p.1016-1021)の公報彙纂「官報 昭和十一年十一月十二日第二千九百六十號 勅令」及び文化財保護委員会(1960)『文化財保護のあゆみ』734ppの史蹟名勝天然記念物保存法に係る記載の内のp.p.76-77などによる。]

- 8) このような観点は、文化財保護委員会(1960)『文化財保護のあゆみ』734ppにおいて、史蹟名勝天然記念物の保護について解説された最後の一節(p83)にも示されている。すなわち、「人あるいは難ずるかも知れない、史蹟名勝天然記念物は異分子の集合である。これに対して、国土の自然の特性をつかみ、その自然を背景とし、その風土のうちに営んだ民族の歴史的発展の遺跡をたどること、すなわち、わが国土の自然と人文との総合的把握こそ、史蹟名勝天然記念物保存の最後の目的であると答えたい。」とある。
- 9) この両法の所管は、大正7年(1918)に設置された内務省官房都市計画課であった。なお、旧制の「都市計画法」[大正8年(1919)法律第36号]は、「住宅地造成事業に関する法律」[昭和39年(1964)法律第160号]と統合・発展・解消され、新制の「都市計画法」[昭和43年(1968)法律第100号]として、また、「市街地建築物法」[大正8年(1919)法律第37号]は、「建築基準法」[昭和25年(1950)法律第201号]の制定に伴って廃止された。
- 10) 第10条第1項において「都市計画区域内ニ於テ建築基準法ニ依ル地域、地区又ハ街区ノ指定又ハ廃止ヲ為ストキハ都市計画ノ施設トシテ之ヲ為スヘシ」とし、第2項において「都市計画区域内ニ於テハ建築基準法ニ依ル地域及地区ノ外土地ノ状況ニ依リ必要ト認ムルキハ風致又ハ風紀ノ維持ノ為持ニ地区ヲ指定スルコトヲ得」としている。
- 11) 第15条において「主務大臣ハ美観地区ヲ指定シ其ノ地区内ニ於ケル建築物ノ構造、設備又ハ敷地ニ關シ美観上必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得」としている。
- 12) 伊藤武彦(1931):『国立公園法解説』; 国立公園協會, 196ppのほか、厚生省国立公園部監修/財団法人国立公園協會編(1951):『日本の国立公園』; 財団法人国立公園協會, 291pp、申本仁三郎(2005):『国立公園成立史の研究 開発と自然保護の確執を中心に』; 法政大学出版局, 417ppなどによる。
- 13) この時、史蹟名勝天然記念物保存法を所管していた内務省官房地理課と史蹟名勝天然記念物調査会は、国立公園について「名勝のうち規模が大きいものとの考え」を以て「史蹟名勝天然記念物調査費」によって組織的な調査活動をはじめたとされている。

- 14) 東京日日新聞社会部編纂 (1927):『風景お國自慢 日本景勝旅行案内』: 四海書房, 489pp
- 15) 国立公園法施行に当たり、国立公園調査會が答申した「国立公園ノ選定ニ關スル方針」には、選定標準につき、「必要條件」に「我が國風景ヲ代表スルニ足ル自然ノ大風景地タルコト」として3項目を掲げたほか、「副次條件」として6つを掲げた。この「副次條件」の第一には「自然的素質が保健的ニシテ多數人ノ利用ニ適スルモノナルコト」として、国民の健康増進に資するための利用を主眼としたが、ここで注目すべきは、「副次條件」の第二である。すなわち、「神社佛閣、史蹟、天然記念物、自然現象等教化上ノ資料ニ豊富ナルコト」として「即ち神社佛閣、史蹟、傳説等豊カニシテ地質、植物、動物、気象等自然物又ハ自然現象ニ關シテ稀有ナル種類又ハ珍奇ナル現象ニ富メルコト」としている。一方、前掲の伊藤 (1931) では、「国立公園と史跡名勝天然記念物及保安林との制度上の差異」として、「史跡名勝天然記念物保存法制は現存する自然の消極的保存を目的とするものであり、其の運用は比較的小規模のものに止る。然るに国立公園法制に在つては、風景地の消極的保存に止まらず、更に風景の保護開發に關する計畫、事業の執行等積極的な目的を有する點に於て之と異なる。」としている。このようなことから読み取るべきは、対象を共有する場合があつても、その取扱いの姿勢に関しては、法制上の観点から別して區別されていることである。
- この間、国立公園法の運用に関することについては、文部次官宛て昭和六年十月三十一日付け内務省發衛第一二六號による内務次官照會「国立公園法ノ運用ニ關スル件」、内務次官宛て昭和六年十一月三十日付け官宗九一號による文部次官回答のほか、文部次官宛て昭和七年十月廿六日付け内務省發衛第一一二號による内務次官照會「風景保護ニ關スル件照會」、内務次官宛て昭和七年十一月二十五日付け發宗第六二號による文部次官回答「風景保護ニ關スル件」などに、国立公園法と史蹟名勝天然記念物保存法との所管關係の整理については相当に勘案されたことが窺われる。
- 16) 史蹟名勝天然記念物保存事務の移管については、史蹟名勝天然記念物保存協會発行の雑誌『史蹟名勝天然記念物』の第三集第十二號 (昭和3年12月1日発行) p.p.81-82 (通集 p.p.1244-1245) の雜報「史蹟名勝天然記念物保存に關する事務移管」及び第四輯第一号 (昭和4年1月1日発行) p.p.1-3の「事務移管に際して」(會長・文部大臣 勝田主計)などを参照のこと。ちなみに、史蹟名勝天然記念物保存法施行からこの事務移管に至るまで、すなわち大正8年 (1919) 6月1日から昭和3年 (1928) 11月30日までの約9年間余りの取組によって、史蹟名勝天然記念物の指定総件数は609件に及び、法制定10周年の時点で630件を数えた。
- 17) 古社寺保存法においては、たとえ古社寺由来のものであつても既に個人所有のものについては法適用の対象とならず、また、当然のことながら、古社寺以外の建造物及び宝物等についても対象となつていなかった。このことに対する不備については、前掲の荻野伸三郎 (1926) の論説「古社寺保存と史蹟保存」[『史蹟名勝天然記念物』(上) 第一集第四號 p.p.1-6、(中) 第一集第九號 p.p.1-10]などを参照すれば、古社寺保存法施行後の課題として大正時代には痛感されていたことが窺える。國寶保存法では、例えば、旧大名家が所蔵している宝物類なども対象として、今日の文化財保護法下における有形文化財の指定保護の基礎となる規定を第1条において、以下の様に整理している (下線は引用者による)。
- 第一條 建造物、寶物其ノ他ノ物件ニシテ特ニ歴史ノ証徴又ハ美術ノ模範ト為ルベキモノハ主務大臣國寶保存會ニ諮問シ之ヲ國寶トシテ指定スルコトヲ得
- なお、荻野は、「古社寺保存と史蹟保存」(下) 第一集第九號 p.p.1-10において、具体的な事例を挙げて、古社寺保存法と史蹟名勝天然記念物保存法の一體的運用の重要性に言及し、「國家紀念物法」のようなものができて、それぞれに保存會を置くのではなく、両者を渾一して欠点を除き保存の目的をより完全に達せられるべきであるとの感懷を記している。
- 18) 教学刷新審議会の答申に基づいて、日中戦争の始まった昭和12年 (1937) 7月には、教学刷新に關する施策を強化するため、思想局を廃止して新たに「教学局」を文部省の外局として設置し、国體の本義に基づく教學の刷新振興に關する事務をつかさどることとなった。昭和17年 (1942) 11月の大幅な機構革新において、教化局は内局となつて、昭和18年 (1943) 11月には教化局の廃止に伴い、その事務を併せて所掌することとなった。
- 19) この国立公園委員會は、国立公園法の一部を改正する法律 (昭和24年5月19日法律第84号) により廃止され、国立公園審議會が設置された。
- 20) これらの御料地は公共福祉用財産として、皇居外苑・新宿御苑・京都御苑については、昭和25年 (1950) 2月28日に厚生省所管の國民公園となり、白金御料地については、昭和24年 (1949) 4月12日に旧白金御料地として天然記念物及史蹟に指定され、同時に国立自然教育園となつた。なお、国立自然教育園については、昭和37年 (1962) に国立科学博物館付属自然教育園となつた。
- 21) 文化財保護委員會 (1952)『文化財要覽昭和二十六年版』285ppでは、その冒頭「文化財保護行政の沿革」p.p.1-4において、それぞれ、悪政インフレーション等に伴う經濟的安定性の欠如、住宅難による占拠、予算及び行政機構の問題などを挙げている。
- 22) 金井健 (2008): 歴史としての文化財、社会としての文化遺産 - 日本とアメリカの文化財保存の比較を通して - ; 遺跡学研究, 第5号, p.p.153-164、及び、平澤毅 (2010)『文化的資産としての名勝地』のp.p.71-87 (IV. 自然の名勝地, IV-1. 自然的名勝地の指定の沿革と展望)などを参照のこと。
- 23) 文化財保護委員會 (1960)『文化財保護のあゆみ』734ppの第七章第二節「戦争直後の保存行政」p.p.88-101による。
- 24) 昭和24年 (1949) 1月11日には、「史跡名勝天然記念物中『名勝』の保存事務が厚生省へ移管することの不適當な理由について」(史跡の表記は原文のママ)及び「史蹟名勝天然記念物の保存行政事務が内務省より文部省へ移管するまでの経緯」の文書が、GHQのギャラガー氏に提出されている。なお、アメリカ合衆国では、1872年のイエローストーン国立公園の開設の後、1906年に「遺跡保存法」(Antiquities Act)による国定記念物の保護制度が創設され、1916年に国立公園局 (National Park Service: NPS) が設置され、そして1933年には国立公園及び国定記念物の所管を国立公園局に一括されることとなり、1935年制定の「史跡法」(Historic Sites Act)も国立公園局で所管していた。
- 25) 和田勝彦 (2004): 「文化財保護法の制定経過とその制度構成」; 仲野浩編, 『日本の史跡 - 保護の制度と行政 -』[254pp], 名著刊行会, p.p.29-60
- 26) 記念物分科会では、特に遺跡について、平成7年 (1995) 1月20日に調査研究成果を取り纏めた。その中で、「近代の遺跡」の特質については、それ以前の遺跡に比して、
- ア. 多様で、多数かつ大規模な遺跡が存在すること。
- イ. 歴史事象の意義について対立する多様な見解が存在したり、遺跡の保護について国民的合意が得られにくいものもあること。
- ウ. 現在も本来の用途に使用されたり、用途変更により再利用されているものが多く、将来においても継続的に使用されるものが多いこと。
- エ. 現在も機能を失わず使用されていること等のため、現状の恒久的な保存が社会的・技術的に著しく困難なものもあること。
- を挙げた。さらに、指定制度による近代の遺跡の保護に対応するため、同年3月6日付け文部省告示第24号によって「特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準」[昭和26年 (1951) 5月10日文化財保護委員會告示第2号]を改正した。
- 建造物分科会では、同年10月16日に調査研究報告を取り纏め、近代の建造物の特質について、
- ア. 学校、官公庁、工場等の建築物や橋梁、ダム等の土木構造物なども対象となるため、多様、大量で、規模も巨大であること。また、同種のものが多数存在する場合もあること。
- イ. 日本の伝統的技術に加えて西洋の建設技術が用いられたものが多く、材料も、木、土、石から煉瓦、鉄、コンクリート、更には工業化学製品等まで多岐にわたっていること。
- ウ. 現在も本来の用途に使用されたり、用途変更により再利用

用されているものが多く、将来においても継続的に使用されるものが多いこと。

- エ. 土木構造物は、自然の外力（風力、波力等）、人為的な外力（車輛荷重等）を繰り返し受けるものが多いこと。また、公共の利用に供されているものが多く、自然災害等を受け、大幅な改築や新築又は緊急な取壊しが必要な場合があること。
- を挙げた。この報告成果に基づき、平成8年（1996）6月12日法律第66号による改正において、登録文化財（建造物等）制度が創設されたのである。また、平成7年（1995）7月8日には、美術・歴史資料及び生活文化・技術の分野についても成果報告が取り纏められ、「近代の文化遺産の保存・活用に関する調査研究」が総括された。
- 27) 一般に、日本における高度経済成長期は、昭和30年（1955）から昭和48年（1973）までの、実質GNPの伸び率が年平均10%にも達した時期を言う。
  - 28) 建設省設置法〔昭和23年（1948）7月8日法律第113号〕により設置された。平成13年（2001）1月6日には、中央省庁再編の実施に伴い建設省、運輸省、国土庁、北海道開発庁を統合して、国土交通省が設置された。
  - 29) 制定時の屋外広告物法第1条には、「この法律は、美観風致を維持し、及び公衆に対する危害を防止するために、屋外広告物の表示の場所及び方法並びに屋外広告物を掲出する物件の設置及び維持について、必要な規制の基準を定めることを目的とする。」とある。なお、この条文は、景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律〔平成16年（2004）6月18日法律第111号〕により、「この法律は、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置並びにこれらの維持並びに屋外広告業について、必要な規制の基準を定めることを目的とする。」となった。
  - 30) 建築基準法第1条には、「この法律は、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もつて公共の福祉の増進に資することを目的とする。」とある。
  - 31) 国土総合開発法第1条には、「この法律は、国土の自然的条件を考慮して、経済、社会、文化等に関する施策の総合的見地から、国土を総合的に利用し、開発し、及び保全し、並びに産業立地の適正化を図り、あわせて社会福祉の向上に資することを目的とする。」とある。なお、平成17年（2005）7月29日法律第89号に基づく改正により「国土形成計画法」と改称し、その第1条を「この法律は、国土の自然的条件を考慮して、経済、社会、文化等に関する施策の総合的見地から国土の利用、整備及び保全を推進するため、国土形成計画の策定その他の措置を講ずることにより、国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）による措置と相まつて、現在及び将来の国民が安心して豊かな生活を営むことができる経済社会の実現に寄与することを目的とする。」としている。
  - 32) 森林法第1条には、「この法律は、森林計画、保安林その他の森林に関する基本的事項を定めて、森林の保続培養と森林生産力の増進とを図り、もつて国土の保全と国民経済の発展とに資することを目的とする。」とある。森林法は、森林法（第1次）〔明治30年（1897）4月12日法律第46号〕、森林法（第2次）〔明治40年（1907）4月23日法律第43号〕を経て、昭和26年（1951）に新たに制定された法律である。
  - 33) 都市公園法第1条には、「この法律は、都市公園の設置及び管理に関する基準等を定めて、都市公園の健全な発達を図り、もつて公共の福祉の増進に資することを目的とする。」とある。
  - 34) 首都圏整備法第1条には、「この法律は、首都圏の整備に関する総合的な計画を策定し、その実施を推進することにより、わが国の政治、経済、文化等の中心としてふさわしい首都圏の建設とその秩序ある発展を図ることを目的とする。」とある。
  - 35) 制定時の自然公園法第1条には、「この法律は、すぐれた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、もつて国民の保健、休養及び教化に資することを目的とする。」とある。なお、この条文は、生物多様性基本法〔平成20年（2008）6月6日法律第58号〕の施行に伴う平成21年（2009）6月3

日法律第47号に基づく改正により、「この法律は、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的とする。」となった。

- 36) 新産業都市建設促進法第1条には、「この法律は、大都市における人口及び産業の過度の集中を防止し、並びに地域格差の是正を図るとともに、雇用の安定を図るため、産業の立地条件及び都市施設を整備することにより、その地方の開発発展の中核となるべき新産業都市の建設を促進し、もつて国土の均衡ある開発発展及び国民経済の発達に資することを目的とする。」とある。なお、この法律は、平成13年3月30日法律第14号により廃止された。
- 37) 都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律第1条には、「この法律は、都市の美観風致を維持するため、樹木の保存に関し必要な事項を定め、もつて都市の健全な環境の維持及び向上に寄与することを目的とする。」とある。
- 38) 鳥獣保護及び狩猟ニ関スル法律第1条には、「本法ハ鳥獣保護事業ヲ実施シ及狩猟ヲ適正化スルコトニ依リ鳥獣ノ保護繁殖、有害鳥獣ノ駆除及危険ノ予防ヲ図リ以テ生活環境ノ改善及農林水産業ノ振興ニ資スルコトヲ目的トス」とある。なお、従前この法律事務は林野庁が所管していたが、昭和46年（1971）の環境庁設置に伴って移管された。また、平成14年（2002）7月12日法律第88号により、その全部を改正し、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律となり、その第1条には、「この法律は、鳥獣の保護を図るための事業を実施するとともに、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を防止し、併せて猟具の使用に係る危険を予防することにより、鳥獣の保護及び狩猟の適正化を図り、もつて生物の多様性の確保、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、自然環境の恵沢を享受できる国民生活の確保及び地域社会の健全な発展に資することを目的とする。」とある。
- 39) 近畿圏整備法第1条には、「この法律は、近畿圏の整備に関する総合的な計画を策定し、その実施を推進することにより、首都圏と並ぶわが国の経済、文化等の中心としてふさわしい近畿圏の建設とその秩序ある発展を図ることを目的とする。」とある。
- 40) 工業整備特別地域整備促進法第1条には、「この法律は、工業の立地条件がすぐれており、かつ、工業が比較的開発され、投資効果も高いと認められる地域について、工業の基盤となる施設その他の施設を一層整備することにより、その地域における工業の発展を促進し、もつて国土の均衡ある開発発展及び国民経済の発達に資することを目的とする。」とある。なお、この法律は、平成13年3月30日法律第14号により廃止された。
- 41) 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第1条には、「この法律は、わが国固有の文化的資産として国民がひとしくその恵沢を享受し、後代の国民に継承されるべき古都における歴史的風土を保存するために国等において講ずべき特別の措置を定め、もつて国土愛の高揚に資するとともに、ひろく文化の向上発展に寄与することを目的とする。」とある。なお、関連して、昭和55年（1980）には、明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法〔昭和55年5月26日法律第60号〕が制定された。その第1条には、「この法律は、飛鳥地方の遺跡等の歴史的文化的遺産がその周囲の環境と一体をなして、我が国の律令国家体制が初めて形成された時代における政治及び文化の中心的な地域であつたことをしのばせる歴史的風土が、明日香村の全域にわたつて良好に維持されていることにかんがみ、かつ、その歴史的風土の保存が国民の我が国の歴史に対する認識を深めることに配意し、住民の理解と協力の下にこれを保存するため、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）の特例及び国等において講ずべき特別の措置を定めることを目的とする。」とある。
- 42) 中部圏開発整備法第1条には、「この法律は、中部圏の開発及び整備に関する総合的な計画を策定し、その実施を推進することにより、東海地方、北陸地方等相互間の産業経済等の関係の緊密化を促進するとともに、首都圏と近畿圏の中間に位置する地域としての機能を高め、わが国の産業経済等において

- 重要な地位を占めるにふさわしい中部圏の建設とその均衡ある発展を図り、あわせて社会福祉の向上に寄与することを目的とする。」とある。
- 43) 公害対策基本法第1条には、「この法律は、国民の健康で文化的な生活を確保するうえにおいて公害の防止がきわめて重要であることにかんがみ、事業者、国及び地方公共団体の公害の防止に関する責務を明らかにし、並びに公害の防止に関する施策の基本となる事項を定めることにより、公害対策の総合的推進を図り、もつて国民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的とする。」とある。
- 44) この昭和43年(1968)の都市計画法は、大正8年(1919)の都市計画法を廃止して制定されたもので、その第1条には、「この法律は、都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もつて国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。」とある。平成10年の改正においては、大規模小売店舗立地法〔平成10年6月1日法律第91号〕、中心市街地の活性化に関する法律〔平成10年6月3日法律第92号〕と一括して「まちづくり三法」と総称された。
- 45) 内閣公害対策本部(総理府公害対策室を含む)、厚生省(大臣官房国立公園部、環境衛生局公害部)、通商産業省(公害保安局公害部)、経済企画庁(国民生活局の一部)、林野庁(指導造林保護課の一部)などを母胎とした。
- 46) 制定時の自然環境保全法第1条には、「この法律は、自然環境の基本理念その他自然環境の保全に関し基本となる事項を定めるとともに、自然公園法(昭和三十二年法律第百六十一号)その他の自然環境の保全を目的とする法律と相まって、自然環境の適正な保全を総合的に推進し、もつて現在及び将来の国民の健康で文化的な生活を確保に寄与することを目的とする。」とある。なお、この条文は、生物多様性基本法〔平成20年(2008)6月6日法律第58号〕の施行に伴う平成21年(2009)6月3日法律第47号に基づく改正により、「この法律は、自然公園法(昭和三十二年法律第百六十一号)その他の自然環境の保全を目的とする法律と相まって、自然環境を保全することが特に必要な区域等の生物の多様性の確保その他の自然環境の適正な保全を総合的に推進することにより、広く国民が自然環境の恵沢を享受するとともに、将来の国民にこれを継承できるようにし、もつて現在及び将来の国民の健康で文化的な生活を確保に寄与することを目的とする。」となった。
- 47) 都市緑地保全法第1条には、「この法律は、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関し必要な事項を定めることにより、都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)その他の都市における自然的環境の整備を目的とする法律と相まって、良好な都市環境の形成を図り、もつて健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的とする。」とある。なお、都市緑地保全法は、昭和48年(1973)の制定以来、都市公園の整備を「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」(通称「緑の基本計画」)に位置付けるとともに、緑化地域制度等の緑化に関する施策を充実したことから、この法律が都市の緑地の保全と緑化の推進を総合的に取り扱う法律であることを明らかにするため、平成16年(2004)のいわゆる「景観緑三法」に係る平成16年6月18日法律第111号に基づく改正により、法律名称を「都市緑地法」に改称した。
- 48) 生産緑地法第1条には、「この法律は、生産緑地地区に関する都市計画に関し必要な事項を定めることにより、農林漁業との調整を図りつつ、良好な都市環境の形成に資することを目的とする。」とある。
- 49) 制定時の国土利用計画法第1条には、「この法律は、国土利用計画の策定に関し必要な事項について定めるとともに、土地利用基本計画の作成、土地取引の規制に関する措置その他土地利用を調整するための措置を講ずることにより、総合的かつ計画的な国土の利用を図ることを目的とする。」とある。なお、この条文は、総合的な国土の形成を図るための国土総合開発法等の一部を改正する等の法律〔平成17年(2005)7月29日法律第89号〕に基づく改正により、「この法律は、国土利用計画の策定に関し必要な事項について定めるとともに、土地利用基本計画の作成、土地取引の規制に関する措置その他土地利用を調整するための措置を講ずることにより、国土形成計画法(昭和二十五年法律第二百五号)による措置と相まって、総合的かつ計画的な国土の利用を図ることを目的とする。」となった。
- 50) 内閣国土総合開発本部(総理府国土総合開発対策室を含む)、経済企画庁(総合開発局)、首都圏整備委員会事務局、近畿圏整備本部、中部圏開発整備本部、建設省(計画局宅地部の一部)、自治省の一部などを母胎とした。
- 51) 昭和62年(1987)6月30日には、「多極分散型国土の構築」を掲げた第四次全国総合開発計画、平成10年(1998)3月31日には「多軸型国土構造形成の基礎づくり」を掲げた「21世紀の国土のグランドデザインー地域の自立促進と美しい国土の創造ー」が閣議決定された。そして、平成20年(2008)7月4日には、国土総合開発法を平成17年(2005)に抜本改正した国土形成計画法を根拠法として、「多様な広域ブロックが自立的に発展する国土を構築するとともに、美しく、暮らしやすい国土の形成を図る」ことを掲げた国土形成計画(計画期間概ね10ヶ年間)が閣議決定された。
- 52) 法制度の観点から見れば、一定程度の豊かさを実現してきた日本の社会におけるこのような流れは、集落地域整備法〔昭和62年6月2日法律第63号〕や総合保養地整備法〔昭和62年6月9日法律第71号〕などにも見られ、やがて、少子高齢化や過疎化、そして、心の問題への対処や持続可能な社会の構築などに対応して、食料・農業・農村基本法〔平成11年(1999)7月16日法律第106号〕、循環型社会形成推進基本法〔平成12年(2000)6月2日法律第110号〕、文化芸術振興基本法〔平成13年(2001)12月7日法律第148号〕、観光立国推進基本法〔平成18年12月20日法律第117号〕などの諸種の基本法制定にも反映している。
- 53) Statutes of the International Centre for the Study for the Preservation and Restoration of Cultural Property
- 54) UNESCO憲章〔UNESCO Constitution〕第1条(目的及び任務)第1項には、「この機関の目的は、国際連合憲章が世界の諸人民に対して人種、性、言葉又は宗教の差別なく確認している正義、法の支配、人権及び基本的自由に対する普遍的な尊重を助長するために教育、科学及び文化を通じて諸国民の間の協力を促進することによって、平和及び安全に貢献することである。」The purpose of the Organization is to contribute to peace and security by promoting collaboration among the nations through education, science and culture in order to further universal respect for justice, for the rule of law and for the human rights and fundamental freedoms which are affirmed for the peoples of the world, without distinction of race, sex, language or religion, by the Charter of the United Nations.とあり、また、第2項(c)には、知識を維持し、増進し、普及するために、「世界の遺産である図書、芸術作品並びに歴史及び科学の記念物の保存及び保護を確立し、且つ、関係諸国民に対して必要な国際条約を勧告すること」the conservation and protection of the world's inheritance of books, works of art and monuments of history and science, and recommending to the nations concerned the necessary international conventionsと定めている。
- 55) Recommendation on International Principles Applicable to Archaeological Excavations
- 56) Recommendation concerning the Most Effective Means of Rendering Museums Accessible to Everyone
- 57) Recommendation concerning the Safeguarding of Beauty and Character of Landscapes and Sites
- 58) Recommendation on the Means of Prohibiting and Preventing the Illicit Export, Import and Transfer of Ownership of Cultural Property
- この勧告は3章34項から成るもので、その第1章定義(第1項及び第2項)、この勧告上の「文化財」cultural propertyという用語に関して、次のように定義している。
- I. Definition
1. For the purpose of this recommendation, the term 'cultural property' means movable and immovable property of great importance to the cultural heritage of a country, such as works of art and architecture,

manuscripts, books and other property of artistic, historical or archaeological interest, ethnological documents, type specimens of flora and fauna, scientific collections and important collections of books and archives, including musical archives.

2. Each Member State should adopt whatever criteria it deems most suitable for defining which items of cultural property within its territory should receive the protection envisaged in this recommendation by reason of their great importance.

#### 第1章 定義

1. この勧告の目的上、「文化財」とは、国の文化的遺産にとって大きな重要性を有する可動産及び不可動産（註：又は「動産及び不動産」）のことを意味する。例えば、美術及び建築による作品、文書、図書その他の芸術的、歴史的又は考古学的な関心からして価値ある資産、民族学的記録、動植物の典型標本、学術的コレクション、図書及び古文書（音楽に関するものを含む。）の重要なコレクション等である。
2. 各加盟国は、自国の領域内に所在する文化財のうちどれが、それ自身の偉大な重要性のためにこの勧告において想定されている保護を受けるべきか、ということを決定するのに、最も適当だと判断する基準を採用するものとする。

#### 59) Recommendation concerning the Preservation of Cultural Property Endangered by Public or Private works

この勧告は3章34項から成るもので、特に、第1章「定義」（第1条及び第2条）には、次のようにあるのは、今日的にも注目してよい。

##### I. Definition

1. For the purpose of this recommendation, the term 'cultural property' applies to:

- (a) Immovables, such as archaeological and historic or scientific sites, structures or other features of historic, scientific, artistic or architectural value, whether religious or secular, including -groups of traditional structures, historic quarters in urban or rural built-up areas and the ethnological structures of previous cultures still extant in valid form. It applies to such immovables constituting ruins existing above the earth as well as to archaeological or historic remains found within the earth. The term cultural property also includes the setting of such property;
  - (b) Movable property of cultural importance including that existing in or recovered from immovable property and that concealed in the earth, which -may be found' in archaeological or historical sites or elsewhere.
2. The term 'cultural property' includes not only the established and scheduled architectural, archaeological and historic sites and structure, but also the unscheduled or unclassified vestiges of the past as well as artistically or historically important recent sites and structures.

#### 第1章 定義

1. この勧告の目的に鑑みて、「文化財」という用語は、次のように適用する。
  - a 動かすことが出来ないものであって、例えば、考古学的、歴史的又は学術的な遺跡、構造物、その他の歴史的、学術的、芸術的、建築的な価値を有する表徴であり、宗教的であるか世俗的であるかを問わず、伝統的な構造物の群や、都市的に構成された地域や農村的に構成された地域における歴史的な居住地、そして、前時代諸文化の民族学的構造物を含む。その考え方は、地上に在る遺跡を構成する不可動産（引用者註：又は不動産）に適用されるのと同様に、地中に確認できる考古学的又は歴史的な遺構にも適用する。文化財という用語は、それらが置かれた状況（引用者註：又は立地、環境、周辺等）をも包含する。
  - b 文化的な重要性のある可動産（引用者註：又は動産）で

あって、考古学的、歴史的その他の場所において、不可動産（引用者註：又は不動産）の一部として存在するもの又は取り外されたもの、そして、それが地中に埋蔵されたものを含む。

2. 「文化財」という用語には、建築学的、考古学的及び歴史的遺跡及び構造物で、その価値が証明されて保存のため登録されたもののみならず、保存のため登録されていない又は分類されていない過去の人間活動の痕跡と同様に、芸術的又は歴史的に重要な近年の遺跡及び構造物をも含む。

- 60) Recommendation concerning the Protection, at National Level, of the Cultural and Natural Heritage
- 61) Recommendation concerning the International Exchange of Cultural Property
- 62) Recommendation concerning the Safeguarding and Contemporary Role of Historic Areas
- 63) Recommendation for the Protection of Movable Cultural Property
- 64) Convention on the Means of Prohibiting and Preventing the Illicit Import, Export and Transfer of Ownership of Cultural Property
- 65) Convention concerning the Protection of the World Cultural and Natural Heritage
- 66) Athens Charter for the Restoration of Historic Monuments
- 67) International Charter for the Conservation and Restoration of Monuments and Sites (The Venice Charter)
- 68) The International Seminar on Contemporary Tourism and Humanism
- 69) Charter of Cultural Tourism
- 70) International Committee on Historic Gardens and Sites ICOMOS-IFLA
- 71) The Florence Charter (Historic Gardens)
- 72) 1948年にフランス政府の招致とUNESCOの後援によって、フォンテヌブローで開催された国際会議で設立された。政府組織、非政府組織、団体によって組織される。設立当時の名称は、「自然の保護のための国際連合」International Union for the Protection of Nature (1948 ~ 1956年)、1956年に「自然及び天然資源の保全に関する国際連合」International Union for Conservation of Nature and Natural Resources (略称IUCN)と改称し、1988年以降、正式名称を国際自然保護連合World Conservation Unionとしたが、現在も略称はIUCNとしている。
- 73) プロジェクト名称のMARは、湿地を意味するMarshes (英語)、Marécages (フランス語)、Marisma (スペイン語)に共通するMARの綴りを取って命名された。
- 74) International Waterfowl and Wetland Research Bureau : 1954年設立。1995年に国際湿地保全連合Wetlands Internationalに改組。
- 75) International Council for Bird Preservation : 1922年設立。1994年にBirdlife Internationalに改組。
- 76) Ramsar International Conference on the Conservation of Wetlands and Waterfowl
- 77) Convention on Wetlands of International Importance especially as Waterfowl Habitat
- 78) Man and Biosphere Programme
- 79) United Nations Conference on the Human Environment
- 80) Declaration of the United Nations Conference on the Human Environment
- 81) Action Plan for the Human Environment
- 82) United Nations Environment Programme
- 83) Resolution 2997 on 15 December, 1972
- 84) 1966年、第14回UNESCO総会。
- 85) the world's superb natural and scenic areas and historic sites for the present and the future of the entire world citizenry
- 86) World Heritage Trust
- 87) René Maheu : 1962年~1974年のUNESCO事務局長
- 88) 松浦晃一郎 (2008) : 『世界遺産 ユネスコ事務局長は訴える』: 講談社, 311ppなどを参照のこと。
- 89) 1992年には、リオ・デ・ジャネイロにおいて「環境と開

- 発に関する国際連合会議」[United Nations Conference on Environment and Development；UNCED又は地球サミットと略称。]が開催され、持続可能な開発に向けた地球規模での新たなパートナーシップの構築に向けた「環境と開発に関するリオ・デ・ジャネイロ宣言」[The Rio Declaration on Environment and Development；リオ宣言]と、この宣言の諸原則を実施するための行動計画である「アジェンダ21」[Agenda 21；全40章]、「森林に関する原則声明」[The Declaration of Forest Principle；森林原則声明]が合意された。そして、2002年には、ヨハネスブルグ「持続可能な開発に関する世界首脳会議」[World Summit on Sustainable Development；WSSD又は地球サミット2002と略称]が開催され、「アジェンダ21」の実施状況を点検するとともに、「持続可能な開発に関するヨハネスブルグ宣言」[The Johannesburg Declaration on Sustainable Development]が採択された。また、2012年には、リオ・デ・ジャネイロにおいて、持続可能な開発を主題とした地球サミット「United Nations Conference on Sustainable Development；最初の地球サミットから20年を振り返る意味でRio+20とも言う。」が開催される予定である。
- 90) 日本の法制度上にその展開を見れば、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律[平成4年(1992)6月5日法律第75号]、環境基本法[平成5年(1993)11月19日法律第91号]、環境影響評価法[平成9年(1997)6月13日法律第81号]、地球温暖化対策の促進に関する法律[平成10年(1998)10月9日法律第107号]などに見ることができる。また、平成4年(1992)3月2日～13日には京都で第8回ワシントン条約締約国会議、平成5年(1993)6月9日～16日には釧路で第5回ラムサール条約締約国会議、平成10年(1998)11月30日～12月5日には京都で第22回世界遺産委員会が開催されるなどした。
- さらには、1987年のUNEP管理理事会の決定によって設立された専門家会合における検討から、政府間条約交渉会議における議論を経て、1992年5月22日、ナイロビにおいて、「生物の多様性に関する条約」[Convention on Biological Diversity；CBD又は生物多様性条約と略称。]が採択された。日本においては平成5年(1993)5月28日にこの条約に締結し、同年12月29日に発効した。条約第6条に締約国は行動計画(Biodiversity Action Plan；BAP)を策定することとなっていることに対応して、平成7年(1995)10月31日に最初の「生物多様性国家戦略」が、平成14年(2002)3月27日には「新・生物多様性国家戦略」がそれぞれ閣議決定された。平成19年(2007)11月27日には、「第三次生物多様性国家戦略」が閣議決定され、平成20年(2008)には、生物多様性基本法[平成20年6月6日法律第58号]が制定された。同法第11条の規程に基づき、平成22年(2010)3月16日には「生物多様性国家戦略2010」が閣議決定されるとともに、同年10月には名古屋において生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)が開催された。「生物多様性国家戦略2010」においては、生物多様性をめぐる危機の構造として、「人間活動や開発による危機」、「里地里山などにおける人間活動の縮小による危機」、「人間により持ち込まれたものによる危機」の3つの危機と、逃れることのできない深刻な問題として「地球温暖化による危機」を挙げている。また、第2部の「生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する行動計画」では、国土空間的施策の広域連携施策として、〈生態系ネットワーク〉、〈重要地域の保全〉、〈自然再生〉、〈農林水産業〉を取り上げており、このうち〈重要地域の保全〉においては、文化財保護法による自然的名勝及び天然記念物の指定促進と重要文化的景観の選定促進、そしてそれらの適切な保存管理が挙げられている。このような関連は自然的名勝及び天然記念物などに限らず制度上一体的な運用を図っている記念物分野全体にも及ぶので、遺跡保護に係る動向にも生物多様性の問題は様々な場面で少なからぬ影響を持つ点で留意してよい。
- 91) 文化財保護委員会(1965)『文化財保護の現状』(180pp)のp112によれば、「近時、国土開発その他の事業の施行等に当り、文化財保護に支障をきたすおそれが少なくないので、文化財の保護と事業等との円滑な調整を図って文化財の保護に遺憾なきを期するため、関係各省庁間における相互の連絡をいっそう緊密にするものとする。」とある。
- 92) 平城宮跡に関する取組については、坪井清足(1975)：平城宮跡の保存；坪井清足編『平城宮跡』、文化庁・東京国立博物館・京都国立博物館・奈良国立博物館監修「日本の美術」、No.115[94pp]、p.p.87-94、及び、坪井清足(2004)：平城宮跡；仲野浩編、『日本の史跡－保護の制度と行政－』[254pp]、名著刊行会、p.p.203-218などを参照のこと。
- 93) この依頼文書につき、主文を引用すれば、以下の通り。  
最近における土地開発等の公共事業の活発化にともない、史跡、名勝、天然記念物および埋蔵文化財包蔵地等の保護については、まことに憂慮すべきものがあり、国会でも埋蔵文化財の保護の立場からしばしばとりあげられ、当委員会としても従来から関係各方面に対して、その保護について協力方を要請してきたところであります。  
については、今後とも、貴管下各種事業の計画立案にあたっては、文化財保護法の趣旨を尊重され、史跡、名勝、天然記念物および埋蔵文化財包蔵地等の保護について、下記により格別の御理解と御協力を願います。  
また、このことについては、貴管下の出先機関に対してもご連絡のうえ、関係各都道府県および市町村の教育委員会とつねに緊密な連絡をとられるよう御指示願います。  
(中略)
- 記
- 貴事業計画地域内に、史跡、名勝、天然記念物および埋蔵文化財包蔵地等が所在する場合には、当該計画の遂行に重大な支障を生ずるような計画変更を要することとなることあるので、計画の立案及び実施にあたっては、次の措置をとられたいこと。
- (1) 史跡、名勝、天然記念物および埋蔵文化財包蔵地等については、原則として当該計画から除外すること。ただし、そのことにより計画に重大な支障が生ずる箇所については、当委員会に対し事前協議を行うこと。
- (2) 事前協議の結果、当委員会が現状変更または埋蔵文化財包蔵地の発掘もやむをえないと考えるものについては、文化財保護法による所定の許可申請等の手続きをとること。
- (3) 上記(2)により現状変更が行われ、または滅失することとなるものについては、貴機関が関係各都道府県教育委員会に委嘱して、事前発掘調査等を行ない、記録保存の措置をとること。
- (4) 上記(3)に必要な経費は、当該事業関係予算により負担されたいこと。
- 94) 建設省官房長、農林省官房長、運輸省官房長、厚生省官房長、通商産業省官房長、北海道開発庁事務次官、首都圏整備委員会事務局長、近畿圏整備委員会本部次長、日本国有鉄道副総裁、日本住宅公団副総裁、水資源開発公団副総裁、首都高速道路公団理事長、阪神高速道路公団理事長、帝都高速度交通営団副総裁、東北開発株式会社副総裁、電源開発株式会社副総裁宛て。
- 95) これらに対応して、昭和40年6月22日付け文委記第53号64-51文化財保護委員会事務局長と日本住宅公団副総裁とが「日本住宅公団の事業施行に伴う埋蔵文化財包蔵地の取扱いに関する覚書」に調印し、また、昭和41年4月1日付けで文化財保護委員会事務局長と日本鉄道建設公団副総裁とが「日本鉄道建設公団の事業施行に伴う埋蔵文化財包蔵地の取扱いに関する覚書」に調印した。
- 96) 文化財保護委員会(1966)『埋蔵文化財発掘調査の手びき』、財団法人国土地理協会、202pp、昭和41年(1966)11月12日初版発行。この手引書は、法令等の更新等とともにその後も版を重ねた[手元にあるもので確認すると、文化庁文化財保護部(1992)のものは平成4年6月25日発行で第17版、最終版に近いと思われる文化庁文化財部(2006)のものは平成18年2月10日発行で第21版である]。この手引書は、40年以上も活用されて来たが、時代や社会等の変化に応じて、埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会による平成16年(2008)10月29日付け「行政目的で行う埋蔵文化財の調査についての標準(報告)」を踏まえて、平成22年(2010)3月に、文化庁文化財部記念物課(2010)『発掘調査の手びき』(「集落遺跡発掘編」320pp、「整理報告書編」318pp)が取り纏められ、6月に同成社から刊行された。また、集落遺跡以外の埋蔵文化財についても、「各種遺跡調査編(仮

称)として、平成22年度(Fiscal2010)から検討に着手しており、平成24年度(Fiscal2012)末の刊行を目指して作業が進められている。

- 97) このような国有化の方針は、飛鳥地域の遺跡の保存問題とも相俟って、藤原宮跡、川原寺跡、高松塚古墳、山田寺跡などに適用されていく。なお、この間の、史跡等の整備などに関することについては、安原啓示(1979):「遺跡の修景的整備」,「風土記の丘」;児玉幸多・仲野浩編『文化財保護の実務』(上),柏書房, p.p.751-790、あるいは、文化財保存全国協議会編(2006)『新版遺跡保存の事典』,平凡社, 317pp, などを参照のこと。
- 98) 奈良国立文化財研究所では、発掘調査と学際的研究成果に基づき、独立行政法人化に至る平成12年度(Fiscal2000)まで、内裏地区、推定宮内省地区及び第二次大極殿地区その他の官衙地区と宮跡地の修景的整備、並びに、朱雀門・東院庭園の復元的整備事業を行った。その流れを引き継いで、平成13年度(Fiscal2001)からは、文化庁の直轄事業として、第一次大極殿の復元的事業などが進められてきた。
- 99) 前掲の安原(1979)「遺跡の修景的整備」p756の記載に拠れば、この「環境整備」という用語は、官庁用語として、主体である建物などの施設の周囲や敷地の修景のことを差すのが一般的であるので、土地を指定して文化財保護措置の対象とする史跡の保護制度では、むしろ、指定地の外にある区域のことに理解するのが、その原理に適っていることになる。すでに、文化財保護法に規定された記念物には、「復旧」(後掲の『史跡等整備のてびき』においては、そこから敷衍して「復旧(修理)」との用語整理を示している)の概念が示されているので、その対象としての遺構を主体として、それ以外の区域を整えることを「環境整備」とすれば、指定地内についても一応の説明は付きそうなるものであるが、そもそも「復旧(修理)」の対象については、人為的な構築物のうち堅牢なもののみならず、造成地形や自然的な要素などを含む史跡も少なくないので、基本的に「環境」とは整理されないこととなる。このことは、『史跡等整備のてびき ~保存と活用のために~』の詳細を検討・調整する過程において、遺跡等が「本質的価値を構成する諸要素」と「環境を構成する諸要素」とから成るとの整理案に対して、行政事務上の疑義が提示されて、「本質的価値を構成する枢要の諸要素」と「指定地において、本質的価値を構成する枢要の諸要素以外の諸要素」(さらにこれは、「史跡等の保護に有効な要素」と「史跡等の保護に有効でない要素」に分けられる)として、指定地において、史跡等を構成する諸要素を細大漏らさず取り扱えるように用語が整理されたのである。

- 100) 昭和41年(1966)7月14日に、湯島会館において開催された座談会の記録において、柳川覚治記念物課長が、児玉幸多座長から「風土記の丘」に関する説明を求められたときに応えた一節から引用した。その直前の下りには、「(前略)空間の保持ということと、それからその地方へある人がいった場合に、その地方の文化というもの、日本のなかにおいてどういう位置を占め、その地域がどういうふうに進歩してきたかということが、自然環境と一体化して、山なり丘を歩いているうちに目にし耳にし理解できる、身につけるといっていいものではないか、いわゆる文化財といいますが、文化財センターというものがあるといいだろうかという考えから、そのような構想と一体化して、遺跡などを保存していきたい。」とあって、本文に引用した話へと繋がる。

この座談会は、児玉幸多を座長として、井上光貞(歴史学)、太田博太郎(建築史)、黒板昌夫(歴史学)、坂本太郎(歴史学)、高山英華(都市計画)、柳川覚治(文化財保護委員会保存部記念物課長)によるもので、『日本歴史』(吉川弘文館)の昭和42年(1967)4月号及び5月号[通巻;(上)第227号p.p.2-19及び(下)第228号p.p.2-16]にその記録が掲載されている。この座談会で取り上げている諸々の要点からは、当時の社会情勢を勘案してみても、極めて今日的な発想に通じることが既に昭和40年代には発想されていたことをよく窺わせるものであり、また、その原点をよく示していることから、現在の観点からも極めて示唆に富んでいる。

ちなみに、その要目には、順に、文化財の内容、文化財保護の方法、史跡の買上げ、環境整備、埋蔵文化財、古都保存

法による指定、都市計画と文化財、遺跡地図の作成、歴史家の発言の必要、難波宮跡、藤原宮跡とバイパス、歴史環境の保全、秋田城と多賀城、史跡保存の沿革、保存の方法、復元と保存、史跡と都市計画、保存方法に段階が必要、風土記の丘、弥生町の名称保存、文化財少年団、と整理してある。

なお、座談会が昭和41年7月で、発行が昭和42年の春なので、例えば、第228号p3上段に柳川が発言したこととなっている全史協の全国大会の下りについては、実際、昭和41年10月7日の開催であるのにも拘わらず、「昨年十月七日に静岡で第一回の全国大会を行ないました。」とあって、その大会と同時に、史跡の整備の方法などを市町村から相談を受けつつも、記念物課にはその専門のスタッフがいないことなどに触れながら、全史協の取組の方向性などを語ったかたちになっているのは、恐らく校正の折に手を入れたものと推察できるので、全体の内容についても、昭和41年度末頃までのことが反映されているとみてよいと考えられる。この校正時の整理のようなどころについては、他にも(上)において、要目が途中までしか示されていないことなど、諸所窺われるが、第228号p3上段冒頭に「ただ、問題はお金の面なのです。それと同時に、市町村がその気になってもらうということが一番大事だということです。」との柳川の発言から続いていることからしても、相当の程度で全史協の存在と活動を重要視していた当時の記念物課の姿勢が窺えるものといえる。

- 101) 前掲の安原(1979)「風土記の丘」のp.p.777-780の記載によれば、昭和41年度(Fiscal1966)の事業開始時において、「風土記の丘」設置要項に示された目的には、

考古資料、民俗資料、古文書等の文化財は、わが国の歴史と文化の正しい理解に欠くことのできない資料であり、かつ、現在の国民の生活の基盤をなすものであるが、最近における急速な開発の進展と社会生活の変遷は、これらの文化財の滅失と散逸を激化させるとともにわが国固有の歴史の風土を消滅させる傾向にある。

このような状況にかんがみ、各地方の特色ある風土と一体化して、これらの文化財を系統的に整備し、その保存と活用をはかる必要がある。このため、貝塚、古墳、住居跡等の遺跡を包含する丘陵や島嶼の自然環境の中にこれらの文化財を収集、保管、展示する資料館や民家集落等を点在させて整備する風土記の丘(仮称)を各県ごとに設置して、それぞれの地域の歴史と風土を永く保存し、広く一般国民の利用に供することを目的とするものである。とあったとしている。なお、ここに民俗資料などを含んでいるのは、当時「風土記の丘」を担当した記念物課において、史跡名勝天然記念物と埋蔵文化財に加えて、民俗資料を所管していたことによるものと推察できる。一方、同じく安原(1979)によれば、初期事業(宮崎県、埼玉県、和歌山県、滋賀県、富山県)実施の段階で明らかとなってきた土地の確保、対象地の選定などの諸課題を踏まえて再検討し、昭和44年度(Fiscal1969)に全面改正した設置要項は次のとおり。

#### 風土記の丘設置要項

##### 1. 目的

各地方における伝統ある歴史的・風土的特性をあらわす古墳、城跡などの遺跡等が多く存在する地域の広域保存と環境整備を図り、あわせてこの地域に地方文化の所産としての歴史資料、考古資料、民俗資料を収集、展示するための資料館の設置等を行い、もって、これらの遺跡および資料等の一体的な保存および普及活用を図ることを目的とする。

##### 2. 設置および管理

都道府県が設置し、管理は当該都道府県教育委員会が行なう。

##### 3. 事業計画の概要

###### (1) 用地確保

古墳、城跡などの遺跡等を包含し得るだけ自然環境を保った地域を選定する。基準の面積は、16万5千㎡(5万坪)以上とする。この地域は原則として公有化により確保するものとする。

###### (2) 環境整備

ア. 計画の核となる各遺跡等については、その本来の歴史的、風土的性格に即して正確な修復、整備を行う。

イ. 各遺跡等を取りまく環境については、その地方特有の風土をあらわすことのできるように配慮し、必要な苑路、標

識、説明板の設置、植栽等を行なう。

(3) 資料館の設置等

ア. 資料館の規模、構造、建築意匠は収蔵・展示物の内容および周囲の風致景観を考慮に入れて決定する。

イ. 資料館には、風土記の丘の見学者にその地域の歴史、風土を理解させるのにもっとも適当な資料を収蔵・展示する。

ウ. 資料館には、収蔵、整理、展示、管理等の諸部門をおき、それに必要な施設、人員を確保する。

エ. 必要がある場合には、その地方の歴史、風土にあった民家等の移築およびその他の施設等の設置を行なう。

4. 補助事業(省略)

102) 昭和41年(1966)6月3日に規約を設けて39市町村の加盟により発足した全国史跡整備市町村協議会(全史協)は、加盟市町村を600にも及ぼしたところ、平成の大合併を経て、現在540余りの加盟市町村から成る。昭和41年度以来例年10月を目途に全国大会を開催してきており、第1回を昭和41年(1966)10月7日に静岡市で、第45回を平成22年(2010)10月18日に奈良市で開催した。平成23年度の第46回全国大会は平泉での開催予定であったが、東日本大震災の影響により、はじめて開催中止となった。平成24年度の第47回全国大会は、小田原市で開催が予定されている。

103) この史跡等環境整備に係る予算の動向については、平澤毅(1999):「史跡等の整備に関わる国庫補助事業の解説」;月刊文化財、平成11年11月号(通巻434号)、第一法規出版、p.p.9-16などに、その概要を示したところであるが、昭和50年代後半から昭和60年代の頃(1980年代)においては、国庫補助金予算額で12~13億円(正味の事業費で25億円程度)で推移していたところ、平成元年度(Fiscal1989)の「史跡等活用特別事業」(いわゆる「ふるさと歴史の広場」事業)などの総合的で大型の整備事業プログラムが始まると、20億を超えて、平成10年度(Fiscal1998)頃には40億円(正味の事業費で80億円)の規模となった。近年、文化庁の史跡等整備に係る国庫補助金予算については、毎年のように再編・統合されているので一概にその規模を比較できないところもあるが、文化庁がHP上で公開している平成20年度(Fiscal2008)以降における予算概要の動向に見れば、平成20年度において「史跡等整備活用事業」が5,799百万円(その他、「史跡等公有化助成」が15,439百万円、「埋蔵文化財発掘調査等」が3,809百万円)、平成21年度(Fiscal2009)において同予算額が6,261百万円(その他、「史跡等公有化助成」が15,334百万円、「埋蔵文化財発掘調査等」が3,509百万円)、平成22年度(Fiscal2010)には埋蔵文化財の調査・活用等と一体となった「記念物等の保存整備・活用等」が10,101百万円(その他、「史跡等の買い上げ」が14,509百万円)、平成23年度(Fiscal2011)には「歴史文化基本構想」との関係で、大型の整備事業については、有形文化財等と総合的に実施することとなって「文化遺産を生かした観光振興・地域活性化事業」【元気な日本復活特別枠】が7,068百万円、「記念物等の保存整備・活用等」が6,767百万円(その他、「史跡等の買い上げ」が13,626百万円)などとなっている。このような動向を踏まえると、史跡等整備に関する国庫補助事業は、正味の事業費で約120億円、すなわち、この10年余りで1.5倍程度に増えているといえる。

104) 平成23年(2011)11月10日及び11日に、第36回全国遺跡環境整備会議が、大阪府高槻市で開催された。

105) 昭和39年(1964)6月27日付け文化財保護委員会告示第43号「各都道府県教育委員会の区域内に所在する文化財につき文化財保護委員会の権限を各都道府県教育委員会に委任した件」

106) 昭和63年(1988)から平成元年(1989)にかけては、竹下登内閣において「自ら考え自ら行う地域づくり事業」(いわゆる「ふるさと創生事業」あるいは「ふるさと創生1億円事業」)が実施され、地域が自由な発想を持って地域の活性化に取り組むとの方向性がよい意味においてもわるい意味においても強く意識されるようになった。このような背景から予算査定がされた「史跡等活用特別事業」についても、「ふるさと歴史の広場」と呼称して、各地域における遺跡の整備事業にさまざまな新しい工夫が導入されるようになったのである。

なお、その補助要項には、史跡等の積極的な活用を図り、もって国民の文化的向上に資するために必要な経費の補助と

して、補助対象事業の実施期間を概ね3ヶ年度とし、広く国民の利用に供するために必要な次のア~オに掲げるものうち、3つ以上を選択して実施するものとした。

ア. 歴史的建造物等の復原

史跡等の空間を視覚的に体験できるような歴史的建造物等を実物大で復元する事業

イ. 遺構全体模型の設置

史跡等の全体範囲等を理解するために、往時の姿の全体模型を設置する事業

ウ. 遺構露出保護展示施設の設置

史跡等の実物遺構を実際に見るために必要な保存及び展示施設を設置する事業

エ. ガイダンス施設の建設

史跡等を理解するために必要最小限のオリエンテーション及びガイダンスのための施設を建設する事業

オ. その他史跡等の活用上必要と認められる事業

107) 同書は、総説編・計画編・技術編・事例編・資料編から成るもので、平成16年(2004)に改正された文化財保護法が平成17年4月1日に施行されたのに合わせて、所要の更新等を含めて平成17年(2005)6月30日に同成社から刊行された。

108) 昭和47年(1972)6月26日に法律第107号で「飛鳥地方における歴史的風土及び文化財の保存策に必要な資金に充てるための寄附金つき郵便葉書等の発行の特例に関する法律」が公布・施行され、昭和48年(1973)3月26日には、高松塚古墳壁画の切手が発売された。

109) 都市公園法第2条には、次のようにある。

第二条 この法律において「都市公園」とは、次に掲げる公園又は緑地で、その設置者である地方公共団体又は国が当該公園又は緑地に設ける公園施設を含むものとする。

一 都市計画施設(都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第四条第六項に規定する都市計画施設をいう。次号において同じ。)である公園又は緑地で地方公共団体が設置するもの及び地方公共団体が同条第二項に規定する都市計画区域内において設置する公園又は緑地

二 次に掲げる公園又は緑地で国が設置するもの

イ 一の都府県の区域を超えるような広域の見地から設置する都市計画施設である公園又は緑地(口に該当するものを除く。)

ロ 国家的な記念事業として、又は我が国固有の優れた文化的資産の保存及び活用を図るため閣議の決定を経て設置する都市計画施設である公園又は緑地

110) 奈良県高市郡明日香村において総面積約59.7haを有する国営公園。祝戸地区約7.4ha、石舞台地区約4.5ha、甘樫丘地区約25.1haのほか、昭和51年(1976)10月29日に高松塚周辺地区約9.1ha、そして、平成13年(2001)3月16日にはキトラ古墳周辺地区約13.6haの追加が閣議決定された。また、この国営飛鳥歴史公園に追加するかたちで、平成22年(2010)10月28日には、平城宮跡地区122ha(これに県整備区域が10haが付加されている)が閣議決定された。

111) ここにいう概成とは、祝戸地区、石舞台地区、甘樫丘地区、高松塚周辺地区のことであり、キトラ古墳周辺地区は現在、整備事業が計画・実施の段階にある。

112) 国営沖繩記念公園は、沖繩国際海洋博覧会を記念する公園の設置として、現在の海洋博覧会地区が、昭和50年(1975)7月15日に閣議決定されたもので、首里城地区はこれに追加された区域である。

113) 国営吉野ヶ里歴史公園は約54haで、その周辺に約63haの県営公園が一体のものとして計画されている。

114) 運動施設ゾーン約20.1ha、芸術ゾーン約12.6ha、遺跡ゾーン約33.3haの合計約66.0ha。

115) 地方分権推進法第1条には、「この法律は、国民がゆとりと豊かさを実感できる社会を実現することの緊要性にかんがみ、地方分権の推進について、基本理念並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、地方分権の推進に関する施策の基本となる事項を定め、並びに必要な体制を整備することにより、地方分権を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。」とある。

116) 平成7年(1995)4月において3,234市町村(663市1,994町577村)であったが、平成23年(2011)11月において1,719

(786市749町184村)となった。

- 117) 中央省庁再編前は、1府(総理府)、12省(法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省、自治省)、2委員会(国家公安委員会、金融再生委員会)、8庁(総務庁、北海道開発庁、防衛庁、経済企画庁、科学技術庁、環境庁、沖縄開発庁、国土庁)であったが、再編後は、1府(内閣府)、10省(総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)、2庁(防衛庁、国家公安委員会)となった。なお、防衛庁は、平成19年1月9日に防衛省となった。また、国家公安委員会は、警察庁を管轄する観点から庁に含める。
- 118) 475の法律(一部勅令を含む)について一部改正または廃止が定められた改正法。
- 119) すなわち、史跡等の現状変更等や埋蔵文化財の調査等につき、機関委任事務として、昭和37年(1962)以来の一般事務処理権限の委任や、昭和48年(1973)以来の個別事務処理権限の委任は、一端すべて廃止され、法定受託事務として、文化財保護法施行令第5条第4項第1号に基づくこととなったのである。
- 120) 埋蔵文化財の分野においては、平成6年(1994)10月3日付け文化庁長官裁定「埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究について」に基づき、各種開発事業の増大に伴う埋蔵文化財発掘調査件数の増加等、埋蔵文化財の発掘調査の諸課題に適切に対応するため、文化庁文化財保護部記念物課(当時)が、「埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会」を設置した。
- この調査研究委員会においては、埋蔵文化財の保護体制等に関わる各種の主題について検討され、以下のような報告が取り纏められるとともに、それらに関連する通知が都道府県教育委員会等に発出されてきた。
- 平成7年(1995)12月  
「埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実について(報告)」
  - 平成9年(1997)2月  
「出土品の取扱いについて(報告)」
  - 平成10年(1998)6月  
「埋蔵文化財の把握から開発事前の発掘調査に至るまでの取扱いについて(報告)」
  - 平成12年(2000)9月28日  
「埋蔵文化財の本発掘調査に関する積算標準について」
  - 平成13年(2001)9月25日  
「都道普遍における地方分権への対応及び埋蔵文化財保護体制等についての調査結果について」
  - 平成15年(2003)10月20日  
「出土品の保管について(報告)」
  - 平成16年(2008)10月29日  
「行政目的で行う埋蔵文化財の調査についての標準(報告)」
  - 平成19年(2007)2月1日  
「埋蔵文化財の保存と活用(報告)」  
-地域づくり・ひとづくりをめざす埋蔵文化財保護行政-
  - 平成20年(2008)3月31日  
「今後の埋蔵文化財保護体制のあり方について(報告)」
  - 平成21年(2009)3月31日  
「埋蔵文化財保護行政における資格のあり方について(中間まとめ)」
- 121) 文化芸術振興基本法第1条には、「この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることにかんがみ、文化芸術の振興に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動(以下「文化芸術活動」という。)を行う者(文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。)の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。」とある。
- 122) 「文化芸術の振興に関する基本的な方針」については、第二次が平成19年(2007)2月9日に、第三次が平成23年(2011)2月8日に、それぞれ閣議決定されている。
- 123) 諮問の理由としては、以下のように添付されている。

(理由)

- 1 新しい世紀を迎えて、価値観の変動と多様化、国際化の進展や地球規模での競争の激化、少子高齢化や都市化の進展、科学技術の高度化等の急激な変化が進む中で、人間性の喪失や倫理観の欠如など人間としての在り方が問われている。また、グローバル化や情報化の潮流の中で多様性を重視すべき21世紀においては、人々が個性を確立し、しっかりとした個性を持つとともに、他者の個性を尊重することが重要となると考えられる。さらに、物質的な豊かさは達成されたものの、自分の生き方について自ら考え、実現していくための文化的風土が醸成されていないことが指摘されている。
- こうした時代にあって、個人が自立し、真善美の間隔を持って心豊かで質の高い生活を送り、創造性に富んだ活力ある社会を築いていくためには、文化がかつてなく重要なものとなると考えられる。
- 2 このような認識に立ち、今後の社会における文化の機能・役割と、文化の中核をなす芸術文化の振興及び伝統文化の継承・発展について検討を行い、文化を大切にす社会の構築について、総合的な方策を検討する必要がある。
- (1) 今後の社会における文化の機能・役割については、人間にとって文化の持つ意味について検討した上で、少子高齢化や都市化の進展、経済の発展や科学技術の発展など、変化する社会における文化について検討する必要がある。また、文化による国際交流や国際貢献など、グローバル化時代における文化についての検討が求められる。その上で、文化を大切にす社会への転換を図るための方策について検討する必要がある。
- (2) 芸術文化の振興については、芸術文化の諸活動の位置付けを踏まえた上で、世界水準の芸術文化の振興方策について検討する必要がある。また、伝統文化の継承・発展については、文化財を生かす保存と活用の在り方を踏まえ、新たな視点からの文化財保護についての検討が必要である。さらに、文化の振興における国と地方の役割分担や民間の支援活動の活性化方策についての検討が求められる。あわせて、文化による地域づくりの推進方策や、優れた芸術家や文化を支える人材の育成・確保方策についても検討する必要がある。
- 124) 答申の骨子は、次のとおり。
- 【今後の社会における文化の機能・役割】
- 文化は、
- ① 人間が人間らしく生きるために、
  - ② 人間相互の連帯感を生みだし、共に生きる社会の基盤を形成するために、
  - ③ より質の高い経済活動を実現するために、
  - ④ 科学技術や情報化の進展が人類の真の発展に貢献するものとなるために、
  - ⑤ 世界の多様性を維持し、世界平和の礎をつくるために、
- 極めて重要
- 社会のあらゆる分野や人々の日常生活において、その行動規範や判断基準として、「文化」を念頭において振舞う社会、言わば「文化を大切にす社会」の構築が必要
- そのためには、一人一人が文化を大切にす心を持ち、行政は文化を機軸にして施策を展開し、企業は文化の価値を追求して行動することが求められる。
- 【文化を大切にす社会を構築するために】
- 社会全体で文化振興に取り組む
- 個人、企業、地方公共団体、国のそれぞれが文化の担い手としての役割を果たす
- 文化予算の充実と寄附促進のための税制措置の充実
- 国、地方公共団体、民間等のネットワークの形成
- 文化を大切にす心育てる
- 我が国の歴史、伝統や世界の多様な文化を尊重する教育の充実
- 子供の文化体験活動を推進、豊かな人間性や多様な個性を育成
- 教員が豊かな感性や幅広い教養を持ち、学校教育活動全体を文化的なものとする

○国語の役割を重視し、国語教育を質的かつ量的に充実  
我が国の「顔」となる芸術文化を創造する

○世界に誇れる芸術文化の創造活動への重点支援

○世界に通じる芸術家の育成

文化遺産を保存し、積極的に活用する

○総合的な視野に立った文化遺産の保存・活用

○人々の主体的な参加による文化遺産の保存・活用

日本文化を総合的・計画的に世界へ発信する

○国際文化交流マスタープランの作成

○外国人に対する日本語教育の推進

125) この報告は、資料3「2次調査の対象とした地域及び重要地域の調査報告」(重要地域180地域、重要地域以外の2次調査対象地域322地域)及び資料4「詳細調査の試験の実施(報告)」(重要地域のうち8地域)を加えて、平成17年(2005)3月31日に『農林水産業に関連する文化的景観の保護に関する調査研究報告書』(323pp)として取り纏められ、同年9月15日に、同成社から『日本の文化的景観』の書名の下に刊行された。

126) 平成8年(1996)の文化財保護法の一部改正により創設された文化財の登録制度は、従前、有形文化財のうちの建造物等においてのみ運用されて来たが、平成16年(2004)の文化財保護法の一部改正においては、この建造物等の制度運用実績の成果などを踏まえつつ、有形文化財のうちの美術工芸品、そして、有形民俗文化財と記念物にも適用を拡大した。

127) この中で、美しい国づくりのための施策展開として、15の具体的施策を掲げている。すなわち、①事業における景観形成の原則化、②公共事業における景観アセスメント(景観評価)システムの確立、③分野ごとの景観形成ガイドラインの策定等、④景観に関する基本法制の制定、⑤緑地保全、緑化推進策の充実、⑥水辺・海辺空間の保全・再生・創出、⑦屋外広告物制度の充実等、⑧電線類地中化の推進、⑨地域住民、NPOによる公共施設管理の制度的枠組みの検討、⑩多様な担い手の育成と参画推進、⑪市場機能の活用による良質な住宅等の整備促進、⑫地域景観の点検促進、⑬保全すべき景観資源データベースの構築、⑭各主体の取り組みに資する情報の収集・蓄積と提供・公開、⑮技術開発、である。

128) 「景観法」は、「都市緑地保全法等の一部を改正する法律」[平成16年(2004)6月18日法律第109号]及び「景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」[平成16年(2004)6月18日法律第111号]とを併せて「景観緑三法」として一括審議された。「都市緑地保全法等の一部を改正する法律」では、「都市緑地保全法」の題名を「都市緑地法」と変更したほか、「緑地の保全及び緑化の推進のための基本計画」の拡充、都市公園法・首都圏近郊緑地保全法・近畿圏の保全区域の整備に関する法律・都市計画法の一部改正を行った。また、「景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」では、都市計画法、建築基準法、屋外広告物法、都市開発資金の貸付に関する法律、幹線道路の沿道の整備に関する法律、集落地域整備法、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律、鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律、自衛隊法、都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律、農業振興地域の整備に関する法律、都市緑地法、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律、の一部改正を行った。

129) 景観法は、第1条において、「この法律は、我が国の都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。」としており、第2条にその「基本理念」として次の5項を示している。

第1項 良好な景観は、美しく風格のある国土の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造に不可欠なものであることにかんがみ、国民共通の資産として、現在及び将来の国民がその恵沢を享受できるよう、その整備及び保全が図られなければならない。

第2項 良好な景観は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるものであること

にかんがみ、適正な制限の下にこれらが調和した土地利用がなされること等を通じて、その整備及び保全が図られなければならない。

第3項 良好な景観は、地域の固有の特性と密接に関連するものであることにかんがみ、地域住民の意向を踏まえ、それぞれの地域の個性及び特色の伸長に資するよう、その多様な形成が図られなければならない。

第4項 良好な景観は、観光その他の地域間の交流の促進に大きな役割を担うものであることにかんがみ、地域の活性化に資するよう、地方公共団体、事業者及び住民により、その形成に向けて一体的な取組がなされなければならない。

第5項 良好な景観の形成は、現にある良好な景観を保全することのみならず、新たに良好な景観を創出することを含むものであることを旨として、行われなければならない。

130) The UNESCO Universal Declaration on Cultural Diversity

131) 結果として、2005年の第33回UNESCO総会において「文化的表現の多様性の保護及び促進に関する条約」(通称:文化多様性保護条約)が採択された。

132) また、それまで日本が取り組んできた文化遺産の国際協力が、各教育研究機関等の関心や目的、体制によって独自に行われてきたため、情報共有や連携が十分でなかったことから、海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律[平成18年(2006)6月23日法律第97号]が制定された。その第1条には、「この法律は、海外の文化遺産であって、損傷し、衰退し、消滅し、若しくは破壊され、又はそれらのおそれのあるものの保護に係る国際的な協力(以下「文化遺産国際協力」という。)の推進に関し、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、文化遺産国際協力の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化遺産国際協力の推進を図り、もって世界における多様な文化の発展に貢献するとともに、我が国の国際的地位の向上に資することを目的とする。」とある。同年には、海外の文化遺産保護に関する国内の連携・協力を推進する組織として、「文化遺産国際協力コンソーシアム」(JCIC-Heritage: Japan Consortium for International Cooperation in Cultural Heritage)が設立された(<http://jcicheritage.jp>)。

133) この提言を受け、文化庁文化財部では、伝統文化課に文化財保護調整室を設けて、平成20年度(Fiscal2008)から平成22年度(Fiscal2010)にかけて、「文化財総合的把握モデル事業」を実施して、「歴史文化基本構想」策定に必要な指針を作成するために、市町村からの応募に基づき試行的に「歴史文化基本構想」策定等に係る20の事業(20地区23市町村)を委託した。この成果については、平成23年2月から3月にかけて、「歴史文化基本構想」シンポジウム(文化財総合的把握モデル事業成果報告会)を、以下に示す通り全6回行うこととなっていたが、東北地方太平洋沖地震の影響によって第5回と第6回は中止となった。なお、引き続き成果の取り纏めと、指針の検討が進められている。

①平成23年2月5日:東京会場(文部科学省)  
中央合同庁舎第7号館東館3階 第1講堂

テーマ「地域の歴史文化を紡ぐ

～地域の特性を活かしたまちづくりの展望～」

②平成23年2月8日:高砂会場(兵庫県高砂市)

ふれあいの郷 生石研修センター1階 多目的ホール

テーマ「地域力を活かす」

③平成23年2月18日:盛岡会場(岩手県盛岡市)

プラザおでって3階 おでってホール

テーマ「日本の原風景の保護を語る」

④平成23年2月26日:金沢会場(石川県金沢市)

金沢市文化ホール 大会議室

テーマ「歴史と伝統産業を活かしたまちづくり」

【以下、中止となったため、未開催】

⑤平成23年3月13日:福岡会場(福岡県福岡市)

(福岡市博物館 講堂)

テーマ「広域的に地域文化を捉える」

⑥平成23年3月26日:津和野会場(鳥根県津和野市)

(太鼓谷稲成神社 儀式殿)

テーマ「市民とともに文化財を育む」

このうち、(1)では、「これまでの都市計画は、安全性・

効率性・快適性を求め、最低限度の水準を全国に遍く実現することに重点が置かれてきたが、それらがある程度達成されて、見えて来た不足しているものひとつが、歴史まちづくりに求められている。」「地域の自己同一性と社会連帯性を確認・発展させていくことが、本当の意味での地方分権・地方主権を実現させていく。」などの認識が提起され、(2)では、「『歴史文化基本構想』はその検討のプロセスにおいて地域住民に参加の機会をめぐらせ、気持ちを醸成していく仕組みである。」ということや「『地域力』とは、地域の魅力を表現することであり、その魅力の内容にどのように気が付くのが、これからの地域と文化財の関係を構築していく上で重要である。」などとの整理が示され、そして、(3)では、担当者から、実施した経験を踏まえ、「すべての地域政策の基礎となる地域ごとの歴史的特性を如何にして押さえて行くのが教育委員会の役割である。」「歴史文化基本構想の中で複数のプランを実際に展開していくときに、その地域の暮らしの中で受け継がれてきたことを踏まえて、地元の発意を大切にしたい。」「地域の人々とともに学んで行くことが、これからの地域づくりの基礎である。」などの意見が提示された。

- 134) 5つの選定基準、すなわち、「歴史的意義」(歴史的意義を有する歴史的・文化的資産を有する地域であること。)、 「一体性」(歴史的・文化的資産が周囲の自然環境と一体となって、美しい風情を醸し出している地域でありこと。)、 「集積・広がり」(歴史的・文化的資産が複数集積し、一定の広がりを持つ地域であること。)、 「保全活動」(地元住民等による良好な保全・管理がなされていること。)、 「永続性」(歴史的風土を将来にわたり保全するための法令・条例等に基づく適切な保全策が講じられ、または講じられる見込みであること。)) に基づき、「100選(特別枠)」、「100選(特別枠以外)」、「準100選」が選定された。「100選(特別枠)」は、世界文化遺産都市及び古都保存法の対象である47都市、「100選(特別枠以外)」は101地域に係る117都市、「準100選」は116地域に係る124都市が選定された。
- 135) 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第1条には、「この法律は、地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境(以下「歴史的風致」という。))の維持及び向上を図るため、文部科学大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣による歴史的風致維持向上基本方針の策定及び市町村が作成する歴史的風致維持向上計画の認定、その認定を受けた歴史的風致維持向上計画に基づく特別の措置、歴史的風致維持向上地区計画に関する都市計画の決定その他の措置を講ずることにより、個性豊かな地域社会の実現を図り、もって都市の健全な発展及び文化の向上に寄与することを目的とする。」とある。
- 136) 歴史的風致維持向上計画については、平成21年(2007)に、金沢市、高山市、彦根市、萩市、亀山市(1月19日)、犬山市、下諏訪町、佐川町、山鹿市、桜川市(3月11日)、津山市(7月22日)、京都市(11月19日)、平成22年(2008)に、水戸市、長浜市、弘前市(2月4日)、甘楽町(3月30日)、高梁市、太宰府市、三好市(11月22日)、平成23年(2009)に、白河市、松江市、恵那市(2月23日)、高岡市、小田原市、松本市、川越市(6月8日)が認定された。そして、多賀城市について、平成22年度末に申請予定で作業を進められながらも、東日本大震災により作業が中断していたところ、この度の震災復興施策において「『歴史』・『景観』・『文化』を生かしたまちづくりの推進」が位置づけられたことを踏まえた申請の上、平成23年12月6日に、多賀城市歴史的風致維持向上計画が認定された。これにより、現在、27計画が認定されている。
- 137) 法令上の特例措置としては、歴史まちづくり法に基づく歴史的風致形成建造物、都市公園法に基づく都市公園のほか、未指定のものを含む文化財の保護、屋外広告物の規制、農業用排水施設、電線共同溝などに関する措置があり、また、各種国庫補助事業の支援については、国土交通省所管の歴史的環境形成総合支援事業、都市公園事業、まちづくり交付金、街なみ環境整備事業などがある。
- 138) 観光基本法〔昭和38年法律第107号〕の全部を改正して制定した観光立国推進基本法第1条には、「この法律は、二十一

世紀の我が国経済社会の発展のために観光立国を実現することが極めて重要であることにかんがみ、観光立国の実現に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、観光立国の実現に関する施策の基本となる事項を定めることにより、観光立国の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民経済の発展、国民生活の安定向上及び国際相互理解の増進に寄与することを目的とする。」とある。

- 139) この「観光立国の実現に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策」の「1. 国際競争力の高い魅力ある観光地の形成」における「(二) 観光資源の活用による地域の特性を生かした魅力ある観光地の形成」には、
- ①文化財に関する観光資源の保護、育成及び開発
  - ②歴史的風土に関する観光資源の保護、育成及び開発
  - ③優れた自然の風景地に関する観光資源の保護、育成及び開発
  - ④良好な景観に関する観光資源の保護、育成及び開発
  - ⑤温泉その他文化、産業等に関する観光資源の保護、育成及び開発
- とあり、この①における「文化財の保存・活用」では、「特に、国民共有の財産であり、地域の歴史的・文化的シンボルである史跡等について、城の石垣などの修理といった保存のための整備、建物復元・遺構の露出展示やガイダンス施設の設置といった整備を行い、その魅力を高めていく。」などがある。このほかにも、歴史・文化に関わる事項が相当に盛り込まれているので、十分に留意したいところである。
- 140) エコツーリズム推進法第1条には、「この法律は、エコツーリズムが自然環境の保全、地域における創意工夫を生かした観光の振興及び環境の保全に関する意識の啓発等の環境教育の推進において重要な意義を有することにかんがみ、エコツーリズムについての基本理念、政府による基本方針の策定その他のエコツーリズムを推進するために必要な事項を定めることにより、エコツーリズムに関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。」とある。
- 141) 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律第1条には、「この法律は、農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備を促進するための措置等を講ずるとともに、農林漁業体験民泊業について登録制度を実施すること等を通じてその健全な発達を図ることにより、主として都市の住民が余暇を利用して農山漁村に滞在しつつ行う農林漁業の体験その他農林漁業に対する理解を深めるための活動のための基盤の整備を促進し、もってゆとりのある国民生活の確保と農山漁村地域の振興に寄与することを目的とする。」とある。
- 142) 地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律は、制定当時において運輸大臣・通商産業大臣・農林水産大臣・文部大臣・自治大臣(※現在は、国土交通大臣・経済産業大臣・農林水産大臣・文部科学大臣・総務大臣)を主務大臣とする法律で、その第1条には、「この法律は、地域伝統芸能等を活用した行事の実施が、地域の特色を生かした観光の多様化による国民及び外国人観光旅客の観光の魅力の増進に資するとともに、消費生活等の変化に対応するための地域の特性に即した特定地域商工業の活性化に資することにかんがみ、当該行事の確実かつ効果的な実施を支援するための措置を講ずることにより、観光及び特定地域商工業の振興を図り、もってゆとりのある国民生活及び地域の固有の文化等を生かした個性豊かな地域社会の実現、国民経済の健全な発展並びに国際相互理解の増進に寄与することを目的とする。」とある。
- 143) 「近代化産業遺産」に関する記載については、経済産業省HP (<http://www.meti.go.jp>) の「近代化産業遺産の普及・啓発」のページによる。これは、①日本の産業の近代化に貢献した建造物や機械などを、「近代化産業遺産」として大臣認定する。②それらを地域史・産業史の観点からストーリーにまとめた「近代化産業遺産群」を公表する。③「近代化産業遺産」は、地域観光資源として活用することにより、地域経済活性化の一助とする。④観光資源としての活用促進に繋がる取組を推進する。との観点から実施している事業施策である。
- 144) 例えば、日本の文化財保護制度と他の諸分野、あるいは、

- 国内外における動向との関わりが急速に増していることは、ぎょうせいが刊行している『文化財保護法令集』が、この10年余りの間に、3回もの改訂を重ねて増補していることにも表れている。具体的な実績に見れば、次の通りである。
- 文化庁文化財保護部監修(1997):文化財保護法関係法令集;ぎょうせい,431pp
- 文化庁文化財部監修(2001):文化財保護法関係法令集(改訂版);ぎょうせい,543pp
- 文化庁文化財部監修(2006):文化財保護法関係法令集(第2次改訂版);ぎょうせい,672pp
- 文化財保護法研究会監修(2009):文化財保護法関係法令集(第3次改訂版);ぎょうせい,801pp
- 145) 地方分権改革推進法 [平成18年12月15日法律第111号]、公共サービス基本法 [平成21年(2009)5月20日法律第40号]、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律 [平成23年4月28日法律第37号]、国と地方の協議の場に関する法律 [平成23年4月28日法律第38号] など。
- 146) the parts of a building that remain after it has been destroyed or severely damaged << Oxford Advanced Learner's Dictionary, 7<sup>th</sup> Edition
- 147) the parts of ancient objects and buildings that have survived and are discovered in the present day << Oxford Advanced Learner's Dictionary, 7<sup>th</sup> Edition
- 148) a place where a building, town, etc. was, is or will be located << Oxford Advanced Learner's Dictionary, 7<sup>th</sup> Edition
- 149) a place where something has happened or that is used for something << Oxford Advanced Learner's Dictionary, 7<sup>th</sup> Edition
- 150) works of man or the combined works of nature and man, and areas including archaeological sites which are of outstanding universal value from the historical, aesthetic, ethnological or anthropological point of view.
- 151) topographical areas, the combined works of man and of nature, which are of special value by reason of their beauty or their interest from the archaeological, historical, ethnological or anthropological points of view.
- 152) 児玉幸多・仲野浩編(1979)『文化財保護の実務(上)』(柏書房,862pp)における「X 文化財保護と開発をめぐって(座談会)」(p.p.791-858)の冒頭「1 遺跡保護の歴史」の「一遺跡の概念規定」に示された議論は遺跡の本質を考える上でとても重要な示唆に富んでいる。このなかで、スウェーデンにおけるフルンミンという概念は、「父祖の地でこれまで生活した人々を想起させるもの」であることが触れているが、これは1666年11月14日に摂政団と王太后によって遺跡物の保護を目的とした「我が祖先と全王国の名誉をたかめようような記念物」、「父祖の地でこれまで生活した人びとを想起させる古代記念物」の保護を布告したということに相応するものである。
- 153) World Heritage Committee:世界遺産条約第8条第1項に規定する「顕著な普遍的価値を有する文化遺産及び自然遺産の保護のための政府間委員会」(Intergovernmental Committee for the Protection of the World Cultural and Natural Heritage of Outstanding Universal Value)のこと。同条文上でこれを“World Heritage Committee”と呼称するとを規定している。
- 154) “Operational Guidelines for the Implementation of the World Heritage Convention”;既往の決議等を踏まえつつ、随時改訂されており、2012年12月現在の最新版は、WHC11/01, November 2011である。
- 155) 「作業指針」の最新版によれば、以下に示す第25節及び第26節に、その記載を見ることができる。これらはキーワードにCを頭文字に備える語を充てて、the 5 Csと一括総称されている。
25. In order to facilitate the implementation of the Convention, the Committee develops Strategic Objectives; they are periodically reviewed and revised to define the goals and objectives of the Committee to ensure that new threats placed on World Heritage are addressed effectively.
26. The current Strategic Objectives (also referred to as “the 5 Cs”) are the following:
1. Strengthen the Credibility of the World Heritage List;
  2. Ensure the effective Conservation of World Heritage Properties;
  3. Promote the development of effective Capacitybuilding in States Parties;
  4. Increase public awareness, involvement and support for World Heritage through Communication.
  5. Enhance the role of Communities in the implementation of the World Heritage Convention.
- 156) Convention for the Protection of Cultural Property in the Event of Armed Conflict [通称「ハーグ条約」;1954年採択,1956年発効,「武力紛争の際の文化財保護議定書」(1956年第一議定書First Protocol;1999年第二議定書Second protocol,2004年発効),Japan:10/09/2007 Ratification];関連する法律としては、武力紛争の際の文化財の保護に関する法律 [平成19年(2007)4月27日法律第32号] などがある。
- 157) Convention on the Means of Prohibiting and Preventing the Illicit Import, Export and Transfer of Ownership of Cultural Property [通称「文化財不法輸出入等禁止条約」;1970年採択,1975年発効,Japan:09/09/2002 Acceptance]。関連する国内法としては、文化財保護法その他に、文化財の不法な輸出入等の規制等に関する法律 [平成14年(2002)7月3日法律第81号] がある。
- 158) Convention for the Protection of the World Cultural and Natural Heritage [通称「世界遺産条約」;1972年採択,1975年発効,Japan:30/06/1992 Accession]
- 159) Convention on the Protection of the Underwater Cultural Heritage [通称:水中文化遺産保護条約;2003年採択,2006年発効]
- 160) Convention for the Safeguarding of Intangible Cultural Heritage [通称「無形文化遺産保護条約」;2003年採択,2006年発効,Japan:15/06/2004 Acceptance]
- 161) Convention on the Protection and Promotion of the Diversity of Cultural Expressions [通称「文化多様性保護条約」;2005年採択,2007年発効]
- 162) これを「文化の六条約体制」ともいう。「世界遺産条約履行のための作業指針第44節においては、従前から、文化遺産及び自然遺産の保護に関連するUNESCO及びその他の条約等として、「武力紛争の際の文化財の保護のための条約」(1954 Protocol I;1999 Protocol II)、「文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転を禁止し及び防止する手段に関する条約」(1970)、「世界遺産条約」(1972)、「水中文化遺産保護条約」(2003)、「無形文化遺産保護条約」(2003)、「MAB計画」(1971~)、さらには、関連する他の条約として、「ラムサール条約」(1971)、「ワシントン条約(CITES)」(1973)、「移動性野生動物種の保全に関する条約(CMS)」(1979)、「海洋法に関する国際連合条約(UNCLOS)」(1982)、「盗取された又は不法に輸出された文化財に関する条約(ユニドロワ条約)」(1995)、「生物多様性条約(CBD)」(1992)、「気候変動枠組条約」(1992)を掲げている。
- 163) UNESCOの世界遺産センター World Heritage Centre のHPにおいて、世界遺産条約採択40周年記念に関するページ、<http://whc.unesco.org/en/activities/664/>にも、UNESCO事務局長イリーナ・ボコヴァの言葉として、
- World Heritage is a building block for peace and sustainable development. It is a source of identity and dignity for local communities, a wellspring of knowledge and strength to be shared. In 2012, as we celebrate the 40th Anniversary of the UNESCO World Heritage Convention, this message is more relevant than ever.
- Irina Bokova, Director-General of UNESCO
- とあって、なお、‘World Heritage Convention Timeline’の2012年のトピックには、A year of activities, including events, conferences, workshops, exhibits and a targeted communication campaign, celebrates the 40th Anniversary of the adoption of the World Heritage Convention, with a

focus on World Heritage and Sustainable Development: the Role of Local Communities.とある。

164) 世界遺産条約第5条には次のようにある(下線部引用者)。締約国は、自国の領域内に存在する文化遺産及び自然遺産の保護、保存及び整備のための効果的かつ積極的な措置がとられることを確保するため、可能な範囲内で、かつ、自国にとって適当な場合には、次のことを行うように努める。

(a) 文化遺産及び自然遺産に対し社会生活における役割を与え並びにこれらの遺産の保護を総合的な計画の中に組み入れるための一般的な政策をとること。

(b) 文化遺産及び自然遺産の保護、保存及び整備のための機関が存在しない場合には、適当な職員を有し、かつ、任務の遂行に必要な手段を有する一又は二以上の機関を自国の領域内に設置すること。

(c) 学術的及び技術的な研究及び調査を進展させること並びに自国の文化遺産又は自然遺産を脅かす危険に対処することを可能にする実施方法を開発すること。

(d) 文化遺産及び自然遺産の認定、保護、保存、整備及び活用のために必要な立法上、学術上、技術上、行政上及び財政上の適当な措置をとること。

(e) 文化遺産及び自然遺産の保護、保存及び整備の分野における全国的又は地域的な研修センターの設置又は発展を促進し、並びにこれらの分野における学術的調査を奨励すること。

To ensure that effective and active measures are taken for the protection, conservation and presentation of the cultural and natural heritage situated on its territory, each State Party to this Convention shall endeavor, in so far as possible, and as appropriate for each country:

1. to adopt a general policy which aims to give the cultural and natural heritage a function in the life of the community and to integrate the protection of that heritage into comprehensive planning programmes;
2. to set up within its territories, where such services do not exist, one or more services for the protection, conservation and presentation of the cultural and natural heritage with an appropriate staff and possessing the means to discharge their functions;
3. to develop scientific and technical studies and research and to work out such operating methods as will make the State capable of counteracting the dangers that threaten its cultural or natural heritage;
4. to take the appropriate legal, scientific, technical, administrative and financial measures necessary for the identification, protection, conservation, presentation and rehabilitation of this heritage; and
5. to foster the establishment or development of national or regional centres for training in the protection, conservation and presentation of the cultural and natural heritage and to encourage scientific research in this field.

165) The World Heritage PACT又はPartnership for Conservation Initiativeと呼ばれる取組。'pact'は、2人以上の人々、集団、国家が、お互いに助け合うことを約束する協約のことをいう。ここでは、遺産又は遺産が所在する地域において、様々な立場や信条などの人々がそれぞれの願望や目標などに応じてお互いに議論を尽くし、遺産と遺産を含む地域の総体としての将来について、共に考え、共に行動することによって、持続可能な遺産保全を目指すものといえる。

166) 欧州景観条約第1条(定義)では、“Landscape”, “Landscape policy”, “Landscape quality objective”, “Landscape protection”, “Landscape management”, “Landscape planning”, すなわち、「景観」、「景観政策」、「景観の質的目標」、「景観保護」、「景観管理」、「景観計画」の6つについて、この条約上の定義を掲げている。

167) “Landscape” means an area, as perceived by people, whose character is the result of the action and interaction of natural and/or human factors;

168) このことは、ドイツにおける「景域」Landschaftの概念に

も見る事ができる。すなわち、井手久登・武内和彦(1985)『自然立地的土地利用計画』東京大学出版会、227ppによれば、「Landschaftは、本来、視覚的、土地的概念の両方を含むべきものであり、いわば一定地域の生産・生活様式、風土等に基づく郷土的固有の文化創造の基盤となる空間であるばかりか、土地の人々にとっては同じ共属感情をもつ歴史的地域でもある。このような内容をもつLandschaft概念は、Region、Gegend、Gebietなどでは表現できない心理的刺激に基づく意味をも含んでいる。」とあって、先に挙げた、Denkmal概念の理解にも通じるところがあるといえる。

169) ジオパークに関する検討は、UNESCO執行理事会における1999年の第156回会合においてUNESCOのプログラム事業として提案された(156 EX/11 Rev.を参照)が、2001年の第161回会合においてUNESCOは直接事業を実施するのではなく、活動を支援することとし、2004年に中国の北京で第1回の国際ジオパーク会議が開催された。日本においては2008年に国内の認定機関として日本ジオパーク委員会が設立され、その認定に基づき2009年に日本ジオパークネットワーク(JGN; Japanese Geopark Network)が設立された。2009年に「洞爺湖有珠山」(北海道)、「糸魚川」(新潟県)、「島原半島」(長崎県)、2010年に「山陰海岸」(京都府、兵庫県、鳥取県)、2011年に「室戸」(高知県)の各ジオパークが世界ジオパークネットワークへの加盟が認定された。詳細については、日本ジオパークのHP (<http://www.geopark.jp/>)などを参照のこと。

170) 日本ジオパーク委員会のHPにおける「ジオパークとは」(<http://www.gs.jp/jgc/whatsgeopark.html>)による。

171) ジオパークを構成する地質遺産やこのようなサイトを「ジオサイト」(geosite)という。

172) 例えば、名古屋で第10回生物多様性条約締約国会議が開催された2010年は、国際生物多様性年International Year on Biological Diversityであったと同時に、国際文化親善年International Year for the Rapprochement of Culturesでもあった。その機会に当たって、6月にカナダのモントリオールにおいては、「発展のための文化多様性と生物多様性に関する国際会議」International Conference on Cultural and Biological Diversity for Developmentが開催され、「生物・文化多様性に関する2010年宣言」The 2010 Declaration on Biological Diversityが採択された。この宣言においては、生物多様性と文化多様性が、本質的かつ密接に繋がりが、ともに人類の現在及び将来にかけての持続可能な発展の鍵を握っていること、そして、特にグローバル化によって同質化する世界の趨勢に直面してそれらが脅威に晒されていることが確認された。さらに、生物多様性と文化多様性との間の繋がりに関する知見を構築すること、環境的・経済的・社会的・文化的な持続可能性と人間の幸福を確信することの実践において多様な声を取り入れることの重要性が強く認識された。こうした生物多様性の損失を軽減し、文化多様性の普及を促進するため、関係する条約(1972年の「世界遺産条約」、1992年の「生物多様性条約」、2003年の「無形文化遺産保護条約」、2005年の「文化表現の多様性の保護と普及に関する条約」)のすべての締約国に対して、また、IGO、NGO、学術機関、原住民と地域社会、プライベートセクターと市民社会に対して、協力と協調を強化し、生物多様性と文化多様性との間における繋がりに関するSCBD(生物多様性条約)とUNESCOとにおけるジョイント・プログラムに貢献かつ支援することが採択されたのである。なお、このことについては、2010年7月25日から8月3日まで、ブラジルのブラジリアで開催された第34回世界遺産委員会においても、持続可能性などの関わりで報告された(WHC-10/34.COM/5Drev, 1 August 2010などによる)。

173) <http://www.fao.org/nr/giahs/giahs-home/en/> 通称して「世界農業遺産」ともいわれる。この取組では、地域に固有の伝統的な農業・牧畜業などを中核として、地域に維持されてきた土地利用や技術、風習、景観、そして、生物の多様性などに着目して、それらを保全することによって、人類がこれまで培ってきた農業システムの重要性を全世界に普及しようとする取組である。日本においては、2011年6月に、「能登の里山里海」と「トキと共生する佐渡の里山」が認定された。

## 【参考文献】(刊行順)

- 1) 文化庁文化財保護部監修 (1999): 特集「史跡等の保存・整備・活用」; 月刊文化財, 平成11年11月号, 通巻434号, 第一法規出版, p.p.4-48
- 2) 文化庁監修 (2001): 『文化財保護法五十年史』; ぎょうせい, 649pp
- 3) 平澤毅 (2001): 造園/ランドスケープ遺産保全への取り組み「制度の成立と展開」; 平成13年度日本造園学会全国大会シンポジウム・分科会講演集, p.p.33-38
- 4) 本中真・平澤毅 (2002): 文化財空間における緑地計画とデザイン: 『緑の環境計画』, エスジーティー, p.p.353-388
- 5) 平澤毅 (2004): 文化財の保護と近代のランドスケープ遺産; 平成16年度日本造園学会全国大会シンポジウム・分科会講演集, p.p.42-47
- 6) 平澤毅 (2005): 遺産の保護と文化的景観: 都市計画, 第253号, p.p.15-18
- 7) 日本造園学会編集委員会編 (2005): 特集・持続可能なランドスケープの保全と再生; ランドスケープ研究, 第69巻第2号, p.p.98-147
- 8) 文化庁文化財部記念物課監修 (2005): 『史跡等整備のてびき - 保存と活用のために -』; 同成社, 「総説編」資料編」277pp, 「計画編」365pp, 「技術編」340pp, 「事例編」367pp
- 9) 文化庁文化財部記念物課監修 (2005): 『日本の文化的景観 - 農林水産業に関連する文化的景観の保護に関する調査研究報告書 -』; 同成社, 323pp
- 10) 平澤毅 (2006): 名勝と重要文化的景観 - 文化的資産としての風景の保護制度 - ; 庭園学講座XIII「名勝と文化的景観 - 近江の庭園と風景 -」, 京都造形芸術大学日本庭園研究センター, p.p.12-34
- 11) 日本造園学会編集委員会編 (2007): 特集・近代ランドスケープ遺産の価値とその保全; ランドスケープ研究, 第70巻第4号, p.p.255-291
- 12) 平澤毅 (2007): 世界遺産一覧表を巡る近年の世界遺産委員会における議論の動向と日本における世界遺産暫定一覧表への資産の追加について; ランドスケープ研究, 第71巻第1号, p.p.61-65
- 13) 平澤毅 (2007): 「遺産」ということ; 遺跡学研究, 第4号, p.44
- 14) 日本遺跡学会編 (2007): 特集2「中世城館遺跡の調査と保存」; 遺跡学研究, 第4号, p.p.45-130
- 15) 平澤毅 (2007): 文化遺産としての遺跡・庭園・公園の概念に関する比較考察; 遺跡学研究, 第4号, p.p.179-190
- 16) 奈良文化財研究所文化遺産部遺跡整備研究室編 (2008): 『遺跡の教育面に関する活用 - 平成18年度 遺跡整備・活用研究集会 (第1回) 報告書 -』; 独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所, 159pp
- 17) 日本造園学会編集委員会編 (2008): 特集・地域における歴史的風致とランドスケープ; ランドスケープ研究, 第72巻第2号, p.p.149-191
- 18) 日本遺跡学会編 (2008): 特集1「遺跡コンソーシアム～地域連携～」; 遺跡学研究, 第5号, p.p.1-58
- 19) 日本遺跡学会編 (2008): 特集2「近代の遺産」; 遺跡学研究, 第5号, p.p.59-150 / 平澤毅 (2008): 日本における近代造園遺産の保護; 遺跡学研究, 第5号, p.p.78-87
- 20) 平澤毅 (2008): 遺産保護に関する国際的枠組み; 遺跡学研究, 第5号, p.152
- 21) 奈良文化財研究所文化遺産部遺跡整備研究室編 (2008): 『遺跡の保存管理・公開活用と指定管理者制度 - 平成19年度遺跡整備・活用研究集会 (第2回) 報告書 -』; 独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所, 156pp
- 22) 日本造園学会編集委員会編 (2009): 特集・文化的景観の多様性と保全; ランドスケープ研究, 第73巻第1号, p.p.1-40
- 23) 平澤毅 (2009): 暮らしの中の「遺跡」～後世への願い込めて～; 「古代はいま」(75), 平成21年8月14日朝日新聞奈良版朝刊, 第24面
- 24) 平澤毅 (2009): 日本における文化遺産としての風致景観の保護と保全 - 特にその歴史と「名勝」の保護について - ; 국제 학술 심포지엄 “명승의 현황과 전망” International Symposium on the Present & Future of the Scenic Sites (国際学術シンポジウム『名勝の現況と展望』), [大韓民國] 国立文化財研究所, p.p.71-268
- 25) 日本遺跡学会編 (2009): 特集1「遺跡と地域コミュニケーション」; 遺跡学研究, 第6号, p.p.1-41
- 26) 日本遺跡学会編 (2009): 特集2「平城宮跡の国営公園化と奈良のまちづくり」; 遺跡学研究, 第6号, p.p.43-71
- 27) 日本遺跡学会編 (2009): 特集3「文化遺産としての古墳」; 遺跡学研究, 第6号, p.p.73-149
- 28) 平澤毅 (2009): 「世界遺産」をめぐる現状と課題; 庭園学講座XVI「世界遺産の普遍的価値」, 京都造形芸術大学日本庭園・歴史遺産研究センター, p.p.46-54
- 29) 平澤毅 (2009): 遺産の類型; 遺跡学研究, 第6号, p.151
- 30) 平澤毅 (2009): 文化財としての文化的景観の把握・理解・評価のための視点と調査研究の方向性について; 『文化的景観研究集会 (第1回) 報告書 文化的景観とは何か? - その輪郭と多様性をめぐって -』, 奈良文化財研究所研究報告第1冊, p.p.96-122
- 31) 奈良文化財研究所文化遺産部遺跡整備研究室編 (2009): 『埋蔵文化財の保存・活用における遺構露出展示の成果と課題 - 平成20年度 遺跡整備・保存修復科学合同研究集会報告書 -』; 独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所, 215pp
- 32) 武内和彦編 (2010): 『火山噴火罹災地の歴史的庭園復元・自然環境変遷とランドスケープの保全』; 東京大学農学生命科学研究科緑地創成学研究室, 126pp
- 33) 鳥取環境大学浅川研究室編 (2010): 『「文化的景観」の解釈と応用による地域保全手法の検討 - 伝統的建造物群および史跡・名勝・天然記念物との相補性をめぐって -』, 77pp
- 34) 鳥取環境大学浅川研究室編 (2010): 『文化的景観としての水上集落論 - 世界自然遺産ハロン湾の地理情報と居住動態の分析 -』, 112pp
- 35) 平澤毅 (2010): 『文化的資産としての名勝地』; 独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所, 357pp
- 36) 日本遺跡学会編 (2010): 特集1「近世城郭の保存とまちづくり」; 遺跡学研究, 第7号, p.p.1-66
- 37) 日本遺跡学会編 (2010): 特集2「縄文の遺跡と文化」; 遺跡学研究, 第7号, p.p.67-219
- 38) 奈良文化財研究所文化遺産部遺跡整備研究室編 (2010): 『遺跡内外の環境と景観 - 遺跡整備と地域づくり -』 - 平成21年度 遺跡整備・活用研究集会 (第4回) 報告書 -』; 独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所, 141pp
- 39) 平澤毅 (2011): 造園学が取り組むべき『遺産』について; ランドスケープ研究, 第74巻第4号, p.p.268-270 [日本造園学会編集委員会編: 特集・ランドスケープ遺産インベントリーづくりの現在 - 地域活動から全国展開に向けた現状と課題, p.p.267-309]
- 40) 平澤毅 (2011): 名勝の保存管理計画策定に関する考察; ランドスケープ研究, 第74巻第5号, p.p.717-720
- 41) 鳥取環境大学建築・環境デザイン学科/鳥取県教育委員会文化財課歴史遺産室編 (2011): 『大山・隠岐・三徳山 - 山岳信仰と文化的景観 -』, 110pp
- 42) 平澤毅 (2011): 日本における名勝の保護 - 保存と活用、その方策と動向 - ; 『韓・中・日 명승 보존과 활용방안』 International Workshop on the Preservation & Application Plan of Scenic Sites (韓・中・日国際ワークショップ「名勝保存と活用方策」), [大韓民國] 国立文化財研究所自然文化財研究室, p.p.33-164
- 43) 日本遺跡学会編 (2011): 特集1「史跡におけるアニバーサリー・イベントの意義と在り方」; 遺跡学研究, 第8号, p.p.47-133
- 44) 日本遺跡学会編 (2011): 特集2「受け継がれる祈りの遺産」; 遺跡学研究, 第8号, p.p.47-133
- 45) 日本遺跡学会編 (2011): 特集3「ソナム・ヴェスヴィアーナにおける遺跡調査の10年」; 遺跡学研究, 第8号, p.p.135-183
- 46) 日本遺跡学会編 (2011): 小特集「東日本大震災と文化遺産」; 遺跡学研究, 第8号, p.p.185-204
- 47) 平澤毅 (2011): 平城宮跡の整備; 2011新羅學國際學術大會論文集, 第5輯, 「東亞細亞의 新羅都城復元問題」, 2011 Proceedings of International Symposium on Silla Studies, 新羅文化遺産研究院, p.p.131-191

## II. 資料

---

### 1. はじめに

文化遺産部遺跡整備研究室では、遺跡整備に関する今日的な課題を広く検討するために、平成18年度から『遺跡整備・活用研究集会』を開催してきた。

奈良文化財研究所の第2期中期計画（平成18～22年度）の最終年度において、平成23年（2011）1月21・22日に平城宮跡資料館講堂で開催した今回の研究集会「地域における遺跡の総合的マネジメント」については、これまでに開催してきた4回の研究集会の総括的な位置付けとした。ここでは、これまでの研究集会におけるテーマを概観するとともに、今回の概略を紹介し、遺跡整備に関する調査研究の今後の方向性を検討する。

### 2. 研究集会の実績と今回の趣旨

『遺跡整備・活用研究集会』と題するこのシリーズでは、これまで、「遺跡の教育面に関する活用」（第1回；平成18年度）、「遺跡の保存管理・公開活用と指定管理者制度」（第2回；平成19年度）、「埋蔵文化財の保存・活用における遺構露出展示の成果と課題」（第3回；平成20年度）、「遺跡内外の環境と景観 ～遺跡整備と地域づくり～」(第4回；平成21年度)を開催し、遺跡整備の分野において重要なテーマである活用、管理、遺構の保存、計画と事業、そして、環境と景観について、今日的な動向を踏まえつつ、検討してきた。

これらの研究集会においては、(1) 学ぶ対象や学ぶ場としての遺跡について、情報提供の様々な手法の発展や体験・体感プログラムなどの新たな工夫によって、学校教育や生涯学習と一体的に取り組まれる活用の考え方や事例などについて検討したのをはじめとして、(2) 近年の地方分権やアウトソーシングなどの時流に鑑み、「公の施設」として位置づけられている場合において、遺跡の管理に「指定管理者制度」を導入することの是非などを含め、遺跡が有する様々な効果やその保存管理・公開活用の根本的な在り方について検討し、(3) 遺跡の内容や価値を直截的あるいは直感的に伝達する手段として極めて有効な手段と考えられてきた「遺構露出展

示」の成果と課題を主題として、各地の事例における取組や実践のために必要な調査等における技術に関する報告を通じて、遺跡保存のための体系的な取組について検討し、そして、(4) 日本において半世紀余りにわたって発展してきた遺跡整備の計画と事業について、地域全体を視野に入れた近年の複合的な取組の方向性を踏まえつつ、環境と景観を切り口として、遺跡整備と地域づくりの関係について検討してきた。

これらは、これまで取り組まれてきた遺跡の保護とその展開をめぐる種々の重要な主題であるが、同時にそれらは、日本国内の、そして、遺跡の保護を起点とした議論を中心としたものであった。

今回、これらの繋がりを総括する意味においては、これまで遺跡の保護の延長として捉えられてきた「地域」を起点としつつ、国際的な視点も踏まえた遺跡と遺産に関する動向を検討することを企図した。

### 3. 研究集会の構成と論点

今回の主題は、地域政策の総合的な観点から遺跡整備の方向性を模索するものであるため、従来の基調的な講演と事例報告とから成る形式ではなく、「地域と遺跡」（1月21日）、そして、「社会振興と遺産」（1月22日）をサブテーマとして、各2つ、計4つの講演の下、それらが提起した視点を踏まえて議論することとした。

最初に、平澤から、これまでの研究集会における主題の流れのほか、遺跡・遺産をめぐる近年の国内外の動向を解説し、遺跡の整備が、遺跡そのものの保存・活用を超えて、さらに、持続可能な地域の継承と創造の文脈の下で目指すべき方向性について検討したいとの、開催趣旨を述べた。そして、1日目に「地域計画における遺跡の役割と機能」（講演1：宗田好史／京都市立大学）と「地域文化の育成と遺跡の保存・活用」（講演2：大島直行／伊達市噴火湾文化研究所）、2日目に「地域社会における遺産の保存管理：変化をマネジメントする－対処療法からの脱却、そして遺産ガバナンスへ」（講演3：稲葉信子／筑波大学）と「地域振興の取組と遺産の包括的保全：熊野古道アクションプログラムから考える遺産

のマネジメント」(講演4:平野昌/三重県立図書館)として、様々な観点・立場から地域と遺跡・遺産との関わり合いについて課題や取組の方向性が示された。

講演1では、現代の日本においてほとんどの地域が直面している課題、すなわち、人口減少と少子高齢化、低炭素化社会や経済のグローバル化などのへの対応の動向から、もはや来るべき将来における地域構造の転換は避けられないことを踏まえ、アッシジのほか、エミリア・ロマーニャ州にける百人隊地籍 (centriazio)、マントヴァ市における水辺再生、さらに、ローマのアッピア街道をはじめとする遺跡の存在を基礎とした都市計画など、イタリアにおける取組を例示して、地域の成り立ちを把握し、持続可能な地域を実現するための社会資本としての遺跡に注目した地域計画の在り方が示された。講演2では、史跡北黄金貝塚の保存整備や「縄文フェスタ」、さらには伊達市噴火湾文化研究所の取組を通じて、遺跡と人の総合体としての地域文化、そして、まちづくり資源としての文化の展望に触れ、これからの総合文化行政の考え方が示された。講演3では、ハンピの遺跡やアジャンタ・エローラの石窟寺院などの保存管理を通じたインドにおける取組の現状、ヨーロッパ各都市に所在する遺産と都市開発の関わり、そして、英国のストーンヘンジにおけるマネジメントプランの組立などの例示を通じて、世界遺産の取組に各地の様々な遺産と地域社会との関わり合いの多様性を示し、遺産のマネジメント(遺産の価値に関わる利害関係者の合意形成のプロセス)から遺産のガバナンス(遺産に関して社会が下す意思決定のプロセス)への展開において求められるべき遺産のプロフェッション(洗練されるべき立場、職務、役割とその分担・連携)に関する検討が示された。講演4では、熊野古道アクションプランの策定における地域やその住民の取組を通じた地域振興の展開の中で、地域が遺産の価値に気づくことの難しさやそのことに対応した話し合いの過程、そして、様々なプロモーション(広報とそれに関連する諸活動)の重要性が示された。

これらの講演において示されたのは、地域の人々の将来と遺跡・遺産との密接な関係であり、遺跡・遺産をめぐる様々なステークホルダー(遺跡・遺産との関係で生じる種々の権利・意思・活動等を有する人々)の存在であった。

## 4. 遺跡整備の行方

討論(大島、稲葉、平野/司会:平澤)では、「地域文化としての遺跡・遺産」を主題として、講演後に行った打合せに基づいて自由発言形式を基本に展開した。

最初に大島氏から世界遺産などの国際的枠組みと、それらの保存管理の具体的な現実に関わる地域との距離感に対する問題提起を皮切りに、稲葉氏からは公的機関を経由しない関係者間のネットワーク構築の重要性が指摘され、平野氏からは地域の具体的取組と世界遺産登録とは視点の相違が存在することが示唆された。

さらに議論を進める中で、埋蔵文化財行政に重点を置いてきた遺跡施策の転換や、今日社会から求められるべき観光のあり方などについて触れながら、遺跡・遺産の保護・継承は、地域の活力ある暮らしとともに実現されること、そして、その取組や活動を実際に進めようとする過程では、《地域》をめぐる種々のステークホルダーとの関わり合いにおいて進展していくことなどが確認された。そして、様々なコミュニケーション(交流)やネゴシエーション(交渉)とそのプロセスを担う人材に求められるもの、すなわち、遺跡・遺産のプロフェッションについて議論し、人々の繋がりや取組や活動をいかにして受け継いでいくかについても強調された。

地域における過去からの連綿たる営みを伝え、そこに訪れることで様々な活力や意思が創造される《遺跡》や、地域の日常生活とそこに営まれて来た文化を体現するその他の様々な《遺産》が、それぞれの《地域》においてどのように定位され、また、その《地域》の現在とどのように関係するのか。そして、将来に向けて取り組まれるそれらの《遺跡》や《遺産》の保護や継承、その他の活動がその《地域》をどのようなかたちで豊かな暮らしとともにあり得るのか。

国内外における諸種の動向を踏まえつつ個別具体的な遺跡・遺産の保護の検討を進める上で、もはや、それらが地域との関係において論じられるのが当たり前となってきた今日において、これからの遺跡整備には、個性有る掛け替えの無い地域を実現する文化として遺跡を育成していく、そういう仕組みに関する調査研究に取り組むことが欠かせない。

平澤 毅(奈良文化財研究所)

# 1 開催概要

- (1) テーマ：地域における遺跡の総合的マネジメント
- (2) 開催日時：平成23年(2011)1月21日(金)13:30～17:00, 22日(土)10:00～16:10
- (3) 開催場所：平城宮跡資料館講堂(奈良市佐紀町)
- (4) プログラム

## 平成23年(2011)1月21日(金)

- 開会挨拶 小野 健吉(奈良文化財研究所文化遺産部長)
- 趣旨説明等(「遺跡の総合的マネジメント」について) 平澤 毅(奈良文化財研究所遺跡整備研究室長)
- 基調講演① 地域計画における遺跡の役割と機能 宗田 好史(京都府立大学)
- 基調講演② 地域文化の育成と遺跡の保存・活用 大島 直行(伊達市噴火湾文化研究所)

## 平成23年(2011)1月22日(土)

- 講演① 地域社会における遺産の保存管理：  
変化をマネジメントする  
－対処療法からの脱却、そして遺産ガバナンスへ  
稲葉 信子(筑波大学大学院)
- 講演② 地域社会における遺産の保存管理：  
熊野古道アクションプログラムから考える遺産のマネジメント  
平野 昌(三重県立図書館)
- \* 講演の要約 青木 達司(奈良文化財研究所遺跡整備研究室研究員)
- 総合討議 大島 直行 / 稲葉 信子 / 平野 昌  
司会：平澤 毅

## 2 参加者・事務局名簿

### (1) 参加者（五十音順、敬称・所属略）

赤川 正秀	浅野 良治	飯塚 聡	泉 雄二	岩崎 想
岩宮 未地子	上地 克哉	恵谷 真	大川 進	大川 勝宏
岡林 峰夫	小川 裕見子	小口 英一郎	奥村 信一	小野山 義之助
加川 崇	木下 実	工楽 善通	栗田 一生	黒崎 直
佐々木 泰造	佐藤 亜美	澤下 孝信	沢元 史代	下野 美登里
十文字 健	秦 小麗	菅原 弘樹	角南 辰馬	関 真一
高木 典子	高瀬 要一	高島 信之	立花 聡	立花 正充
立石 雅文	田中 哲雄	田中 弘樹	田中 康成	中畔 明日香
中沢 徳士	中西 広樹	中原 幹彦	西辻 俊明	濱田 竜彦
半澤 武彦	平井 和	平田 政彦	福岡 伸定	福田 秀生
藤井 淳弘	藤生 かな子	藤原 哲也	星野 有希枝	前田 庄一
丸林 禎彦	三浦 知徳	宮里 潤	村田 章人	村田 淳
森井 啓次	森口 貴文	森前 稔	盛本 勲	山中 鹿次
山村 薫	横井川 博之	吉田 健一	渡邊 純	

### (2) 講演・報告者等（発表等順、事務局を除く）

宗田 好史	大島 直行	稲葉 信子	平野 昌
-------	-------	-------	------

### (3) 事務局

奈良文化財研究所文化遺産部

小野 健吉	平澤 毅	青木 達司	清水 重敦	松本 将一郎
-------	------	-------	-------	--------

高橋 知奈津（都城発掘調査部）

### 3 開催状況



## 4 記 録

---

(1) 趣旨説明等(平成23年1月21日) .....	094
(2) 宗田氏講演の質疑応答(平成23年1月21日) .....	098
(3) 講演概要について(平成23年1月22日) .....	101
(4) 討論(平成23年1月22日) .....	102
■本討論の進め方と冒頭所感 .....	102
■世界遺産のこと、そして「地域」のこと .....	105
■関わり合いのさまざま .....	109
■埋文行政のその先、観光のことなど .....	111
■立場や役割のこと、ネクタイのこと .....	114
■その後の展開、それを継ぐひとびとのこと .....	118
■その地域に必要な人材や体制、そして姿勢 .....	120
■「地域文化」として .....	122

### （1）趣旨説明等（平成23年1月21日）

【青木】 ただいまから平成22年度遺跡整備・活用研究集会を開催いたします。

全体の進行・司会につきましては、私、奈良文化財研究所文化遺産部遺跡整備研究室の青木達司が務めさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

はじめに、文化遺産部長、小野健吉より、開会のごあいさつをさせていただきます。

【小野】 皆さん、こんにちは。文化遺産部長の小野でございます。本日は、研究集会に多数お集まりいただきましてありがとうございます。

私どもの研究所の遺跡整備研究室では、今期中期計画の中で、これまで4年間にわたって研究集会を積み重ねてまいりました。平成18年度には「遺跡の教育面に関する課題」、19年度には「遺跡の保存管理・公開活用と指定管理者制度」、20年度には「埋蔵文化財の保存活用における遺構の露出展示の成果と課題」、そして昨年度、平成21年度には「遺跡内外の環境と景観」と、このようにさまざまな観点から遺跡の整備・活用ということを考えてまいりました。

松尾芭蕉の言葉に「不易流行」という言葉がございます。変わらないものとしての「不易」、それから変化に対応して新しいものを求めるものとしての「流行」、俳諧の理念であろう言葉でありますけれども、遺跡のマネジメントということにつきましても、やはり「不易流行」という言葉は非常に有効な言葉ではないかと考えております。すなわち、長く変わることなく遺跡を保存するという「不易」、それから時代の変化に対応しながら新しいものを求め活用するという「流行」、これを併せて追求することで、遺跡を我々の生活の中に取り込み、その中

に生かしていければと考えているところでございます。

今回の研究集会では、4人の方々にご講演をお願いいたしまして、遺跡の望ましい総合的マネジメントということについて議論を深めていただければ大変ありがたいと思っています。2日間にわたりますけれども、この議論が実り豊かなものであることを期待するとともに、おそらくそうなることを確信しております。

長時間にわたり、詰まった議論になると思いますけれども、どうぞよろしく願いいたします。

【青木】 それでは、私から日程の説明をいたします。最初に、前面にありますこの看板と入口にございました縦看板につきましては、奈良県ビジターズビューロー様よりご協力とご支援をいただきました。この場でご報告させていただきますとともに、厚くお礼申し上げます。

つぎに、配付物の確認をさせていただきたいと思えます。皆様、受付で配付いたしましたこの袋がお手元に渡っているかと思えますけれども、その中に本日の研究集会の資料を入れてございますので、ご確認ください。まず、講演資料集、これにはアンケートとあすの総合討論のための質問・意見票、「地域における遺跡の総合的マネジメント」という趣旨説明のレジメ、それから今回の研究集会の参加者の皆さんの名簿、この4枚を差し込んでおります。プログラムはこの資料集の裏表紙のところに記載されておりますので、ご参照ください。

追加資料としまして、本日ご講演いただきます大島直行様の講演要旨「地域文化の育成と遺跡の保存・活用」、ニュースレター「噴火湾文化」（2009年3月、vol.4）、「縄文の声を聞いた10日間（縄文フェスタ奮戦記）」の一部写しがあります。それから、明日ご講演いただきます平野昌様からの追加の参考資料としまして、「熊野古道アクションプログラム2、熊野古道協働会議、三重県」の冊子です。そして、昨年度の遺跡整備研究集会の報告書であります「遺跡内外の環境と景観 ～遺跡整備と地域づくり～」をお配りしております。

最後に、奈良県ビジターズビューロー様より「奈良大和路観光マップ」をご提供いただいております。この後、奈良観光をされる方は、どうぞ参考になさってください。あす、若草山の山焼きがございますので、お時間に余裕のある方は、ごらんになってからお帰りになられたらいかがでしょうか。

それから、この会場になっております資料館、この会場の入口の向かいですが、昨年4月に平城遷都1300年





祭に際しまして、リニューアルオープンしております。お昼休み等、お時間に余裕のあるときにぜひごらんいただければと思います。

それでは、日程説明に入らせていただきます。

この後、「地域における遺跡の総合的マネジメントについて」ということで、本研究集会の趣旨を奈良文化財研究所遺跡整備研究室長の平澤毅より説明いたします。

そして、基調講演の1として、京都府立大学の宗田好史様より「地域計画における遺跡の役割と機能」ということで、ご講演いただきます。ご案内いたしましたプログラムと多少変更となりますが、宗田様があすの総合討論にご出席いただけないということで、この宗田様のご講演につきましては、本日に質疑応答の時間を設けておりますので、よろしくご承知置きください。15分間の休憩を挟み、基調講演の2といたしまして、伊達市噴火湾文化研究所所長の大島直行様より「地域文化の育成と遺跡の保存・活用」ということでご講演いただきます。本日のご講演は、その2つです。

なお、17時45分より情報交換会を予定しております。

あすは9時より受付、9時半より講演1として、筑波大学大学院の稲葉信子様より「地域社会における遺産の保存管理：変化をマネジメントする——対症療法からの脱却、そして遺産ガバナンスへ」という演題でご講演い

たきます。そして、講演2として、三重県立図書館の平野昌様より「地域振興の取り組みと遺産の包括的保全：熊野古道アクションプログラムから考える遺産のマネジメント」という演題でご講演いただきます。お昼休みを挟みまして、午後から総合討論「地域文化としての遺跡・遺産」ということで、パネリストの方お三方を中心にご討論をお願いいたします。

先ほどご紹介いたしましたアンケートに関しましては、本日のみご出席の方は本日、明日もご出席される方は明日のお帰りまでに、受付に設置いたしておりますアンケート回収箱にご提出ください。何とぞご協力をよろしくお願いいたします。

質問票のほうは、総合討論の際に参考にさせていただきますので、明日のお昼前までをお願いいたします。

それでは、遺跡整備研究室長の平澤より、本研究集会の開催趣旨について説明をいたします。

**【平澤】** 皆さん、こんにちは。

今回は第5回の研究集会ということで、「地域における遺跡の総合的マネジメント」というテーマを設定いたしました。先ほど小野部長からご説明いたしましたけれども、これまで平成18年度から「活用」と「管理」、「遺構の保存」、それから「遺跡の環境と景観」、こういうことについて議論を重ねてまいりました。そして、それま

での議論を踏まえつつ、また、近年の文化遺産をめぐる国内外の動向に鑑みて、今回は「総合的マネジメント」ということを取り上げることといたしました。

その趣旨について、簡単にご説明したいと思います。

遺跡の整備については、『史跡等整備のてびきー保存と活用のために』（以下、『てびき』）が、平成16年（2004）に文化庁の記念物課で取りまとめられました。これは、改正された文化財保護法の施行後の事項を含めて、翌年6月に市販されています。平成10年から15年の間に審議を重ねて検討されてきたものですが、私は平成11年度から記念物課でこの取りまとめ作業に携わりました。本日、ご講演をいただく大島さんもこの検討に加わっていただきました。この中に、ここにお示しいたしました「遺跡整備事業の過程」というものが整理されています。これは、遺跡の「保存」と「活用」をどうしていくかという観点に立ってつくられたものですから、その真ん中に「史跡等の整備」の軸が据えられているわけです。本日テーマにする「地域」でありますとか「マネジメント」という、少し広い範囲での遺跡の保護という話は、このフローの中ではこの右上のほうにあって、「関連する事業」と位置づけられています。

この『てびき』作成に至るまでには、平成13年（2001）4月19日に「史跡等の保存・整備・活用の在り方について」という中間報告が公表され、それを踏まえつつ、同年11月16日に文化審議会文化財分科会企画調査会が、新たな時代の文化財保護について、審議の結果を報告しています。平成16年（2004）の文化財保護法一部改正等はその報告を反映したものです。そのような成果を踏まえつつ、さらなる展開を図るということで、企画調査会は、平成19年（2007）10月30日に新たな検討の報告を取りまとめました。

この中では、「文化財を総合的に把握するための方策」でありますとか、「社会全体で文化財を継承していくための方策」ということが、これからの日本における文化



財保護施策の柱として取りまとめられたわけです。その1つの大きな方向性として、それぞれの地域において「歴史文化基本構想」をつくっていこうということがあります。それから、平成20年（2008）には、文部科学省・農林水産省・国土交通省との3省共管で「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」が制定・施行されまして、その中で「歴史的風致維持向上計画」の策定が掲げられています。これは昨年末の段階でこの計画は19の市・町が認定を受けて実施をしています。

『てびき』の検討を初めてから10年余り経つわけですが、その間に、史跡等整備をめぐる情勢はかなり大きく動いています。「歴史文化基本構想」と「歴史的風致維持向上計画」については、第4回の研究集会でも議論をしたところですが、一方、今回は、資料集の最初にも書いてありますように、少し世界的な情勢も踏まえて議論を進めていこうということを考えました。

世界的な情勢という点で言えば、例えば「世界遺産」ということがあります。今回の研究集会のテーマに掲げました「マネジメント」というのは、世界遺産一覧表に登録するために資産を推薦するというときに求められる「マネジメントプラン」や「マネジメントシステム」に関連しますが、そういうものの精緻な検討がこの10年、かなり定着して、基本的な事項として取り組まれているところです。この世界遺産にかかわる審議は世界遺産委員会という政府間委員会で行われます。世界遺産条約が1972年のユネスコ総会で採択されてから、その30周年を記念して、2002年にハンガリーのブダペストで開催された第26回世界遺産委員会で「ブダペスト宣言」が採択され、戦略目標を4つ掲げました。2007年の委員会では、これにさらにもうひとつの戦略目標が加えられました。2002年の段階では、世界遺産一覧表の信頼性（Credibility）、登録資産の保全（Conservation）、締約国における遺産保護に関わる体制整備（Capacity-building）、それから情報伝達・交換を通じた世界遺産に関する普及啓発（Communication）ということで、これらを合わせて「4Cs」と称していたわけですが、いろいろ具体的な検討を進めると、非常に重要なポイントが抜けているということで、地域社会の役割の重要性（Communities）ということが加えられて、現在「5Cs」とされています。

それから、ヨーロッパの遺跡の保存の関係で言えば、例えば、1985年と1992年に締結された「ヨーロッパにおける考古学的遺産の保全と保護に関する条約」というものがあります。一方、皆さんご存じの方が多いと思いますけれども、こういう遺産の保全をも視野に入れて、

2000年に「欧州景観条約」が採択されています。この話はまたこの後すぐ、宗田先生のほうからお話いただければと思いますので少し省略しますが、その中でも、やはり地域の取組、地域全体で取り組むということが、非常に基盤的な理念として注目をされています。ヨーロッパにおける地域計画の推進によって遺産の保全を地域計画と別にするのではなくて、そういうものをむしろ基礎にして文化としての地域景観の保全と形成を図っていく、そういう流れになっているということです。

世界遺産条約というのは、国際的にとてもポピュラーなプログラムとしてよく知られているわけですが、そのほかに文化に関するユネスコに関係するその条約というのが、ほかに5つありまして、ユネスコではこういう6つの条約の緊密な連携と実施ということが、いま、基本的な考え方、姿勢としてさまざまな議論がされています。

そして、こういう文化に関わることのみならず、例えば、昨年、名古屋で生物多様性条約締約国総会COP10が開催されましたけれども、去年は「国際生物多様性年」であると同時に、「国際文化親善年」という、国際連合の取組における基準年でもあって、それらを踏まえて、こういう「文化と自然の多様性」ということについて議論をしようという動向も、最近のトレンドとして極めて重要と言えます。

世界遺産委員会の中でも、そういうことが常々議論されてきたわけですが、特にこういう生物やその生息域の多様性とかということと、世界中にいろいろな文化があるということが、本質的かつ密接につながって、ともに、将来、世界が「持続可能な社会」を構築していくために、非常に重要なカギを握っているということ、それを改めて確認して、いろいろなプログラムを一体的に動かしていこうという取組も広く合意されています。

それから、遺跡の関係では、まだあまりご存じない方もいらっしゃるかもしれませんが、昨年10月に、「山陰海岸ジオパーク」が「世界ジオパークネットワーク」の一員に加盟することが認定されました。これは京都の京丹後市から鳥取県鳥取市まで、110kmにもわたる海岸線とその内陸に展開するさまざまな「ジオサイト」を一体的に捉えて、地域の継続的で持続可能な発展・振興ということを推進しようという取組です。「ジオパーク」と言えば、1つは地質現象が中心になるわけですが、この取組においては、考古学的、生態学的、もしくは文化的な価値があるというものも含んでいます。「山陰海岸ジオパーク」の加盟に係る審査の状況を少しお伺いしたところによると、資産の価値については学術的に判断され——これは文化遺産の価値判断が文化の多様性と関係

して難しいのと異なる部分でありますけれども——、その審査に当たっては、特に地域における取組がきちんと整っているかということがとても重要であるということでした。世界遺産と違うのは、また5年後にその活動がきちんと取り組まれているかということがモニタリングされて、それが継続していないなどとなれば、その「世界ジオパークネットワーク」から一時的にでも外れるということもあるというので、そもそもの仕組みにおいて、持続的な取組が前提となっているということが、その特徴として挙げることができます。それらは、地域における「マネジメント」ということに着目しているものです。

今回のテーマに掲げた「マネジメント」ということをOXFORDの辞典に引いてみると、こう書いてあります。

※ management

1. the act of running and controlling a business or similar organization
2. the people who run and control a business or similar organization
3. the act or skill of dealing with people or situation in successful way

つまり、「マネジメント」とは、「活動」や「技能」、「わざ」であるということです。ですから、活動がどういふふうに進められるのか、そういうことを意味するわけです。そして、特にこの3番目に挙げている“The act or skill of dealing with people situations in successful way”ということには、その先をどうやってうまく進めていくかというための活動とそれから技能、こういうものであるということが示されています。

私たちは、これまで、遺跡と地域について考えてきましたけれども、『てびき』にも示されたように、遺跡の保護を適切に進めていくために、どのように地域にアプローチしていくかということが中心に検討が始められてきたわけですから。

今回の研究集会では、むしろ地域にとって遺跡は何なのかという視点を強調して議論を進めたいと思います。

その中で、今回の企画の準備段階で、ご講演いただく先生方をお願いしてきたのは、地域計画、地域文化、地域社会、地域振興という、4つの切り口でご講演をいただきたいということでした。

遺跡の整備は、遺跡の保存・活用というそれだけのことではなく、それを含み、なお超えて持続可能な地域の継承と創造、そういう文脈の下で、どのような方向性を目指して取り組むべきなのか、そういうことを今回の研究集会では議論を深め、次なるステップにつなげていければと思っています。よろしく願いいたします。



## (2) 宗田氏講演の質疑応答 (平成23年1月21日)

\*宗田好史氏については、2日目の総合討論への出席が合わなかったため、講演後に質疑応答の時間を設けた。

### 1) 高瀬要一氏 (和歌山県立紀伊風土記の丘)

【高瀬】 和歌山県立紀伊風土記の丘の高瀬と申します。

先生のお話で、イタリアは日本よりも20年か30年進んでいるというお話がありましたけれども、私が思うには何かもっと進んでいるんじゃないかなと。

日本は、これからこのイタリアのような道を進んでいくというお話でしたけれども、これは私自身もそういうふうに行ってもらいたいとは、すごく思いますけれども、果たしてそう行けるのかなというのが、素直な感想なんです。もうちょっと早くやれば、日本でも30年ぐらい前にこのイタリアみたいな取組が始まっていれば、ある程度何とかなったのかなという気がするんですけども、これからの日本の場合、相当もう景観的にひどいことになっている状態で、これからよくしていくのに、いろいろなことをやらないといけないと思うんですが、そこで、一番大事なことが、これがまず大事じゃないかなというようなお考えが先生におありでしたら、お聞かせいただきたいと思います。



【宗田】 ありがとうございます。何か非常識な話をしたので無視されるかと思ったんですが、幸いそういう質問をしていただいてありがとうございました。

まず、古い常識を捨てることです。

私も和歌山県の仕事をしていただいたことがありますが、和歌山県のこれからの人口減少は凄まじいものです。いまの行政の方がどうお考えになっているかわかりませんが、和歌山県というのは、もういわゆる関西広域の中で、相当面倒を見てもらわない限り、県の財政がもたないんじゃないですか。地元の産業なんて全くないでしょうから、観光だって、リゾートもだめだったし、ホテル浦島だって厳しい状況になっていますし、紀伊山地の霊場が世界遺産になってもそう観光客が増えているわけでもないし、県の人はどうやっていくつもりですか。それだけ離れてくると、もうほかに、世界遺産登録をいい機会だとして、美しく転換していくしかないんじゃないかと思うんです。さっき、大臣がアッシジに行ったというお話をしましたが、大臣は和歌山のご出身なんだそうですね。竹中平蔵さんが大臣だったときですが、そのときに、どーんとリゾート法以降も、和歌山の観光は特に潤わなかったけど、これで景観法ができることになったので、そういう世界遺産登録が進んだわけだから、ガラッと発想を転換してということはおっ



しゃっているんです。でもなかなか変わらないんです。

いまも京都市はじめ、いろいろな自治体で基本構想、基本計画、都市計画をやらうとしているんですが、いつもキーになるのは、我々がこうやって人口減少の図を示すと、おまえらは計画家なのだから、あるいは我々は行政官なんだから、この人口減少を止める政策を考えなくちゃいけないと言うんです。そうすると、ご年配の方は「そうだそうだ」と言います。でもそれは違いますよね。なぜ違うかといったら、もう減るんですよ。いまから30年間に子供を産んでくれる人はもう生まれているんです。でも、その人たちの数が少ない。だから、いまから子供の数を増やしても、その成果が出るのはその先の30年後なんです。見てください。2035年までこれだけ減るといふこの計算はほぼ当たりますよ。皆さんのまちで人口が45%減るんです。このことを深刻に考えずに、どうやって下水道をつくりますか、道路をつくりますかという話です。まずその当たり前な事実を見詰め直す、理解するということが根本なんです。それすら分かっていない人たちがいて、その、目をつぶっているとしか言いようがないんですが、それを改めることからスタートしましょうということなんです。だから、いまから例えば、遺跡公園を整備されている自治体があるかもしれませんが、一体だれに来てもらうつもりなんですか、見に来てもらうつもりなんですか。整備するくらいなら、埋め戻してもっと大事にしておいたらどうですかと言いたいです。まさに起債なんかして、図書館なんかをつくるんじゃない。起債なんかして文化センターなんかつくて、だれが払う気なのかという話ですよ。

伊勢に行ったときに、市議員の人とか県議員もおっしゃっていました。立派な施設を起債して大騒ぎしてつくったけれども、このことでこの自治体の将来の償還期によって財政が悪くなります。名古屋に行ったら、1人子供を産んだらいきなり出産祝い金で50万円くれるんです。このまちでは出産祝い金が10万円も出ていない。子供が生まれるときには名古屋市内に住んだほうがいいだろう。とてもこんなところで子供を産めない。ただでさえ尾鷲、熊野は山林の環境が減っていく一方だから。

そういう厳しい状況を1個1個理解しながら、さあ、ほんとうにどうやって急速に減っていく中で生き残るんだということをまじめに考えて、事実が気をつけば、イタリアみたいになります。幸い、去年より今年、今年より来年、この人口減少の影響が出ています。だんだんだんだん今年の正月、いろいろなNHKの番組を見ていましたが、だんだんそういうことを言うようになってきて、もうその意識がだいぶ変わってきていると思いま



す。だから、うちはどうなるでしょうね、国のほうではもうほんとうに人口減少社会への対応というのをまじめに国交省は取り組んでいますし、だから少子化傾向と都市・地域整備局でも「線引き」の見直し、市街化区域と市街化調整区域との線引きですね、都市計画の方も考えることで、もう間もなくそういうところが議論になってくると思うんですが、どうでしょうね、分からない方には……、これ以上言えませんが、簡単に言えば事実をどうやって認識していただくかということなんです。

## 2) 飯塚聡氏(群馬県教育委員会)

【飯塚】 群馬県から参りました飯塚と申します。

先ほど講演の中でも前橋の例が取り上げられていましたが、その前橋からやってまいりました。

私が先生にお伺いしたいのは、イタリアは確かにこうやって世界遺産件数もとても多いです、歴史文化は残っていると思うんですが、ヨーロッパの中で、ドイツですとか北方の非常に都市化が進んだところに比べてイタリアはやや経済的にもちょっと遅れているところがあって、その結果、古いものが残っていて、それが幸いしたんじゃないのかなと、ちょっと思うんですが、ヨーロッパの北のほうで戦禍によって非常に被害を受けた都市ですとか、そういった状況はどうなのかということをご意見いただきたいと思います。

また、日本でも、関東はほんとうにもうどうしようもない状況のように思いますが、ところが、よく言われるんですけれども、重伝建ですとか、そういった町並みですとかは、西日本ですとか、東北のほうによく残っている。都市化の進捗状況がずいぶん違う。そういった戦後の日本の歩んできた道筋の結果として残すべきものを残せなかった関東とその他の地域で、ヨーロッパにもそういった同じようなことがあって、そういった日本における関東みたいな場所がヨーロッパにあるとしたら、むしろそっちのほうがいまどうやっているのかという、少し



その辺を教えてくださいと思います。

**【宗田】** いいご指摘ですね。イタリアも戦災をもちろん受けましたが、実際イタリアの国土の上でドイツ軍と連合軍が戦ったわけですから、かなり被害あるんですが、ドイツと比べたらそれははるかに少ないです。ドイツはもう徹底的にやられています。イギリスは、爆撃されたりしていますから、まただいぶ残り方が違う。それから工業化に関しては、イタリアはいまでも世界第8位の工業国ですから、結構工場というのがあって、高度経済成長——「奇跡の経済復興」と言われていますが——による破壊が行われました。

それで、皆さん意外とご存じないと思うんですが、フィレンツェへ行っても、ボンテ・ヴェッキオの周辺の建物は、実は爆撃で破壊されました。直しているようなのがあって、一種のデザインガイドラインのようなものが、早い時期からうまく考えながら、壊されたところごとに関しては、美しく修復しているのがイタリアの特徴です。逆にドイツは、確かに歴史的環境はイタリアと比べると少ないんですが、しかし、残っているところは徹底的に残しておくのと、そうではない市街地に関するデザインガイドラインには非常にうるさいんですね。

ドイツ、オランダ等の自治体の美観委員会、デザインガイドラインを研究するプロジェクトがあります。先日も、その事例を紹介したり、検討したりとかしてきましたが、イタリアはドイツの建築規制、デザイン規制に比べるとはるかに緩いんです。そのガイドラインの域内で、そのまま保存をするというかたちで進めていくしかないんです。だからドイツはドイツなりに美しい都市景観をつくる。あるいはドイツは、「景観計画」というふうに専門家のほうで訳されていますが、景観、自然の残し方に関しては、徹底的にやっていますので、そういった意味では、自然に関してはラジカル、建築デザインに関してもより厳しい規制をというようなやり方で、古いものに頼らない、独自の新しいものをつくるというやり



方を十分していると思います。

おそらく、ドイツの取組をもう少し延長すると、その先にスカンジナビアの国々とかというような、非常にコンパクトにデザインしているところがあると思います。

それで、私は、関東と関西を見るときに、さっき東京型と京都型と言いましたが、京都、奈良のような関西のまちはヨーロッパ型のまちづくりに向いていて、東京はアメリカ型だと思います。ただ、そう言われてみると、前も桐生とかを講演に取り上げたりしましたが、関東がすべて東京型でいくはずもない。そうですね、ドイツ型というのがいいかもしれません。関東平野の豊かな自然が残っているところで、いま、バイオダイバーシティ（生物多様性）の話とか、平澤さんがされてましたし、欧州景観条約の話もありましたけれども、平野と河川の周辺自然環境を上手にケアしてドイツのように残しながら、市街地には、なかなかご理解いただけないと思いますが、かなりしっかりした景観デザインガイドラインをつくって行って、まちの建物の美しさを整える。そうすると上州の榛名山とか、いろいろ山の景色が見える中でそれをうまく取り込みながら景観をつくるということ、実際にやってらっしゃる方の話もありますが、そういうことを考えていくと、確かにドイツ型が向いているかもしれないです。

ヨーロッパの北が関東、ヨーロッパの南、イタリアのようところが関西というとらえ方は、ご指摘のとおりだと思います。ぜひそういう方向で、それは可能だろうと思うし、日本はそうしなかったら救われなはずですよ。それこそ、関東、東京より北のほうの新幹線の駅前だって、駐車場が広がって、風俗店が広がって、大型店があつてというようなまちになってしまつて、そこをどうつくっていくかということが、とにかく我々、日本の都市計画の課題であることは確かであるということです。そのときに何かその地域の歴史というものを生かせるんだつたらそれは大きいテーマになるということです。

### (3) 講演概要について (平成23年1月22日)

【青木】 ここまで4つのご講演をいただきましたところで、このあとの総合討論に先立ち、いま一度、私のほうから、それらの概要を手短に説明させていただきます。

冒頭、当研究所の平澤が、遺跡・遺産をめぐる国内外の動向について解説し、遺跡の整備が、持続可能な地域の継承と創造の文脈の下で目指すべき方向性について検討したいとの、開催趣旨を述べました。

そして、昨日は「地域と遺跡」というサブテーマの下で、京都府立大学の宗田様と伊達市噴火湾文化研究所の大島様にご講演いただきました。

宗田様からは、近年の都市計画の動向を踏まえて、「地域計画における遺跡の役割と機能」についてご講演いただきました。

近年の社会情勢の変化、特に、人口の確実な減少という状況の中で、地域計画の方向性とその中で遺跡が果たす役割と機能についてお示しいただきました。そして、イタリアにおける取組の事例をご紹介いただきました。

イタリアでは、日本よりも以前に、すでに人口減少という状況に陥っているといた中で、どのように都市計画が取り組まれてきたのかという事例をご紹介いただきました。それらから敷衍して、日本における遺跡と地域との関係から、今後のまちづくりをどのように行っていくべきかということに関してご提案いただきました。

ご質問として、群馬県教育委員会の飯塚様から、文化遺産の有り様が異なる関西と関東では、どのように遺跡と地域計画との関係を考えてらよいかということがありました。それに対し、宗田様からは、関西と関東の関係について、ヨーロッパにおけるイタリアとドイツにおける取組に対比できるのではないかというご意見をいただきました。すなわち、ドイツでは、イタリアに比べて自然的な要素に注目して、文化的な遺産だけではなく、自然的な遺産をも包摂して、広い意味での「地域の遺産」というものをどのように生かしていくのかという枠組みで計画を考えているということでありました。関東では、このようなドイツ型の取組を進めるのも1つの道ではないかというご提案をいただきました。

続いて、大島様からは、北黄金貝塚や伊達市噴火湾文化研究所での取組を踏まえて、「地域文化の育成と遺跡の保存・活用」についてご講演いただきました。

ご講演では、伊達市での現場の取組を通じて、遺跡の本質を生かした整備の重要性、そして、その本質を市民にどのようにして伝えていくのかということが強調されました。行政と市民の関わり合いの中で、市民の力を引

き出して積極的に生かすことの重要性和、その効果が実際にどのようなものであったかについて、並々ならぬ熱意を持って、ご紹介いただきました。

それから、本日は「社会振興と遺産」というサブテーマの下で、筑波大学大学院の稲葉様と三重県立図書館の平野様にご講演いただきました。

稲葉様からは、世界遺産での取組を軸として、世界各地の事例を取り上げつつ、「変化をマネジメントする - 対処療法からの脱却、そして遺産ガバナンスへ」という切り口から、「地域社会における遺産の保存管理」についてご講演いただきました。

はじめに、マネジメントプランとは何か、といったことについて問題提起をしていただき、総合的なマネジメントの必要性・重要性について、イギリス、インドを例にご紹介いただきました。総合的なマネジメントというのは、価値を構成する要素の抽出に始まり、合意形成のプロセス、そして、それを文書として取りまとめたものであるという基本的な枠組みを示していただきました。そして、こういった合意形成のプロセスをまとめていくことができること、これがマネジメントのプロフェッション（職能）であるということでした。そういう大きな流れの中で、組織をつくり、人材を養成していくことが重要であるということをお示しいただきました。

最後に、平野様からは、熊野古道アクションプログラムの作成のプロセスを通じて、「地域振興の取組と遺産の包括的保全」についてご講演いただきました。

プログラム作成の過程において、地域に暮らす人たちがその遺産の価値に気づく、あるいは気づいてもらう、そのことの重要性を強調され、また、内外への展開を視野に入れたプロモーションの取組についてご紹介いただきました。地域に直接関わる人々のみならず、地域外の人々をも含めた力を軸としてアクションプログラムを作り上げていったことが大きな成果を生み出した原動力となったということでした。このあたりは、大島様のご講演にも通じるものがあると思います。

2日間にわたる4つの講演の概要は以上です。

この後の予定でございますが、午後2時から「地域文化としての遺跡・遺産」というテーマの下に、大島様、稲葉様、平野様のお三方をパネラーといたしまして、総合討論を行います。

お昼休みに入る前に、ご質問がある方はぜひ質問票にご記入の上、回収箱のほうにまでご提出ください。お昼の間にそれらを参照しつつ、講師の先生方ともご相談して、午後の総合討論の参考にさせていただきますので、よろしく願い申し上げます。

#### (4) 討論 (平成23年1月22日)

【青木】 時間となりましたので、午後の部、総合討論を始めさせていただきますと思います。総合討論のテーマは「地域文化としての遺跡・遺産」です。

それでは、きのう、きょうと、ご講演いただきました皆様をパネリストとしてお迎えしたいと思います。どうぞ、ステージのほうにお願いいたします。

パネリストの方々をもう一度改めてご紹介いたします。

ステージへ向かって右から、三重県立図書館の平野昌様です [拍手]。続きまして、筑波大学の稲葉信子様です [拍手]。伊達市噴火湾文化研究所の大島直行様です [拍手]。司会は、奈良文化財研究所文化遺産部遺跡整備研究室長の平澤毅が行います [拍手]。

#### ■本討論の進め方と冒頭所感

【平澤】 きんのう、きょうと4つの講演をいただきました。皆さん、お聞きになっておわかりかと思いますが、本来であれば、ひとつずつ講演会を開いて然るべき先生方にご講演いただいたところです。最初に、今回、このようなかたちを取らせていただいたことについて、もう一度確認させていただきたくとともに、この討論のかたちについて説明させていただきたいと思います。

昨日お話しいたしましたとおり、この『遺跡整備・活

用研究集会』は平成18年度から毎年1回開催して参りました。いっぽう、奈良文化財研究所の中期計画というのは5カ年ごとに区切られていまして、今年がいまの中期計画の最終年度ということもあって、ひとつは、このシリーズについて総括的なものとして、第5回を開催したいということがありました。

いつもは、大体、基調的な講演を1つ、2ついただいて、あとは、それぞれのテーマに沿った個別具体的な事例報告をいただいております。

だいたい、そのようなかたちで進めると、会場から、個別具体的な事例についての事実関係の確認とか、もうひとつは、横断的に、こういうことについて、何人かにお聞きしたい、という質問をいただき、それらへの回答を軸にして討論を組み立てるのが適当なところでありました。しかし、先ほど打ち合わせをしながら、今回の質問・意見票を見てみると、なかなかそういう組み立てが難しいということで、どのように討論を進めるかということについて、少し議論をいたしました。

残念なことに、宗田先生のご都合について、ずっと調整の工夫をしていただいたのですが、きのうのご講演でもお分かりいただけたとおり、いろんな分野で活躍をされている方で、きょうも既に2つの仕事とかち合っているというので、何とか時間的に調整をつけて、この総合討論にはということで、ぎりぎりまで調整を試みたの



ですけれども、どうしてもご出席いただけないということになりました。そのようなことも踏まえ、打合せを進めたところ、討論の本番が始まりかけたようなところもありましたので、では、そんな感じで、鼎談みたいなかたちで進められたらいいなということにいたしました。

いただいた質問・意見票は先生方にもお渡ししていますので、きょうの流れを見ながら、そのことについて触れていただけることもあるかも知れませんし、また、いただいたご質問はかなり個別的な事項にも関わっているところもありますので、基本的には、個人的にお聞きいただければというふうに思いますので、ご理解ください。

この討論は、ただいま申し上げたようなかたちで進めたいと思いますけども、ここでもう一度、きょうの趣旨説明で申し上げたことを振り返りたいと思います。

この研究集会では、「遺跡の整備」ということテーマに、第1回の平成18年度には、「教育」ということを通じての遺跡の《活用》の取組、そして、平成19年度は、時期的なこともあって、「指定管理者制度」の関係を取り上げて、遺跡の《管理》とはそもそも何か、ということを議論していただきました。

それから、平成20年度は、現在、遺跡整備研究室で取り組んでいる「遺構露出展示に関する調査研究」とも関係して、その状況把握のための前振りとして、埋蔵文化財センターの保存修復科学研究室と合同で、そもそも遺構露出展示とは何か、その効果は何か、その難点は何か、などについて検討し、それから、それらの技術的なことについて検討いたしました。これは、いわば、《遺構の保存》という大きなテーマにくくられるわけです。

そして、昨年、平成21年度は、「歴史文化基本構想」や「歴史まちづくり法」の関係について、一昨年あたりからかなり議論の俎上に上がってきましたので、そのことを題材の軸として企画いたしました。特に「歴史文化基本構想」については、パイロット事業として文化庁が委託をしている20件の事業が完了するというので、この2月から6回ほど、いろいろな会場を変えて、シンポジウムを開催するということにもなっていますので、そのようなことに絡めた検討をいたしました。いってみれば、これは、《計画と事業》に関するテーマといえます。

繰り返しお話ししてきましたように、日本における「遺跡の整備」というのは、特に史跡において、国庫補助事業の下に、主として昭和40年代から全国的に取り組まれてきたわけで、《遺跡》を出発点として、その保存・活用をどのように取り組んでいくべきかということが議論されてきたわけです。

しかし、遺跡の整備についていろいろ検討してくる

と、地域全体を視野に入れて考えないと、そのことを根本から実現するのは難しいのではないかと、ということに直面します。そのことを踏まえて、この度は、《地域》にとって《遺跡》はいったい何なのか？ など、そういう視点で、宗田さんと大島さん、それから稲葉さんと平野さんに、ご講演をお願いしたわけです。

私自身も、いろいろ勉強不足のところもあって、どういふことを突き詰めていくべきなのかということ、自分の中でいろいろ問答をしてきたわけですが、きょう、きょうの講演を聞いて、自分が何を考えているのかというのが少し分かってきたような感じがいたしました。

「遺跡の整備」とか、そういうことに携わるさまざまな人々が、いわゆる「遺跡の保護」のための「遺跡の保護」ではなく、むしろ、そういうことを超えて、そもそもその《地域》に、人々が活力を持って暮らしていなければ、その「遺跡の保護」というのはあり得ないわけですから、そういう文脈の下で、次なるステップの第一歩を見据えていきたいということで、今回のこの『遺跡整備・活用研究集会』というシリーズを締めくくりたいというふうに考えたわけです。

毎回のことですが、私がこうやってしゃべり過ぎてもよくないので、鼎談というか、自由発言形式の触りとして、まずは、きょう、きょうと、それぞれのご講演をお聞きになった感想と、それから、新たな問題意識というか、こんなことがあったんだみたいなことを、少しお話しただけならと思います。

では、手前から、大島さん、お願いします。

**【大島】** 私自身は、昨日今日と、このセッションに参加させていただいて、大変に得るものがありました。最初にお断りしましたけれども、私は小さなまちで仕事をしておりますので、自分のまちの遺跡をどう保存して活用するというのは、常に3万7千人の市民が見える場所で、一緒に仕事をやるという感覚になれる環境にあります。ですから、自分のとるべきスタンスも、自ずと決まってきました。それは、自分にとっては良いことでした。

ただし、ひとつ問題があったのは、これまで取り組んできた縄文遺跡が、ある時点から世界文化遺産の暫定リストに入ったんですね。これは、私にとっては、大変大きな出来事として、それまでは市民の皆さん方に、私の言葉で遺跡の重要性を伝えなければよかったんですが、それが「世界遺産」ということになると、私の言葉では、ちょっと説明し切れない状況になってきたということです。当然、市民の中からは、「いつも遺跡が大切だと言っているけども、世界遺産ということになったら、あんたが言っているようなことでは、この遺跡の重要性は説明



し切れないんじゃないの？」ということだったと思います。直接言われたことはありませんけど。

そういう意味もあって、今回の講演を聴きまして、平野さんのお話は、私にとっては非常に役に立ちました。というのは、平野さんは県の職員として、県全体の地域文化に関わってきたわけですね。もちろん、世界遺産の推薦に関わってきたわけですね。それを聞いて、「ああ、そうか」と思ったわけです。つまり、プロモーションという考え方、これは今の私には無かったものですから非常に参考になるものと思いました。

ただし一方で、平野さんのお話の中でちょっと見えなかった部分もあります。県の職員として熊野古道というかたちで世界遺産に関わっていらしたわけですが、いくつもの自治体に広がって分布している資産は、それぞれの自治体が管理しているわけで、それぞれ地域の資産を支えている市町村とどのようにおつき合いをしているのか、これは後で聞かせていただければありがたいというふうに思います。

私はこれから自分のところの遺跡について世界遺産をイメージしながら仕事をするのですが、なかなかイメージができません。私がこれまで市民に説明している遺跡の重要性を、さらにステップアップさせて、こういう言葉が適切かどうかわかりませんが、私のまちの地域文化に、ひとつの「品格」を与えていかないと、世界遺産としては通用しないのではないかという印象を、平野さんや稲葉先生のお話の中で受けたんです。

つまり、私たち資産を抱える自治体はこれから、一方では市民の皆さんへの説明責任があり、また一方では、市民以外の、全道、全国、そして世界の人びとに、これまで考えてこなかった世界遺産としての「品格」のある説明責任が生じてくるわけですね。

世界遺産という仕事は、資産のある自治体の住民や、市町村や県や道、そして国（文化庁）などの関係機関、

様々な段階での取組があるというとらえ方をしましたが、稲葉先生から見て、それぞれの関係者が、どのようなスタンスで世界遺産を捉えてゆけば良いとお考えかお聞きしたいと思います。

先生はもちろんユネスコの一番近いところでお仕事をしているわけですが、一方、地元で下支えしている2段階の枠組みですね。ひとつは、ですから都道府県の人たちのイニシアティブについては、どのように捉えているのか。さらに、都道府県と、地域の一番下でその地域文化を支えている市町村の職員、まあ、私のような職員との関係も出てくるわけで、ですから、ある意味では、そういう私たちに対して、世界遺産を目指したときに、こういうことをしてほしいなということを、先生のほうから、ちょっと聞きたいなと思います。

**【平澤】** わかりました。ひと通り、お三方にご発言いただいて、あとは先ほどの打合せの時と同様に、まったく自由な感じで進めていきたいと思います。私も、ところどころで割り込んでいこうと考えておりますけれども、とりあえず、続けて一言ずつお願いします。

**【稲葉】** 冒頭、平澤さんが、この2日間で、自分が何を考えていたかわかったと言われました。それを私は一番聞きたいと思っておりますが、まずは、それはそれで置いておくこととしておきたいと思います。

私自身は、1991年に文化庁に就職し、そのときから文化遺産に関わるようになりましたが、その文化庁に入って間も無くの頃だったと思います。その頃、私は、所属している日本建築学会が月に1回発行している機関紙『建築雑誌』の編集委員をしていましたが、「保存」をテーマに特集号を担当することになり、そこで取り上げたのが「かたい保存、やわらかい保存」というテーマでした。ちょうどそのときは、登録文化財制度の導入を議論している時で、文化庁の建造物行政が古い枠組みから抜け出て一歩進み始めた時期でした。それから、ずっと一歩一歩進んできて現在に至っているのですが、果たして自分はいま、どこにいるのか。自分は、どこに立っていて、誰とどういう話をしているのか、ものごとの全体が見えているのか、見えてないのが少しわからなくなってきている。そこを平澤さんが、「自分が何を考えているか」ということをおっしゃって、平澤さんも似たような経過をたどってきて現在がありますので、それを確かめようとさっきから楽しみにしています。

ここでは大島さんのほうにお伺いしたいこととして、例えば、大島さんが話されたことの中に、埋蔵文化財の職員であっても背広で役所に行きなさいというお話がありました。それから、自分の意見をきちんと上に通して



いけるスキルがあることも必要であるというお話をされました。確かにそれは、遺跡の保護行政を進めていくために重要なことだと思います。前へ進んでいくことが重要なのだと思いますが、それでは、いま、日本の中でたくさんものが動いていくなかで、いろいろな立場があるなかで、大島さんを含む埋蔵文化財の専門家の方々がどのような立ち位置におられるのかということについて、私自身は国際的な場に身をおいて、日本の中での状況に対する感覚が薄くなっていますので、それをぜひ教えていただきたいなと思います。

そして、大島さんはそうした埋文行政から出発されたということになるのですが、一方で平野さんは、今度はいわゆる一般行政のほうから、こっちへ入ってきたわけですね。

平野さんがご講演の中で、「自分は組織の人間ですから」と言われたのを聞きながら、私はそれは「ほんとうかな?」と、平野さんの仕事は決してそうではないと思っているものですから。平野さんを通して、いろいろな有名な方と一緒になりましたが、その中の一人の女優さんが、「平野さんて、三重県の『電通<sup>1)</sup>』だからね」とか言われたこともあったりしましたので、平野さんから見て、都道府県の行政が、一般の行政として、どういう状況にあるのかということをお話していただきたいなと。それぞれの位置関係というのを、私は知りたい。座長と同じですけども、そういうふうになりました。

**【平野】** そういえば、私の話の際に、冒頭で言い忘れたことがひとつありました。大島さんがお話しされたネクタイをしないで、という話題ですが、実は私はここ10年くらいネクタイをしてないんです。冠婚葬祭のとき以



外は、基本的にはノーネクタイなんです。

それは、自分が楽だということもあるんですが、実は地域の方々とお話する際にはネクタイは要らない、逆に邪魔になることがあると実感しているからです。ネクタイ姿がお役所から来たというシンボルのように受け取られていて、本音が聞けなかったりすることがあったりするものですから。

大島さんのお話は、たぶん内部で話をするときからきちんとした身なりをしないで、それがいつしか外部の印象にも影響するよ、ということだと思います。逆に、われわれのような地域づくりの仕事で現場に出ていく際には、失礼でない格好ならば、カジュアルな服装のほうが気安くお話いただけるとことが多いように思いました。

さてカジュアルな外見からの印象からでしょうか、先ほど稲葉さんが言われたように、私はよく広告代理店の人みたいだと言われることがあります。自分としては、県政にはない営業担当のような気持ちで仕事をしてきました。最近では、地域の皆さんの考え方や思いを形にする仕事だと実感することから、編集者のようだと思っています。地域の政策を現場に出て編集していく仕事だと言えいいのでしょうか、そう考えています。

今回のような研究集会にお邪魔してよかったと思うのは、大島さんのような熱心な行政職員にお会いできることです。このようにして地域が変わっていくんだ、ということが実感できます。それがとても嬉しく、素晴らしいことだと思います。

## ■世界遺産のこと、そして「地域」のこと

**【平澤】** ちょっと、この場にいらっしやなくて、私は本当に残念なんですけど、どなたも宗田さんの話に触れていただけなかったんですが……。

稲葉さんや平野さんは、ある意味ずっと宗田さんと一緒にやってこられたので、もう空気のような存在になっ

1) 株式会社電通（でんつう；Dentsu Inc.）。日本を代表する広告代理店のひとつ。ここでは、平野氏が役所の職員でありながら、民間的な手法によって、数々のプロモーションを実現してきたことを比喩している。

ているのかもしれませんが、この場にいらっやらないので、宗田さんのお話との距離感をちょっといただけますか。そして少しざっくばらんに、自由な感じで進めていきたいと思います。いかがでしょうか。

**【大島】** じゃ、私から。別に意識して触れなかったわけではないんですけど、宗田先生のお話も私にとっては非常に新鮮なお話でした。先ほど言いましたけれども、私にとっては、これから自分の課題になるんでしょうけれども、世界遺産の取組がどういふふうに進めなければならないかということですね。市町村の職員としてやっていかなきゃいけないので、そういうときに、一番大事なのは何かということです。どうしても私たちは事務的に仕事を進めようとするから、マニュアルですか、それから法律ですか、条例に沿って仕事をしがちなだけけれども、でも、そうやっていくと、結局、一番大事な部分は、置き忘れてしまうのではないかと危惧しています。世界遺産にしようと思ったときに、私たちが最初にきちんと肝に銘じながら、きちんと頭の中にたたき込んでおかなければならないのは、世界遺産を地域で受け容れてゆくための「理念」ですよ。そういったものをやっぱり、私たちは考えておかなければならないと思います。そういう意味でも、きのうのお話、それから、今日の稲葉先生のお話は非常に重要な話だったというふうに思っています。

宗田先生も、日本の世界遺産をどういふかたちで推進していくのだというところでお話をされたわけですが、日本はイタリアに比べて、20年、30年遅れているともおっしゃっておられました。それを言われたら何も言うことが見つかりませんが、「だったら教えて下さい」という感じも正直しました。

**【平澤】** いい感じなので、続けたいと思います。

その前に一言、実は、きのう、宗田さんと大島さんに

それぞれ1時間半という破格の時間をお預けしたわけですけど、これでは足りないだろうと考えていました。というのは、宗田さんと大島さんとそれぞれ密度の濃い講演になることが予め分かっていたということもありましたけれども、それ以上に、今回のテーマにおいて、様々な危機感が表現されるだろうと考えていたからです。

また、先ほどの、稲葉さんのお話の最初のところ、大島さんの話に関連して、地域を考える場合に、結局のところ、文化遺産や文化的資源との関わりで必要とされているものは何か、というお話を冒頭にいただきました。そして、平野さんからは、熊野古道の取組を通じた実際のプロセスの重要性をお話いただきました。

「地域文化としての遺跡・遺産」、あるいは、「マネジメント」というテーマを考えるときに、まだ国内的にはあまりそのことが議論されていないと思いますが、すでに国際的な場面では、その遺産に関わるステークホルダーは誰かを明らかにして、まずはきちんと、理解とか考えとかを共有して、様々な事柄について話し合いをして、物事を進めていこうという手法が定着してきています。

そういうことを踏まえて、大島さん、いかがですか。

**【大島】** そうですね。最初に私がお話したとおり、自分のまちに「世界遺産」の話が来たときにこれはえらいことになるなと思ったんですよ。

最初に国の史跡になった時には、それを誰が守るかといったら、市民から見れば、それは国や北海道が護るんだろうという雰囲気が支配的だったんです。しかし私は、遺跡は史跡に指定されても地域住民がきちんと護ってゆかなければならないと考え、そのシステムづくりをしてきたつもりなんですよね。

ですから、これから課題となる世界遺産も、それをちゃんと下支えできるようなシステムを地域で創り上げなければならないとは思っています。でも言うのは簡単





ですが、それほど簡単に、しかも十分にはできないだろうと思うんですね。そういうことに対して、先生方から見たときに、どうすれば良い環境がつかれるのかサジェスションがほしいわけですね。「これじゃ、世界遺産になったってね、ちょっと、だめなんじゃないの」みたいなところのお話をいただければと思ったんですけども。

というのは、きのうの私の話にもあったけども、これまでの文化財行政の中では、例えば、史跡に指定するのも、地域住民とはかけ離れたところで指定になっているわけですよ。ある大学の先生がお墨付きをくれて、それによって、文化庁がこれを指定物件にしていく。それを整備していく。ある意味では、それは議会の承認を得るというシステムをとっていますけれども、現実には、そこで生活している人たちとはかけ離れたところで、やれ国の史跡だ、世界遺産だという話になっていると思うんですね。

それだと、史跡ならまだしも、世界遺産となれば地域での下支えはかなり難しいような気がするんです。稲葉先生の先ほどのヨーロッパの話でも、そのようなことが出てきましたよね。世界遺産と地域住民の関わりはどうなっているのかちょっと教えてほしいなと思います。

**【稲葉】** 世界遺産になってからの世界遺産と住民との関係、それから世界遺産にならない場合の地域資源と住民との関係は、原則は変わらないだろうと思います。もし、世界遺産になったことで、保存に関してさらに厳しい条件が出てくるとすれば、これは行政だけでは解決できないので、こういう場合は、より積極的な住民の参画というものが必ず支えになるであろうと思います。

それとは別に、どんなタイプの遺産であろうとも、例えば、それが地域遺産か、県の遺産か、国か世界遺産かは無関係に、遺産と地域との関係の構築は、どこもそれぞれ個別の条件をかかえて、試行錯誤を繰り返していく

わけですよ。だから、世界遺産になったらすぐにも何か困ることになるというような単純なことではないのだと思います。むしろまずはとりあえず世界遺産になったということから生まれるプラスアルファが実感されるのかと思います。

**【平野】** 三重県の場合、熊野古道(伊勢路)は、世界遺産登録以前は主に地域づくりの素材でした。最初から世界遺産を目指してやっていたわけではなかったようです。県の教育委員会が、学術的に熊野街道について調査していて、それが世界遺産登録の際にも資産の推薦で役立ったのですが、特に世界遺産を意識していたわけではなかったようですし、地域の多くの人たちも世界遺産を意識していたわけではなかったと思います。

語り部の方に伺ったのですが、熊野古道は地域の人でも忘れてしまっていた道だそうです。それを地域づくりの材料にしたらどうだろうとなったのは、国から出向していた県の幹部が、「この道、とても魅力がある」「地域のすごい宝ですよ」と反応し、それから始まったという話を聞きました。地域の人たちは、山の中に古い街道が残っていることは知っていても、それを自分たちの地域づくりの素材にするという発想はなかったようです。

そこに外部評価がなされ、そんなに良いのかと疑心暗鬼ながら、それならばと地域づくりの一環で取り組み始めました。そうすると、いつの間にか、地元の人たちも、「石畳の道って、こんなにきれいだったんだ」って気付きはじめたわけです。

でも、それを全国的、世界的な規模にしていけば世界遺産になるかといったら、そうではないと思います。世界遺産というのは、ご承知のように別の評価のポイントがあって、地域の人たちがまちづくりを一所懸命やってきたから登録されるというわけではありません。そこを勘違いしてしまうところがあるのでないかと思います。



生意気に聞こえるかも知れませんが。

三重県としては、世界遺産登録を意識してからは、活用と保護の2つ流れで取り組みを進めてきました。しかし、活用する側も保護という観点を入れないといけないと気づき、早い段階から基本方針として打ち出していました。それをまとめたのが「熊野古道アクションプログラム」です。

**【稲葉】** 遺産の保存—「遺産」という言葉なのか、「地域資源」なのか、「地域遺産」なのかわかりませんが、「地域にとって価値のあるもの」、それは、関係者のネットワークがそれらをまもっているわけですが、その価値づけの指標として、市町村指定、県指定、国指定、それから、国境を越えて例えば世界遺産など国際機関の制度があるわけですが、それらは共存をするし、どれかがあれば、どれかが消えていくことではないですね。そのダイナミックな関係の中で人を説得していくときに、いま、平野さんが言われたように、国際的な視点があることは決して、無駄ではないというか、何かが起こるときの触媒の役割を必ず果たすと思っています。ただし、それがたまたま「世界遺産」しかないような状況は、健康なことではないと思っています。

地域と地域の外との関係を構築していく中で触媒の役割をするものが、例えば、それは文化庁ではない。国の政府機関ではないという場合に、例えばNGOのネットワークのようなものを充実させる必要性、「世界遺産」を担当するユネスコだって役所ですから、そのような国際機関を経由しないネットワークはあってもいいはずで、それを充実させることが、私たちの仕事だという気はしています。

**【大島】** 稲葉先生の話聞いて、ちょっと安心いたしました。私も、自分のまちの遺跡だという意識を住民が持つことが大事だと思ってきました。確かにそのことが一番大事で、それが世界遺産になったところで、基本的な

スタンスは変わらないのだと思います。史跡として整備する時も住民への説明から始めたわけで、途中から世界遺産の話が出たとしても、基本は「地域資産」としての重要性を伝えることなんでしょうね。

昨日の講演ではお話ししませんでした、「北海道・北東北の縄文遺跡」の世界遺産については、今回は、北海道の179ある市町村の中で、暫定リストに挙がったのは、4つの市町村だけなんです。しかし、私どもの市長から言われたのは、179市町村の中で縄文遺跡の無いまちなんか無いじゃないか。このまま事務的に推進するのであれば、4つの自治体は盛り上がり縄文遺跡の価値を共有できるかも知れないが、他の残りの175の自治体は、モチベーションが下がってしまう。北海道全体の地域遺産としての観点からは、世界遺産の推進も注意深く行う必要があるのではないかと言われたのです。

そのとおりだと思いました。私たちは、一方では、「わがまちの宝」として地域資産と考えますが、北海道あるいは日本全体の中で考えて行かなければならないのだと思います。一人勝ちや一村一品運動ではないのですね。そうしたこともあって、いま、稲葉先生もお話されたように、きちっとネットワークを構築しながら推進しなければならぬのだと思います。

**【稲葉】** 少し趣旨が違いますのでここでは詳しくはお話ししませんが、世界遺産条約そのもののよい面、悪い面を考えていると、自然遺産の場合は、もうちょっと厚みがありますよね。生物多様性条約とか、ラムサール条約とか、それから、ほかにもIUCNのレッドリストですか<sup>2)</sup>、そういうのがたくさんあって、必ずしも世界遺産

2) 自然遺産に関する国際的な取組については、特に1972年の国連人間環境会議での成果を踏まえて、国連環境計画 (United Nations Environment Programme ; UNEP) や世界遺産条約の取組のほかにも多面的に発展してきた。現在は、そのほとんどにIUCN (International Union for Conservation of Nature and Natural Resources ; 国際自然保護連合 ; 1948年に設立された国家、政府機関、非政府機関で構成された国際的な自然保護組織。本部はスイスのグランに所在。) が関わりを持って、生物種の保護と保護地域の管理の観点から、さまざまなプログラムが展開している。このうち、生物種の保護については、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」(1973年採択、通称「ワシントン条約」 ; Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora ; CITES) をはじめとして、「移動性野生動物種の保全に関する条約」(1979年採択、通称「ボン条約」 ; The Convention on the Conservation of Migratory Species of Wild Animals ; CMS)、「生物の多様性に関する条約」(1992年採択 ; Convention on Biological Diversity ; CBD)、そして、保護地域の管理について著名な者として「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」(1971年採択、通称

だけに集中することではないんですけれども、文化遺産の場合には、国際の場に出ますと世界遺産かそうではないか、すべての文化遺産を二分してしまうような状態があって、それはお互いに不幸なことであると思っています。ということは、そこを補完する仕組みを考えて、切れたサークルを埋めていかないといけないですね。

地域が進むために必要なことのひとつに、外から褒めてもらうということがありますが、そしてそれは地元で保存のためのコーディネートをしている人をバックアップする体制に確実にっていくのだと思いますけれども、それをどうやって充実させていくかというのは、文化遺産の国際において、現在も大きな課題だと思っています。

## ■関わり合いのさまざま

【大島】 ちょっと、いいでしょうかね。きのう、ちょっと伝えなかった部分を補足する意味で、ちょっと聞いていただければと思うんですけれども。

皆様方のお手元のレジメの中にも最後の項目が残っていると思うんですけれども、私は、現実には、理念としてはわかります。例えば、北海道に179の市町村があって、例えば3つとか4つの市町村から世界遺産の候補が出たからといって、「じゃ、みんなで応援すればいいじゃないか」というんですけれども、でも、それは自治体の関係の悲しいところで、首長レベルの話になると、「なんだ、それは隣まちでやってることだろ。縄文遺跡は、伊達がやってるんだろ」ということで冷やかな目で見るというのが、これは現実なんですよ。

そこで、私が理念として掲げている、それは国民共有の財産だから、北海道民全部で応援しようなんてことにはならないんですよ。でも、実際には、やっぱり地域文化として、北海道の多くの市町村の人たちが、自分のまちにある遺跡だったり、遺産だったり、きちっとかけがいのないものとして、住民に伝えるためには、やっぱり一定のアプローチが必要だなと思って、私どもが去年あたりから始めたのをちょっと書かせていただきました。

そのように3つのステップを踏もうということですね。ひとつは、私が15年ほど前から始めた「地域縄文会」というものを、北海道の中につくっていかうということです。北海道、かなり広いんですよ。540万人いて、

179の市町村、ほんとうは200あったんですけど、合併で、本州だとかかなりの数が減っていきまじけど、北海道はぜんぜん減らないんですよ。いまだに179の市町村があるわけですけども、そのほとんどのまちに縄文遺跡があるわけですからね。だから、そこに何とか頑張って、「地域縄文会」をつくっていかうということで運動を始めたんです。いま12です。まだ、ようやく12です。いま、準備しているところも4つほどありますから。それでも、私が定年退職してから少しハッパをかけて、30とか40にはしたいなと思っています。

でも、それだけだと、ネットワークができていかないわけですよ。何か住民が、どこのまちにも「縄文会」というのがあっても、ネットワークしたにしたら、それは、北海道全体の人たちを動かすことにはならないんですよ。それで、もうひとつやろうかと始めたのが、「北海道縄文のまち連絡会」という協議会をつくらうということで始めたんです。これは、首長の会にしたというのがちょっとミソなんですよ。というのは、先生方は、たぶんご存じないと思いますけれども、私たちが実際に市町村で行政に関わっていると、そこで学芸員や調査員というのは、非常に役所の中でステータスが低いんですよ。これは、教育委員会の管轄であるということがひとつあるんですよ。教育委員会の教育長というのは、実は、人事権も予算権も持ってないわけですよ。ですから、その親分が教育長である以上、市の中でステータスをなかなか確立できない。それはうちの市長なんかはよく承知してくれて、「これは首長の集まりでしょう」ということを言ってくれたわけです。そして予算を幾ら、人事もある程度、首長の号令一下で、それは見方を変えれば、トップダウンだという話もあるかもしれません。でも、うちの市長は、北海道全体の地域文化ということを考えたら、そういうシステムがいいんじゃないかということで、首長会を立ち上げて、幸いにも179の市町村のうち20を超えました。北海道で縄文遺跡が一番あるのは札幌市なんですよ、意外かもしれませんが、その札幌市も入ってくれましたから。これも何年かかければ、50とか60の市町村が入ってくれたらと思っています。

ただ、行政の組織、それから市民の組織をつくっても、これでもダメなんだと思っています。そこで、私は、もうひとつ力を入れたいと思うのは、これは私自身が立ち上げたものではないですけども、たまたま札幌市の財界の人たちが中心になって、世界遺産がきっかけなんですけれども、世界遺産になるくらいの資産が北海道にあるんですよといったときに、それは市町村の問題じゃなくて、やっぱり企業の人たちですから、JRの社長だと

「ラムサール条約」; Convention on Wetlands of International Importance Especially as Waterfowl Habitat) などがある。特にIUCNは、これらの検討の基礎となるレッドリスト (the IUCN Red List of Threatened Species; 絶滅のおそれのある野生生物種のリスト; 1966年~) 及び保護地域管理類型 (the IUCN Red List of Threatened Species) を示している。



か、銀行の頭取ですとか、電力会社の社長ですとか、そういう人たちが集まって縄文遺跡を応援する会（「北の縄文文化を発信する会」）をつくるということがあります。北海道を世界に紹介するためには、英語のホームページぐらいはつくらないといけません。英語のホームページぐらいはつくらないといけません。

そして3つの会を立ち上げるんですね。私は、これでもやっぱりバラバラだけれども、3つをうまく束ねれば、夢のような——先生がおっしゃっているような、たぶん、北海道全体として地域遺産を、いままでは伊達市だけのもの、それから、北見市のもの、函館市のものだけだった地域遺産が、北海道全体として発信していくことができるんだというふうな、そういうシステムづくりをしたんですけど、おかしいですか。

**【稲葉】** いま、気になったのは、それは国境を越えるんでしょうか。

**【大島】** 国境を越えるというのは？

**【稲葉】** 縄文遺跡群の時代を見ながら、遺跡のまとまりが国境を越えて存在することはあるんですか？ メンバーとなる首長さんが、よその国にそういう接触することがあるのかということですか。

**【大島】** よその国、というのは？

**【稲葉】** いやいや、「縄文遺跡」はやっぱり日本国内のものですね。

**【大島】** はい。

**【稲葉】** そうですか。北方領土など……。

**【大島】** 北方領土にも、実は縄文遺跡があるんですよ。択捉島で縄文土器が見つかっていますからね。ですから、そういうのを盾にしながら領土返還があればいいなと私は思っていますが、こういう政治的な問題をここで話し合って議論する場ではないので……。先生は、どういうことをお考えですか。

**【稲葉】** 世界遺産はともかくとして、縄文遺跡の国際的な価値を考えると、国際的な意味でいう「地域」というのは、北海道という地域ではなくて、東アジアとい



う地域でも考えるので、メンバーはもしかしたら、日本国内に限られないかもしれないと考えたものですからお聞きしてみました。

**【大島】** それは韓国であれ、中国であれ、そういうところから参加してくださるのは、いろいろな国際的な枠組みがつかれると思うんですね。どなたか適当な方がいらっしゃれば紹介下さい。

**【平澤】** いま、大島さんが話されたようなことは、まさにステークホルダーの議論をどうしていくかということですが、ちょっと補足してお話をしておけば、いま、稲葉さんがお話しされたようなことというのは、世界遺産という取り組みの中で、最初はユネスコが事務局をやっている、それでも専任の事務局がないとだめだということで、1992年に世界遺産センターをつくったりしたんですけど、それでもなかなか追いつかない。

それで、事務局だけではできないというので、この10年間は何をやっているのかということです。ユネスコでは世界を6つの地域に分けていて、日本は、アジア・太平洋地域といって、インドや西方アジアのほか、太平洋の島々や、オーストラリア、ニュージーランドなども含む、そういう地域にあります。その6つの地域ごとに、例えば、アジアにあるような植物質の材料で、建築なんかをつくったりしますね、そのような遺産の保存と、ヨーロッパでやっている保存とは違うし、それだけではなくて、それぞれの文化や生活のあり方も違うわけです。

先ほど、自然遺産の話が少し出ましたが、自然遺産では、さまざまな科学的根拠に基づいて、世界的な評価が構築されてきました。すなわち、IUCNという、自然保護組織の固まりみたいなその国際的機関で、世界に所在する貴重な自然にはどういうものがあって、どのような危機にあるのかが把握されてきたわけです。ところが、特に文化遺産になると、「あなたたちにはわからないかもしれないけど、わたしたちにはとても大切なんです」という話が、つぎつぎと出てくるわけですね。

そして、最近ではどうなっているかという、文化遺産のみならず、自然遺産も含めて、世界を6つに分けた、そういう地域の中で、遺産の価値とその保護について共有して取り組む方向にあります。例えば、日本が属しているもっと小さい範囲で言えば、東アジア、つまり、中国、朝鮮半島と日本と、そういう範囲でいろいろ検討を深め、その地域としては、遺産の価値を、地域の文化としてどのように大切にしていくのかということです。

そのことを含めて、例えば「縄文Jomon」という言葉は世界的にも普及していますが、「縄文」と言った場合、結局、その範囲を、いま言ったような文化圏としての地域で捉えて、近在する国々とも、その辺の議論を共有していく必要があるという状況があります。

それから、全国各地で、個別の遺跡の整備が進められてきました。この会場にいらっしゃる3分の1のぐらいの方のなかにも、現在進行中で、その遺跡の整備を進めている方もいらっしゃるわけですね。ところが、さっきの地域の話も、それから、大島さんが出された問題提起をもっと視野を広げたときに、「じゃ、これ、どうするの?」という価値づけの問題が新たに、新たにというか、もともとあるんだけど、それは、例えば、平野さんが取り組んでおられるプロモーションとかそういうこととも関連してくるわけですね。自分たちはいいと思うということだけを言っても、なかなか難しい状況にもあるわけです。

ここにお集まりの方は、「遺跡は大事で、何とか保護していこう」ということをまずお考えになると思うんですけれども、大島さんがおっしゃったみたいに、そもそも、それを保護するとか、整備するとか、そういうことで雇われていたとか、それが仕事だとか、そういうことで、みんな取り組むわけですから、その根本にあるのは、ほんとうにその仕事をするのかということにつながるのだと思っています。



## ■埋文行政のその先、観光のことなど

【平澤】 そこで、いろんなステークホルダーの存在に気がつくというプロセスが、たぶん、大島さんのお話だと思うのですが、どうでしょうか。

【大島】 そうですね……。私が、口角泡を飛ばしながらしゃべる背景には、先生方にはちょっとおわかりにならないかも知れないけど、結構、私は危機感を持っているわけですよ。日本の文化財行政の中で、埋蔵文化財に投入されているお金は突出しているわけですよ。ですから、そういう中であって、じゃあ国民的な了解がどの程度得られているのかということ、それはかなりお寒い話だっていることを感じているわけです。

平野さんは行政から専門的な仕事に入って、私はぜんぜん関係無いところから行政に入って、専門的な仕事に入ってみて、これはちょっとまずいと思ったんです。お金をたくさん使っているから、国民的な了解を得られて、どんな状態になっても安閑かと思ったら、驚いたことに埋蔵文化財センターが廃止になるということがいとも簡単に起こったりするわけです。おそらく、今日いらっしゃる方の中でも、発掘に関わっている方が何人もいらっしゃるんだと思うんです。でも、だんだん事業が縮小されていく、挙げ句の果てに埋蔵文化財センターの閉鎖とかいう問題が出てくる可能性もあると思うんです。

じゃあ、私たちに何か為すすべが有るかということ、実は無い、そういうことに対して、私は危機感を持っているんです。たまたま私のところには、世界遺産という話もあったし、世界ジオパークの認定という話もあったので、それを材料にしながら「地域文化」について、住民の皆様の了解を取りつけていこうと取り組むことができました。でも、私だけがやったんでは何ともならないので、日本全体で、沖縄から北海道までそういう動きになっていかないとまずいんじゃないかなという、ある意味では問題提起をさせていただいたようなところもあるんです。

でも私たちの業界というのは結構のんびりしていて、とにかく遺跡を毎日調査したり、まあサラリーマン化した調査員の方もいますし、それは、言い過ぎかもしれませんが、どこかの埋蔵文化財センターがひとつつぶれたからといって、別に危機意識を持つことも無いんですね。私は、この仕事に関わってからすぐに、遺跡は自分の研究材料ではなく、地域にとっての宝、「地域文化」なんだという意識が芽生えたので、きちっと踏みとどまることができましたが、口で言うほどに簡単ではなく、けっこう大変なことではあるんです。

【稲葉】 学芸員とか埋文で採用された方、発掘が好きで



そういうお仕事をされるようになったんですかね。

【大島】 そうですね。

【稲葉】 遺跡の保存にかけられてきたお金のアカウントビリティの問題の上で、いま、予算削減の中で、どう残していくか、残していけるかの問題に直面している。遺跡と向き合うのが好きだったはずなのに、もともとそういう資質を持ち合わせていない行政に入っていかなくてはならない、あるいは慣れない人づき合いの中に入っていかなくてはならない。それをそうすべきだとおっしゃられているようにも聞こえるのですが、若い専門家の方、埋蔵文化財の担当者の方々、埋蔵文センターにお勤めの方々は、どれぐらい、それをいま身をもって感じておられるものなのでしょうか。

【平澤】 会場の皆さんに聞いてみましょうか。会場で、いまのようなことについて特に発言されたい方いらっしゃいますか……といっても、なかなか、それは難しいですよ。埋蔵文化財の担当で、史跡の保存に関わる人というのは、結構少なく、7割か8割ぐらいの人は、要は開発対応の要員として雇われているということだと認識しています。

大島さんが、事例を挙げてお話ししたみたいに、その事業が無くなれば、解散みたいなことになるんですね。入ってくる人も、「こんなにたくさん遺跡が掘れるんだったら行くよ」と言って、とにかく保存とかそういうことと切り離れて、発掘調査をどんどんやりたい人というのかなりいるように聞いているんですね。

【稲葉】 それだけの人数に、投資している国というのは日本ぐらいですよ、たぶん。

【大島】 埋文行政というものが、このままの形でたちゆかなくなる可能性は高いような気がします。しかし、これから、地域資産という捉え方が定着したとき、学芸員なり調査員がきちっとイニシアティブをとって仕事をしなくてはならないわけです。住民に地域資産の価

値を伝えるのは学芸員のもっともベーシックな作業ですから。しかし、現状を見てみると、遺跡の調査がなくなれば、なし崩し的に学芸員や調査員の存在は不要になるわけです。行政の中ではもともとステータスが低いわけですから。私は、文化庁なんか、きちっと力を入れて、将来の埋蔵文化財行政の向かう方向を展望しながら、将来、「地域文化」として地域活動をちゃんと下支えでくるような新しい行政システムを作り上げてゆく必要があるのではないかと思います。相当難しい話かもしれませんが、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

【平澤】 それを何とかする手だてを考え出したいというのが、ひとつはあるんですね。

【稲葉】 埋文センターがそうだとすると、おそらく地域の郷土館、資料館、美術館なども、同様の問題をかかえていることになりそうですよね。海外でも、やはり首都以外はほとんど人口減少、過疎の問題を抱えていますので、例えば美術館という機能を超えて「地域の遺産を守る役割を私たち美術館職員が担います」というメッセージを送り続けているところもあるようですし。

【大島】 そう、美術館もやっぱり状況は同じではないかと思います。博物館も美術館も埋文センターも、基本的には皆同じ状況に立たされているんだと思うんです。昨日、ちょっとお話しましたが、大阪府なんかでも、新しい知事さんが、大阪に博物館や美術館はいくつも要らと宣言されているような状況を見てみると、文化遺産だけじゃなく芸術分野の遺産なんかも含めて、やっぱり、もう少しちゃんと下支えしていくような方策を講じないとだめだなと思うんです。

もうひとつ私が心配しているのは、世界遺産になった時に、日本の世界遺産は何となく観光資源になるからという意識が強いんだと思うんですよ。ですから、その遺産の価値をきちっと住民に伝えるよりも、ビジネスが先行してしまっているところも気になるところです。

【平澤】 私もいろいろなところで、話に関わらせていただいたりして、よく考えたりしています。

いま、言われたみたいに、多くの首長が、世界遺産イコールビジネスチャンスというか、要は、世界遺産になると、観光客がいっぱい来て地域が潤うと、そういう文脈でもって、世界遺産の取組を始めて、みんな泥沼にはまって、もう何かわけがわかんない状態になる。世界遺産に登録するための作業、仕事みたいになっちゃうわけですけども、先ほどの稲葉さんの話とか、きのうの宗田さんの話とかを含めて、考えたら、金もうけをしたんだったら、別の方向もいっぱいあるわけですよ。

世界遺産は、2010年の登録時点で911件が登録されて

いますが（文化遺産704件、自然遺産780件、複合遺産27件）、昔、例えば、世界で400件とか300件とかのうちは、まあ、これに入れば、まだ「百選」に近いですよ。ところが世界で1,000件あると言われたら、「どこに行こうかな」という候補のリストにはなるかもしれない、つまり、それがひとつの指標になるかもしれないですけども、だんだん、その数が増えれば、引き立ってこないですよ。人間は、大体、旅行をそんなに頻繁にできるのは、せいぜい四、五十年だと思えますね。そうすと、1年に一回大きな旅行をするとしても、まあ50カ所ですよ。世界遺産はどこの国もあります。日本の中でも、自然遺産3件、文化遺産11件、14件ありますよ。この14件を回るだけでも、ちょっと本気で回ろうとすれば、十四、五年かかりますよね。熊野参詣道を訪れたら、1年で済まないみたいな話になる。さらに、暫定リスト登録物件がいっぱいあるから、ここには、ある趣旨の、さっき言ったみたいな、世界遺産になると何か潤うみたいなことは、もう存在しないみたいな感じもしなくはないんですよ。

そうすると、宗田さんがお話ししていたみたいなことということは、世界遺産になるかならないかということと関係無く、すごく本質的なことであるわけです。コンパクトシティの話もありましたし、「撤退の農村計画」だとか、「縮退の都市計画」という話もありましたけども、いずれ、その人々が定住するその地域の形態は、これからはたぶん大きく変わっていくと、たぶんというよりは、宗田さんは絶対変わっていくということをおっしゃっていたわけです。それを遅くしたり、その変化の方向を多少は変えることはできたとしても、確実にそっちの方向に、川が滝となって落ちるように向かうということだったんですね。

宗田さんがきのう、いろいろお話ししてくださった話で、ひとつ、私もうまく説明できなかったなということで、いろいろ優れた観点をお伺いできたというのは、やっぱり、そこで暮らしていくということの意味と、その遺産との関係というのが、とても明解だったと思えますね。遺跡の整備の話をする、何か遺跡を整備したから活用とかいうことを超えて、なるべくその計画段階から、どう活用するから、こういうふう整備しようということはやってきたわけで、それすらまだなかなかそういうふうにはならないんですよ。それよりもっと、一步手前に事の本質があるように、私は思ったんですね。だから、それで、むしろ、遺跡とか遺産の話の原点とするよりも、地域を起点として考えたいという、やっぱりその地域には、いろんな人が住んでいるわけで

すね、遺産なんかぜんぜん関係無いという人も間違いなくいるわけです。

いま、大島さんの話では、伊達市民すべてが、その関わりを持つように目指しているということでした。そして、伊達市に行くと、市民はみんな、そうした流れに取り込まれちゃっているみたいな勢いもありましたけれども、実際は、そういうことはないわけです。

あるいは、すべての人々が、そういう遺産のことを年がら年じゅう考えたりしているということがあるとすれば、逆に、何かバランスを欠いているようにも思います。なぜならば、歴史的にも、失ったり傷ついたりしてきたことが、遺跡や遺産を認識させてきたわけですから。

そういう過程で、平野さんが熊野古道で取り組まれたプロセスだとか、稲葉さんがストーンヘンジのマネジメントプランで示されたことは、あまりみんなで共有されない部分があると思うんですけどね。

ちょっと、中途半端な突っ込みになりましたけど、私、このまましゃべらないといけませんかね。

平野さん、この辺りでまた、お願いできますか？

**【平野】**では、いまの観光の話で少しお話しさせていただきます。本日、資料でお配りした「熊野古道アクションプログラム」の中にも、文化観光のことが書いてあります。「熊野古道ツーリズム」という言い方で文化観光について述べています。

その地域の文化の本質に触れる旅をするというのは、とても良い体験だと思います。それを知るきっかけになるようにとプロモーションも進めてきました。

昨日の大島さんのお話を聞いて、私は現地に行ってみたくて思いました。縄文文化が弥生に受け継がれるのではなく、北海道の場合はアイヌに受け継がれているということをおっしゃいました。私にはとても新鮮でした。それを教えていただいたら、「あんなほど、その地域の文化について、そういう見方をしたら興味深い」とヒントをいただいたわけです。それが文化観光だと私は思っています。その観点で現地に赴き、自分たちの文化との繋がりを感じたりすることはとても楽しい刺激です。

熊野を事例にお話ししますと、こんなことがあります。日本の多くの家には神棚と仏壇があります。よく考えると、それらは神道と仏教という2つの信仰の祭壇で、両者を自然に受け入れていることになります。実は、その原形が熊野にあります。

神仏習合という言葉で表されていますが、例えば熊野那智大社には大社の社殿と青岸渡寺の寺院が並んで建立されています。私たちは古から神も仏も一緒に信仰してきた証です。また、修験道というわが国特有の山岳信仰



は、仏教と神道のほかさまざまな信仰が混じって独自に発展してきたものです。その信仰が近世では非常にポピュラーなものだったそうです。

私たちの祖先が、信仰においてそういった考え方を編み出し、今の私たちに影響している。熊野にその形が残っている。北海道には縄文の遺跡が残っている。そういうことが分かれば、それぞれの地域をとっても興味深く感じると思います。そして、行ってみたい。そういう旅をするというのはとても素晴らしい経験ではないかと思っています。

昨日、宗田先生がおっしゃっていたように、日本の人口は減少のトレンドにあります。その中で、サービス業などの人たちがどう市場を捉えていくか。今までのように定住人口で捉えずに、人が旅などで移動するという移動人口で経済効果を考えるようになってきました。

すでにヨーロッパがしっかりやっているように、観光産業は大きな経済効果をうんでいます。それを表面的な観光にしてしまうといろいろ問題が生じたり、長続きしなかったりします。だから、観光先進国ではそんなことはやらずに、じっくりその土地の文化を知り、本質に触れる観光を進めている。そういうことが、人生の経験としてすごく大事なことだと分かっているの、それを実現する手段として文化観光が成立していると思います。

【大島】 もちろん、私もそれは大賛成です。昨日のレジュメにも書かせていただきましたが、私は、最近、「知的観光」という言葉を使っています。従来の見る観光とは違う、体験する観光でもない、「知的観光」として、「学ぶ」からさらに「考える」というところまで一歩進めた形で遺跡を観光資源化することが必要だと考えています。平野さんがおっしゃっているように、いままでと違った、物見遊山じゃなくて知的好奇心を持って訪れるという、そういう種を育てていく必要もあるのかと思います。いまのお話は、ずっと入ってきました。

【稲葉】 ここに宗田さんがいると、きっと……。

【平澤】 早く自分に話をさせろということに……。

【稲葉】 ……ということで、唯一そちらに近い平野さんがいるのですが、日本のよきガバナンスの発展は、何を理想とするかというのは別ですけども、いま、日本というのはどういうところにあるんですか。先ほどから、ずっと聞いてみたいと思っていたのですが。

## ■ 立場や役割のこと、ネクタイのこと

【稲葉】 例えば、大島さんの言われるようなことを、学芸員がやるか、誰がやるかは別にしても、そのような施策が、よきガバナンスの中に組み込まれていくプロセス、あるいは、それを文化財として切り分ける必要はないのかもしれませんが、何らかの理想的な調和を求めらるガバナンス、それはどこにあって、それに向かうシステムの中での役割分担で、いわゆる「文化遺産」と言われる分野のロールプレーをしていくわけですけども、どうですか、いまの日本の行政という意味においては。

【平野】 私はダメな公務員ですので、一般的なお答えではないかも知れませんが、ガバナンスということでは、行政の中でベストミックスの役割分担をきちっとやることだと思っています。例えば、そこは企画部門の仕事だからやってください、私は知りません、という縦割りではうまく行かないと思います。それだとその部門だけのマンパワーに制限されてしまいますので限界がありますから。

三重県ではかつて「総合行政」と言っていましたが、それぞれの役割は役割として果たしながら、全体のことを考える。その場面で、私の言葉でいうと「編集」になるんですが、上手な編集作業が必要だと考えています。一種のマネジメントになるのかも知れませんが、それを誰かが果たさないといけない。その役割を意識してやらないといけないというのが、私の実感です。

【大島】 実は、私も15年間のうちで2年間だけ、本庁に出向したときがあるんですね。それは、ある施設の施設長だったんですが、私は喜んでそれを受けました。いま、研究所には9名の正職員がおりますが、9人のうち、学芸員は3人しかいません。6人は事務職です。私は、この学芸員にも、タイミングを見て、本庁部局に行ってほしいと思っています。財政でも、税務でもいいのですが、一番行ってほしいのは経済部局です。商工観光課とかに出て、役所全体を觀る中で自分の専門の文化財をどのように市政にいかすかという視点を身につける必要があるからです。

従来だと、文化財に係る職員は一生そこにいて外に出ることがない。例えば、平野さんのように企画部門から図書館に異動させられると、みんなブー垂れてしまうん

ですよ。特に埋文センターの職員なんかは、埋文センターから役所の部署に異動させられると、「おれはもう終わりだ」みたいなところがあるわけですね。

埋文行政だけでなく美術館や博物館行政も、今ほんとうに疲弊していますよね。大阪府知事が、そんなものやらないと言うぐらいなんですから。おそらく、そうした原因の一端は、私たちにあるのではないかと思います。私たちは、埋文行政に関わっていようが、図書館に関わっていようが、教育委員会に関わっていようが、どこに関わっていても、市政の中にきちっと確立したステータスを築くんだという意欲が無さ過ぎますよね。

それは、長い歴史の中でそういうふうになってしまったので、いまこれを急に変えるのはなかなか難しいと思います。でも、いまからでも、私は遅くないと思います。そして、変えなければいけません。

**【平澤】** そういうのはありますよね。

例えば、私は、もともと研究所に入って、それで文化庁に行って、またこっちに戻って来ましたけれども、また出ていくかもしれない。そうすると、そこで、与えられていたある種の「役割」があるんですね。だから、そのことの中で、大島さんがおっしゃるような、何か、組織の一員である以上は、組織の文脈に沿った、ある種のきちんとしたステータスがまずないと、何の話も進みようがないということだと思うんですね。

**【大島】** そうですよ。予算一つにしてもね。結局はやっぱり文化行政の部門というのは常に後回しにされていますからね。

埋文行政が予算的にも突出しているのは、別に、そのまに理解があるわけではないですよ。文化財保護法の中で発掘調査費用が計上されていくということだと思うんです。私たちがほんとうにやりたい文化財の保護だとか、史跡整備だとか、そのあとの活用なんかだと、ほとんどお金が出てきませんよね。

本来、そういうふうにお金をキチッと担保するためには、やっぱり、私たち現場にいる人間がもう少し役所の中できちんとしたステータスを確立していく必要があるのかなと思います。改めて、私、平野さんを見ててそう思いました。

**【平野】** ネクタイしてないけど……。

**【大島】** 私は、象徴的に言ったの。別に、平野さんがだめなんて言ってないです。逆の立場なんです。平野さんは、ネクタイしなくてたっていいんですよ。

**【平澤】** あの、きょうは、私は、いつもネクタイ無しで、あんまりこんな格好をしないですけど……。

**【大島】** そうですよ。



**【平澤】** 大島さんがいらっしゃるということもあり、また、司会みたいなこともやるので、こういう格好をしておかないといけないと思ったりして……。

**【大島】** 何かすごく次元の低いような話をしているような印象を、皆さん、受けるかも知れませんが、私は、これはかなり大事な話じゃないかと思っているんです。

別に平野さんの話をしているんじゃないで、私たち現場に関わっている人間というのは、役所の中でどういう扱いをされているかということ、なかなか厳しいですよ。私は44歳の時に、管理職で役所に入りましたが、すぐさま部長に呼ばれました。「少しネクタイぐらいはしてくれ」という話ですよ。私はまったくしませんでしたから。別にネクタイで仕事をしているわけではないと。ネクタイなんかしなくてきちっと仕事はできるというぐらいに思っていました。

でも、そういうことではないということがだんだんわかってきました。役所では、これはユニホームなんですよ。市民に信頼を得るためのユニホームなんです。だからネクタイを外すためには、「クールビズ」という理由を考えなければならないんですよ。そうでなければネクタイを取れないんですよ、首相だって。

**【平澤】** でも、あれは、例えば——ちょっと、脱線しますが、私なんかは、むしろこうしていたほうが、ちゃんとするというのも違う気がしますが……。

**【大島】** いや、それが大事なんです。

**【平澤】** 役人として立ち回るのと同時に、ある種の毒気から守るための甲冑みたいな部分もあるんですよ。

**【大島】** なるほど、ありますね。

**【平澤】** だから、クールビズと言われたときに、僕は、ネクタイは、むしろネクタイに仕事をしてもらおうと思って、逆にネクタイをし続けましたよ。

**【大島】** おっ、私もクールビズでも……。

**【平澤】** 逆に妙じゃないかと思われるくらいに頑なにネクタイも外さないというふうにして……。



【大島】 ちょっと余談で、青森県教育庁の岡田さんから聞いた話ですが、岡田さんが文化財保護課長になって間もない頃、埋文センターの職員を呼びつけ、机の前に立たせて説教をして帰したんだそうです。そうしましたら、上司に「岡田、ちょっと来い」と呼ばれて、「おまえな、業者をあまりいじめるな」と言われたっていうんですね。これは本当に象徴的だと思うんですが、上司は岡田さんが自分の部下を叱っているんじゃないかと、その遺跡に関係している工事の業者さんを叱ってると思ったんです。上司にしてみれば、埋文センターの調査員がネクタイをしてくれれば、別にそれは、業者と間違ふことはなかったはずなんですよ。

きのうもちょっと、ネクタイをした途端に係長になった話もしました。ほんとにそんな話があるのか、とか思っただけじゃないかと思えます。そこにも、ちょっと耳を傾けてみるということが必要だと思います。結構、過酷なんです、この世界は。

【平澤】 いまの大島さんの話から、少し発展させたいんですけど、例えば、大島さんが取り組んできた中で、それは、そういうことで、きょう、大島さんが北黄金貝塚の話をつまみ、遺跡本体の話をしなかったのが、大島さんの一番弟子の青野さんが第1回の研究集会で発表された要旨をお配りいたしましたけれども、青野さんとかに、そういう意味でも、きちんとしろ、ということをおっしゃったという話が、これはもう、私は耳にたこができる、詰まるぐらい聞いてきたわけです。でも、それは、例えば、大島さんが取り組んできた中で、いまある、噴火湾文化研究所なり、伊達市のやり方というか、大島さんのやり方です。それと、稲葉さんがおっしゃった、例えば、コミュニケーションだとかネゴシエーションだとか、そのプロセスを担うべきプロフェッションは、みんなネクタイをしてしなきゃいけないのかという話でもないわけですよ。

ですから、例えば、きょう、お話しされた事例がいくつかあった中で、ちょっと一様ではないという感じを少

し教えていただけたらと思うんですけども、それに取り組む上での行政的な環境も、地域社会の環境も違いますし、個人の能力や資質も、みんな違うと思うんですね。そういうことで、こんなに違いがあるみたいなお話とかはありませんかね。

【稲葉】 海外とかで？

【平澤】 海外のというか、一緒にやってこられた方について。別に、海外にこだわりませんけれども。

【稲葉】 それでは日本国内のことで。

私は、3年間、伝建部門にいたことがあって、当時、伝建地区というのは50くらい、いま、いくつでした？80近くになりましたよね、いま、伝建地区は……。

【平澤】 84ですかね。

【稲葉】 十数年前に私が担当した時は、確か53だったのを私は覚えているのですが、伝建地区の担当部局が、市町村の教育委員会にあるか、都市計画部局にあるか、観光課にあるかは、一応、伝建地区については、どこにでもあってもいいということになっていました。

その結果、例えば、京都市では教育委員会ではなくて、都市計画部局が担当しています。それから、確か徳島県には観光課が担当していたところもあったと覚えています。そういうところのほうがうまくいっていたかどうか。また伝建地区の担当者は、学校から異動してくるか、行政の中で異動してくるかでしたが、どちらがいいか。当時としては、その頃の思いでどっちがいいかということをお話ししたこともあったように思いますが、いまは、それがどうだったかをお話しするのはやめときましょう。学校の先生の経験を持った方が来るのがいいか、それも日本史の先生がいいのか、それとも行政の人が回ってくるのがいいか、それも企画部門から来るのがいいのか、当時は、私としては、私なりに考えていたつもりです。それから教育委員会にあるのがいいのか、都市計画部局にあるのがいいのか、よくないのかについても……、そういうなかで私自身は、宗田さんのような立場に立って都市計画の側からみてみたり、歴史の側に立って、厳しく、「そんなことを言ったら、遺跡の保存はできないじゃないの？」という立場に立ってみたり、いろいろ右へ行ったり、左へ行ったりしながら来ましたけれども、ただし確実にそうだといえることは、日本の場合には、結局、「人」で動いていたということですね。

そしてそれが、資質的にそういうことができる人であれば負担にはなりませんけれども、そうでない人と負担になる。無理をしてかわいそうだなという感じがしたこともありました。例えば、伝建地区でいうならば、当時、5人くらいですかね。いまでもすぐにも名前が浮か

びます。何か問題があると、彼らの間で情報が飛び交って、物事が解決していくんですね。私は開発途上国へよく行きますけれども、保存にとって何が大事だということを話すときに、そういう経験を話したりもします。

それは、国のトップの組織がしっかりしたからといって、絶対地元の人への精神的負担の軽減にはならないんですよ。で、その精神的軽減負担をするのは、「横の繋がり」ですから。ですから、そうした個人の名前を、私はいまでもすべて覚えています。それに支えられてきたということを思います。そう、実は、大島さんに支えられているわけですし、平野さんもいるし、いま、ここでは名前を出さないたくさんの人に支えられています。ただしそれは、「人」に頼っているのであって、それが制度として、それでいいかどうかという疑問はありますが。

【平野】 海外でも組織ではなく「人」なんですか？

【稲葉】 もちろん、「人」ですね。

【平野】 そうですか。私も個性で仕事をさせてもらって、迷惑をかけているほうだと自覚しています。

以前、阪神・淡路大震災の後に防災行政を担当していたときの話です。大きな災害の後ですので、国、都道府県、市町村といった行政は勿論のこと、ボランティアなどの市民セクターも一所懸命頑張ってくださいました。そのなかで、地域の市民とも協働が育まれていきました。そのときにある市民活動家から言われた、私がいまも大事にしている言葉があります。

「平野さんは、後のことは考えなくてもいいから、いまの仕事に就いているうちはひたすら頑張ってください」

役人は異動することは百も承知しているから、いまを頑張ってくれさえすれば、後は自分たち市民側が引き継ぐ覚悟がある。それを地元で引き継いでやるのが自分たちの役割だと言ってくれたのです。その力強い言葉で、私はとても気が楽になったことを憶えています。

「そうか、自分が一生懸命やったら、その分、市民が受けとめて、地域でバトンタッチして発展していつくれるんだ」と分かったのです。

私は、結局、仕事もそれぞれの個性でやっていくしか

ないと思っています。各自の個性を最大限発揮して成果を出して、その成果を地域の行政や市民が発展させていく。もちろん、後任とも引き継ぎを行います。地域の行政や地域の市民に引き継げることが何より大切だと感じています。

【大島】 平野さんが図書館に移られた後は、平野さんの後任でどなたか人は来ているわけですよね。

【平野】 もちろんそうです。

【大島】 その方もやっぱりアクティブにやっておられますか。

【平野】 その方の個性もあり、私よりきちんとやっているとところが多々あれば、「ちょっとできないかな？」と言われたこともありました。必須のことでない限り、それはある意味、個性が良いのだと思っています。地域の人にとっては、行政の担当者が変わっただけで、地域全体の効果が変わらなければ問題はいいわけですから。

【大島】 あともうひとつね。きのうからちょっと気になっていたのは、それぞれ市町村がありますよね。そういうところには学芸員さんや専門職の方はいらっしゃるんですか。

【平野】 もちろん、市町にも専門職がいます。

【大島】 そういう人との関わりというのは、どんなふうにされたのでしょうか。

【平野】 私が大事にしてきたことに、飛び越してやらないということがあります。市町の学芸員などの専門職の人たちというのは、県の教育委員会の担当者がまずはしっかりおつき合いしていただいています。私たちは、市長部局や町長部局の地域振興や観光振興などを通じて、学芸員等と交渉を持ったりしてきました。

【大島】 熊野古道が世界遺産になった後で、その活用の段階に入ったときにも、やっぱりそういった専門職の方、学芸員の方というのは、活躍できているんですか。

【平野】 もちろんです。市民が日常的に実施している小さな補修の相談から、文化庁に申請する大きな工事の設計まで、さまざまな局面で活躍していただいていると思います。

【大島】 わかりました。

【稲葉】 人の個性という話ですが、それで思い出したことがあります。BBCが5回ぐらいの特集で、世界各地の文化遺産があるところの、その文化遺産の保存に、どういう人が、どういうかたちで頑張っているのかという特集番組を、1本30分ぐらいですかね、そうした番組を流したことがあります。

私としては、私が知っているような国際専門家だったら、それはいかんかと思っていたんですが、幸いに出て



きたのは、全部しっかり地元の人でしたね。すべては録画できなかつたのですが、販売されることになれば、揃えたいと思っています。それから、宗田さんの話にもありましたけれど、日本を含む先進国はどこも、これから成長することはありませんから、どうやって現状維持を続けるのかということを考えていかなければならないのですが、どこの国も基本的には、日本でいうと「歴史まちづくり事業」ですかね、これに農村を含んだようなということで、広く言えば、「文化的景観」に相当する制度を入れて、それを地域おこしに役立てるような施策をどこでも組むということになってきています。

そのときの資金源は、アメリカ合衆国であれば、国はひとつですが、EU圏内になると、EUという機構から直接補助金が、たしか、一応、国の認可が要るんですかね、しかし、市町村に直接行くわけですけども、その中で、「遺産を生かしたまちづくり」が、予算取りの重要な項目のひとつですので、旅行をしていますと、どこへ行ってもEUの補助金をもらったという看板が出てくるんですね。そうすると、これを仕掛けているのは誰か、この予算を動かしているのは誰か、というのは、まだ具体的な事例調査はわずかにしかしたことがありませんが、誰が仕掛け人で、誰がどういうふうに動いているかというのは重要なことかと思しますので……どうですか。奈文研で調査する価値はあるかもしれないのでしょうか。

【大島】 それは何ですか。

【稲葉】 基本的には、やはりまだ行政の誰か、ということぐらいですね。その行政が、コンサルタントを市の職員として雇っているケースを、いくつか世界遺産のケースでは確認したことはあります。

## ■その後の展開、それを継ぐひとびとのこと

【平澤】 いまの話に関連して、大島さんにちょっと個別にお伺いしたいんですけども、いま、団塊の世代が退職をして、第2世代というのかな、広く言うと第3世代ですけれども、その人たちの課題って、この30年ぐらい、「遺跡の整備」と言って、よく文化庁なんかの立場からすると、「これ、いい仕事したなあ」ということで、事例をたくさん把握しておかないといけないわけですけども、稲葉さんがおっしゃりたいように、大体、全国に、まあ言えば、朋友がいるわけですね、「今後ともよろしく願います」みたいな感じで。

そうすると、そういう願う人たちの核にいる人ですね。名前を挙げるのは控えたいと思いますけど、そのそういう人たちが、いなくなった後、何かこう、骨が

抜けたみたいなふうになっちゃうみたいなのがやっぱりいくつもあって、そこで、大島さんにお聞きしたいのは、例えばこの10年、15年やってきて、いま、伊達市噴火湾文化研究所でたくさんの方が入れかわりていろいろ結びつけてやってらっしゃるのを現地にお伺いしていろいろお聞きしたことがありますけれども、例えば、ここで思うのは、大島さんの退職ということですか。

まあ、この場合、囑託か何かのかたちで続けられるということも、たぶん、組織的にはあるんでしょうけれども、でも、大島さんにも永遠に関われるわけではないから、どこかの時点で好きな音楽を聞いて過ごしたいとか、そういう世界もあると思うんですね。

そのときに、大島さんが、まだもう少しエンジンをかけ、モーターを回し、ネジを巻き続けるところがあると思うんですけど、どこかで、特に、「自分がなくなったら、これ、どうなるか」と。例えばさっき、平野さんの話で、替われば替わった人が、そのことを一生懸命、真剣に取り組んでくれれば、その人の個性によって、またまったく同じやり方は絶対あり得ないわけですけども、常に生命力を突っ込みながら続くという、これは無形遺産の考えの根本的なところとも関係しますけれども、伊達市噴火湾文化研究所の場合は、どうでしょう。

【大島】 実は私は、5年ぐらい前からそのことを準備してきました。私のまちは小さなまちで組織も大きくない。10人もいない組織の中で、どうするかということですが、私がすごく大事だなと思ったのは、とにかく次の世代を育てようと思いました。私の次を担う学芸員には、かなり苦しい思いをさせましたが、社会人枠で大学院に行かせ無理やり学位をとらせました。当時の助役や総務部長にもかけ合せて、とにかく社会人枠のある大学院へ行かせてくれとお願いし、道を開きました。研究所からは、前身の文化財課時代も含めて15年間で7人の調査員が巣立っていきました。近隣の市町村は、すべて研究所の卒業生を送り込みました。そういう道を開くということは、団塊の世代が終わったときどのように次世代につないでいくかを考えてのことでした。

世代を交代するとき、もうひとつ切実な問題があります。これからの埋文行政の中で、史跡の整備や活用ということを考えたときに、市民の相手をするということを考えれば、相当に力をつけていないと絶対だめです。ですから、後に続く人間たちにはきちっと研究をした上で、それを活用に役立ててくれと強く言ってきましたね。北海道全体を考えたときに、どこまで後継者を育てていくことができるか、それは難しいとは思いますが、伊達市噴火湾文化研究所がひとつのモデルケース



になればいいなということでした。

もうひとつ、例えば、文化庁の調査官の方なんかもうですけど、私立の大学に非常勤講師で行く時に、おそらく休みをとって行かれているんだと思います。それは、私はおかしいと思って、すぐに私のまちでは改めさせました。例えば私が大学に行くときに、大学と市との間で協定書を結ばせます。そして、私は、合法的に出張で講義に行く。そのかわり、お金を個人がもらうからややこしいので、お金は協定を交わして伊達市の雑入に入れてもらうというかたちをとればうまくゆきます。職員の中では、「学芸員は好きなことをやって、金をもうけているんじゃないの」というやっかみがあります。これを払拭すればいいのです。いくらでも解決できますし、それによって学芸員や調査員の役所におけるステータスは高まります。やろうと思ったらできます。やってないだけですよね。

さらに、もうひとつ。文科省の科学研究費の申請機関になったことです。これは、かなりハードルが相当高かったです。それも1年間頑張って何とか取りました。条例を変えないといけなかったですし、予算に「研究費」という項目を入れなければならないし、学芸員は査読を受けた論文を持っていないといけないなど、かなり高いハードルが設定されていましたが、何とかクリアすることが出来ました。そういったことによって、さらに、役所の中でのステータスが確立されるし、市民の中にもやっぱりステータスが確立されるだろうということです。そういう意味でも人材育成に力を入れてきたつもりです。私は、今年の3月で定年退職ですが、まあ、つぶれることはないと思います。

**【平澤】** これは、例えば、稲葉さんだったら、世界で見てきた組織のあり方からすると、どんな感じになりますかね。そういうことというか、例えば、私たちが世界遺産委員会とかへ行くと、いろいろスターがいたんですね。古くからやっていて、その人たちが議論をして本気

でやってきたことというのが歴史に残って、いまの標準をつくったりしてきた人たちですけれども、だんだん、そういう世界でもなくなっている部分があって、その人たちはいずれ、そんなに、20年先はどうなるかというのは、わからないレベルでもあると思うんですね。そういうときに、「その次」みたいな世代です。

**【稲葉】** 3つ。

ひとつは、世界遺産委員会、そしてICOMOS<sup>3)</sup>という領域で、いま、大きな声、声を通る人たち、あるいは、それが歴史に残っていく人たちというのは、すでに、60代から70代です。それが、いつまでも、その人たちの声通っているように見えるのは、若い人が育っていないということではなくて、若い人の興味が、遺産には向いていたとしても、そこに入っていない。それはなぜかということは、たぶん、ICOMOSが成立したのが1965年ですね。そこから含めて、ひとつのある世代のブロックがある成熟をしたんだと思うんですね。そこから次へと動いていくときに、若い人は何か新しいことをしたいのですが、しかしそれがまだ、前のものが残っている中では魅力あるものが探せていないのか、古い世代の遺産保存理論の継承をしようとしているのか、何か新しいものを探そうとしているのか、若い人たちはそのどこにいるのか、そういうことを、私はずっと考えてきています。現在の遺産保存理論と言われるものが、このまま発展を続けていくことができる、自浄作用のような、そういうものがあるのか、それとも別の方向へ行くのかというのは、まだわかりません。いま、この段階では私は答えを持っていません。

それから、遺産の保存のいろんな理論とか理念とか、あるいは手法とかがあるとすると、それはもう既に、地域経営の手法の部分であるわけですよね。例えば世界遺産とかICOMOSで声大きい人は、古いタイプの遺産保存の理念を追っているわけではないのです。新しいことを言っているのですが、しかし、社会のあるひとつのグループ、あるいはひとつの学術領域の完成した姿がまだ見えていないのです。成熟し切っているのですが、そうでありながら、しかし若い人がいま、入ってくる確たるものがないということです。

3) 国際記念物遺跡会議（イコモス：ICOMOS/International Council on Monuments and Sites）は文化遺産の保護に関わる国際的な非政府組織。1964年にUNESCOの支援の下にヴェニスで開催された第2回歴史記念建造物関係建築家技術者国際会議において採択された「記念物と遺跡の保存と修復に関する国際憲章」が採択されたことを受けて1965年に設立された。本部はフランスのパリに所在。

もうひとつ。開発経済学に関する本で、開発経済学は、経済学の研究者から評価されていないという文章を読んだことがあります。というのは、理論がない。ケーススタディーの積み上げにしかすぎない。文化遺産の保存も同じで、いまのところは地域経営のケーススタディーの積み上げですよ。その中から、いまはまだ理論を抽出していく段階にあるのか、そもそもそういうものではないのか、ということも私は気になっています。

声の大きい、といっちは何ですが、国際的に知られている専門家である例えば、ハーブ・ストーベル氏<sup>4)</sup>などは、平澤さんを含めて、ここにおられる方々の中にも彼を知っている人は何人もおられると思いますが、彼は、「若い人は、最初は少し興味を示すんだけど、出ていく」と言っていました。カナダでのことですが、しかしそれはきっと、現在の文化遺産の保存の理念あるいは制度といったものが、長い時間を経て成熟して、ある到達点に来てしまったということなのかもしれないとも思っています。

【平澤】 例えば、日本の世界遺産の推薦の関係で言えば、琉球王国のグスクまでですかね—— ICOMOS がプレゼンテーションをして、それを委員会が審議するというかたちで、文化遺産のプレゼンテーションの、たぶん、7、8割ぐらいは、ヘンリー・クリア<sup>5)</sup>というひとが担当していたんですね。

このひとはもともとイギリスの鉱山史の専門家ですが、いろんなことを取り扱ってきました。いま、稲葉さんが挙げたハーブ・ストーベルというひとは、ICCROM<sup>6)</sup>という、ローマにある文化財修復のトレーニングセンターにずっといて、若い方と議論をするのがとても好きで、そういうディスカッションをする、サンタクローズみたいな顔をしたひとですけども、そういう人たちがそろそろ退役する時期を迎えて来ているということです。

4) Herb STOVEL カナダ出身。建築学、遺産保護などが専門。1984年からICCROMにおいて数々のプログラムや研修の指導を担当し、2004年まで遺産継承部門の代表を務めた。現在はカルトン大学勤務。

5) Henry CLEERE イギリス出身。鉱山考古学、考古遺跡管理などが専門。1992年から2002年まで、ICOMOSで世界遺産コーディネーターを務めた。

6) イタリアのローマに本部を置く文化財保存修復研究国際センター（イクロム；ICCROM/（International Centre for the Study of the Preservation and Restoration of Cultural Property at Rome）は、文化財の保存修復における学術的・技術的問題の助言、専門家の育成と修復技術の向上を目的とする政府間機関（IGO；Intergovernmental Organization）。1956年の第9回ユネスコ総会において採択された規程に基づき、1958年に規程が発効したことを受けて1959年に設立。日本は昭和42年（1967）に加入。

## ■その地域に必要な人材や体制、そして姿勢

【平澤】 最近の、世界的な議論について、これはまた世界遺産の話ばかりで恐縮ですけども、例えば、世界遺産条約の取組に参加しているのは、184ヵ国とか、そういう状況です。世界に存在する国と地域の約8割から9割の国がそのプログラムに参加していることになりました。その中で、そういう、かつて主要なプレゼンテーションをしたり、議論を組み立てて、その基礎を支えてきたメンバーは急速に入れ替わっている状況にあります。

その先、どうなるのかなという思いで、先ほど、いままでの遺産保存理論というのは、ある種、例えば日本の中で言えば、遺跡の整備でも、建造物の保存修理でも、伝統的建造物群保存地区の取組でも、——文化的景観はまだ始まったばかりのところですけども——、かなり実績を積んで成熟をしてきています。ときに契機があって、これは、そういうものを総括してきたと思うんですけども、それでこの先もできるのか、という、きのうの宗田さんの話からしても、とても象徴的ですけども、社会は、そのままではないわけです。どんどん変わっていく。その中で、どうするのかということに関連して、前回の研究集会の報告書をお配りしましたが、たぶん、総合討論の一番最後のほうに——いまはちょっと確認しませんが——宮城さんが、もうそろそろ地域から見る視点というのを、もっと議論していくべきではないかということをおっしゃっています。

宮城さんのスタンスは、いま言ったのと、ちょっと正確には違うと思いますけれども、その議論の中で私が理解したのは、何と言いますか、これは、稲葉さんが遺産管理のプロフェッションとおっしゃいましたけれども、遺産に関わるそのプロフェッションは一体どこにあるのか、ということなんだと思うわけです。

いま、大島さんはとにかく伊達の中で、これをどうするのかというときに、いろいろご苦労されてきた話をされました。例えば、それはステータス、それから、きちっと研究をして、それをある種、ごまかさずに、難しいものを、ルビを振って分かりやすくしたとような話ではなくて、その本質を伝えるということを大事にされたとおっしゃっていました。あるいは、そういう中で、平野さんのような、いわゆる行政を進めていくのにどうしようかという立場の中での話もあります。それをまた稲葉さんにも、少しその辺の感触をお伺いしたいんですが、大島さんが言うような専門性ということと、遺産に関わるコミュニケーションだとかネゴシエーションだとか、そのプロセスを進める人材が、どういうことを心掛

けていくのかというんですか、何かうまく言えませんが、そのあたりについて、ちょっとコメントをいただけたらと思うんですけど。

**【稲葉】** 私のスライドに、建築史学者、考古学者、美術史学者と、いろいろプロフェッションが登場しました。そのうち考古学は恵まれた位置にあるというか、建築史、美術史とかをやっている、そのままでは文化遺産のプロフェッションとして成立しないのであって、卒業すると建築なら建築関係、それから、美術なら美術関係に、それぞれ就職していくわけですね。考古学、すなわち、埋蔵文化財の分野だけは文化遺産のプロフェッションとして、かなりの専門家集団が成立していたというのが、これまでですが、それが今後はどうなっていくかが問題ということですよ。文化遺産の保存を担ういくつかの役割分担の中で、価値を分析する専門家——考古学、建築、美術——は絶対に必要ですけども、それが、行政に必要があるか、ないかということは、当然将来問われるであろうというふうに思います。

私の講演の中でもお話ししましたように、国際機関が遺跡の保存のワークショップをするときには、純粋な考古学の授業はあえて組み込まない。少なくとも、それは大学がするべきことなので、遺産の保存の国際機関が行う短期のワークショップでは外す。たとえ遺跡の調査法であっても「少し違うんじゃないか」と、国際機関の職員は言ってくる。もちろんそういう基礎研究も大事だということは、私も当然そう思いますけれども、しかし、文化遺産の保存にとっては部分でしかないわけですね、価値を評価する上での一部に過ぎないわけです。

例えば、価値の所在が多様になってくると、極端な例を挙げると、日本でいえば、重文・国宝クラスの美術工芸品は、しかるべき美術史学者が評価するのがいままでだったので、しかし今はそうではなくて、そうした学術研究者は、価値を生み出す人々のワン・オブ・ゼムとなって、そこに住民が入ってくるということもあり得るようになっていきます。そうすると、ますますアウトソーシングが進むことになるわけです。

その中で、そういうこうと総合的に扱うプロフェッション、新たな保存管理のプロフェッションというのが、独立した職業として成立する社会かそうでないか、日本ではどこにあるかという、それは、まだ、行政の範疇にあるのではないかと思います。その行政に入る人の、例えば、そのバックグラウンドが考古学、建築学、そういうものであるほうがいいかもしれない。まあ、どうかな、その辺はわかりませんが、ただし、そこをあまり問うと、それは外部の学者でも代行できることなのか



もしれないということになってしまって、もし必要なノウハウがあるとすれば、それは、行政のプロフェSSIONナルということとほぼニアリイ・イコール、同じことになってしまうのではないかと考えています。

**【平澤】** その辺については、平野さんは、どんな感じを受けられますか。

**【平野】** 稲葉さんのお話からは少しずれるかも分かりませんが、先程の平澤さんのお話を聞いて思いましたのは、私には専門性も含め卓越した能力がないということです。

カルチャーセンターで講座を企画して、そこから雑誌の特集があったり、テレビ番組が生まれたりしましたが、それは講師になった先生や雑誌の編集者、テレビのディレクターらの仕事の成果です。自分では何もやってないのです。ひとつだけ自慢してもいいかなと思うのは、人を見る目があるようなんです。

「平野さん、キャスティングがうまいな」ってよく言われるのですが、実は私はそれをモットーにしています。「キャスティングに成功したら、この仕事は大丈夫」、そういうことをよく考えています。

私の仕事のやり方は、ちょっと変わっているかも知りません。まずゴールのイメージを決めて、その役割に相応しい適材をキャスティングする。その後は、適当に進行管理していく。ただそれだけなんです。

そして、なるべく多くの人に関係してもらう。これも秘訣です。行政の特性なのかもしれませんが、なるべく多くの人に絡んでいただくことを大切にしています。

多くの方に参加いただき、キャスティングをしっかりして適材を配置して、あとはそのゴールのイメージに向けて進行管理していく。

この方法は何でも使えると思っています。これまで世界遺産で8年間やらせてもらいましたが、何とかできた

ように思います。1995年に着任した防災のときもそうでしたし、その後のISO14001の県組織への導入のときもそうでした。

地域社会のため、公共のために仕事をするという行政の大きな特性を前に出して、大勢の関係者にご協力をいただき、地域のためになるようなことを少し頑張る。

平澤さんのお話に直接答えられたかどうかわかりませんが、私はそんな方法でやってきました。

**【平澤】** 非常に大事な話が聞き出せたなと思って、私「うまくいった」とか、いま、ちょっと思っていたんですけれども、稲葉さんはいかがでしょう？

**【稲葉】** ひとつだけ。

遺産の管理は、むしろ行政ガバナンスに近いというお話を何度もしてきましたけれども、その部分である遺跡の直接管理は、これは確実に専門家の仕事ですから、それは誤解のないように、追加します。

遺跡の直接管理、例えば、遺跡が遺跡公園になったときの公園の価値の管理、あるいは、それはもちろん考古学なり、建築学なり、そういう専門家がやっていくことだろうと思います。

**【平澤】** いま稲葉さんがおっしゃったことは、私の持論とも合っていて、私が最近、この5年ぐらい考えているのは、遺跡で言えば「遺構」に代表されるような諸要素ですね。

その保存については、専門家が行政にいるか、どこかの大学とか研究機関にいる専門家であるかは置いといても、その専門家がきちんと、「これはこうすることで、保存ができるんだ」ということはきちんと取り組まないといけないと思います。

けれども、その上にある、遺産・遺跡について、例えば、きのう宗田さんが言っていた「遺跡」は、例えば平城宮跡とか北黄金貝塚とか、埋蔵文化財系の「遺跡」のことで、遺跡一般で言うとは違うところもありますが、そういう地上部に形跡が無いタイプの遺跡、日本に特徴的な「遺跡」ということになってきますが、その場所が、必ず地域の中で、一定の区域を占めるわけです。

そこは、地域でも、もっと広い範囲で、国でも、世界の観光旅行をされた方にも、そこが何か、大事な場所だなということで、社会から位置づけられて、遺構とかについては専門家が確実にとにかく保存の措置をするわけですけれども、そこがそういう場所でない限り、それは単に、例えば、文化財保護法の史跡に指定して物理的に残すことになっても、それは、ほんとうの意味での遺跡の保護には繋がらないかも知れない。

私は、遺跡の保護は、そういう地域の中で、地域の在り方とともに将来に繋げていくことそのものである、ということ、常々、この四、五年思っているわけです。

## ■ 「地域文化」として

**【平澤】** 最後にいく前に、いまの平野さんと稲葉さんのお話を聞いて、大島さんの感想を一言聞いて、おわりに、私が皆さんにこういう観点でというのを申し上げたいと思いますので、大島さん、一言お願いします。

**【大島】** 稲葉先生が最後におっしゃったように、「地域文化」としての遺産とか遺跡を最前線で支えなきゃいけないのが、私たちであることは間違いありません。しかし、日本の蔵文化財行政の在り方自体は、そういう理念を受け容れる方向にはだんだん無くなってきています。



昨日もちょっと話しましたが、このことは、真剣に考えるべき時期に来ているんじゃないでしょうか。つまり人の配置の問題も含めてです。

今後、発掘調査が減少し、埋蔵文化財センターなどの公共的機関がなくなってくれば、当然、全国各地に7,500人ほどいる調査員とか学芸員などの遺跡の関係者の処遇の問題が出てくるわけですね。しかし悲しいかな、学芸員は発掘だけに専念していたという傾向があると思います。ですから、昨日の話じゃないけれど、「発掘が無くなったから、はい、お払い箱ですよ」となるんだけど、それは個人の問題ですということに収敛してしまったら、何も言うこともありません。

しかし、「地域文化としての遺産・遺跡」をどうするかということを考えたら、やっぱりそれでは困るわけです。発掘が終わっても、史跡に指定されたりすれば、すでに発掘したものは確実に残るわけですから。その残ったものにもやっぱり意義がある。その残ったものに大きな意義があるからこそ、巨費をかけて、いまは1,200億円のお金をかけながら発掘調査をしているわけです。そういったものは間違いなく、きちっと理解していけば、地域にとって掛け替えの無い遺産だということがわかっていくわけですから、だとしたら、私たちがその部分に関わっていくという努力をする必要があるんだと思います。新たな、学芸員の役割が出てくるのです。私たちは、このことに気づくべきです。でなければ、本当に埋蔵文化財関係の調査員や学芸員は絶滅します。

さらに、自分のまちで自分が関わった遺跡が「地域文化」として大きな価値を持っているんだということであれば、行政も含めて地域の考え方も転換する時期に来ているんじゃないかと思います。そのためには、システムを変える必要もあるかもしれません。いまは、地域の文化財は地域が護るという理念だけが一人歩きしているところがあります。これまでは市町村は、遺跡は掘れば終わりという意識が一般的で、「地域文化」としてそれを活用しようという発想にはありませんでした。ましてや、市民のレベルまで、大事だからそれにお金を使うなどということが理解されている自治体はそうたくさんはないはずです。でも、そのこと無しに新しい埋蔵文化財行政の創造はあり得ませんし、それを最前線で推進してゆくのは、「地域文化」を担っている私たち学芸員や調査員です。何とか、それを後押しするような大きなシステムづくりを都道府県や国も考えて欲しいと思います。

そういう意味でも、遺跡や史跡を「地域文化」として捉える考え方を定着させてゆくことは重要だと思いましたが、きょうのディスカッションを通して、会場の皆さ

んとそうしたことを共有できたことは、有意義であったと思います。

**【平澤】** 何か、まとまっちゃったみたいなんですけど、稲葉さんと平野さんと、何か一言ずつお願いします。

ほんとうは、きのう、宗田さんがとにかく、姿勢・着想の転換が絶対必要なんだということをおっしゃいましたけれども、そのときに、多くの方は、ここにいる我々は遺跡を起点としてものを考えますけど、普通、100人のうち99人の人は遺跡から出発してものを考えてはくれないと思うんですね。そこに大島さんや平野さんが取り組んできたことがいろいろ感じさせるところがあるわけですけども、その転換、——いま、大島さんのお話でおっしゃってしまいましたけども、——いろいろ議論の中でも、どう転換すべきかという——「すべきか」というか、こういうことを考えていって、結果、どういう転換を図るのかはわからないけれども、転換を図るべきだということは共通していたと思うんですね。だから、ちょっとそここのところでコメントをいただこうと思ったんですが、どうでしょうか。

では、平野さん、稲葉さんから最後に一言いただいて、大島さんはどうしますか。最後にもう一言ありますか。それでは、今回のこと全部を通して、いまみたいなことも含めての感想など、平野さん、稲葉さんの順番でいいと思うんですけど、お願いいたします。

**【平野】** 簡単にお話しさせていただきます。本日はお招きいただき、ありがとうございます。参加できて本当によかったです。自分がやってきたことを振り返りましたし、大島さんのように頑張っていらっしゃる方に接することができましたから。

また、会場の方からもご質問をたくさんいただきました。ありがとうございます。一部になりますが、お答えしたいと思います。

「市民プランナー、サポーター、アドバイザーといろんな方がたくさん関係しているのに、よくまとまりましたね」というご質問をいただきました。その秘訣は何かというお尋ねでした。

それは事務局の構成にあるような気がします。私たちは、事務局を行政職員のみならず、市民側のスタッフに入ってもらいました。市民側の事務局スタッフがいたことが、参加者からの信頼を得る意味でも大きかったように思います。

地元で行ったワークショップの結果を、翌日には事務局が集まって分析します。行政側、市民側それぞれのスタッフが意見を述べ合って結果をまとめ、そのまま次のワークショップの材料にしていきます。

「前回に話し合った内容はこうでしたが、これでよろしかったでしょうか」と、前回の成果を実直にお示しして積み上げていく。それを繰り返していました。その際に、事務局に行政以外のスタッフがいることが大きかったと思います。

そうして最終回を迎えたときに、忘れられない言葉を参加者からいただきました。まとまってきたアクションプログラムの素案を見て、高齢の参加者が、「これがわしらの計画やな」とつぶやいたのです。

市民プランナー、サポーター、アドバイザーなど多様な関係者が一堂に会して勉強し、さまざまな意見を交わして、その度にまとめを確認し、最終的にひとつの計画にまとめていく。私たち事務局は、まさに編集の作業をやっていたのだと思います。だから、参加された方が実感として、自分たちの計画だとおっしゃったのだと思っています。行政が一方的につくった計画は難しくても、自分たちが作った計画はしっかり守れます。

「これがわしらの計画やな」というつぶやきは、このアクションプログラムが生きた計画になると思えた瞬間でした。

**【平澤】** 稲葉さんはいいですか、何か。平野さんのコメントがとてもよかったので、稲葉さんも何か、お願いできますか。

**【稲葉】** いいえ特に。私は、自分のプレゼンのところで十分お話をさせていただきましたので。

私自身は国内で現場を持ちませんけれども、とにかく海外で、いろんな体制、そしていろんな経済状況の国を旅行してきました、いろんな人と話をしてきたことが、私の話のもとになっていますので、もし私の話したことが、宙に浮かんでいたら、ここにお出での方で何かいいこと聞いたなど言ってもらえるのであれば、ほんとうにうれしく思います。

**【大島】** 私も、じゃ、最後に一言。

これからの文化財行政、特に埋文行政は、発掘から保護・活用へという、まさにそれに尽きるのだと思います。発掘だけで私たちは事足りたと思ってましたが、そうではないんです。確実に時代は変わったし、社会も変わってきたわけですね。自分たちの掘ったものに責任を持つという、この姿勢も必要です。残った遺跡にも責任を持っていくと。まず、自分の掘った遺跡だけにうつつを抜かすのではなくて、掘った遺跡の出土品や記録の保護や活用にも深く関わってゆくという考え方に転換していく必要があると思っています。

**【平澤】** ありがとうございます。

私また一言申し上げたいと思います。

これは、遺跡の整備とか、そういうことだけに関わることじゃないかもしれませんが、さまざまな、先ほどのキーワードでいえば、ステークホルダーですね、それに関わるいろんな利害とか、ある人の声に耳を傾けるというのがまずひとつ、行政とか研究者にとって、重要なことだと思うんですね。そして、耳を傾けて、それを聞きましたというだけじゃなくて、議論を重ねて、さらに、今回、研究集会の講演で、たぶん、一貫していると思うんですけども、ともに行動するという。つまり、いろんな立場の人が、一緒に取り組んでいく。そのことを仕掛けていくのは誰か。たぶん、きょう、きのうの大島さんの話を聞いたら、皆さんのうちに、「自分が仕掛けようか」という気持ちにもなる方々が確実にいるのではないかと思いますけども、またそういう、長く継続していくという、その仕掛けを、その仕組みとか、さっき大島さんの言われている、「自分の後はどうしようか」とかいうことも含めて、次にやっていくということだと思うんですね。

今回、遺跡の整備について取り組んできた研究集会も5回目なので、だいたいこういうことで取りまとめて、また来年度に報告書をつくりたいと思いますが、地域には、いろんなかたちで、文化的な遺産だけでなく、自然的なものもあるんですね。

来年の研究集会について、いま考えているのは、特に文化財の中でも、実際のところ、あまり文化財と感じられていない部分もあるかもしれませんが、天然記念物だとか、自然的名勝だとか、そういう「自然的な文化財」というのをテーマとしたいということです。

この研究集会のキーワードの中で、最初に「マネジメント」ということを挙げましたけども、その他にも、「プロモーション」だとか、「ガバナンス」だとか、それから、第2回の研究集会で出た「インタープリター」とか、「ファシリテーター」であるとか、「コーディネーター」、全部横文字ですけども、地域におけるそういう全体の取り組みをまたいろんな切り口で、来年度以降、少し進めたいと思います。

10分ほど時間が超過しまして申し訳ありませんでした。これで、今回の研究集会を終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

**【青木】** 以上をもちまして、「地域における遺跡の総合的マネジメント」遺跡整備・活用研究集会第5回の全プログラムを終了いたします。ありがとうございました。

なお、本日、若草山の山焼きですので、お時間に余裕のある方は、6時15分頃より火入れがされる予定ですので、ご覧いただければと思います。

— 了 —

## 5 遺跡・遺産のマネジメントに関連する用語

遺跡・遺産のマネジメントを検討するときに、マネジメントをはじめ、しばしばカタカナ語で示される概念が用いられることがあるので、特に遺跡・遺産との関連において、それらの内容の意味するところについて、いくつか整理と解説を試みたい。[平澤 毅]

### マネジメント management

一般に、組織や事業などの経営上の管理のことで、それは目的・目標を実現・達成するためにとる諸種の行動の総体を意味する。遺跡・遺産のマネジメントという場合の目的・目標の基本は、遺跡・遺産が有する様々な内容と価値を明らかにして、それらを保護・継承し、そして、社会の重要な存在基盤のひとつであることを広く普及することにある。さらに、その一連の取組を通じて遺跡・遺産を変化し続ける社会に位置付け、延いては、社会の持続的発展の中に組み込んでいくことも含んでもいうべきである。したがって、遺跡・遺産のマネジメントは、そのような一連の目的・目標の複雑な総体を、継続的に実現していくための統合的な行動といえる。その行動が対象とするのは、遺跡・遺産そのものの内容と特質、それらにめぐる自然的・文化的・社会的な文脈と環境、あるいは、それらに直接・間接に関わる人々・組織・社会の存在とそれらから受ける影響、そして、それら相互の関係などである。遺跡・遺産のマネジメントは、遺跡・遺産とそれらにめぐる様々な環境と人々などとの関係を一連のものとして把握し、調和的かつ持続可能な状態・状況を育んでいくことである。

### プラン／プログラム／システム plan / programme (program) / system

プランは、目的・目標を明らかにし、行動の指針や指標を示すもので、遺跡・遺産の場合には、その将来像を図などによって表現し、それを実現・達成するために必要な様々な方法・手段の整理を含む。プログラムは、プランを実施する手順などを整理したもの。システムは、プランの実現・達成やプログラムの実施を支える体制や仕組みのこと。遺跡・遺産のマネジメントにおいて、プランの検討と立案は必須のものであるが、それに適切なプログラムやシステムの構築が伴わなければ、その効果を十分に発揮することはできない。マネジメントの基盤を成すプランのことをマスタープラン（基本計画）、具体的な実施に係る細則のほか、実施上の課題解決の方法・手段を検討したプランのことをアクションプラン（実施計画）という。手順そのものが、マネジメントの目的・目標の一部を成す場合には、アクションプログラムの策定が重要である。今日において、具体的な遺跡・遺産のマネジメントを検討する場合、このようなプラン、プログラム、システムについては、行政や所有者、地域住民をはじめとする関係者が様々な機会を通じて、ともに検討・実施していくことが必要不可欠なこととなっている。

### ガイドライン guideline

目的・目標を達成するための基本的な方針であり、様々な場面における考え方や行動などに関する原則的な指針を整理したもの。個別の遺跡・遺産のマネジメントにおいては、それらの沿革や取扱いの履歴を踏まえた保存と活用に関する判断基準の構築のほか、将来に向かって実現・達成すべき目的・目標を示したプランの遂行に係る考え方や行動の規範の整理がガイドラインに相当し、マスタープランにおいて示すべき内容を多く含むといえる。

### ストラテジー strategy

的確なマネジメントのプランを遂行するための手順や体制、方針などにに基づき、個別の遺跡・遺産における状況と課題に対応して検討・整理される具体的な方策のこと。ストラテジーは、遺跡・遺産のマネジメントに関する個別の事業・作業・行動などを体系化して目的・目標との関係の整合性を確認し、効率的に実現・達成するために必要なものである。対処すべき個別課題の特質に応じて、短期的・中期的・長期的な整理を行うことも重要である。

### ミッション mission

具体的な方策を実施する上での作業課題のこと、あるいは、その課題を解決する行動のことで、方策の実効性を支持するもの。ミッションの構築は、ストラテ

ジーの組み立て方によって異なるが、例えば、遺跡そのものに関するものについていえば、個別遺構の保存や表現の内容・方法の検討と実施のほか、遺跡の内容・価値の解説・伝達のためのガイダンス体系の構築や講演会・シンポジウムの開催、管理・運営に係る各種ボランティア等とその活動の育成、あるいは、各種事業実施のための許認可事務の処理や予算確保などを挙げるができる。なお、マネジメントの万全を図る上では、各ミッションの成果を踏まえ、それぞれのストラテジーの効果を常に評価しつつ、的確な軌道修正を行うことが重要である。

### プロセス process

或る事象が進行する過程・推移等のことをいう。遺跡・遺産のマネジメントにおいては、その目的・目標を達成・実現するための行動の過程のほか、特に遺産の内容と価値を構成する様々な無形の側面の推移などに対して適用される概念である。目的・目標を達成・実現するための道筋は複数の在り方が想定・検討できるが、実績としてのプロセスは一連の過程・推移として、将来にその実態を理解することができる。また、このプロセスには、不断にその過程・推移の状況を常に把握し、その先の過程・推移を予想し、的確な判断とそれに基づき適切な行動の選択をも含む。さらに、遺跡・遺産を保護し、継承していく人々の継続的な取組は、やがて、そのものが文化を形成する可能性を含んでいるので、遺跡・遺産のマネジメントの上では、実績としてのプロセスが記憶として受け継がれるよう、様々な手段・方法によって記録を蓄積していくことが重要であるといえる。

### ステークホルダー stakeholder

原義は、出資者であることにより特定の組織や事業などに関係する個人や企業、あるいは、ゲームやレースなどにおいて勝者への掛け金を保管する役割のことをいう。特に今日においては、広く、組織や事業の経営上の管理において、それらの支持が無ければ、その組織や事業が存続し得ないような、個人やグループのことをいう。遺跡・遺産のマネジメントにおいては、遺跡・遺産の保護・継承とそれに関わる地域の社会・文化とその振興・計画などに対して、様々な観点・立場から直接的・間接的な利害関係を有する種々の形態の主体を意味する。

### コミュニティ community

大小の同じ地域に居住し、また、そのことによって様々な利害を共有し、かつ、政治・経済・生活などにおいて深い結びつきを有する集団とその体系のこと。日本語においては、「社会」または「共同体」と表現される概念で、文化・自然を基盤とした地理的な共属意識が形成されている地域と照応することが多いので、地域社会（local community）と同義で用いられることもある。遺跡・遺産は、或る場所と範囲に所在することを所与の特質として含んでいるので、そのマネジメントの観点からすると、狭義には、それらの所在を含む日常生活圏、あるいは、政治・経済的に明確な境界を有する地方公共団体の管区に形成されるものであるが、広義には、様々な信条・立場等を共有する集団とその体系のことをいう。遺跡・遺産のマネジメントにおいては、遺跡・遺産の保護・継承に関わる様々なコミュニティと地域社会との関係なども重要な検討主題となる。

### ガバナンス governance

もともとは、国家の統治や会社その他の組織の統括のための活動やその仕組みを意味する。遺跡・遺産のガバナンスという場合には、コミュニティとの関連において、遺跡・遺産の保護や関連する利害関係について、それらの取扱いや実務上の包括的な協働体制の基礎となる合意を、民主的な方法・手段によって組み立てていく活動やその仕組みのことをいう。その意味で、遺跡・遺産のマネジメントは、遺跡・遺産のガバナンスに包摂される概念と位置付けられる。

### コミュニケーション communication

当事者が持っている考え方や感じ方、情報などを伝達する活動や過程のことで、その方法・手段などを含めることもある。遺跡・遺産のガバナンスを形成・確立し、マネジメントを検討・遂行していく上で最も基礎を成すもので、遺跡・遺産の保護からと、それ以外の観点・立場からのコミュニケーションが、相互に持続する状況を形成していく必要がある。

### ネゴシエーション negotiation

特定の事項について、合意形成を図る目的・目標を持って話し合うこと。とりわけ特定の場所と範囲を占める遺跡・遺産の場合、それらを別の土地に代用できないので、利害関係が先鋭化することが少なくない。したがって、いかにしてネゴシエーションのプロセスを組み立てて、進めて行くのが、遺跡・遺産のマネジメントに取り組む上で重要である。

### プロモーション promotion

何かの事柄や活動について、人々に価値や重要性を浸透させ、あるいは、それらをめぐる様々な取組を売りあるものにするために不特定多数の人々に向かって様々な表現と方法で情報を発信する行動のことで、その内容や組立をも含めることもある。一般に、広報という。遺跡・遺産に関わるプロモーションを行う場合、それらの歴史上、文化上、芸術上、観賞上、学術上などの価値や重要性のほか、それらをめぐるマネジメントの目的・目標や取組の現状などについて継続的に広報していくことが重要である。コミュニケーションとともにマネジメントの基礎を成す。

### ファシリテーター facilitator

種々の信条・立場・状況にある人々の話し合いの場において、中立的な立場を維持しながら介入し、議論の流れを的確に調整することによって、相互の理解や合意の形成を促す役割、またはその役割を果たす人のこと。遺跡・遺産については、特にその保護の検討において、ステークホルダーとのコミュニケーションが十分に図ることができないうために、ガバナンスを形成・確立することができず、地域の在り方と対立的な状況を生じることがあることから、ファシリテーターは、様々な表現や演出の方法を駆使して、そのための場づくりや雰囲気醸成などから取り組むことが重要である場合も少なくない。

### コーディネーター coordinator

組織や事業などにおいて、あるいは、複数の組織や事業などの間において、全体の方針や計画に基づき、諸事項の調整を行う役割、またはその役割を果たす人のこと。遺跡・遺産においては、マネジメントの対象とする遺跡・遺産の保存管理及び公開活用に関わる各主体の活動等に関する調整が基礎となる。さらに、地域振興等と一体となった遺跡・遺産のマネジメントに関するプランやプログラム、システムを検討・実施する場合においては、諸種の行政分野や関係団体、あるいは、それらが実施する事業との連携について、広い視野に立って、マネジメント全体の円滑な運営を図っていく必要がある。

### インタープリター interpreter

或る言語で表現された内容を他の言語に通訳することで意思疎通の仲介となる人のことを意味するが、そこから転じて、特に自然保護関連分野において、自然と人間との「仲介」となる人のことをいう。自然のことに詳しく、解説するのみならず、その役割には、もの言わぬ自然の内容や特質、適切な付き合い方などを具体的に伝えたり、現地の来訪者を安全に案内したり、そのための企画を講じて実施する中で参加者に一体感を演出したりすることなども含む。文化遺産の分野では、いまだ一般化していないが、地域における遺産の総合的把握や、生活観光の進展により、個性に裏付けられた地域の在り方を伝達し、来訪者と地域の仲介となるインタープリターとその役割はますます重要なものとなっていくものと考えられる。

## 6 遺跡整備・活用研究集会の開催概要（第1回～第4回）

### 【第1回】 遺跡の教育面に関する活用

(1) 開催日時：平成19年(2007)1月25日(木)13:10～17:00, 26日(金)9:20～15:10

(2) 開催場所：奈良文化財研究所平城宮跡資料館講堂(奈良市佐紀町)

(3) プログラム

平成19年(2007)1月25日(木)

開会挨拶

#### 事例報告(1)

北黄金貝塚における史跡の教育的活用	青野 友哉 (伊達市噴火湾文化研究所)
登呂遺跡における教育面に関する活用	中野 宥 (静岡市市民環境局文化財課)
加曽利貝塚における実験考古学と体験学習	村田六郎太 (千葉市立加曽利貝塚博物館)
保渡田古墳群の整備・活用	若狭 徹 (高崎市教育委員会文化財保護課)
見晴台遺跡での取り組み	村木 誠 (名古屋市見晴台考古資料館)
史跡斎宮跡の取り組みについて	泉 雄二 (斎宮歴史博物館)

平成19年(2007)1月26日(金)

#### 事例報告(2)

安国寺集落遺跡での取り組み	有馬 孝 (国東市歴史体験学習館)
まほろんでの取り組み	藤谷 誠 (福島県文化財センター白河館)
学校教育における考古学的アプローチの活用について	—教師の視点から— 小林 大悟 (群馬大学教育学部附属中学校)
楽古の挑戦 —NPOによる文化財普及の取り組み—	福田 和浩 (特定非営利活動法人歴史体験サポートセンター楽古)
遺跡の教育面の活用に関する連携の事例	中島 義晴 (奈良文化財研究所)

#### 総合討議

コーディネーター 田中 哲雄 (東北芸術工科大学)

## 遺跡整備・活用研究集会（第1回）参加者・事務局名簿

### （1）参加者（五十音順，敬称・所属略）

赤松 一秀	荒木 幸治	池邊 千太郎	石垣 敏之	石坂 茂
市岡 めぐみ	一丸 忠邦	猪原 輝夫	伊部 和徳	大門 克典
大河原 勉	岡林 峰夫	岡村 勝行	岡本 公樹	加川 崇
鹿島 正	鹿取 涉	上守 秀明	川崎 保	川田 強
河端 智	木ノ内 義昭	久世 啓司	黒崎 直	斉藤 理
佐々木 和也	佐藤 晃一	澤下 孝信	重田 勉	芝野 康之
須賀 照隆	菅原 弘樹	鋤柄 俊夫	杉本 宏	鈴木 康二
鈴木 勉	関口 慶久	関沢 聡	高田 秀樹	高梨 清志
高梨 政大	高橋 一栄	田中 弘樹	田辺 朋宏	田畑 基
田村 浩司	田原 淳司	塚越 忠弘	塚本 映子	辻 秀人
洞口 正史	戸根 与八郎	中尾 秀正	中川 猛	中川 尚子
中田 健一	中村 雅之	長屋 和幸	難波 功	西 英晃
西田 勝計	西上 和雄	林 亨	原田 光朗	深川 義之
藤井 淳弘	堀井 和美	本田 秀生	前田 清彦	前野 謙一
前山 精明	松井 潔	松林 豊樹	丸吉 繁一	三浦 知徳
宮崎 歩	宮原 文隆	武藤 為文	本井 健治	百田 雅彦
森 格也	柳林 修	矢羽田 幸宏	山口 正憲	山崎 多慶子
横関 明世	和田 理啓	渡邊 朋和		

### （2）発表者等（発表順，事務局を除く）

青野 友哉	中野 宥	村田 六郎太	若狭 徹	村木 誠
泉 雄二	有馬 孝	藤谷 誠	小林 大悟	福田 和浩
田中 哲雄				

### （3）事務局

奈良文化財研究所文化遺産部

高瀬 要一	山中 敏史	中島 義晴
-------	-------	-------

## 【第2回】 遺跡の保存管理・公開活用と指定管理者制度

(1)開催日時：平成20年(2008)1月25日(金)13:30～17:00, 26日(土)10:00～15:00

(2)開催場所：奈良文化財研究所平城宮跡資料館講堂(奈良市佐紀町)

(3)プログラム

### 平成20年(2008)1月25日(金)

開会挨拶 山中 敏史(奈良文化財研究所 遺跡整備研究室長)  
趣旨・日程等の説明 平澤 毅(奈良文化財研究所文化遺産部 主任研究員)

#### 基調講演《指定管理者制度と文化財・遺跡・公園》

基調講演1 公園緑地における指定管理者制度の導入と課題等について  
増田 昇(大阪府立大学大学院農学生命科学研究科 教授)  
基調講演2 遺跡・文化財施設等への指定管理者制度の導入について  
佐久間 豊(千葉県立中央博物館 館長)

#### 事例報告Ⅰ《指定管理者に採用された立場からの創意工夫》

事例報告1 指定管理者と都立文化財庭園  
山本 三郎(財団法人東京都公園協会 公園事業部長)  
事例報告2 一乗谷朝倉氏遺跡の指定管理者として  
岸田 清(社団法人朝倉氏遺跡保存協会 副会長 [事務局長])  
事例報告3 指定管理者制度に基づく博物館運営への挑戦  
-乃村工藝社による公立文化施設管理運営の実践-  
中島 秀男(株式会社乃村工藝社 PPP開発センター長)

### 平成20年(2008)1月26日(土)

#### 事例報告Ⅱ《文化財保護行政と指定管理者制度の接点》

事例報告4 文化遺産を活かしたまちづくりと指定管理者制度  
笠井 敏光(大東市立生涯学習センター アクロス 館長)  
事例報告5 指定管理者制度を導入した荒神谷博物館  
宍道 年弘(斐川町教育委員会生涯学習課 文化振興室長)  
事例報告6 大宰府関連史跡の管理運営と指定管理者制度  
城戸 康利(太宰府市教育委員会文化財課 主任主査)  
基調講演・事例紹介の要約 平澤 毅(奈良文化財研究所文化遺産部 主任研究員)

総合討議 座長：田中 哲雄(東北芸術工科大学 歴史遺産学科教授)

## 遺跡整備・活用研究集会（第2回）参加者・事務局名簿

### （1）参加者（五十音順，敬称・所属略）

赤川 正秀	赤木 克視	赤松 一秀	秋葉 奈津子	秋山 芳廣
有井 宏子	有馬 孝	石坂 公人	泉 雄二	一丸 忠邦
伊部 和徳	上屋 真一	大門 克典	大國 晴雄	大竹 弘之
大平 愛子	岡林 峰夫	岡村 勝行	岡村 道雄	奥村 信一
小田桐 淳	樫木 謙次	勝浦 康守	加藤 晴彦	川口てる子
川田 強	木下 貴文	黒崎 直	高妻 洋成	是田 敦
斎藤 義弘	齋藤 和行	佐藤 晃一	澤下 孝信	芝野 康之
白橋 哲	菅原 弘樹	杉山 智子	関 義則	高島 芳弘
高梨 清志	高橋 克伸	竹村 照雄	立石 雅文	田中 弘樹
谷川 正洋	田畑 基	田淵 恵三	玉井 功	千木良 礼子
椿 真治	徳永 哲	戸根 与八郎	富田 逸郎	中尾 秀正
中野 浩幸	西上 和雄	西崎 卓哉	西田 勝計	新田 剛
二宮 満夫	林 潤也	平井 和	平岡 正宏	福田 典明
福田 和浩	藤井 淳弘	前平 要	松井 潔	三浦 知徳
宮岡 功一	宮崎 素一	宮崎 歩	宮繁 壽夫	村山 茂美
森井 啓次	矢島 宏雄	山崎 多慶子	山城 統	山中 鹿次
山本賢一郎	吉田 秀則	盧 永春	渡辺 淑恵	渡邊 淳子

### （2）講演・報告者、総合討議座長（発表順，事務局を除く）

増田 昇	佐久間 豊	山本 三郎	岸田 清	中島 秀男
笠井 敏光	宍道 年弘	城戸 康利	田中 哲雄	

### （3）事務局

奈良文化財研究所文化遺産部

高瀬 要一	山中 敏史	平澤 毅
-------	-------	------

## 【第3回】 埋蔵文化財の保存・活用における遺構露出展示の成果と課題

※「平成20年度遺跡整備・保存修復科学合同研究集会」として開催。

(1)開催日時：平成21年(2009)1月30日(金)13:30～17:30, 31日(土) 9:30～15:00

(2)開催場所：奈良文化財研究所・平城宮跡資料館講堂(奈良市佐紀町)

(3)プログラム

平成21年(2009)1月30日(金)

【見学会】平城宮跡遺構展示館

開会挨拶 山中 敏史(奈良文化財研究所 文化遺産部長)

趣旨説明等(「遺構露出展示に関する調査研究」について)  
平澤 毅(奈良文化財研究所 遺跡整備研究室長)

基調講演

遺構露出展示の意義と計画 田中 哲雄(東北芸術工科大学歴史遺産学科 教授)

事例報告《様々な遺構露出展示の実績と課題》

横浜市三殿台遺跡における遺構露出展示の実績と課題  
鈴木 重信(財団法人横浜市ふるさと歴史財団 埋蔵文化財センター長)

埋蔵文化財の保存・活用における遺構露出展示の成果と課題  
-愛知県田原市 国指定史跡吉胡貝塚-  
増山 禎之(田原市教育委員会文化振興課 専門員)

ハニワ工場公園の埴輪窯露出展示 鐘ヶ江一朗(高槻市教育委員会 文化財課長)

特別史跡・特別名勝平城京左京三条二坊宮跡庭園  
篠原 豊一(奈良市教育委員会文化財課 文化財企画係長)

福岡市金隈遺跡に関する事例報告 比佐陽一郎(福岡市教育委員会文化財整備課 文化財主事)

平成21年(2009)1月31日(土)

技術報告《遺構露出展示のための調査法》

遺構露出展示のための調査法について  
高妻 洋成(奈良文化財研究所 保存修復科学研究室長)

遺構保存と水 石崎 武志(東京文化財研究所 保存修復科学センター長)

石材の風化とその計測法について 朽津 信明(東京文化財研究所 文化遺産国際協力センター 主任研究員)

赤外線サーモグラフィによる屋外文化財の劣化診断  
山路 康弘(別府大学文化財研究所 客員研究員)

\*講演・報告の要約 栗野 隆(奈良文化財研究所遺跡整備研究室 研究員)

総合討議 座長：田中 哲雄(東北芸術工科大学 歴史遺産学科教授)

平成20年度遺跡整備・保存修復科学合同研究集会 参加者・事務局名簿

(1) 参加者 (五十音順, 敬称・所属略)

相原 嘉之	青木 繁夫	赤川 正秀	浅野 良治	天野 順陽
雨森 智美	荒木 祐一郎	池田 朋生	池之上 晃敏	石崎 高臣
泉 雄二	伊藤 健司	伊藤 広宣	井上 才八	井上 美知子
井原 稔	伊部 和徳	入佐 友一郎	上坂 和規	植田 直見
宇田川 滋正	宇野 朋子	大久保 浩二	大久保 誠宏	大城 剛
大竹 弘之	大保 秀樹	大宅 康平	岡嶋 美智子	岡林 峰夫
岡本 一秀	奥田 隆	奥西 将之	奥西 穂積	奥村 信一
小椋 大輔	加川 崇	角正 淳子	角田 徳幸	風間 栄一
勝浦 康守	加藤 つむぎ	川越 光洋	河内 一浩	川本 耕三
季 牛憲	北川 明日香	北川 賢次郎	北野 信彦	木下 紘子
木下 誠	工藤 精一	栗本 康司	黒崎 直	郡司 早直
小滝 ちひろ	小西 順子	小林 徳	小味 浩之	斎藤 義弘
酒井 雅代	坂口 圭太郎	坂本 憲昭	佐々木 務	佐々田 学
澤下 孝信	沢田 正昭	澤田 正明	重田 勉	島田 朋之
末永 崇	須賀井 新人	杉本 宏	鈴木 雄太	鈴木 芳英
鷺見 一郎	関 義則	高尾 浩司	高瀬 要一	高橋 克伸
高橋 知奈津	高橋 佳子	田口 尚	立花 聡	田中 弘樹
田中 宏美	田邊 朋宏	谷口 明伸	谷澤 潔	田畑 基
玉井 功	田村 正樹	塚本 敏夫	佃 拓幸	手代木 美穂
東郷 加奈子	徳永 哲	富岡 正美	朝重 嘉朗	長尾 かおり
中川 英夫	中島 皆夫	永野 宏樹	中原 雄平	中山 雅文
西上 和雄	西澤 正晴	西園 勝彦	野口 尚志	橋本 清一
長谷川 一英	花澤 茂人	早川 保夫	韓 成熙	東 憲章
平井 和	平井 孝憲	平吹 靖	福田 典明	藤田 若菜
藤永 正明	細川 金也	堀江 格	本田 洋	本名 真理
前田 敬彦	松井 潔	松田 泰典	松村 英之	丸吉 繁一
三浦 知徳	水嶋 勇	宮岡 功一	撫養 健至	森井 啓次
森井 順之	守岡 正司	柳沢 伊佐男	柳林 修	山田 卓司
山中 鹿次	山根 実生子	山本 賢一郎	山本 誠	横田 明
横地 悦子	吉田 由希	吉田 由弥	米村 祥央	米村 衛
和田 一之輔	和田 大作	和田 麻衣子	渡辺 智恵美	渡 義人

(2) 講演・報告者等、総合討議座長 (発表等順, 事務局を除く)

田中 哲雄	鈴木 重信	増山 禎之	鐘ヶ江 一朗	篠原 豊一
比佐 陽一郎	石崎 武志	朽津 信明	山路 康弘	

(3) 事務局

奈良文化財研究所文化遺産部

山中 敏史	平澤 毅	栗野 隆	内田 和伸	恵谷 浩子
-------	------	------	-------	-------

奈良文化財研究所埋蔵文化財センター

肥塚 隆保	高妻 洋成	脇谷 草一郎		
-------	-------	--------	--	--

## 【第4回】 遺跡内外の環境と景観 ～遺跡整備と地域づくり～

(1)開催日時：平成22年(2010)1月28日(木)13:30～17:00, 29日(金) 10:00～16:10

(2)開催場所：奈良市ならまちセンター(奈良市東寺林町)

(3)プログラム

平成22年(2010)1月28日(木)

開会挨拶 小野 健吉(奈良文化財研究所 文化遺産部長)

趣旨説明等(「遺跡内外の環境と景観」について)

平澤 毅(奈良文化財研究所 遺跡整備研究室長)

### 基調講演① 《遺跡の保護と計画Ⅰ》

環境・景観から遺跡整備を考える

吉岡 泰英(福井県教育庁 埋蔵文化財センター長)

### 事例報告① 《遺跡の環境と復元》

三内丸山遺跡の環境と景観

小笠原 雅行(青森県教育庁文化財保護課 文化財保護主幹)

赤穂城跡と旧赤穂城庭園の保存と活用

宮崎 素一(赤穂市教育委員会 文化財担当参事)

足利市における文化遺産の保護活用

大澤 伸啓(足利市教育委員会文化課 文化財保護担当主幹)

平成22年(2010)1月29日(金)

### 基調講演② 《遺跡の保護と計画Ⅱ》

遺跡整備と地域計画

環境変容のプロセスに着目した地域景観像 ～ 平城京域における保全・再生のオルタナティブ・ヴィジョン

宮城 俊作(奈良女子大学生活環境学部 教授)

### 事例報告② 《遺跡の景観と保全》

「石見銀山遺跡とその文化的景観」の保全

中田 健一(大田市教育委員会石見銀山課 世界遺産係長)

萩市の文化遺産が織りなす景観とその保全

大槻 洋二(萩市歴史まちづくり部 主任専門職)

西川 雄大(萩市歴史まちづくり部 主任専門職)

\*講演・報告の要約

栗野 隆(奈良文化財研究所遺跡整備研究室 研究員)

総合討議 座長：平澤 毅(奈良文化財研究所 遺跡整備研究室長)

## 遺跡整備・活用研究集会（第4回）参加者・事務局名簿

### （1）参加者（五十音順，敬称・所属略）

赤川 正秀	綾部 侑真	石井 裕子	稲田 潤二	岩宮 未地子
上垣 功	卜部 行弘	恵谷 真	大川 勝宏	大竹 弘之
奥村 信一	小野山 義之助	面高 尚	加川 崇	柏原 正民
春日 肇	勝浦 康守	河口 智志	川畑 敏則	川道 寛
北川 明日香	桐山 秀穂	草野 豊和	後藤 完二	小浜 成
小林 邦隆	佐々木 満	佐藤 淳	澤下 孝信	重田 勉
菅原 弘樹	杉田 そらん	杉本 宏	杉山 智子	曾根崎 雄太
高木 晃	高橋 克伸	竹村 忠洋	立花 正充	立石 雅文
田中 弘樹	谷崎 仁美	田原 淳史	崔 賢妊	坪倉 淳
手島 智幸	土井 和幸	徳岡 健治	徳永 哲	仲 結花
永井 護	中尾 秀正	中畔 明日香	永野 宏樹	中野 浩幸
永光 寛	中村 亜衣	中村 淳儀	西崎 卓哉	西田 勝計
西辻 俊明	中山 允	野口 尚志	能勢 理	野原 大輔
野見山 志帆	橋本 巖	服部 真佳	花房 啓	潘 璐
平井 和	福田 和浩	福田 典明	福田 匡明	藤井 淳弘
藤井 正弘	藤田 若菜	細井 良幸	堀田 勝弘	前田 庄一
増山 禎之	町田 勝則	松野 元宏	松葉 竜司	松村 浩
丸林 禎彦	三浦 知徳	三澤 繁忠	武藤 克夫	村田 章人
森井 啓次	森岡 秀人	森本 理	柳沢 伊佐男	山村 薫
山本 賢一郎	山本 誠	横井川 博之	吉村 龍二	盧 永春
分部 綾子	和田 義久	渡辺 愛子	渡邊 純	

### （2）講演・報告者等、総合討議座長（発表等順，事務局を除く）

吉岡 泰英	小笠原 雅行	宮崎 素一	大澤 伸啓
宮城 俊作	中田 健一	西川 雄大	大槻 洋二

### （3）事務局

#### 奈良文化財研究所文化遺産部

小野 健吉	平澤 毅	栗野 隆
清水 重敦	恵谷 浩子	松本 将一郎

## 7 遺跡整備・活用研究集会の報告等

### 【第1回】平成19年(2007)1月25日(木)・26日(金) 開催分

○中島 義晴「遺跡の教育面に関する現状」

奈良文化財研究所紀要2007, p.p.66-67, 2007年6月20日発行

○独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所文化遺産部遺跡整備研究室 編

『遺跡の教育面に関する活用』

－平成18年度 遺跡整備・活用研究集会(第1回)報告書－』

159pp, ISBN978-4-902010-60-2, 2008年1月24日発行

### 【第2回】平成20年(2008)1月25日(金)・26日(土) 開催分

○平澤 毅「遺跡の保存管理・公開活用と指定管理者制度」

奈良文化財研究所紀要2008, p.p.46-47, 2008年6月15日発行

○独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所文化遺産部遺跡整備研究室 編

『遺跡の保存管理・公開活用と指定管理者制度』

－平成19年度 遺跡整備・活用研究集会(第2回)報告書－』

156pp, ISBN978-4-902010-68-8, 2008年12月25日発行

### 【第3回】平成21年(2009)1月30日(金)・31日(土) 開催分

○平澤 毅「遺構露出展示の今日的課題」

奈良文化財研究所紀要2009, p.p.44-45, 2009年7月10日発行

○独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所文化遺産部遺跡整備研究室 編

『埋蔵文化財の保存・活用における遺構露出展示の成果と課題』

－平成20年度 遺跡整備・保存修復科学合同研究集会 報告書－』

215pp, ISBN978-4-902010-78-7, 2009年12月25日発行

### 【第4回】平成22年(2010)1月28日(木)・29日(金) 開催分

○平澤 毅「遺跡整備と地域づくり」

奈良文化財研究所紀要2010, p.p.50-51, 2010年6月15日発行

○独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所文化遺産部遺跡整備研究室 編

『遺跡内外の環境と景観 ～遺跡整備と地域づくり～』

－平成21年度 遺跡整備・活用研究集会(第4回)報告書－』

141pp, ISBN978-4-902010-91-6, 2010年12月25日発行

### 【第5回】平成23年(2011)1月21日(金)・22日(土) 開催分

○平澤 毅「遺跡の総合的マネジメント」

奈良文化財研究所紀要2011, p.p.28-29, 2011年6月15日発行

○独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所文化遺産部遺跡整備研究室 編

『地域における遺跡の総合的マネジメント』

－平成22年度 遺跡整備・活用研究集会(第5回)報告書－』

137pp, ISBN978-4-905338-05-5, 2011年12月25日発行

**Summary Contents of the Reports of  
the Research Symposiums on Preservation and Utilization of Historic Sites  
(Organized by Nara National Research Institute for Cultural Properties, from Fiscal 2006 to 2010)**

1<sup>st</sup> January 25 Thu.- 26 Fri., 2007

Utilization of the Archaeological Site from the Viewpoint of Education

Utilization of the Archaeological Site from the Viewpoint of Education	TANAKA Tetsuo
Educational Utilization of Historic Sites in KITAKOGANE Shell Mound, DATE City, Hokkaido Prefecture	AONO Tomoya
Utilization from the Viewpoint of Education in TORO Archaeological Site, SHIZUOKA City, Shizuoka Prefecture	NAKANO Yu
Experiment Archaeology and Utilization for Experience Studies in KASORI Shell Mound, CHIBA City, Chiba Prefecture	MURATA Rokurota
Historic Park Built with Residents: Promotion and Utilization of HODOTA Mounded Tomb Cluster, TAKASAKI City, Gunma Prefecture	WAKASA Toru
MIHARUDAI Archaeological Site: the Present Condition and the Subject of Excavation Investigation by Citizens, NAGOYA City, Aichi Prefecture	MURAKI Makoto
Activity in the Historic Site, SAIKU: Excavation Investigation for 30 Years, and Trial and Error of Historic Site Utilization	IZUMI Yuji
Studying the Yayoi Man's Wisdom: Activity in ANKOKUJI Settlement Site, KUHISAKI City History Experience Study Center, Oita Prefecture	ARIMA Takashi
Activity of "MAHORON" (Fukushima Prefectural Cultural Properties Center in SHIRAKAWA City)	FUJITANI Makoto
Utilization of an Archaeological Approach in Education - From the Perspective of a Teacher -	KOBAYASHI Daigo
Challenges by the "RAKKO" (the Name of Activity Meaning "Enjoy the Ancient History")	FUKUDA Kazuhiro
Some Cases of Utilization of the Archaeological Site from the Viewpoint of Education	NAKAJIMA Yoshiharu
DISCUSSION	Coordinator TANAKA Testuo

2<sup>nd</sup> January 25 Fri.- 26 Sat., 2008

Preservation and Utilization of Historic Sites, and the Specified Management System  
under the Local Autonomy Law

Preservation and Utilization of the Historic Sites, and the Specified Management System under the Local Autonomy Law	TANAKA Tetsuo
For Issues such as Introduction of the Specified Management System to Parks and Recreation	MASUDA Noboru
For Issues such as Introduction of the Specified Management System to Cultural Sites and Facilities in Public	SAKUMA Yutaka

Preservation and Utilization of the Historic Gardens as Cultural Properties  
by the Designated Administrator

YAMAMOTO Saburo

As the Designated Administrator of  
ICHIJO-DANI-ASAKURA-Family Historic Site, FUKUI City, Fukui Prefecture

KISHIDA Kiyoshi

Challenges of public cultural facilities management and operation  
by NOMURA Co., Ltd.

NAKAJIMA Hideo

Problems of the Specified Management System under the Local Autonomy Law;  
Focusing on Cultural Facilities

KASAI Toshimitsu

Introduction of the Specified Management System  
at Archaeological Museum KOJINDANI, HIKAWA Town, Shimane Prefecture

SHINJI Toshihiro

Management of the Historic Sites related to DAZAIFU in Fukuoka Prefecture,  
and the Specified Management System

KIDO Yasutoshi

DISCUSSION

Coordinator

TANAKA Testuo

3<sup>rd</sup> January 30 Fri.- 31 Sat., 2009

Current Issues regarding *In Situ* Exhibition of Archaeological Features  
from the view point of Preservation and Utilization of Buried Cultural Properties

Significance and Planning of *In Situ* Exhibition of Archaeological Features

TANAKA Tetsuo

For Issues such as *In Situ* Exhibition of Archaeological Features,  
at YOSHIGO Shell Mounds, TAHARA City, Aichi Prefecture

MASUYAMA Tadayuki

*In Situ* Exhibition of Kiln for Clay Figure at the HANIWA Plant Park,  
TAKATSUKI City, Osaka Prefecture

KANEGAE Ichiro

Cultural Value and *In Situ* Exhibition of Archaeological Features  
at the Garden in the East Second Ward on Third Street in the Ancient Capital of Nara

SHINOHARA Toyokazu

Present Situations and Practice of *In Situ* Exhibition of Archaeological Features  
in FUKUOKA City and the Surrounding Area

HISA Yoichiro

How the Search for *In Situ* Exhibition of Archaeological Features

KOZUMA Yosei

Preservation of Historical Sites and Features Associated with Water

ISHIZAKI Takeshi

Weathering of Stone, and Method for Its Measurement

KUCHITSU Nobuaki

Deterioration of Cultural Heritage in Outdoor Infrared Thermography Diagnostic

YAMAJI Yasuhiro

For the Future of *In Situ* Exhibition of Archaeological Features;  
about the "Investigation Research Project on *In Situ* Exhibition of Archaeological Features"

HIRASAWA Tsuyoshi

DISCUSSION

Coordinator

TANAKA Testuo

4<sup>th</sup> January 28 Thu.- 29 Fri., 2010

Environments and Landscapes of Inside and Outside of Cultural Sites;  
Sites Management and Regional Promotion

Considering Sites Management and Promotion  
from the Viewpoint of Environments and Landscapes

YOSHIOKA Yasuhide

Regional Landscape Image Focused on the Transformation Process of Environment of Sites;  
Alternative Vision of Conservation and Regeneration at HEIJO-KYO Area,  
NARA City, Nara Prefecture

MIYAGI Shunsaku

Environment an Landscape of SANNAI-MARUYAMA Archaeological Site,  
AOMORI City, Aomori Prefecture

OGASAWARA Tadayuki

Preservation and Utilization of AKO Castle and Garden Site, AKO city, Hyogo Prefecture;  
In Cooperation with Regional Promotion of Castle Town in Heisei Period

MIYAZAKI Motoichi

Protection and Conservation of Cultural Heritage in ASHIKAGA City, Tochigi Prefecture;  
From Understanding to Utilizing of Cultural Properties in the Regional Promotion

OSAWA Nobutaka

Conservation of the “Iwami Ginzan Silver Mine and its Cultural Landscape”,  
ODA City, Shimane Prefecture

NAKADA Kenichi

Landscapes and Its Conservation, which Have Been Consisted  
with Cultural Heritages in HAGI City, Yamaguchi Prefecture

NISHIKAWA Yuta, OTSUKI Yoji

Recent Developments concerning Regional Planning over Cultural Heritages in Japan

HIRASAWA Tsuyoshi

DISCUSSION

Coordinator

HIRASAWA Tsuyoshi

5<sup>th</sup> January 21 Fri.- 22 Sat., 2011

Comprehensive Management of Cultural Sites and Heritages

Archaeological Sites in the Role and Functions of Regional Planning

MUNETTA Yoshifumi

Development of Local Culture,  
Related to the Preservation and Utilization of Archaeological Sites

OSHIMA Naoyuki

Heritage Conservation and Management in the Community;  
Managing Changes - from Symptomatic Treatment to Development of Heritage Governance

INABA Nobuko

Comprehensive Conservation and Heritage Initiatives in Regional Promotion;  
Heritage Management Thinking from the Action Programme of KUMANO-KODO, Mie Prefecture

HIRANO Atsushi

Cultural Sites and Heritage for the Future of Regional Community;  
about the “Comprehensive Management of Cultural Sites and Heritages”

HIRASAWA Tsuyoshi

DISCUSSION

Coordinator

HIRASAWA Tsuyoshi

## 地域における遺跡の総合的マネジメント

— 平成22年度 遺跡整備・活用研究集会(第5回) 報告書 —

---

発行日 2011年12月25日

編集発行者 独立行政法人国立文化財機構  
奈良文化財研究所  
文化遺産部遺跡整備研究室  
〒630-8577 奈良県奈良市二条町二丁目9番1号

印刷者 能登印刷株式会社  
〒924-0013 石川県白山市番匠町293番地

---

ISBN978-4-905338-05-5